

平成28年第4回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	4
付議事件並びに結果	5

平成28年8月30日

出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	13
会議録署名議員の指名について	14
議案の上程について	14
市長の提案理由の説明	15
報告について	22
請願について	23

平成28年9月1日

出席及び欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により出席した者	26
本議会に出席した事務局職員	26
議事日程	26
議案質疑について（議案第58号）	28
（議案第59号～議案第65号）	28
（議案第66号～議案第67号）	30
（議案第68号）	32
（議案第69号～議案第70号）	33
（議案第71号）	33

平成28年9月5日

出席及び欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により出席した者	36
本議会に出席した事務局職員	36

議事日程	37
一般質問について	38
荒木 憲 議員	38
藤丸 正勝 議員	50
三小田一美 議員	62
田中 雅美 議員	74
梅崎 和弘 議員	89
白谷 義隆 議員	99

平成28年 9 月 6 日

出席及び欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により出席した者	112
本議会に出席した事務局職員	112
議事日程	113
一般質問について	113
熊井三千代 議員	113
浦川 和久 議員	123
伊藤 法博 議員	136
菊次 太丸 議員	146
高田千壽輝 議員	165
荒巻 英樹 議員	176

平成28年 9 月 7 日

出席及び欠席議員	195
地方自治法第121条の規定により出席した者	196
本議会に出席した事務局職員	196
議事日程	197
一般質問について	197
緒方 寿光 議員	197
矢ヶ部広巳 議員	215

平成28年 9 月20日

出席及び欠席議員	231
地方自治法第121条の規定により出席した者	232

本議会に出席した事務局職員	232
議事日程	232
議会運営委員長報告について	233
各委員長報告について	234
総務委員長報告について	234
建設経済委員長報告について	236
教育民生委員長報告について	236
決算審査特別委員長報告について	238
議案第72号	248
オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会中間報告について	249

第 4 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
8 月 30 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
8 月 31 日	水	考 案 日	
9 月 1 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
9 月 2 日	金	考 案 日	
9 月 3 日	土	休 会	
9 月 4 日	日	休 会	
9 月 5 日	月	本 会 議	一 般 質 問
9 月 6 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 7 日	水	本 会 議	一 般 質 問
9 月 8 日	木	委 員 会	
9 月 9 日	金	委 員 会	
9 月 10 日	土	休 会	
9 月 11 日	日	休 会	
9 月 12 日	月	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 13 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 14 日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 15 日	木	事務整理日	
9 月 16 日	金	事務整理日	
9 月 17 日	土	休 会	
9 月 18 日	日	休 会	
9 月 19 日	月	休 会	
9 月 20 日	火	本 会 議	採決・閉会

第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議案第58号	専決処分の承認について（専決第4号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）	28.9.1	承認
議案第59号	平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	28.9.20	認定
議案第60号	平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	28.9.20	認定
議案第61号	平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	28.9.20	認定
議案第62号	平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	28.9.20	認定
議案第63号	平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	28.9.20	認定
議案第64号	平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28.9.20	認定
議案第65号	平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定について	28.9.20	認定
議案第66号	平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	28.9.20	原案可決
議案第67号	平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	28.9.20	原案可決
議案第68号	柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	28.9.20	原案可決
議案第69号	和解及び損害賠償額の決定について	28.9.20	原案可決
議案第70号	町の区域の変更及び小字の廃止について	28.9.20	原案可決

議案 第71号	人権擁護委員候補者の推薦について	28.9.1	同意
議案 第72号	和解及び損害賠償額の決定について	28.9.20	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第5号	養護老人ホーム「柳光園」にかかる施設の老朽化に伴う 修繕・営繕等にかかる経費負担軽減に関する請願書	28.9.20	不採択

報 告

報告 第5号	平成27年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	28.8.30	報 告
-----------	---	---------	-----

柳川市議会第4回定例会会議録

平成28年8月30日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2. 欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	成松宏良	
教	育	長	日高良
総務部	長	高崎祐二	
会計管理	者	田尻主範	
市民部	長	石橋正次	
保健福祉部	長	原忠昭	
建設部	長	大淵洋祐	
産業経済部長兼大和庁舎	長	成清博茂	
教育部長兼三橋庁舎	長	樽見孝則	
消	防	長	橋本祐二郎
人事秘書課	長	平田敬介	
総務課	長	松藤敏彦	
企画課	長	椛島謙治	
財政課	長	島添守男	
税務課	長	野田栄作	
健康づくり課	長	大石涼子	
福祉課	長	白谷通孝	
学校教育課	長	木下隆	
生涯学習課	長	袖崎朋洋	
建設課	長	待鳥哲	
農政課	長	林誠	
水路課	長	松永泰治	

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀崎公德						
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内田猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳永喜美香			

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成28年4月分、5月分、6月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案の上程について
- 議案第58号 専決処分の承認について（専決第４号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第２号）について
- 議案第67号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
- 議案第68号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第70号 町の区域の変更及び小字の廃止について
- 議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程（４） 報告について
- 報告第５号 平成27年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程（５） 請願について
- 請願第５号 養護老人ホーム「柳光園」にかかる施設の老朽化に伴う修繕・営繕等にかかる経費負担軽減に関する請願書

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成28年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成28年第4回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、6月定例会以降の重立った事柄について、御報告させていただきます。

まず初めに、広域で構成する協議会や期成会等の諸会議について、御報告いたします。

私が会長を務めております福岡県東部地区農地海岸事業推進協議会、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、有明海高潮対策促進期成同盟会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会など10の総会と福岡県土地改良事業団体連合会の理事会を開催いたしました。

中でも、8月9日に開催いたしました福岡県有明海漁業振興対策協議会では、議案審議終了後に県より、平成28年度有明海再生事業（福岡県）関係と、有明海におけるアサリの漁場管理についての説明を受けるとともに、委員の皆様から、ノリの普及やブランド化についてや有明海沿岸への漂着物の回収や処理についてなどの質問や意見が出されました。

また、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県道路協会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会、矢部川改修期成同盟会、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会など10の総会と筑後七国ホークス連携協議会設立総会に出席いたしました。それぞれ国・県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに、事業運営についての意見交換を行いました。

さらに、7月13日には東京都で開催されました全国市長会理事・評議員合同会議に出席いたしました。

続きまして、国・県等に対する要望活動について、御報告いたします。

初めに、佐賀空港へのRNAV（広域航法）運航方式の早期導入に関する要請を7月4日に佐賀県池田英雄副知事に行いました。さらに、8月2日には上京し、国土交通省佐藤善信航空局長へ同趣旨の要望を行ったところであります。

また、会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会と福岡県農業農村整備事業推

進対策委員会で、7月12日に福岡県に対し、基盤整備事業の推進など3項目の農業農村整備関係施策が計画的、効果的に展開できるよう、本年度の国に対する追加予算措置はもとより、来年度の必要予算の確保に関して要望を行いました。

さらに、27日には麻生太郎財務大臣に直接お会いすることができ、同内容の要望を行いました。そして、農林水産省幹部及び関係国会議員に対して要望活動を行ったところであります。

7月12日午後からは土地改良事業団体連合会九州協議会と九州農業農村整備事業推進協議会との合同で、九州農政局に対し、農業農村整備事業に係る平成28年度予算追加措置及び平成29年度当初予算の確保並びに震災からの復旧・復興に係る財源の確保や、多面的機能支払交付金の必要額の確保など5項目について政策提案と意見交換を行いました。

さらに、26日には森山裕農林水産大臣を初め同省幹部並びに関係国会議員に対して、同内容の要望活動を行ったところであります。

8月22日には西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会において、福岡県と県議会、西鉄本社に対し、単線区間約16.1キロメートルについて全区間の複線化早期実現と、朝の通勤通学の時間帯における運行時間短縮及び増便などの利便性向上について要望を行うとともに、意見交換を行ってまいりました。

ほかにも、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会と福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会との合同で、7月15日に九州農政局に対し、22日には農林水産省並びに関係国会議員に対し、平成29年度予算の確保及び関連施策の充実並びに福岡県営湛水防除事業クリーク防災機能保全対策工事についての政策提案と意見交換を行いました。

あわせて、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会において、7月19日に九州地方整備局に対し、22日には国土交通省並びに関係国会議員に対し、小石原川ダムの建設促進並びにダム群連携事業の早期着工の要望を行ったところであります。

8月5日には筑後七国商工観光推進協議会において、JR九州に対し、九州新幹線筑後船小屋駅のさらなる利便性の向上と筑後七国の発展のため、停車本数の確保及び現在運行中の「さくら」の停車数の増大など、新幹線に関する4項目の要望を行っております。

8月18日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で福岡県と県議会、九州地方整備局に対し、さらに翌日の19日には国土交通省と地元選出の国会議員に対し、十分な道路予算の全体枠の確保を初め、有明海沿岸道路へのアクセス道路の整備促進など9項目の要望を行うとともに、意見交換を行ってまいりました。

現在、市内の徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでの4.5キロメートルの工事が異例の速さで進められており、平成29年度には開通する予定であります。

次に、市政の近況について御報告いたします。

初めに、総会や諸会議について御報告いたします。

6月30日に第1回の柳川市総合計画審議会を開催し、柳川市のまちづくりを示す第二次総合計画の策定を諮問いたしました。

7月11日には柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会総会を開催し、第3回大会を3月20日春分の日に開催することになりました。

7月20日に開催しました柳川市有明海対策実行委員会総会では、議案審議後に県への要望事項や漁港整備・しゅんせつ、水産業振興対策事業、柳川産ノリのブランド化について報告を行いました。

7月25日には柳川市空家等対策協議会の第1回目の会議を開催し、来年3月までには空家等対策計画を策定して、特定空き家等に係る手続や措置方針を決定していくこととなりました。

ほかに、柳川料飲組合、柳川市農業振興活性化会議、柳川農産物特産品づくり推進協議会の総会と琴奨菊後援会役員会・総会などに出席いたしました。

次に、7月14日には、さきの6月定例会で議決いただきました本市からの平成28年熊本地震災害義援金10,000千円を日本赤十字社福岡県支部河野達海事務局長にお渡しいたしました。また、市内小・中学校や区長会、公民館など、市民の皆様から寄せられた義援金の預かりを時間の許す限り行いました。そして、昨日までに11,000千円を超える善意の義援金が寄せられ、日本赤十字社福岡県支部を通じて被災地に届けさせていただいております。義援金をお寄せいただいた皆様に、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

7月16日には18回目を数える柳川ひまわり園の開園式が行われました。昨年より10万本多い50万本のヒマワリが県内外からの多くのお客様をお迎えいたしました。

8月21日には熊本地震からの復興祈願を兼ねて第18回有明海花火フェスタが盛大に開催されました。スカイナイアガラを初め、九州でも最大級の2尺玉や花火と音楽との融合など、8,000発の打ち上げ花火が柳川の夏の夜空を彩りました。

本市の夏の風物詩となっていますひまわり園や花火フェスタは、回を重ねるごとに内容も充実して来場者が増加しており、好評を博しております。これもひとえに柳川むつごろう会並びに有明海花火フェスタ実行委員会の皆様の献身的な御尽力によるもので、本市の観光振興と地域活性化が大いに図られているものと思っております。この場をおかりいたしまして、御尽力いただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

8月25日には本市へのアジアからの訪日外国人、特に台湾からの増加に対応した、日本語を話したい訪日客にやさしい日本語でのおもてなしができる環境をつくるため、やさしい日本語ツーリズムコンソーシアムキックオフミーティングを水の郷で開催いたしました。今後は、10月8日にやさしい日本語講演会と台湾留学生との交流会の開催や、11月上旬には台湾の教育関係幹部の方々を訪問するなどして、おもてなしによる外国人観光客誘致に努めたいと考えています。

最後に、さきのリオデジャネイロ・オリンピックの競泳男子200メートルバタフライに出場した本市出身の坂井聖人選手を地元柳川から応援するため、8月9日の準決勝と10日の決勝の2日間、水の郷において、パブリックビューイングを開催いたしました。両日とも平日の朝にもかかわらず多くの皆様が応援に駆けつけ、熱い声援を送ったところです。そして、坂井選手は見事銀メダルを獲得し、私たちに夢と希望と感動を与えてくれました。本市では、お祝いの花火を打ち上げるとともに、市民会館と大和、三橋庁舎の3カ所にお祝いの懸垂幕を掲揚いたしました。

さらに、その快挙をたたえるため、9月15日には坂井聖人選手リオオリンピック銀メダル獲得報告会とあわせて水上パレードを開催いたします。4年後の東京オリンピックでは、さらにすばらしい成績をおさめられることを期待いたしております。

以上で行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆様おはようございます。平成28年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、8月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日8月30日から9月20日までの22日間といたしております。

その内容について申し上げます。

本日開会、提案理由の説明、8月31日考案日、9月1日を議案質疑、2日を考案日、3日、4日は休日で休会、9月5日、6日、7日を一般質問、8日、9日を委員会、9月10日、11日は休日で休会、12日、13日、14日を決算審査特別委員会、15日、16日は事務整理日、17日、18日、19日は休日で休会、20日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第58号から議案第71号までの14議案の一括上程であります。

日程4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程5 が請願についてであります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第5

号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。初めに議案第58号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第59号から議案第65号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第59号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託と。議案第60号から議案第62号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第63号は総務委員会に審査を付託、議案第64号及び議案第65号の2議案は、建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第66号及び議案第67号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第66号は総務委員会に審査を付託、議案第67号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第68号を議題とし、質疑終了後、教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第69号及び議案第70号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第69号は総務委員会に審査を付託、議案第70号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第71号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番菊次太丸議員及び20番梅崎和弘議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（浦 博宣君）

日程3．議案の上程について。

議案第58号から議案第71号までの14議案を一括上程いたします。

初めに、議案第58号から議案第65号までの8議案について、市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回、御提案いたします14議案のうち、議案第58号から議案第65号までの8議案について御説明申し上げます。

まず、議案第58号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）について、御説明申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、引用している条文について所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第59号から議案第65号までの平成27年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成27年度は、普通交付税の合併算定替えによる優遇措置が段階的に削減されていく初年度に当たることから、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、職員の削減、経費の節減合理化など限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算内容を歳入から申し上げますと、市税については、固定資産税が評価替えの影響により減額になったものの、市民税の個人が増額になったことなどにより平成26年度に比べ、金額にして51,787,393円、率にして0.8%の増額となりました。

また、地方消費税交付金については、平成26年4月の消費税引き上げに伴う影響が通年分となったことから、平成26年度に比べ、金額にして546,288千円、率にして72.2%の大幅な増額となりました。

地方交付税については、平成26年度に比べ、金額にして75,207千円、率にして0.8%の減額となりました。これは特別交付税が10,999千円の増額となったものの、普通交付税が合併算定替えの段階的な削減が開始された影響等から、86,206千円の減額となったためです。

次に、寄附金については、平成26年度に比べ、金額にして205,664,919円、率にして185.1%の増額となりました。これは、ふるさと寄附金の返礼品見直しなどにより、223,121,457円増加したことなどによるものです。

次に、繰入金については、平成26年度に比べ、金額にして1,226,455,752円、率にして98.6%の減額となりました。これは国の経済対策に伴う地域の元気臨時交付金を積み立てたまちづくり振興基金を前年度に620,000千円繰り入れたこと及び柳川・大和・三橋の各地域振興基金について合併10年目となる前年度までに繰り入れる必要があったことなどによるものであります。

次に、市債については、平成26年度に比べ、金額にして518,929千円、率にして14.3%の減額となりました。これは小・中学校の空調施設整備や体育館つり天井の改修などが増額になったものの、柳川駅周辺地区事業が前年度で完了したため大幅に減額になったことなどによるものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、ふるさと寄附金の推進を図るため、お返しに送る記念品をリニューアルするとともに、啓発用のパンフレットを新たに作成し、外部へのPRに努めたほか、若い世代の結婚、出産、子育ての後押し及び定住人口の増加を目的として旧市営住宅中山団地の跡地を宅地として分譲するための整備を行いました。

また、今後の公共施設等の老朽化対策として、公共施設全体の現状を把握し、長期的な視点に立って、更新、統廃合、長寿命化等の計画を作成することとしていますが、この計画を作成する基礎となる固定資産台帳の整備を行ったところです。

そのほか、合併特例債の元利償還金に係る後年度の財政負担の軽減対策として、引き続き減債基金を積み立てたほか、自主財源を確保するため、財政調整基金について国債での運用を行い、運用益を基金へ積み立てております。

次に、福祉関係では、特に子育て支援関係で、皿垣校区に新たに学童保育所が開設されたことにより、市内全小学校校区での学童保育事業を実施することとなりました。あわせて、保護者から要望が強い保育時間の延長についても、体制が整ったところから必要に応じ午後7時までの延長保育を実施することとしました。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく教育、保育提供体制の確保及び地域の子育て支援の充実を図ることを目的に、平成31年度までを計画期間とする柳川市子ども・子育て支援事業計画を策定したほか、老朽化した大和保育園の園舎改築及び幼保連携型の認定こども園に移行する柳川幼稚園の施設整備に対し一部助成を行いました。

一方、環境面においては、今後の空き家対策の基礎資料とするため、市内全域の戸建て住宅及び店舗併用住宅の実態調査を行い、空き家の住所、地番、老朽化度等の情報収集、整理を行いました。

また、再生エネルギー導入の促進及び大規模災害時における円滑な避難所運営のため、柳川農村環境改善センターを含む5つの第1次避難所に太陽光発電施設を整備しました。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、野菜産地の育成におけるナス、イチゴ、アスパラガスに係る生産者の所得向上を図るため、柳川農協が国の強い農業づくり交付金事業の支援を受けて実施する野菜集出荷施設の整備に対して助成を行ったところです。

また、地元からの要望が多いクリークの保全事業については、国・県の事業を活用することにより整備を進めているところです。

水産業関係では、両開、皿垣開、久間田漁港の航路及び泊地に堆積した泥土のしゅんせつ工事を行ったほか、継続事業として実施している両開漁港の機能保全事業につきましては、保全計画に基づき整備工事を行いました。

観光関係では、平成26年度の国の補正予算に計上された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、宿泊利用者の増加により滞在力の強化を図るため、市外からの宿泊利用者に対し助成金を交付するふるさと旅行事業のほか、本市を訪れる国内外の観光客がスムーズに情報入手できる環境を官民連携で整える「柳川フリーワイファイ」の整備、柳川観光PR映像「さげもんガールズ」等を活用した観光プロモーション事業に取り組みました。

また、有明海及び沿岸の干拓地などの魅力ある地域資源を有効に活用し、地域住民と観光客との交流を通して滞在期間の延長、地域消費額の増加に結びつけ、交流人口の増加を図る地域版DMOによる滞在力強化事業を開始しました。

次に、商工関係では、地域経済の発展及び活性化を図る目的で平成27年4月に開始された、協同組合柳川おもてなしカード会が行う、お買い物カード「やなぼ」事業のオンラインシステム導入費用について一部助成を行ったところです。

また、観光関係と同じように国の補助金を活用したプレミアム商品券について、プレミアム率を20%に引き上げることで個人消費の喚起を図るなど市内商工業の振興に努めました。あわせて、主に市外の消費者に割引販売を行うことにより本市の魅力ある商品の知名度向上及び販売促進を図る、ふるさと名物商品事業を行いました。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備のほか、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川番所橋架替事業に取り組みました。平成26年度から取り組んでいる市営住宅東宮永団地建設事業については本年3月に完成し、入居が始まったところです。

次に、教育関係では、学力向上支援事業や市独自の特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、引き続き教育環境の向上や改善に努めました。

平成27年度に新たな事業として、児童・生徒の安全・安心を確保するため、全小・中学校に防犯カメラを設置したところです。

また、教育環境の整備を図るため、全小・中学校の普通教室等への空調施設整備に向け、既に整備を行っている皿垣、二ツ河、中山小学校を除く市内16小学校への空調施設を整備したほか、平成28年度の中学校への導入に向けた設計業務を行ったところです。

生涯学習関係では、藤吉校区コミュニティセンターが完成したことにより、大和・三橋地域の全校区にコミュニティセンターが完成しました。今後は、このコミュニティセンターを拠点に各校区でのさまざまな活動を進めていくこととしております。

そのほか、江戸時代の儒学者として知られている安東省庵について、市民レベルでより一

層の顕彰を深めるための国際シンポジウムを開催しました。柳川市民グラウンドに新設を予定している柳川市民文化会館につきましては、設計業者の選定を行ったほか、東側に隣接する民有地について地権者と合意に達し、用地の取得を行ったところです。

このように、平成27年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額32,216,754,588円、歳出総額31,085,141,119円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,131,613,469円となりました。この形式収支額から、繰越明許費による平成28年度への繰越財源136,594,530円を差し引いた実質収支額は995,018,939円となりました。

次に、平成27年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を加えた普通会計ベースで御報告申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、平成26年度に比べ、0.9ポイント回復し、91.2%となりました。

次に、市債の年度末残高については34,000,600千円となり、平成26年度に比べ、143,863千円増加しました。

次に、基金の積立金残高については13,732,407千円となり、平成26年度に比べ、897,248千円増加しました。

今後の財政運営に当たっては、昨今の厳しい経済情勢により、現制度での市税等の大幅な増収を見込むことは厳しい状況です。加えて、普通交付税が平成27年度から5年間で段階的に削減され、平成32年度には完全に一本算定に移行していくことから、交付額が大幅に減額となることが見込まれます。

このため、費用対効果の検証を常に心がけ、経常経費の節減、定員管理の適正化など行財政改革の推進を図り、行財政基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、議案第60号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額10,757,148,662円に対し、歳出総額10,824,264,147円で、歳入歳出差引額67,115,485円の赤字決算となりました。

なお、前年度からの繰越金と基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では221,866,242円の歳入不足となります。

次に、議案第61号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額940,592,809円に対し、歳出総額937,559,899円で

歳入歳出差引額は3,032,910円の黒字となりました。

次に、議案第62号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

この貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から、同和対策事業特別措置法として制度化されたものであります。

なお、平成8年度をもってこの貸付制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成27年度決算は、歳入総額2,829,197円に対して歳出総額636,508円となっております。

次に、議案第63号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成27年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第64号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,064,023,323円に対し、歳出総額1,022,815,388円で、歳入歳出差引額は41,207,935円の黒字となりました。

公共下水道事業につきましては、平成27年度末で、整備面積363.9ヘクタール、供用開始区域内人口1万2,309人に対する接続人口は9,008人、接続率73.2%となっております。

次に、議案第65号 平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,357,758,821円に対し、事業費用総額1,236,603,809円で、差し引き121,155,012円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は、92,651,237円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額227,853,520円に対し、支出総額655,361,847円で、収入額が支出額に対し427,508,327円の不足となりましたが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた437,904,339円を平成28年度へ繰り越しました。

以上、御説明申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（浦 博宣君）

次に、議案第66号から議案第71号までの6議案について、市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議長の配慮に感謝いたします。

続きまして、議案第66号及び議案第67号の補正予算案2議案、議案第68号から議案第71号までの条例案1議案、そのほか2議案及び人事案件1議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772,564千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29,358,870千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費は、581,308千円を増額補正しております。内容としましては、旧中山団地跡地の売却に伴う収入や財政調整基金の国債運用に伴う売却益等の基金への積立金、地方財政法第7条の規定に基づく平成27年度決算剰余金の2分の1についての減債基金への積立金のほか、嘱託職員の公務災害に伴う災害補償費、電算システムのセキュリティ強化に伴うシステム改修費、個人番号カード交付事業費等を計上しております。旧中山団地跡地につきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての後押し及び定住人口の増加を目的として4区画での宅地分譲を行っていましたが、このうちの2区画について売却に向けた手続きが完了したことに伴う収入を財政調整基金へ積み立てるものです。

3款・民生費は、20,826千円を増額補正しております。内容としましては、介護保険に係る国の制度改正に伴う生活保護電算システム委託料及び認知症や独居高齢者の増加に伴い虐待など困難なケースがふえていることから、これに対応する社会福祉士1名の雇用費です。

学童保育事業費では、ニーズ調査の結果、昭代第一及び第二小学校区で増設する必要が生じたことから、次年度に国・県の補助金を活用して施設整備を行うための設計業務委託料です。

また、保育所運営等事業費及び認定こども園運営等事業費では、保育士の業務の中で特に負担となっている書類等の作成において、保育所等が保育業務支援システムを導入しICT化を進めることに対し、国の制度を活用して一部助成を行うものです。

4款・衛生費では5,030千円を増額補正しております。これは予防接種法施行令の一部改正によりB型肝炎ワクチンに係る予防接種が平成28年10月1日から定期接種に移行したことに伴う委託料等です。

6款・農林水産業費は86,723千円を増額補正しております。内容としましては、老朽化し

た農地周りの農業用の用排水路や農道等の長寿命化に係る交付金について、国から追加割当が生じたことに伴う多面的支払交付金のほか、水路に堆積して流水を阻害している汚泥の除去費用や、県の補助制度を活用して水路整備の進捗を図る農村環境整備事業費などを計上しています。

7款・商工費では3,500千円を増額補正しております。内容としましては、イルミネーション事業「ドリーム・カム・ツリー」に係る補助金のほか、観光費では、熊本地震による風評被害により観光客が減少していることから、観光協会や旅館組合と連携して実施するオール柳川元気プロモーション事務委託料を計上するなど、今後の観光客の増加に向けた取り組みを行っていくこととしております。

8款・土木費では5,947千円を増額補正しております。内容としましては、市民の安全・安心の確保と住環境の改善を図るため、国の社会資本整備総合交付金を活用しての老朽危険家屋等除却促進事業補助金のほか、前年度の県事業費の確定に伴う福岡県海岸協会負担金を計上しております。

10款・教育費では140千円を増額補正しておりますが、これは子どもの読書活動事業について、県の補助金が確保できることになったことから、小学校2校で実施するための費用です。

11款・災害復旧費では、69,090千円を増額補正しております。今回の災害復旧費は、本年6月18日から26日にかけての豪雨により被害を受けました公共土木施設である道路の災害復旧及び6月22日から23日にかけての豪雨により被害を受けました農業用施設である水路の災害復旧のための経費を追加しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款・国庫支出金では、保育対策総合支援事業費等25,457千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、現年発生農業用施設災害復旧費等85,495千円を増額補正しております。

15款・財産収入では、積立基金利子等67,206千円を増額補正しております。

16款・寄附金では、民生費寄附金1,050千円を増額補正しております。

18款・繰越金では、553,639千円を増額補正しております。

19款・諸収入では、非常勤職員公務災害補償保険金等3,317千円を増額補正しております。

20款・市債では、排水路整備事業費等36,400千円を増額補正しております。

第2表債務負担行為補正では、県営かんがい排水事業筑後東部第2期地区整備資金借りに係る元利償還金の助成に係る平成28年度借りかえ分1件について追加を行っております。

第3表地方債補正では、現年発生農業用施設災害復旧事業費や排水路整備事業費など3件について追加、または変更を行っております。

次に、議案第67号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度決算に伴い歳入不足額が確定したため、歳出の前年度繰上充用金を減額補正するとともに、過年度国庫支出金等の返還金を増額補正するものです。

歳入では、前年度繰上充用金の財源として確保していましたが国庫支出金を減額調整しています。

これにより、歳入歳出それぞれ18,996千円を減額し、補正後の予算総額を10,605,654千円とするものであります。

次に、議案第68号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成28年10月1日に開設する大和総合保健福祉センター内のトレーニングルームに係る利用対象者及び使用料の設定並びに条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第69号 和解及び損害賠償額の決定について、御説明申し上げます。

概要を申し上げますと、平成28年6月14日午後2時40分ごろ、大和庁舎での業務を終えて柳川庁舎に向かって公用車を運転していた柳川市嘱託職員が、大和庁舎西側の旧大和町給食センター前のカーブで、相手方が運転する対向車両と衝突し、相手方車両の右前方部を破損させたものであります。この事故に係る損害賠償額を1,217,200円と決定し、相手側と示談を行おうとするものであります。

なお、決定した損害賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で支払われます。

次に、議案第70号 町の区域の変更及び小字の廃止について、御説明申し上げます。

本案は、柳川都市計画事業柳川駅東土地区画整理事業の実施に伴い、区域について従来の字界が原形をとどめなくなったため、字の区域を変更し、あわせて小字を廃止するものです。

次に、議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります武藤義治氏の委員の任期が平成28年12月31日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（浦 博宣君）

日程4．報告について。

報告第5号 平成27年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第5号 平成27年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、同法第3条の規定による財政の健全化比率につきましては、平成27年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものであります。全ての比率において、国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による平成27年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものであります。いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

以上、御報告申し上げます。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（浦 博宣君）

日程5 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第5号 養護老人ホーム「柳光園」にかかる施設の老朽化に伴う修繕・営繕等にかかる経費負担軽減に関する請願書は、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分 散会

平成 2 8 年 9 月 1 日 (木曜日)

柳川市議会第4回定例会会議録

平成28年9月1日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	成松宏良	
教育長	日高良二	
総務部長	高崎祐主	
会計管理者	田尻正次	
市民部長	石橋忠昭	
保健福祉部長	原大淵洋祐	
建設部長	大淵清博	
産業経済部長兼大和庁舎長	成樽見孝則	
教育部長兼三橋庁舎長	樽見本祐二郎	
消防長	橋本敬介	
人事秘書課長	平松藤敏彦	
総務課長	松椋島謙治	
企画課長	島添守男	
財政課長	野田栄作	
税務課長	野田涼子	
健康づくり課長	大石谷通孝	
福祉課長	白木下隆	
学校教育課長	木下崎朋洋	
生涯学習課長	袖崎鳥哲	
建設課長	待林誠	
農政課長	林松永泰治	
水路課長	松田中勝裕	
子育て支援課長	田松藤博明	
監査委員	松藤博明	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎公德
議会事務局次長兼庶務係長	内田猛
議会事務局議事係長	徳永喜美香

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第58号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第67号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第68号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第70号 町の区域の変更及び小字の廃止について
- 議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第58号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）

を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第65号 平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である近藤末治議員を除く21名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は21名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である近藤末治議員を除く21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました21名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第60号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第61号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第62号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第63号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第65号 平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第67号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）

それでは、議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について、具体的には歳出の3款・民生費、2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費の中の学童保育事業費の設計業務委託料についてお伺いいたします。

補正予算の資料では、昭代第一小学校区、それと、昭代第二小学校区に増設する必要が生じたということで、現状を把握している者としては大変ありがたいことだと思っております。

それで、説明にもございますが、まず1点目、保護者へのニーズ調査をなさったということですが、その内容につきましてお尋ねいたします。

あわせて、結果につきましては、昭代第一小学校区と昭代第二小学校区の結果についてお尋ねいたします。

それから、2点目ですが、それぞれ昭代第一小学校区、第二小学校区学童保育所の整備内容につきまして、具体的な設置の場所、それから定員、そして、スケジュールといたしますか、開設時期につきましてお伺いいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

荒巻議員の質疑にお答えいたします。

来年度以降の学童保育所の利用希望者数を把握するために、本年5月から6月にかけて学童保育所の利用意向についてのアンケート調査を実施しております。その内容と結果につきましてお答えいたします。

このアンケート調査は、小学1年生から5年生までの保護者及び市内の保育園、幼稚園、認定こども園に通う3歳児以上の保護者全員を対象に実施いたしました。回収率は、小学生はほぼ100%、未就学児は約80%でございます。

アンケートの内容でございますが、通学する小学校名、児童の学年、または年齢、学童保

育所の利用希望の有無と希望する場合は何年生まで利用したいかということをお聞きいたしております。

その結果でございますが、平成29年度の入所希望見込み児童数でお答えを申し上げます。

昭代第一小学校が定員37人に対し87人、昭代第二小学校が定員36人に対し67人となっております。

続きまして、整備内容についてお答えを申し上げます。

まず、昭代第一小学校の学童保育所でございます。

設置場所は校舎北側にあります現在の学童保育所の横を予定いたしております。

また、予定定員は現在の施設と合わせて2クラスで70人程度とする予定でございます。

開設時期でございますが、簡単にスケジュールを御説明申し上げます。

今回の補正予算議決後に早急に設計を行いまして、12月に予定されておりますとおり、29年度の国、県補助金の要望を県に提出いたします。その上で、29年度予算により施設整備を行います。工事の完了は29年12月から30年1月ごろを予定しておりますので、新たな施設は平成30年度に供用開始する予定でございます。

次に、昭代第二小学校の学童保育所についてお答えいたします。

設置場所は運動場の南にありますプールの横、運動場側を予定いたしております。

予定定員は、2クラス分の新たな施設を整備することにしておりまして、70人程度とする予定でございます。

なお、開設時期につきましては、昭代第一と同様のスケジュールを進めることによりまして、平成30年度の供用開始を予定しております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

冒頭申し上げましたが、増設ということに取り組んでいただくことに関しては改めて感謝申し上げますが、この事業概要では、次年度に国、県の助成金を活用し、施設整備を行うに当たって早急に設計を行う必要が生じたことによるものということで、私自身は29年度の整備と理解したんですが、30年度ということなんですけれども、現実的には29年度というのが不可能なのか、そこら辺の可能性がないのかどうかとあわせて、昭代第二小学校区の予定地になりますと、保護者の送迎の車と、それと、スタッフの方の車等のスペースもやはり近くに必要だと思うんですが、そこら辺のところをどのようにお考えか、お尋ねします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

まず、スケジュールについてでございますが、施設を新設するということで、事業費がかなり大きくなります。そうしますと、やはり国、県の補助金を活用して整備をしてまいりたいと考えるところでございます。そのスケジュールを考えますと、今からで最短で、ことし

12月に補助要望をし、29年度に補助金をつけていただいて整備をするといったのが最短となります。ということで、30年度の供用開始となりますことを御理解いただきたいというふうに思います。

それと、昭代第二小学校の建設場所で駐車場等の関係でございますが、まず、現在の校門、また駐車場からはかなり離れることとなります。そうしたことも踏まえ、やはり学童保育所の近くに入出口をつくる必要があるかと思えます。そういったことで、南側の道路から直接入れるような措置をとりたいというふうに思っております。

なお、駐車スペース等につきましては、現地の状況を見ながら、今後また検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第67号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第68号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第68号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第69号 和解及び損害賠償額の決定について及び議案第70号 町の区域の変更及び小字の廃止についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号 和解及び損害賠償額の決定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第70号 町の区域の変更及び小字の廃止については、建設経済委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり武藤義治氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり武藤義治氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成28年9月5日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	樽	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	野	田	栄	作
健	康	大	石	涼	子
福	祉	白	谷	通	孝
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
子	育	田	中	勝	裕
生	活	武	田	真	治
ま	ち	高	須		亨
函	書	河	野	富	士 美

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜 美 香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	11番 荒木 憲	1. 農地・水環境保全対策(多面的機能支払い交付金) 2. 定住化推進対策 (1) 子育て支援からみでの定住化対策 (2) 建設的な面からみでの定住化対策
2	16番 藤丸 正勝	1. 佐賀空港オスプレイ配備について (1) 佐賀県議会、佐賀市議会の動向は (2) 柳川市上空での騒音被害はどの程度と思われるか (3) 9月2日市民説明会で感じた事は (4) 柳川市として、市長は佐賀空港オスプレイ配備の賛成、反対かのタイミングは
3	21番 三小田 一美	1. 老人対策について (1) 老人人口世帯の変地について 2. オスプレイの配備について (1) 説明会の開催について (2) 旧大和町及び両開、昭代地区上空の飛行について (3) 交付税及び基地交付金、基地対策費(目達原町)について
4	17番 田中 雅美	1. 農地中間管理事業について 2. 学童保育について 3. おもてなし健康マラソンについて
5	20番 梅崎 和弘	1. 国保税と所得税申告との関連について 2. 着衣水泳体験について 3. 図書館の噴水装置について 4. 各学校における用務員さんの仕事について
6	8番 白谷 義隆	1. 窓口カウンターの見直しについて 2. 学校教育のあり方について (1) 義務教育における学校の役割 (2) 今後の学校運営 3. 佐賀空港へのオスプレイ等の配備について

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

9月1日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は荒木憲議員、副委員長に伊藤法博議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、11番荒木憲議員の発言を許します。

11番（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番、自由民主党柳誠クラブの荒木憲でございます。議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきますが、まず初めに、本年4月に被災されました皆様方と先月の台風により被害を受けられた東北地方や北海道の皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、リオオリンピック銀メダリストの坂井聖人選手におかれましては、まことにおめでとうでございます。その際、柳川市を全世界に大々的に宣伝していただきまして、この場をおかりして衷心より御礼申し上げる次第であります。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1、農地・水・環境保全対策事業について、2、定住化推進対策事業について、2点の質問をいたします。定住化推進対策事業に対しましては、子育て支援から見ての対策事業と建設的な面から見ての対策事業の2点について質問をいたします。

質問に関しましては自席から一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいのほどよろしく願いいたしまして、壇上にての質問は終わります。

11番（荒木 憲君）続

柳川市と聞いて、多くの方が思い浮かべられるのは、川下り、ウナギのせいり蒸し、ノリ養殖、広大な農地での米づくり、また、詩人北原白秋や相撲の大関琴奨菊、土俵入りの雲龍型の創始者、横綱雲龍久吉、また、先ほど壇上で述べました銀メダリストの坂井聖人選手を思い浮かべられると思いますが、やはりトップは掘割のまち、水郷という観光のイメージが強いと思います。実際、柳川には堀、掘割と呼ばれる水路、つまり人がつくったクリークが多く、総延長で930キロメートルあると言われております。それは古くから干拓地として農

地を開拓してきた歴史から生まれた柳川独自の財産であり、風土であり、私たちが育まれてきた場所でもあります。そして、今でも柳川の土地の大部分では農産物がつくられ、多くの人がその恵みによって守られ、生活をしております。しかし、現在、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題により、地域の資源をこれまでのように守ることが難しい状況にあるのではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

本市の各地域で水路や農村環境を守っていただいている多面的機能支払交付金事業の概要はどうなっているのか、お尋ねします。よろしくお願ひいたします。

農政課長（林 誠君）

議員御質問の多面的機能支払交付金は、平成19年度から始まった農地・水保全管理支払交付金を引き継ぎ、事業内容を拡充したものです。農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する日本型直接支払制度で、平成26年度に創設されました。

また、平成26年度から本交付金には、農業者などによる農地や水路などの基礎的保全活動として草刈りや水路の泥揚げなどの農地維持支払交付金と非農業者を含め地域住民で取り組む資源向上支払交付金とがあります。この事業は平成19年度から5カ年の事業として取り組み、現在、2期目として取り組まれています。

事業費の内訳としましては、事業費の2分の1を国が、4分の1を県が、残りの4分の1を市が負担して行っている事業です。

以上です。

11番（荒木 憲君）

本市でこの多面的機能支払交付金事業はどのような地域で行われているか、お答えをお願いいたします。

農政課長（林 誠君）

本市でどのような地域で行われているかというお尋ねですけど、この事業は地域の皆さんで計画やエリアを設定し、エリア内の農地や水路など、農業施設の保全と環境整備が行われております。

本市では平成19年度当初は20団体、全体で面積が2,528ヘクタールで始まり、翌年の平成20年度は26団体、面積が2,887ヘクタールと拡大しております。

10年目となった現在は市内の23の地域で組織を立ち上げられ、この環境活動に取り組んであります。そのうち、地域内の農地が200ヘクタール以上は広域の組織となっております。また、交付金の対象農地は農振農用地の農地となっております。

各組織の交付金の対象面積を各組織ごとに挙げますと、両開の環境保全委員会の交付金の対象面積は445ヘクタールです。昭代は442ヘクタール、柳川北部は269ヘクタール、皿垣有明は367ヘクタール、豊原は192ヘクタール、蒲池は139ヘクタールの組織となります。ほか

に広域以外としましては、三橋の川北の組織は72ヘクタール、棚町は39ヘクタール、水町は21ヘクタール、北矢加部は27ヘクタール、六合は45ヘクタール、中山は32ヘクタール、棚町沖田は27ヘクタール、中島は114ヘクタール、六合北部は101ヘクタール、大和は118ヘクタール、白鳥は41ヘクタール、垂見は110ヘクタール、上久末は25ヘクタール、下久末は34ヘクタール、新村は27ヘクタール、百町は105ヘクタール、それと吉開は39ヘクタールとなっております。現在、本市全体では2,831ヘクタールとなっており、本市の農振農用地の約80%となっております。

また、農振農用地であっても、田と畑は交付単価が異なっております。農地維持活動対象農用地の田の交付単価は3千円で、畑は2千円です。また、資源向上活動対象農用地の田の単価は1,500円で、畑は900円となっております。

以上です。

11番（荒木 憲君）

現在、多面的機能支払交付金事業で本市の農振農用地の約80%をカバーしているということですが、具体的にどのような活動がされているのか、教えてください。

農政課長（林 誠君）

具体的にどのような活動がされているかというお尋ねですけど、本市では地域資源の保全活動ということで、水路の草刈りや泥揚げ、農道の路肩やのり面の草刈り、農用地の畦畔の草刈り、遊休農地発生防止のための保全活動などが行われております。

また、地域資源の資質向上を図る共同活動として、水路、道路などの軽微な補修や植栽による景観形成などの農村環境の良好な保全といった活動が行われています。

以上です。

11番（荒木 憲君）

それでは、この多面的機能支払交付金事業には、各地域どのような方々が参加されているか、おわかりでしょうか。

農政課長（林 誠君）

この多面的機能支払交付金事業には、各地域によって多少異なりますが、ほとんどの地域では各行政区や公民館組織、子供会や老人会など、また、農業者や水利組合や農事組合などの農業団体など、地域のいろんな団体やたくさんの方々が参加されて活動されています。

以上です。

11番（荒木 憲君）

じゃ、その団体は柳川市民全員ということによろしいでしょうか。

農政課長（林 誠君）

全員というまではないんですけど、農村のたくさんの方が参加されて活動されています。

以上です。

11番（荒木 憲君）

この事業については、本市では各地域でいろんな団体やたくさんの方が参加され、地域の環境保全に努めてあるようですが、さらに本年度より施設の長寿命化のための活動への支援事業に取り組まれるようです。昨年まで取り組まれてきた事業との違いがあると思いますが、その辺を教えてください。

農政課長（林 誠君）

本年度より本格的に取り組まれる施設の長寿命化のための活動への支援は、交付金の対象農地は昨年までと同様に、農振農用地の農地となっておりますが、昨年までの分に加え、地目が田に対して10アール当たり4,400円、畑が10アール当たり2千円が加わることとなります。広域以外の地域については6分の5を乗じることとなりますので、事業費は昨年までの約2倍となります。

また、事業内容としましては、先ほど申し上げましたが、これまでは農業施設などの軽微な補修や植栽などといったものでしたが、長寿命化のための活動は農業施設を機能向上することができる事業です。昨年度までは水路の補修は木柵などの修復にとどまっていたのですが、この長寿命化を活用して、本市では多くの地域が本年度の事業計画に上げられていますが、水路ののり面などをコンクリートで補修するといったことができることとなります。

以上です。

11番（荒木 憲君）

農地・水に関しましては最後の質問になりますが、今後、この多面的機能支払交付金事業を活用しての農村地域環境を守っていかなければならないと考えますが、市といたしまして今後この事業をどのように考えてあるか、お尋ねします。

農政課長（林 誠君）

今後この事業をどのように考えてあるかというお尋ねですけど、この多面的機能支払交付金事業は平成27年度より農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行され、この交付金事業が法律に位置づけられる形になり、より安定的な制度となりました。

また、先ほども申し上げましたが、市といたしましては、この事業を今まで以上に活用するために、本年度の当初予算での事業費は184,000千円となっております。また、今年度より23組織中17組織において交付金事業の一部であります資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に本格的に取り組むこととしております。

議員がおっしゃいますように、農村地域環境を守っていかなければなりませんので、今後も引き続き地域の皆さんの御理解を得ながら継続していきたいと考えております。

以上です。

11番（荒木 憲君）

続けていってくれるということですので、この農地・水・環境保全対策事業についてはこ

れで質問を終わりたいと思います。

続きまして、定住化推進対策について質問いたします。

子育て支援対策事業から見た定住化対策についてお伺いします。

今までどんな対策を検討してきたのか、具体的な内容をお答えください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

荒木議員の子育て支援から見た定住化推進対策の御質問について、少子化対策として実施してきたものも含めましてお答えしたいと思います。

まず、保護者の経済的負担の軽減を図る取り組みから申し上げますと、第1に、保育料の軽減がございます。平成27年度、28年度と2カ年連続で保育料を引き下げております。国の基準と比較して、毎年193,000千円多く市の一般財源で負担することで、保育料を引き下げているものでございます。その結果、現在の本市の保育料は県下60市町村中、全ての階層において低いほうから数えて6位から15位の範囲におさまる水準としており、子育て世帯の負担の軽減を図っております。

また、本市の独自施策として、平成18年度から実施している第3子優遇事業につきましては、現在では市民税所得割額97千円未満の家庭の第3子以降を対象に、在宅で子育てをしている家庭に対しては月額5千円の第3子手当を支給し、保育園、幼稚園等に在園する児童に対しては保育料の2分の1の負担軽減をいたしております。

次に、全国的に問題になっている保育園における待機児童の発生を防ぎ、保育環境を改善する取り組みとしまして、本市では補助金制度を活用し、保育園の園舎の改築を積極的に支援してまいりました。合併後の11年間で市内19保育園中11園の園舎の全面改築を支援したほか、大規模改修、増築を各1園支援いたしております。

また、保護者の就労形態にかかわらず利用できる認定こども園への移行も推進してきておりまして、市内6幼稚園のうち2園が認定こども園に移行しております。この2園に対しましても、園舎の増築に対する補助を行い、保育需要の拡大に備えております。

このような状況は、待機児童が多い都市部の子育て家庭から見ると、本市はとても魅力的な自治体に見えるものと思っております。

ほかにも、子育て親子に寄り添う支援としまして、子育ての悩み相談、子育て中の親子同士の交流、子育てに不安を持つ家庭に対する養育支援、双子、三つ子などの多胎児の家庭のヘルパー支援など、多様な取り組みを実施してきているところでございます。

以上です。

11番（荒木 憲君）

多様な対策を考えておられるようですが、これから先、どんなことを考えているのか。対策は考えているのか、その辺を教えてください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

これからの対策は何か考えているかとの御質問でございますが、まず、安心して子供を産み育てることのできるよう、今後も引き続き子育て支援を充実させ、子育て環境を整えていく必要があると考えております。

そのために、これまで実施してきた多様な子育て支援事業を中身を充実させながら継続していくとともに、今年度以降の新たな取り組みとしまして、保育園等における低所得者層の第3子以降の保育料の無償化や学童保育の施設の充実、子ども医療制度の充実等を図ることといたしております。

11番（荒木 憲君）

これも考えておられるので、もう少し具体的な施策の内容を言われるんだったら、ちょっと教えてください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

具体的な内容はとのことですので、先ほどの3点につきまして少し詳しくお答えしたいと思います。

まず、低所得者層の第3子以降の保育料無償化についてでございますが、これは国の制度改正に伴う措置であり、保育園、幼稚園、認定こども園に通う園児の保育料を第3子以降は無料とするものでございます。

従来は所得にかかわらず、保育園の場合は保育園に同時に3人以上入所している場合限り、3人目以降を無料としていました。また、幼稚園の場合は小学3年生以降で数えて、第3子以降が無料となります。この制度はそのまま残しながら、低所得者層に対する支援措置として、本年4月からは上の子の年齢に関係なく、保育園、幼稚園、認定こども園のいずれにおいても第3子以降は無料とするものでございます。この対象となる世帯は市民税の所得割課税額で57,700円未満の世帯でございます。

次に、学童保育の施設の充実についてでございますが、共働きの家庭にとって学童保育はなくてはならないものとなっております。しかしながら、現在、学童保育所によっては入所を希望しても定員の関係で入れないといった状況がございます。このため、既存の施設の利用、あるいは学童保育専用施設の整備といった方法で施設を拡充していく予定にいたしております。

3点目の子ども医療費につきましては、現在の県の制度では入通院ともに小学校入学前までが対象となっておりますが、本市では入院に限り中学3年生まで対象を拡大しておりました。これを本年10月からは県の制度改正に合わせ、通院の対象者も小学6年生まで拡大するものでございます。

以上でございます。

11番（荒木 憲君）

定住化対策のためには、従来の第3子優遇制度をただにするべきじゃないかと私は考えて

いますけど、その辺はどういうふうな考え方をっておられるのか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

第3子優遇制度について、当初の制度のとおり無料化すべきじゃないかといった質問でございます。

市といたしましては、子育て世帯の経済的負担を考慮しながら、現在行っている支援事業を充実させるとともに、経済的支援につきましても、財源の問題も含めて、今後さらに検討しなければいけないとは考えております。

第3子優遇事業についての意見に対しましては、平成18年度に開始しました第3子優遇事業は小学6年生以下の子供が3人以上いる世帯で、3人目以降の就学前児童全員を対象に、当初は保育園の無償化から始まりました。その後、在宅手当10千円というのが追加になっております。その後、さらに3回にわたる制度改革を経まして、市民税所得割額が97千円未満の世帯を対象とし、保育園などに通う児童は保育料を半額、在宅子育ての児童に対しては月額5千円を支給する現在の制度に至っております。

対象者を縮小してまいったり、給付を減額させているのは、限られた財源の中で特定の対象者を優遇する制度から広く子育て全体に役立つ制度への転換を図る必要があるというのが主な理由でございます。特に対象者を所得税非課税世帯に限定しました23年度の時点では、乳幼児医療制度の対象者拡大やファミリーサポートセンターの開設に要する費用などにその財源を充当してきております。

今後も限られた財源の中、毎年193,000千円を必要とする現在の保育料水準の維持、学童保育施設の拡充、その他もろもろの子育て支援事業の充実を図りつつ、第3子優遇事業につきましても、現在の制度、市民税所得割額97千円未満の世帯に対し、保育料については半額、在宅手当は5千円という現在の制度を維持してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

11番（荒木 憲君）

この維持はどのくらい続くのか。19年度で終わるのか。この事業は19年度までやったと思っておりますけど、それ以降のことを聞きたいんですけど、その辺は、課長、よかですか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

今、議員から、この制度は時限措置だったんだろうというふうなことがありますけど、現時点では、当初からもそうだったと思うんですけども、子育て世帯の負担軽減を図る、特に多子世帯の負担の軽減を図るということもございまして、今後もこれについては、そのほかの状況がいろいろ変わってきた場合はまた再検討の必要があると思っておりますが、現時点では継続させる考えでございます。

以上でございます。

11番（荒木 憲君）

では最後に、この第3子優遇制度、全額負担を市が考えていくということを聞きたいので、市長の答弁をよろしくをお願いします。

市長（金子健次君）

荒木議員から一般質問の冒頭に台風10号の東日本へのお見舞いの言葉がありましたので、過ぎ去りましたが、少しだけ時間をいただきまして、本市の台風12号の報告をさせていただきたいと思います。

けさの5時から6時まで最大瞬間風速が13.3メートル、累計で雨量が12ミリでございます。そして、避難所を昨日の午前10時から21カ所を開設いたしました。現在、もう解散したと思えますけれども、昨夜の21時がマックスで195世帯、245人という方が避難をされたということでございます。

今、被害の状況については、警察、消防を含め、まだ調査をしておりますけど、今のところは被害がなかったということを報告しておきたいと思います。

それでは、市長の見解を求めてありますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

荒木議員からは定住化対策という観点から、本市独自の制度であります第3子優遇制度を含め、子育て支援を継続し、充実させていくべきではないかという考え方で御質問だったと思います。

私もまさしく同感でありまして、少子化が進行する中、安心して子供を産み育てられる環境づくりのため、子育て支援は本市の重要施策の一つであると位置づけをし、取り組んでまいりました。

今後、市の財政状況はますます厳しくなっておりますけれども、必要な財源を確保しながら、現在行っている保育料の軽減や第3子優遇制度を継続させるとともに、多様な子育て支援事業の充実を図ってまいり所存でございます。

そして、このように総合的に子育て支援を実施することで、少子化対策、定住化対策につながるものと考えるところでございます。

最後に、子育て支援に対する国の役割について考えるところを少し私なりの考え方を述べさせていただきます。

全国的な問題であります少子化の進行に対しては、より実効性のある対策とするためにも、財源的な問題も含めまして、国がリーダーシップをとって進めるべきであると考えております。このため、全国市長会を通じまして、国が定める基準保育料の引き下げや幼児教育の無償化の一層の推進、多子世帯の負担軽減など、国の責任において子育て世帯の支援を図るよう今後も強く要望していきたいと考えています。

以上でございます。

11番（荒木 憲君）

つい先日でしたっけ、やっぱり柳川市は第3子が優遇されていないと。ぜひ第3子をただにしてもらいたいという多くの人たちから僕のほうに電話がかかってきております。ほかの市に移ったほうがいいんじゃないかという話も出ておりますので、早急にお願ひし、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、建設的な面から見ての定住化対策。

定住化を図るためには、新築住宅の固定資産税の減免は非常に重要な選択の対象となります。現状の制度はどのようなものがあるか、お答えください。

企画課長（椋島謙治君）

荒木議員の御質問にお答えします。

固定資産税の軽減制度につきましては、地方税法の特例措置としまして、新築住宅軽減制度というものがございます。この概要は、専用住宅や居住部分が2分の1以上の併用住宅で、かつ床面積が50平米以上280平米以下の物件に対して、固定資産税の2分の1が一般の住宅では3年間、長期優良住宅につきましては5年間が減免される制度でございます。

長期優良住宅といえますのは、耐震性や耐久性、維持管理、更新の容易性、省エネルギー性など一定の要件を満たした住宅のことでございます。

その他、新築住宅の軽減以外にも耐震やバリアフリー、省エネの改修等によっても固定資産税の減免制度もあります。

以上でございます。

11番（荒木 憲君）

マイホーム取得支援事業は他の市町村からの移住者のみに適用しているものでありますが、平成24年度から26年度で柳川市は終了しております。せっかく柳川市が率先して行っている事業も、3年間で終わらせたのでは大変もったいない気がします。他市では今も続けられております。また本市も再開すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

マイホーム取得支援事業について再開したらどうかという御質問でございます。

マイホーム取得支援事業奨励金は、平成24年度に開始する時点から、26年度までの3カ年の事業ということで始めております。

制度の概要を申し上げますと、市内に転入し、住宅を取得した方に上限200千円と中学生以下の子供がいれば1人当たり100千円の加算、最大で1,000千円の奨励金を支払う制度でございます。3カ年で延べ88件に交付し、29,090千円の奨励金を支出いたしました。これによりまして転入者は3カ年で296人ということになっております。

平成27年度の継続については、実際に補助を受けた転入世帯へのアンケートを参考に検討をいたしております。そのアンケートの結果では、実家や親族所有の土地があり、もともと柳川に住む予定の世帯が多く、奨励金の支給が転入の決め手になっていないというものでござ

ございました。この結果を踏まえまして、事業の中止を決定し、議会へも報告したところでございます。

しかし、本市と同様に若年層の人口減少が続いている近隣では、八女市、筑後市、大川市の3市が類似の奨励金を現在も実施しております。27年度で言いますと、福岡県内でも60市町村のうち、新築住宅取得に関する補助は16の市町、中古物件取得に関する補助は13の市町で行われております。合わせますと約3割程度の市町でマイホーム取得に関する取り組みが行われております。

また、市では平成24年度から定住の相談受け付けとして、定住サポートセンターというのを企画課内に開設しておりますけれども、26年度は10件程度の相談でございましたが、首都圏等の地方移住ブームのせいもありまして、27年度は93件と大幅に相談の件数が増加しております。この相談の中にも住宅物件購入の相談が多く寄せられており、社会的な要望の高まりを感じているところでございます。

そういうことから、この制度につきましても再検討を今後させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

11番（荒木 憲君）

課長が答弁されたように、27年度は大幅に増加、93件もあると。再検討の余地があるということでございますので、他の市町村からの移住者だけでなく、2世帯住宅、3世帯住宅という考え方を持っている方が結構ふえていると思うんですよ。せっかくだから、そういった方々もね、柳川市に住んでいる方が2世帯住宅をつくったり、3世帯住宅をつくったりするときも適用されたらどうかということを提案させていただきますけど、執行部の考え方をよろしくをお願いします。

企画課長（椋島謙治君）

2世帯、3世帯同居の支援をというお話でございます。

市内在住の若い世代が親世代とか祖父母世代等と同居するために、2世帯住宅や3世帯住宅を新築することにつきましては、若い世代にとっては子供を安心して産み育てられ、また、若い世代の親や祖父母にとっては老後を安心して暮らすことができるというようなメリットの高い住まい方であろうというふうに思います。

しかし、同居の実態把握とか対象年代など、制度設計上、課題が考えられますので、こうした世帯に対する支援のあり方についてはもう少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

11番（荒木 憲君）

やっぱりこの住宅資金問題も、支援問題も、さっき言いましたとおり、せっかく柳川市が

率先してやっている事業だったんですよ。だから、今の私たちの子供たち、20代から30代の方たちが家を建てたいといっても、もうこの支援事業が終わっていますので、これから先、言っていないでしたけど、市長の考え方をもう一回聞きたいと思いますけど、よろしいでしょうか。済みません。

市長（金子健次君）

時代の変遷とアンケートの結果を見て、経済的な効果というのを考えながら今の判断をしております。今後の課題として十分検討してまいりたいと考えております。

11番（荒木 憲君）

それでは、この補助金の問題は終わりたいと思います。

続きまして、合併浄化槽の支援事業について定住化対策の面で質問していきたいと思えます。

合併浄化槽の支援事業も定住化対策になっておると思いますが、どんなふうに考えておられるのか、よろしくお願ひいたします。

生活環境課長（武田真治君）

荒木議員の御質問にお答えいたします。

合併浄化槽設置の推進につきましては、昨年10月に策定いたしました本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に水質浄化を図るための事業として、公共下水道事業の整備とともに、合併浄化槽の整備も行うこととしておりますので、定住化対策の一つだと考えております。

以上です。

11番（荒木 憲君）

この事業は何年から何年まで新築、改築どちらも支援されておりましたでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

議員お尋ねの件につきましては市単独の上乗せ補助についてのことと思われおますが、その前に、本市の合併浄化槽設置整備の補助金制度について御説明をさせていただきます。

本市の制度といたしましては、5人槽の場合が332千円、6人から7人槽が414千円、8人槽から100人槽までが548千円を限度額として、設置者に対し補助金を交付してあります。その補助金額の3分の1ずつを国、県、市でそれぞれ負担をしてあります。

市単独の上乗せ補助につきましては、平成21年度から平成23年度までが新築の方は150千円、単独浄化槽やくみ取り式からの合併浄化槽への転換をされる改築の方には200千円、また、平成24年度から26年度までが新築に70千円、改築に150千円の上乗せ補助を実施してあります。

平成27年度から平成29年度までの3年間は新築への上乗せ補助はなく、改築に200千円を市単独の上乗せとして補助金を交付することにしてあります。これは新築の場合、上乗せ補助金を実施しなくても、ほとんどの方が合併浄化槽を設置していただいている一方、改築の

場合は新たに合併浄化槽を設置することへの経済的負担感が大きいため、厚目の補助金を交付することで事業の推進を図ろうとしているものです。

以上です。

11番（荒木 憲君）

やはり合併浄化槽は新築も改築も両方出してもらったほうが僕はいいいんじゃないかと思っております。

先ほども言いましたが、市内でマイホームを建てたり、マンションを建設したり、アパートを新築したりしている人たちにも、そういう意見が多く聞こえるんですね。合併浄化槽の補助金がないのかと。そういう声が聞こえるのに対して、執行部はどういうふうな考え方を持っており、答弁をお願いします。

生活環境課長（武田真治君）

新築の方にも上乘せ補助をとということではありますが、先ほど答弁しました現状の制度で平成29年度までは設置の状況等について様子を見ていきたいと考えているところであります。御理解をいただきたいと考えております。

そして、30年度以降につきましては、国や県、他市の状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。

なお、平成27年度におきましては、新築157基、改築102基の合計259基の設置者の方に補助金を交付しており、総事業費119,236千円に対し、柳川市の持ち出し分として一般財源から51,972千円を支出いたしております。

以上です。

11番（荒木 憲君）

30年度以降は国と県や他市の状況を見ながら検討していきたいという課長答弁がありましたけど、最後に、市長、この件に関しまして答弁をよろしくをお願いします。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

すいきょうやながわ水郷柳河という形で、柳川市は水の環境問題については積極的に取り組まなければならないということで、私は就任をいたしましてから県下の都市下水道の網がかぶっていないところについては、浄化槽設置については新規、既設のまだつけていない住宅にも補助金を見てきました。しかしながら、財政状況も鑑みて、途中で議会と相談をいたしまして、現在では新規の分については国、県で、また市の基準に応じたところの助成だけをしております。しかしながら、荒木議員のほうはそれにもう少し以前のを復活したらどうだろうかということでございます。国、県も今度改正の動き等をキャッチしておりますので、その状況を見ながら、あわせて議会の意見を聞きながら、30年度以降については検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

11番（荒木 憲君）

最後に、やっぱりおもてなし日本一を目指している柳川市でございます。それと、水郷柳河やながわでございます。水の都でございますので、合併浄化槽の補助金制度を考え直していただきたいということで、一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒木憲議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番藤丸正勝議員の発言を許します。

16番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。一般質問に入る前に、先ほどの五輪の開催でブラジルの地より坂井聖人君が銀メダルと、また、その中で、柳川市で応援をしておられる市民の皆様感謝いたしますというすばらしいエールを送られました。非常に今後4年後の東京のオリンピックを期待したいと思っております。

また、先日の台風におきましては、柳川市には被害というのはなかったんだろうと、対策本部はできたと言われましたけど、被害がなくて大変よかったということでございます。

そういうことで、私、佐賀県佐賀空港へのオスプレイ配備についての御質問をいたします。

2014年、佐賀県佐賀空港に陸上自衛隊が導入する新型輸送機オスプレイ配備要請から2年が経過したということでございます。柳川市や柳川市民にとりまして、その経済効果、これがどういうふうな面であられるか、また、経済効果は、これがメリットとしてあるか、デメリットとしてあるか、そういうはかり知れない佐賀県にはメリットがあると思いますけど、柳川市にはそこを考えたところ、ちょっと疑問があるということでございますので、本市にあるのは騒音被害は間違いなくあるということでございますけど、この騒音被害というのが子や孫の代まで延々と続くようなことになったらということでございます。議会や執行部は、ともにその判断を誤らないようにお互いに情報を共有しながら、このオスプレイ問題に取り組んでいく必要があると思います。

そこで、現在まで柳川市議会、また、執行部から明らかにされたこと、説明されたことは皆さん御存じだと思いますけど、神崎市目達原基地より平成31年をめぐりにヘリコプター50機、新型輸送機オスプレイ17機、自衛隊員700名から800名が駐屯するという予定でございます。

それから、自衛隊機の佐賀空港のヘリコプター、オスプレイの利用頻度というのは、1年365日のうちに290回を佐賀空港で離着陸をするという計画でございます。時間帯といたしましては、午前8時から午後5時までの1日の離着陸回数が60回、年間で1万7,000回の離着陸が見込まれております。

そこで、柳川市上空にはどれだけのヘリコプターが飛来するか九州防衛局の明確な説明はなく、飛行ルートも未定であります。本市のどの地区を飛行するのか、未定というか、やっぱり防衛局としてはまだ言えないということでしょうね。防衛局の話では、有視界飛行で離陸したならどういうふうに飛ぶか、これはパイロットの判断に委ねられているので、飛行ルートはわからないというのが防衛局の説明であります。しかしながら、計器飛行の場合は、現在、民間機と同じく柳川市上空を飛ぶことになりまして。そして、基本操縦訓練や離発着訓練での騒音被害は昼夜を問わず柳川市上空を飛行する可能性が十分ありますとの説明でありました。現在、昭代地区や両開地区だけで騒音被害があるような議論がされておりますが、防衛省の説明では、有視界飛行方式で飛行することから、目的地への飛行ルートは気象条件等によってパイロットの判断に委ねられるために、飛行経路や飛行頻度はあらかじめ示すことは困難だとの説明であります。それでは旧三橋町、旧大和町、蒲池地区への飛行も十分考えられるというわけです。

そこでまず質問、執行部のほうにお聞きいたします。

市長、柳川市として飛行ルートが特定されない以上、柳川市上空全体を見た議論が必要ではないでしょうか。騒音被害が昭代、両開地区と地域指定をせずに柳川市全体の地域振興策としての考えをお聞きいたします。

次に、飛行高度については、柳川市上空では約500メートル以上を確保したいと。また、住宅地や市街地、病院などの上空は飛行しないよう配慮しながら飛ぶというようにしてありますとの説明がありました。その点の執行部の考え方をお願いいたします。

続きまして、九州防衛局は佐賀県に対して想定飛行経路を例示されましたということを新聞紙上で見ましたけど、これは本当でしょうか。佐賀市には飛行ルートを例示したけど、柳川市にはまだその飛行ルートの例示はされていないかということをお聞きいたします。

次に、昨年4月24日、25日、ヘリコプターによるデモフライトにおける騒音測定で柳川市内での最大値が77デシベル。しかし、防衛省の説明では、現に空港を利用している自衛隊機が60回離着陸した場合でも環境省が定める環境基準の57デシベルを超える範囲に住宅はありませんでしたとの説明でありますので、これは非常に納得のいかない説明でありました。このことを柳川市内の住宅地に置きかえての説明をお願いいたします。

九州防衛局は、オスプレイの実際の騒音は事前に市民の皆様には聞こえないようにしているんじゃないかと思っております。まず要望を、私も7月28日ですか、九州防衛局のほうには話し合いの中でオスプレイの要望をいたしました。また、市のほうとしても現在要望され

ておると聞き及んでおります。

そこで、昨年の4月の騒音測定というのは余り参考にはならなかったというように思っておりますので、あとは詳細なる説明は自席のほうで伺いますので、以後よろしく願いしておきます。

副市長（成松 宏君）

藤丸議員から、まず初めに4点御質問をいただきました。

まず初めに、飛行ルートが特定されていない以上、柳川市全域を飛ぶのではないかとということでございます。そうであるならば、騒音被害が昭代、両開地区に特定されるのではなく、大和であるとか、三橋であるとか、蒲池であるとか、そこも関係してくるので、地域振興を全市で考える、地域指定せずに全市で考えるべきではないかというお考えだと思います。

今、本市といたしましては、実はその地域指定とかということは考えておりませんで、その段階までいっていないというのが実情でございます。まずはどこを飛ぶのか、どのぐらいのことをするのかというのを見きわめている段階でございますので、今の第1番目の質問については、申しわけありませんけど、ここで答えるものを持ち合わせておりません。

2番目でございますけれども、防衛局のほうからは、住宅地や市街地、病院などの上空は飛行しないように配慮しながら飛ぶというふうに説明があっているが、市の見解をとということでございます。

これは先週金曜日の説明会におきまして、企画部長さんが繰り返しておっしゃっていましたので、私どもとしてはしっかりそこは守っていただけるのではないかとというふうに思っております。

それから、私がたまたまではございますけれども、防衛局が来られて御挨拶に行ったときに、実際のヘリの操縦をされていた方にお会いしてお話を聞いたところ、やはり住宅街の上は非常に住民の方に迷惑がかかるので、パイロットとしてもそこは飛びたくないんだという話をされていたのを御報告させていただきたいと思います。

それから、3つ目でございますけれども、九州防衛局から佐賀県に対して想定飛行経路を例示されたと、柳川市への飛行経路は例示されたのかと。その中で、まず想定飛行経路を例示されたということで、新聞でお知りになったということで本当かということでございますけれども、それは、その新聞の根拠になっているのは、佐賀県のほうに対しまして8月25日付で九州防衛局企画部長名で第4回目の質問に対する回答が出ております。全部じゃないんですけれども、一応保留になっているものもありますが、その中の問いの28というところで、一部イメージということで出ております。例えば、自衛隊が佐賀空港から演習場に向かう飛行経路を想定した場合、イメージとしてまず回答しますということなんですけれども、例えば、大分県の演習場へ行く場合、例えば、航空離陸後、筑後川を北上して幹線道路に沿って進路を変え、八女インターから高速道路沿いに北上し、久留米インターチェンジから筑後川

沿いを東へ向かい市街地を迂回するような飛行をして目的地へ向かうパターンがあると、こういうパターンが4つくらい示されております。その文章を見て新聞社の方が図に落としただと私は推測させていただきます。回答はあっております。これは佐賀県のホームページからダウンロードできるような状況になっております。（「いや、佐賀市じゃなくて柳川」と呼ぶ者あり）柳川市については、私どもが再質問をさせていただいている中に飛行ルートがありますので、返ってきたときに、その回答という形であると思います。柳川市に対してこういう回答をしましたという防衛局からの報告はないです。

それから、4つ目でございます。環境基準の57デシベルということでございます。

御質問の趣旨は、環境基準が57デシベルであれば実際に飛行したデモフライトで70を超えているところがあるので、そこも当然入ってくるべきじゃないかということだと思っておりますけれども、これが非常にややこしいんですけれども、同じデシベルを使っておりますけれども、考え方がこれは違います。デモフライトのときに測定しました77とか、その大きな数字というのは、飛行してきた一瞬を捉えて77デシベルというような形で表示しております。

ここで環境省が定める基準でございますけれども、これは測定の方法というのもございますし、そこで使っている手法というのが時間帯補正等価騒音レベルという算式に基づいて出すというふうになっております。その算式に基づいて出す算式の単位が同じデシベルというふうになっております。この時間帯補正等価騒音レベルといいますのが、非常に専門的で私も理解するのが苦しいところあるんですけれども、これは航空機騒音の測定や評価に用いられる指標の一つということでございます。そして、航空機の1回の飛行に伴う騒音が聞こえ始めてから聞こえなくなるまでの継続した時間において、人の受ける騒音エネルギーの量を測定すると。聞こえ始めてから聞こえ終わるまでの、まず総量を測定すると。それから、1日の騒音の総量を評価する。1日の騒音を評価すると。それが、その評価については連続7日間やった上で平均をとると。その間には、この指標の中の言葉にもありますとおり、時間帯補正と入っていますので、いろんな補正をかけた上で数値を出すようになっております。それが要は57デシベルということで、非常に厳しい数値に、我々にとっては厳しい数値になるのかなというふうに思っております。

以上です。（「済みません、測定のはかり方が民間と違うというわけですね」と呼ぶ者あり）測定の数値を……

議長（浦 博宣君）

済みません、手を挙げてお願いします。

副市長（成松 宏君）

じゃ、一旦終わります。

16番（藤丸正勝君）

今、先ほど壇上での4項目伺いまして、まず、今までは昭代、両開、防衛局からの説明が

あっておりますね。そういう限定しなくて柳川市全体を見渡した市の考えをと伺ったところですが、今は私の質問に対しては地域指定はしなくて、やっぱり柳川市全体を見た地域振興策を考えるということですね。私はそう受け取りましたけど。

副市長（成松 宏君）

済みません、これを検討するに当たっては地域的、限定して考えるんじゃなくて市内全域を見渡してどこに影響があるのかというのを検討している段階なんですけれども、議員おっしゃっている地域振興策、私が理解した地域振興策というのが、要は迷惑施設が来たので、地域振興のために何かいろんなサービスを追加するとか、そういう意味の地域振興策については、まだその検討の段階には入っていないということでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

いや、私はまだ金のこつは言いよらんとですよ。あなつつあんは金んこつばちょっと言いよるごたるふうな感じで、それは、私は柳川市全体を見て防衛局と 防衛局じゃない、佐賀県との交渉ですね、防衛局はそいじゃないけん、佐賀県との話し合いをやってくれということでございます。

それと、2番目の高度は500メートルをやっぱり守るということで理解しておきます。

それから、飛行ルートが新聞で見えて例示されたということで、今、向こうの演習場へ行くときは、佐賀のほうから北のほうを通るといようなことで、この例示された分に、今言われるのには柳川市は入っていなかったわけですね。今、副市長が言われた分に対しては柳川市は入っていなかったと、そう今思いましたけど。

副市長（成松 宏君）

済みません、私が言葉足らずで申しわけありません。

その飛行ルートについては、柳川市が完全に入らないというのは現状わかりませんし、大分だけじゃなくて南東のほうに行く演習、九州の南東のほうに演習場もあります。そこはどういったルートを使うかという、有明海沿線を通って南関を目指して、それから高速を目印にしながら移動するというふうになっていますので、南関まで行くときのルートによっては、ひょっとしたらかかる、大和のほうの少し競艇場あたりがかかるとか、そういうのはその気象状況によってはあるかもしれませんので、柳川がこれでもう入りませんということはなかなか言えないと思っています。

16番（藤丸正勝君）

はい、わかりました。柳川市も入る可能性があるということで伺っておきます。

それから、佐賀県議会と佐賀市議会、やはりここが柳川市としてはそちらのほうとの話し合い、協定というか、今まで佐賀空港に関する協定書、合意書というのが民間航空の場合協定書ができておりますので、そういう中で、県議会、佐賀市議会の動向は我々には余り情報

がないので、そういう情報があったら執行部のほうから1つか2つか出してもらいたいと思います。

副市長（成松 宏君）

議員おっしゃるとおり、県議会、市議会に関する報告というのがなかったかと思います。申しわけございません。

まず、佐賀県議会の動向につきましては、昨年の5月に自衛隊等の佐賀空港利用に関する調査特別委員会が設置されております。

この特別委員会におきまして、昨年7月に九州防衛局長を参考人として招聘し、質疑が行われ、9月には陸上自衛隊ヘリに搭乗をされ、佐賀空港を視察されております。10月、11月には九州防衛局長を参考人招聘し質疑が行われ、本年の2月には木更津駐屯地を視察されております。

3月になると、防衛省担当者などの出席による質疑が行われ、6月には防衛省幹部の参考人招聘を行い、施設配置案に対する集中審議が行われているところでございます。

以上が県議会の動向でございます。

次に、市議会の、佐賀市議会の動向につきましてでございます。

平成26年10月に自衛隊等の佐賀空港利用に関する調査特別委員会が設置されております。

この調査特別委員会で、同月に陸上自衛隊目達原駐屯地を視察され、同年11月に宮城県で実施されておりました日本とアメリカとオーストラリアの共同防災訓練に参加しているオスプレイを視察されております。27年4月でございますけれども、防衛省が実施の佐賀空港での自衛隊ヘリコプターデモフライトを視察され、同月には九州防衛局長を参考人招聘し質疑を行い、5月には木更津駐屯地を視察されております。

本年4月には自衛隊等の佐賀空港利用計画についての市民アンケートを実施され、5月には佐賀市議会で佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地を視察され、8月には特別委員会でオスプレイ低空飛行のデモフライトについて防衛省に要請することを決めておられるところでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

佐賀県議会、市議会の動向を御説明いただきましたけれども、この情報というのはどこからの情報でございますか。こっちチームリーダー長として県議会、市議会のほうへ情報提供をされたわけですか。それとも、佐賀県のほうから柳川市のほうへ情報提供ということであったわけですか。伺います。

副市長（成松 宏君）

済みません、私のほうから情報をとりに行ったということではございません。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

チームリーダー長がとりに行ったじゃなくて、いろんなインターネット、新聞等での情報というわけですか。

生活環境課長（武田真治君）

議員おっしゃるとおり、佐賀県のホームページ、あるいは佐賀市のホームページ、あるいは電話等でお聞きしたりして情報を収集しております。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

わかりました。

それでは、次の質問に参りたいと思いますけれども、騒音問題でございますけど、やっぱり一番関心があるのは、市民の皆さん方には柳川市上空の騒音ですね、どの辺が一番騒音がひどいかとか、あとはどのルートをおスプレイ、ヘリコプターが飛んで旋回するか、そういうふうな情報がなかなか今のところはないようでございますけれども、やはり騒音問題でいろいろと今後柳川市としても被害の電話とかなんとか、もしも佐賀空港に配備されたら、そういう苦情なんかが来ると思うんですけどね。ヘリコプターと、ちょっとお聞きしますが、1機だけで飛ぶと思うんですか、3機とか5機とか編隊を組んでこの柳川市の上空を飛ぶと思っておられますか、その辺ちょっとお伺いいたします。

副市長（成松 宏君）

飛び方でございますけれども、九州防衛局のほうに確認をいたしました。通常は1機から2機の機数で飛行するというところでございました。そのため、昨年4月に実施されたデモフライトについても2機で実施したというふうに言われておりました。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

通常は2機ぐらいまでということで、私は3機とか5機とか編隊組んで飛ぶんじやなかるうかと、そういうふうに思っていたところでございます。

それから、おスプレイでの騒音測定、7月28日ですか、防衛局からの説明のとき私も防衛局のほうへおスプレイでやってくれと、ヘリコプターで昨年やったのは何の参考にもならないということでは申しましたが、執行部としてもこのおスプレイでのデモは要請しておりますか。

副市長（成松 宏君）

要請しております。7月8日付でおスプレイによる柳川市上空を飛行するデモフライトの実施についてということで要請書を九州防衛局長へ市長名で出していると、文書で出しているところでございます。

16番（藤丸正勝君）

要請されているということでございますので、佐賀県のほうも何か低空飛行の調査要請をやっているということをお聞きしておりますので、よかったですそれにあわせて柳川市のほうも佐賀県に来るとき、一緒にやっぱり来るような要請をしてもらいたいと思っております。

それから、6月議会の最後の質問で市長のほうから、私はRNAVというのがあるということ、6月の定例議会のときお聞きいたしまして、初めて海のほうから来るというようなことで、柳川市には余り被害がないようなそういう機械を設置してもらいたいと、そういうのがあるということをお聞きいたしましたけど、これは設置される見込みはあるか、それと、今現在、目達原のヘリ、またオスプレイにこのRNAVというのが対応はできるかということをお聞きいたします。

市長（金子健次君）

6月議会で私のほうからRNAVについての説明等いたしました。今、通常民航機、ANAの全日空がちょうど両開、昭代校区を飛行しております。そのときにいろんな騒音問題、また、光公害、屋内に光が入ってくるという苦情が出ております。そういうことを鑑みて、現在、先日、国土交通省の航空局長ともお会いいたしまして、そういう問題等があるということ、ぜひ全国54カ所に設置してあるRNAV飛行について、RNAV飛行というのは、有明海を旋回してから普通柳川市街の上を通らないというコースなんですけれども、そういうことについてぜひお願いしたいという要請をいたしました。

要請についての回答は、前向きに検討していますということでもございましたし、今、藤丸議員が言われるのは、それについてオスプレイもRNAVやそういうことを設置できるのか、そしてまた、自衛隊機についても、普通のヘリコプターについてもRNAVについては質問をされました。この前、九州防衛局長が来たときに、藤丸議員からも質問されたような感じがいたしますけれども、それについては、私は、そのことについて、オスプレイについては設置していないということでありましたので、そのことを設置したらどうだろうかということ、要請しておりません。と申しますのも、そのことを私が要請することについては、佐賀県に対してオスプレイの配備については認めたということになりますので、そのことについては触れていないということでございますので、今RNAVについては民航機について、私が航空局に言っているのはそういうことだけでございますので、それは誤解がないようにということをお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

民間機には今いろいろついておるけど、54カ所ついておると。このオスプレイについては、やっぱり佐賀県の動向を見て考えて、時期尚早と。柳川のほうから、そういうつけなさいと、つけてくださいという要望を余り早くしたらやっぱり認めたということになるから、それはちょっとまだやっていないということでございますけど、やはりそういうRNAVといっ

非常にいい離着陸の関係で、やっぱり市民の皆さんに被害がないような航路の設定ができれば、それが一番いい方法だろうと思うですね。騒音を回避するためには、こういう設置は今からもやっていってもらいたいというように思っておるところでございます。

それから次の、9月2日に説明会がありましたですね、市民会館で九州防衛局からの説明会がありました。有明新報を見ても、新聞紙上を見ても、260名というようなことを書いてありましたけれども、やっぱりこの260名という数字に対して、市として執行部としてはどういうふうに思っておられるか、お聞きいたします。

副市長（成松 宏君）

260名という方々の数字に対してどういうふうに執行部は思っているのかということでございますけれども、260名の方々が金曜日の夜の忙しい時間に時間を割いて来られたということは、私どもはしっかりと受けとめる必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

その260名の皆さんの質問ちゅうか、賛成、反対いろいろあったと思うけど、どういうふうな防衛局に対しての要望が多かったか、お聞きいたします。

副市長（成松 宏君）

議員おっしゃるとおり、賛成もありましたが、ほぼ反対のほうが多かったというふうには感じております。

防衛局に対する要望でございますけれども、やはり騒音でございました。一番気になっている、本当に上を飛ばす、100メートル先を飛ばすかもしれないというような方も参加しておられまして、非常に騒音を心配されておられました。その飛行ルートをはっきりさせてほしいということ、音をはっきりと体感させてほしいということ、それから、デモフライトをしっかりとやってほしいというような要望もございました。

それから、これは賛成の方でございましたけれども、体験飛行をさせてほしいというような要望もございました。大まかに言いますと、そういった形でございました。

16番（藤丸正勝君）

やはりどういうふうな質問が多かったかといいますと、副市長言われるように、騒音問題、それと飛行ルート、それとデモフライト、本当の音を聞きたいということでしょうね。やはりそれだけ、260名の方が参加、出席なされて、こういうふうな3点セットといいますか、議会のほうでもこういう騒音問題、飛行ルートの問題、このデモフライトをやってくれという、議会も要望しております。やっぱりこういう要望を執行部としてもしっかりと受けとめて、防衛局のほう等には要望、要請をやってもらいたいと、そういうふうに思っております。そういうところでございます。

それから、一つ聞きたいのが場周経路ですね、防衛局がよく言いますけど、この場周経路

というのはオスプレイと普通のヘリとの離着陸、これが違うんですかね。その辺、私もよ
うっとこの辺がわからないから、市民の方たちもわからんやろうと思うんですよ。この辺は
詳しくちょっと教えてもらえんでしょうか。

副市長（成松 宏君）

場周経路について、オスプレイと通常のヘリで違いがあるのかということでございますけ
ど、違いはございます。場所的には空港の南側、有明海について半楕円形のような場周経路
がございますけど、何が違うかということ、面積がオスプレイのほうがやはり広いです。そし
て、ヘリのほうがその中にございます。内側にございます。そういった意味では、場周経路
の広くとってあるのがオスプレイで、小さい円の、内側の小さい部分がヘリの場周経路とい
うことで違いがございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

その場周経路というのを広くとってあるのがオスプレイ、その中の離着陸するのが普通の
ヘリということで、それを有明海と陸地のほうとあるわけでしょう、両方あるわけでしょう。
そいけん、どちらを優先的にするかということをお聞きいたします。

副市長（成松 宏君）

場周経路につきましては、陸地はございません。有明海のほうだけでカバーをし切れるよ
うなふうイメージされております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

私は、この場周経路というのは有明海と陸地と両方あるかなと思っておりましたけど、有
明海の海の上だけにしか設定していないというわけですね。

それで私が思うのは、この場周経路、有明海の上を通過して各演習場に行く、これがまだ
ルートが設定されていない。先ほど熊本、宮崎県とかどこか行くのには、先ほど言われまし
たけれども、その場周経路からの離発着、どちらに行くかというのもこれはパイロット任せ
ですか、お聞きいたします。

副市長（成松 宏君）

有視界の場合は天候状況を確認してパイロットが決めるということで、風向きとかござい
ますので、決めるというふうになっております。

16番（藤丸正勝君）

わかりました。場周経路の分はこれで終わりますけど、それで、このオスプレイが佐賀空
港に配備された場合、先ほど壇上で私言いましたけど、佐賀県にとりましては非常にメリッ
トがあると、はかり知れないメリットがかなりあると思うわけですけど、柳川市には騒音だ
けが残るといように私は思っております。騒音が柳川市にはデメリットとして残るだろ

と思っておりますので、こういう柳川市としては、この件に対しては何かメリットがあると思いますか。

副市長（成松 宏君）

柳川市にとってのメリットということでございますけれども、自衛隊等の運用により生ずる障害の防止に関する国の地方自治体への財政支援についてというものがございます。

例えば、目達原駐屯地を町内に有する吉野ヶ里町、あるいは上峰町では、国有提供施設等所在市町村助成交付金、あるいは特定防衛施設周辺整備調整交付金などが考えられます。ただ、これはあくまでも自衛隊施設を直接市町村内に有するということが条件でございますので、本市についてはちょっと考えにくいのかなというふうに思っています。

ただ、例えば、ジェット機とかが離発着する飛行場や砲撃などが行われる演習場等により、特に生活環境や地域開発に影響を受ける自治体に対しましては、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づきます交付金制度等がございます。

この制度により助成や補償を受けられるかどうかにつきましては、騒音、あるいは被害の実態によるものでありますので、オスプレイ、あるいはヘリコプターの騒音が市民にどのぐらい被害を与えるかによって補償の有無があるのかなど。ただ、それはメリットというか被害の補償なんでメリットとは言いづらいのかもしれませんが、そういったものかなということで、メリットはなかなか難しいのかなというふうに思います。

16番（藤丸正勝君）

今の段階で柳川市にどういうふうなメリットがあるかというようなことも、また聞くほうも間違えとっじやろうと思うんですよ。今の段階で余り言われんとですもんね。それは私のほうも、これはちょっと間違えたかなと思いますけど、それに対してよう答えてくれたですね。そういう施設整備の何かがあるとか、地域に騒音問題があれば二重窓とかなんとか、そういうふうなのがあるやろうということが今後考えられますけど。

佐賀空港と、佐賀県と柳川市との間には航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書というのがありますけれども、7月28日、私、防衛局の方に質問をしましたですね。柳川市と県との合意書はどうなるかと。そしたら、防衛局の方は、これは佐賀県と柳川市の問題であるということを言われました。ということは、やはり佐賀県と航空機に関するこの協定書があります。合意書がある。これを6月議会では履行されるだろうということで答弁がありました。やはりこれは履行されるということは、ある程度、佐賀県との話し合いを密にしていかなければなかなか合意に至るまでの、佐賀県は九州防衛局と合意をしたけど、その後に柳川市に合意書を持ってこられても、これはちょっと困ったもんだなというふうに思っておりますので、防衛局と佐賀県が合意する前に、柳川市との合意書の取り扱いはどうなるかということをお聞きいたします。

副市長（成松 宏君）

議員おっしゃりますように、本市と佐賀県の間では有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結しています。その第4条で、空港用途を変更するときは誠意をもって協議を行うものとするというのがございます。

また、この趣旨を確認するために、本年6月7日に佐賀県政策部長と事務レベルではございますが協議を行って、政策部長のほうから、「佐賀県知事の判断がいつになるのかそこはわからないが、判断する前に柳川市との事前協議の場を持ちたい」という御発言をいただいております。

この佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関しましては、佐賀空港の管理者である佐賀県が、容認するかしないかの判断を最終的にされますが、合意書に基づき本市との協議が行われるというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

今、6月7日の事務レベルの会議、やはりこれには前向きな佐賀県の回答をされているようでございます。ぜひこれは佐賀県と九州防衛局が判断される前には、柳川市ともそういうふうな内容の中身についての会議というか、議論をやっぱりしてもらったらいんじゃないかと私は思っております。

ここに佐賀市の秀島市長の、ちょっとあれがおりますけど、この中には、途中からですけど、「いずれにしましても信頼関係というのが構築されていなければならないと思っています。一部の人だけが裏で話をしているのではなくて、対等の立場で議論をさせていただき、その基本は信頼関係ということでやっていきたいと思っております」ということで、若宮防衛副大臣との会談の場でございます。それで、若宮防衛副大臣も、「市長からお話がありました信頼関係ということにつきましては、もちろん今これから先もそうですし、これからもずっと先も、私ども仮に担当者が変わろうとも継続して引き継いでやらせていただくという心づもりでおりますので、市長をはじめとする行政のみなさん方と色々な意味でのしっかりとした信頼関係を構築してまいりたいと思っております」と、若宮防衛副大臣が秀島市長との会談の中で言われているのをインターネットのほうで見たということで、柳川市のほうも、やはり今後この問題は非常に市民の皆さん、議会ともいろんな協議の場が多くなると思いますので、やはりそこらは、さっき言ったように、議会、執行部と市民との、また、しっかりとした信頼関係をもちながらこの問題に取り組んでもらいたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで12時45分まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後0時45分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、21番三小田一美議員の発言を許します。

21番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。一般質問に入る前に、柳川市出身の皆さんの活躍は目を見張るものであります。市長の声援で、おかげで大相撲では琴奨菊関の優勝、また、さきのオリンピックにおいては、坂井君の大活躍、また鈴鹿スーパーGTレースで井口君の優勝と、柳川の名声も高くなっています。本当によかったと思っております。本当におめでとうございます。若者の活躍によりまして、水郷の柳川が全国に知れわたり、観光客の皆様が来ていただけるようになれば経済も潤って、まちも活気づきますので、市におかれましては、活躍をしている皆さんの顕彰を含め、励ましていただければ幸いです。

それでは、21番三小田でございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問は、大きく老人対策とオスプレイ及びヘリコプター部隊の佐賀空港の配備についてお伺いをいたします。特に老人問題については、ひとり暮らしや老老介護をされている多くの皆さんがこれからの生活に大きな心配をされています。そこで、おもてなしの心で市民の生活の向上に日夜取り組まれています皆様の心温まる施策について、自席より一問一答でお尋ねいたしますので、よろしくお願いをいたします。

21番（三小田一美君）続

それでは、まず1つ目でございますが、老人人口についてお尋ねいたしますが、現在、柳川市民で70歳以上のひとり暮らしは何人ございましょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（白谷通孝君）

現在、70歳以上のひとり暮らしは何人ですかという質問にお答えいたします。

70歳以上のひとり暮らしの高齢者数でございますが、本年8月26日現在で2,801人となっております。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、5年前と比べて何人増加したか、また減少されていますか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（白谷通孝君）

5年前と比べてということでございますが、大変申しわけございませんが、福祉課では70歳以上のひとり暮らし世帯の数値は把握をしておりません。御参考までに、福祉課のほうで

統計管理をいたしております65歳以上のひとり暮らし高齢者数で回答をさせていただきます。

28年、本年の4月1日現在で65歳以上のひとり暮らしの高齢者数は3,751人です。5年前の平成23年4月1日現在では2,934人でございますので、817人増加をしております。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。今度また質問するときは75歳のほうも勉強しておってください。

次に入ります。

それでは、現在、柳川市民の75歳以上の夫婦のみの世帯は何世帯ありますか。いっちょよろしくをお願いします。

福祉課長（白谷通孝君）

現在の75歳以上の高齢者のみの世帯でございますが、平成28年8月26日現在では1,204世帯となっております。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、また同じことをお尋ねしますが、5年前と比べて何世帯増加、または減少されていますか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（白谷通孝君）

大変申しわけございません。先ほどの回答と一緒にございますが、5年前の75歳以上の高齢者夫婦のみの世帯数につきましては、福祉課では把握をできておりません。福祉課のほうで統計を管理しております65歳以上の高齢者夫婦のみ世帯数で御回答させていただきます。

本年4月1日現在での65歳以上の高齢者夫婦のみ世帯は3,136世帯です。5年前の平成23年4月1日現在では2,695世帯でしたので、441世帯増加しております。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

それでは、この介護の認定のほうはおわかりですかね。ちょっとお尋ねしますが、いいですか。

それでは、70歳以上のひとり暮らし、また75歳以上の夫婦のみの世帯のうち、要介護の3以上の認定を受けている方、済みませんが何人おられますか。お尋ねします。

福祉課長（白谷通孝君）

柳川市内で要介護3以上の認定を受けておられます70歳以上のひとり暮らしの方は503名です。

75歳以上の夫婦のみの世帯、どちらか一方の方が要介護3以上の場合では174人となって

おります。いずれも、これは本年6月30日現在の数字でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、全ての家庭で子供たちと同居などを含めて要介護3以上の認定を受けている人の総数は何人でしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

福祉課長（白谷通孝君）

全ての御家庭でということですので、柳川市内で要介護3以上の方につきましては、本年6月30日現在で1,219人でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、また同じことをお聞きしますが、5年前と比べて何人増加、または減少をされていますか。そこをお尋ねしたいと思います。

福祉課長（白谷通孝君）

柳川市内で要介護3以上の認定を受けられる方で、5年前の平成23年9月30日では1,253人でした。したがって、34人減少している計算になります。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

それでは、要介護3以上の認定を受けているうち、夫婦以外の家族と一緒に暮らしてある方は何人でしょうか。お尋ねします。

福祉課長（白谷通孝君）

市内で要介護3以上の認定を受けている方で、夫婦以外の家族と一緒に暮らしている方という御質問でございますが、本年6月30日現在では522名です。

以上です。

21番（三小田一美君）

また、それでは5年前と比べて何人増加、また減少をされておりますでしょうか。お尋ねします。

福祉課長（白谷通孝君）

5年前と比べてという御質問でございますが、大変申しわけございません、この数字につきましては、5年前の数値は把握できておりません。大変申しわけございません。

以上です。

21番（三小田一美君）

順序をもってずっと聞いていきますから、よろしく願います。

それでは、要介護の3以上の認定を受けている方で特別養護老人ホームに入所をされてい

る方は何人でございますでしょうか。お尋ねします。

福祉課長（白谷通孝君）

要介護3以上で特別養護老人ホームへの入所をされてある方は、本年6月30日現在で335人の方が入所されています。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

それでは、これは大事なことじゃっけん、柳川市の基幹産業は農業及び漁業であります。それは漁業も農業も会社としてあるのは社会保険が何かで支払い、加入をされておられる方もおられますけど、長年従事されてきた方は国民年金に加入をされ、現在、多くの皆さんが受給をされています。

70歳以上のひとり暮らしの方と、また75歳以上の夫婦のみの世帯のうち、家計の収入が国民年金のみの方は何人いらっしゃいますでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

福祉課長（白谷通孝君）

申しわけございません。70歳以上のひとり暮らし、75歳以上の夫婦のみの世帯の方で、家計の収入が国民年金のみの方という部分の数値につきましては把握しておりません。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、1人当たりもあれですね、お調べはしてあるけど、1人の平均はまだわからないということでしょう。わかりますか。

福祉課長（白谷通孝君）

これは厚生労働省のホームページに載っております。

平成27年3月末現在でございますが、柳川市で国民年金をもらってある方の1人当たりの受給額は655,964円という数字が厚生労働省のホームページのほうで載っております。

以上です。

21番（三小田一美君）

65万幾らというげっと、12で割って幾らですかね。ちょっと済みません、計算できますか。そうすると1カ月幾らかわかりよかけん。済みません。

福祉課長（白谷通孝君）

お待たせしました。54,663円という計算になります。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

それでは、現在、市民税が非課税の方で、特別養護老人ホーム多床室の入居者の自己負担

額の平均が、柳川市の場合は食事、またおむつ代と部屋代、その他の経費を含めて幾らになりますか。これもわかるやろうち思います。済みません、教えてください。

福祉課長（白谷通孝君）

多床室型の特別養護老人ホームが柳川市には6カ所ございます。施設ごとに金額が異なってきますので、福岡県介護保険広域連合が示しました施設サービスの目安などを参考にした一般的な金額で御回答をさせていただきます。

施設に支払うべき本来の負担額は、利用料、居住費、食費、日常生活費の合算額で決定をいたします。日常生活費につきましては個人ごとに差がありますので、ここでは割愛をさせていただきます。

また、居住費と食費につきましては、非課税の方であっても年金収入額が800千円以下か800千円を超えるかによって2段階に区分をされております。課税者の方よりも非課税の方は減額をされておりますが、年金収入額800千円以下か800千円を超えるかで2段階に区分をされております。

まず、市民税非課税で年金収入800千円以下の要介護3との想定ですと、1カ月の本人負担額は約46,500円となります。

なお、要介護4の方は48,500円、要介護5の方は約50,500円となります。

ただし、介護保険制度にも医療の高額医療費と同じような高額介護サービス費の支給制度がございますので、それを適用いたしますと、要介護3以上の方、3、4、5の方の実質負担額は約37,800円となります。

次に、市民税非課税の方で年金収入800千円を超える要介護3で想定をいたしますと、年金800千円以下の方との違いは食費が変わってきます。したがって、計算をいたしますと1カ月の本人負担額は54,500円となります。

なお、同じように要介護4の方は56,500円、要介護5の方は約58,500円となります。

これにつきましても同様に、高額介護サービス費の支給制度というのがございますので、これを適用いたしまして、要介護3から5の方の実質負担額は約55,200円となります。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

今、平均的な金額を最低額を教えてくださいましたが、それでは、現在、市民税が非課税の方で、特別養護老人ホームのユニット個室の入居者の自己負担額の平均をまた教えてくださいたいと思いますが、いつも食費をろんおむつ代、部屋代、その他の経費を含めて幾らになりますでしょうか。そこをちょっと教えてください。

福祉課長（白谷通孝君）

市民税非課税の方で、特別養護老人ホームユニット個室型の方の経費、お金ということで

ございます。

まず、これも先に、先ほど御説明をいたしました多床型の場合と同じでございます、施設ごとに金額が違いますので、福岡県介護保険広域連合が示した施設サービスの目安などを参考にした一般的な金額で御回答をさせていただきます。

施設に支払うべき本人負担額につきましては、先ほどと同じく利用料、居住費、食費、日常生活費の合算額で決定をいたしますけれども、日常生活費につきましては、個人ごとに開きがございますので、ここでは割愛をさせていただきます。

また、居住費と食費につきましては、先ほどと同様、非課税の方は年金収入額800千円以下か800千円を超えるかによって、さらに2つに区分をされております。

市民税非課税の方で年金収入800千円以下、特別養護老人ホームユニット個室型の要介護3との想定で申しますと、1カ月の本人負担額は約61,500円となります。

なお、要介護4の方は63,500円、要介護5の方は約65,500円となります。

しかしながら、先ほどこれも申しましたけれども、介護保険制度にも高額介護サービス費の支給制度がございますので、それを適用しますと、要介護3、4、5の方の 실질負担額は約51,300円となります。

続きまして、住民税非課税の方で年金収入額800千円を超える要介護3、特別養護老人ホームユニット個室型との想定でございますが、年金800千円以下との違いにつきましては、居住費と食費の額が異なってきます。計算をいたしますと、1カ月の本人負担額は一般的な金額で84,500円となります。

なお、要介護4の方は86,500円、要介護5の方は約88,500円となります。

同様に、高額介護サービス費の支給制度を適用いたしますと、要介護3、4、5の方の 실질負担額は約83,400円となります。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。なかなか国民年金では入られんごたっですね、今の御答弁じゃ。

それでは、次に国民年金を満額で受給しても月に大体64千円だろうと。介護保険料や後期高齢者保険料、また固定資産税とろん水道料といった公共料金、また電気料、ガス代、月の生活費やいろいろ聞けば、介護にかけられる費用はよく見ても10千円か20千円程度と思いますが、介護2の場合は、ホームヘルパーをお願いすれば20千円の支払いの範囲でどのようなサービスが受けられますでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（白谷通孝君）

訪問介護（ホームヘルプ）サービスにつきましては、大きく分けまして生活援助サービスと身体介護サービスに分けられます。

生活援助サービスにつきましては、買い物、掃除、洗濯、調理といった家事援助が中心となります。利用負担の目安でございますが、20分から45分未満の生活援助中心であれば、1回1,830円、利用者の負担額は原則1割でございますので183円となります。

身体介護のサービスにつきましては、入浴の介助、食事の介助、排せつの介助といった支援が中心となります。利用者の目安につきましては、30分から1時間未満の身体介護であれば1回3,880円、利用者の負担額は先ほどと同様に原則1割でございますので388円となります。

要介護2での在宅サービスの限度額は、196,160円でございます。

しかしながら、実際のサービスの利用内容につきましては、在宅介護支援事業所のケアマネジャーが本人の状態と介護の必要度に応じてサービス内容を検討いたします。また、生活援助のサービスにつきましては、家族構成によって、例えば、要介護の認定を受けていない方と同居をされてある場合などは利用できない場合がございますので、一概に20千円でどれくらいとか、そういった形での御回答はできませんことを御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

課長、やはり心配しとるけんですね、入らるっちゃっかんのもちいうて、だからお尋ねしよるけん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、国民年金を満額受給している人が介護3の場合に、特別養護老人ホームに入居した場合、介護保険料や後期高齢者保険料、また固定資産税、また公共料金や医療費を引けば、よく見ても40千円から50千円が介護にかけられる費用となりますが、これは国民年金の場合ですよね。社会保険等の共済年金は別でございますので、個人の負担の支払いは大丈夫でしょうか。そこをちょっと私、心配だからお尋ねしたいと思ひます。どうぞ、済みません。

福祉課長（白谷通孝君）

先ほどの想定でございますが、個人の支払いは大丈夫かということでございますが、基本的には個人の方が個人の資産を活用してということになります。また、同居をされてある場合とか扶養をされてある場合という形で、扶養義務者の方もございますので、一概にここでお答えするのは非常に難しい面がございますけれども、そういった形でやっていただいているものだというふうに感じております。

以上です。

21番（三小田一美君）

いや、私が聞きよるとは同居しとっとやなくて、ひとり暮らしとるん夫婦のみちお尋ねしよるとばってん、そこら辺のところは私もわからんでもないけど、やっぱり市民の方たちが心配して、ちょっと来てくれんかんち、なかなか入られんばんと、そうおっしゃられるから、だからお尋ねをしよるわけですよね。

それでは、次に行きたいと思います。

それで、国民年金の受給者は介護3以上の認定を受けても、特別養護老人ホームの多床室の個人負担額が払えるのかどうかという状況ですが、支払いができない方については、ほんに気の毒かばってんちょっと聞きます。どんなような救済の措置があるのか、いっちょお尋ねしたいと思います。課長。

いいですか、議長。

年金でんの、社会保険あたりでものもの、200千円近う、共済年金もそのくらいもらいなはるかもわからんばってん、基幹産業で農業てろん漁業の人たちは今国民年金しか支払っていないと思うわけですよ。

だからそこで、もうやっぱり最高もろうても40年払うて65千円ぐらいやろうち思う。その中で介護保険も引かれる、後期高齢者も引かれる、公共料金も引かれる、そんならあとどげんするかじゃん。そこばお尋ねしよるけん、ちょっと済みません、お願いします。

福祉課長（白谷通孝君）

先ほどの想定でお答えいたしますと、いわゆる最後のセーフティーネットと言われる生活保護制度で救済するしか手がないかと思えます。

ただ、そこまで行くまでには、いわゆる貯蓄であったり、資産であったり、動産であったり、そういった部分の活用というのが大前提になってきますので、そういうところを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

それでは、ここはちょっと飛ばします。どうもありがとうございました。

それでは、介護の2以下で施設に入所ができない方で、年金の受給額が満額に満たない方についてはどのような方法をとれば訪問ヘルパー、デイサービス、小規模多機能、これは老人ホームと違いますから、小規模の多機能で居宅介護施設を利用し、安心した老後を送ることができるかを詳しく具体的に教えていただきたいと思えます。済みません、お願いします。

福祉課長（白谷通孝君）

先ほどの御質問でございますけれども、それぞれの方がそれぞれのケースがあるかと思えます。また、通告等もこの分受けておりませんので、若干ここで答弁は差し控えさせていただきます。ちょっとお答えすることができません。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうも済みません、ありがとうございました。

それでは、現在、柳川市においては、介護が必要な方については、その人ごとの介護プランは居宅介護支援センターのケアマネジャーが立てていますが、新年度から法改正によって

要支援1から要介護の2までの方については、包括支援センターで行うことになると思いますが、支援センターの人材の支援をする車両については、どのような整備を行う計画でしょうか。よろしくをお願いします。

福祉課長（白谷通孝君）

新年度から、来年度からの介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援1、2の方に関しての法律改正でございますので、議員御質問の要介護2までという、要介護1、2の方につきましては法改正がございませんので、要支援1、2の方につきまして御答弁をさせていただきます。

現在、要支援1、2の認定を受けた方のケアプランにつきましては、地域包括支援センターで作成をしております。

今回、平成27年の介護保険法改正によりまして、要支援1と要支援2の介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の2つにつきましては、平成29年度までに全ての市町村で実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなりました。財源構成につきましては、従前と同じ国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、1号保険料22%、2号保険料28%が財源となります。

続きまして、この総合事業対象者をお世話いたします地域包括支援センターがケアプランを作成することとなりますが、人員と車両の整備はどうなっているかということでございますけれども、現在、高齢者数の増加に伴いまして、通常の業務量の増加等もあります。また、困難事例等も増加をしておりますので、今定例会において補正予算をお願いをしておりますとおり、社会福祉士を今年度に1名増員するように計画をしておりますところでございます。

さらには、平成29年度からは業務量がさらに増加することが予想されますので、ケアマネジャーまたは看護師や社会福祉士のいわゆる3職種の方も1名増員をしたいと考えておりますところでございます。

車両の整備につきましては、車両につきましては現在、地域包括支援センターの公用車として6台を保有して活動をしております。しかしながら、一時的に公用車が不足する場合等ございますので、本市では職員の自家用車を公用車に使用できるという登録制度がございますので、この制度を利用いたしまして、この職員の自家用車を公用車として、不足した場合は業務に支障が生じないように一時的に自家用車を利用しておるといって今後運用していきたいと考えております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。本当に財政が厳しゅうございますので。

ちょっとお尋ねしますが、国の財政の支援は、これは当てはまるでしょう。行われますか。そこだけ聞きます。ほかはもう御答弁ありましたから。

福祉課長（白谷通孝君）

国の財政支援につきましては、先ほどの答弁の中で、いわゆる新総合事業に移行しても財源構成は従前と同じだということでお話しをしたとおりでございます。財源構成は新制度に移行しましてもございます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。新規でございますので、頑張ってください。

それでは、今までの答弁も聞くと、やはりこれは国の施策として介護の計画にのっとり市は実施をされているようでございます。年金の受給額が少ない方は、介護保険の要介護3以上の認定をとれるまで辛抱ばして、入居の順位の判定をじっと我慢して待って、できれば認知症にならなごつして、また病気にならないことを願うことが最善の方策かなと思うが、いかがでございましょうか、ちょっともう一回よか。考え方のあるなら教えてください。もうあれだけじゃなくて、今、御答弁もらったでしょう、あれば。そすと、もう1つ何かよか方法ありますか。何かあるようなちょっと気がしましたが。

そして、あればもらっても土地、財産持っとっても、あれはもろうてもよかですもんね。何と保護ですかね、ちょっと私からは言いにつかからですね。あれは財産持っとってもよかですよ。

福祉課長（白谷通孝君）

先ほどありました3以上になるのを辛抱して待って、できれば病気にならないというお話でございますが、そのためには福祉課としては介護状態、いわゆる介護認定を受けないような、いわゆる健康といえますか、健康状態といえますか、そういうので長く生活をしていただきたいということで、介護予防教室というのをやっております。いわゆる介護認定にならないように体操をしたりとか、人とお話しをされたりとか、そういった形でなるべく健康な体でいつまでも長生きをしていただきたいという形で、介護予防教室を随時展開しておりますので、そういった形で御利用いただければというふうに考えております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

課長も一生懸命努力をなされてある、それはもう私は敬意を表します。そのように、介護を受けられる方にお伝えしとってよかですかね。ごめんばってん、何百人でん私は言うてくれち頼まれととですよ。入所されんけん、どげんかならんめかち、銭のなかけんち。やっぱり辛抱して、病気にならなごつして、認知症にならなごつして、やっぱり頑張らんといかんちいうことですね、課長。もう一回ちょっと、もういっちょよか方法あるはずばってん、済みません、わかりやすく。

福祉課長（白谷通孝君）

介護が必要になってきた場合は、どうしても介護認定を受けられまして、ホームヘルプサービスであったりデイサービス、場合によっては施設に入所といった段階を踏んでいくわけでございます。

そうならないために、国も県も、当然ながら柳川市も、介護予防事業という形で、通称元気が出る学校であったりとか、地域のデイサービスであったりとか、そういった形でなるだけ外にそういった部分で出ていただいて、御利用いただいて、人とお話をしていただいて、体を動かしていただいて、健康的で元気な生活を維持できるように、こちらもいろんなメニューを用意しておるつもりでございますので、ぜひともそういった方々に、こういうのがあるげなばんという形で御紹介をしていただければと思います。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

そうということで、うちのほうに上がった方たちには、そういうふうにお伝えします。お金は要らんちいうことですかいいね、そんなら。ただちゅうこっじゃろう、課長。（発言する者あり）うんにゃ、もうよかよか、次に行きます。

やっぱりこの介護ちいうのは、ここの中で私だけ考えとるばってん、介護保険というのも、やっぱり年金から引くとやなかつですよ、ほんなごつは。私はそういうふうに思います、私だけ。介護保険はてえげえもうかりよつとやなかですか。いろいろ検査で厳しくなって。

次に行きます。

それでは、オスプレイ及びヘリコプター部隊の佐賀空港の配備についてお尋ねをしたいと思います。

まず、先ほど藤丸議員から説明会の開催と、また旧大和町及び両開、昭代地区の上空飛行については省略をさせていただきたいと思います。

それでは、市長が言っていた新たな着陸の方法については、採用しないとの新聞報道があっていましたが、従来のとおり方法を採用した場合、雨や霧などの悪天候や夜間の離発着は、空港東側に設置されている計器を使用した方法がとられると思うが、雨や霧などの悪天候や夜間の離発着は行わないで、天気のよい昼間の有視界飛行のみで行われるのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

生活環境課長（武田真治君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃった新たな着陸方法といえますのは、RNAV航法のことだと思いますけれども、7月28日に開催されました市議会全員協議会時の九州防衛局の説明におきましても、自衛隊の航空機はRNAVに対応する装置は備えていないとの説明がありました。

また、天気のよい昼間の有視界飛行のみで行われるかということですが、一般的に

陸上自衛隊のヘリコプターは、有視界飛行方式で飛行しますが、気象条件によってパイロットが目視で確認できないときには、自動着陸誘導装置による計器飛行で着陸するという事になります。

なお、説明では、計器飛行を利用する割合につきましては、目達原駐屯地の例で1日当たり約0.3回という説明でありました。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、了解です。

それでは、現在、佐賀県の神埼郡の吉野ヶ里町に対戦車の攻撃用のヘリコプターを中心にヘリコプター部隊が駐屯しています。これに対して、国の財政的な支援、交付税、また基地の交付金と基地周辺の整備費の交付がされていると思いますが、26年の決算ではどの程度になっていますでしょうか。お尋ねをしたいと思います。これもメリット等は藤丸議員がお尋ねしとつですが、それとまた違いますから、これは目達原のことを聞いておりますから、いっちょよろしく。省略はしておりますので。

生活環境課長（武田真治君）

目達原駐屯地関係の平成26年度の交付金等につきましては、佐賀県の吉野ヶ里町、また上峰町に問い合わせをいたしましたところ、吉野ヶ里町におきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金が約39,000千円、特定防衛施設周辺整備調整交付金が約34,800千円、また小・中学校の防音施設の電気代の補助金約3,900千円、あわせて78,000千円とのことでありました。

また、上峰町におきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金約7,600千円、特定防衛施設周辺整備調整交付金約34,400千円、小・中学校のエアコン改修費補助金約20,000千円、小・中学校の防音施設の電気代の補助金約3,300千円、あわせて65,300千円とのことでありました。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。大分、課長、参考になりました。本当にありがとうございました。

それでは、佐賀空港に配備された場合には、どの範囲で、例えば空港から何キロの範囲とか、上空も含みますが、騒音のレベルがどの程度まで補償の対象といった基準があるのかなのか、それをお尋ねしたいと思います。

多分、今質問いたしました吉野ヶ里町の配備してあるところのそれをお尋ねしよりますから、いっちょ答弁をよろしくお願いしたいと思います。

生活環境課長（武田真治君）

騒音に対する補償の基準につきましては、空港から何キロの範囲などの距離の基準はなく、騒音のレベルで定められております。

国が定めております防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律や施行令、施行規則によりますと、航空機が発する瞬間の最大値ではなく、航空機騒音の指標でありますLdenの数値が62デシベルを超えた場合は、空港管理者が防音の補償をすることになると考えられます。

しかしながら、防衛省の説明によりますと、柳川市内における騒音の影響の予測はLden 57デシベルを下回っていると説明をされております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、最後になると思いますが、現在50機と言われていますが、ヘリコプターや17機と言われているオスプレイの配備数が、ちょっとこれは大きくなりますけど、尖閣諸島を初めとする九州西南海域の状況次第では大幅に増強をされることも考えられます。ヘリの搭載型護衛艦いずも型の佐世保基地配備となれば、離発艦の訓練回数は大幅に増加をします。目達原基地の運用が限界になることを想定しての佐賀空港移転であることも考えておく必要があると思いますが、いっちょ市長のお考えを聞きたいと思いますが、これ、まだまだ勉強せやんところのいっぱいあるわけですね。だから横須賀等の、佐世保に行くならこの情報はすぐわかると思いますので、一応私は深くは考えて質問いたしません。これは本当に大事なかつ。これは柳川市民は全体思っただけを考えていただきたいと思いますので、いっちょ私はこれで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時27分 休憩

午後 1 時37分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、17番田中雅美議員の発言を許します。

17番（田中雅美君）（登壇）

17番、自由民主党柳誠クラブの田中でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に一言、この場をおかりしまして、熊本地震で被害に遭われた方々には心より御見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問をいたします。今回は3点ほど取り上げたいと思います。

まず1つ目に、1年前にもお尋ねをいたしました。農業について、特に中間管理事業を中心にお尋ねをいたします。

御承知のとおり、柳川の農地は私たちの先人が汗水流して切り開いた大切な遺産であります。それを受け継いだ私たちは、その農地を農地としてきちんと維持して、やがて次の世代に渡していかなければならないと思います。

現在、食料自給率が4割を切るようになってしまいましたが、このまま手をこまねているうちに大事な農地が草だらけの耕作放棄地になり、私たちの食べる食料を全面的に外国に依存するような事態は絶対に避けなければなりません。そのためには、効率的な農業経営を目指す担い手をどんどん育成していかなければならないと思いますし、農地中間管理事業もそのためにあると認識をいたしておりますが、昨年と比べてこの事業はどれくらい進んだのでしょうか、お尋ねをいたします。

残りの質問は自席にいたしたいと思いますので、議長の取り計らいをよろしく願いいたします。

農政課長（林 誠君）

農地中間管理事業が昨年と比べてどれくらい進んだのかという議員のお尋ねですけど、昨年6月議会において、農地中間管理事業の農地集積については、約550ヘクタール近くの農地の申し出があっていることをお答えしていたと思います。その後、昨年の10月の申し出では約132ヘクタール、また、ことしの6月の公募では約75ヘクタールの申し出がおります。平成26年度から現在までに、約785ヘクタールの農地の集積が上がっております。

以上です。

17番（田中雅美君）

公募と言われましたが、公募とは、農地を貸したいと、また、逆に農地を借りたいと手を挙げる人のことを言うのではないのでしょうか。私は、進みぐあい聞いていますので、農地中間管理機構を通して実際に貸借関係が成立した農地について、地域別に進捗状況を知らせてください。

農政課長（林 誠君）

地域別の進捗状況ということですが、本市では、人・農地プランをJA支所ごとに6地域において作成しております。その人・農地プランの地域ごとにお答えしたいと思います。

まず、柳川地区は約475ヘクタール、三橋地区は約192ヘクタール、大和地区は83ヘクタールとなっております。残りが昭代地区、蒲池地区、皿垣開地区となっておりますが、皿垣開地区については、現在11月の集積に向けて地域の説明会を行っており、また、書類作成会などを行う予定にしております。

以上です。

17番（田中雅美君）

昭代、蒲池、皿垣開の面積について答えがありませんでしたが、それを教えてください。

農政課長（林 誠君）

議員の御質問にお答えします。

現在、農地中間管理事業を活用されている昭代地区の農地は約1ヘクタール、また、蒲池地区は3ヘクタール、皿垣開地区は約2.5ヘクタールとなっております。

以上です。

17番（田中雅美君）

それでは、それぞれの6地域において、農地中間管理事業によって貸し借りができた農地の面積は、その地域の全農地の何パーセントになっておるのか教えてください。

農政課長（林 誠君）

それぞれの6地域の全農地に対する農地中間管理事業に貸し出されている割合についてお答えします。

柳川地区については約50%、三橋地区については約20%、大和地区は約11%、昭代地区、蒲池地区、皿垣開地区については1%以下となっております。

以上です。

17番（田中雅美君）

今お答えをいただいた数字は、昨年と比較してどの程度ふえたことになるのか、御答弁をお願いします。

農政課長（林 誠君）

昨年と比較してどれくらいふえたかという御質問です。

各地域の昨年の6月以降の申し込みの面積をお答えします。

柳川地区については、昨年の6月手続を目指して一斉に取り組みがされていますので、ほとんど増減はあっておりません。

また、三橋地区は約156ヘクタール、大和地区については46ヘクタール、昭代地区は1ヘクタール、蒲池地区は3ヘクタール、皿垣開地区は2.5ヘクタールとなっております。

以上です。

17番（田中雅美君）

先ほどの答弁では、皿垣開地区では現在取り組みがまっているということなので別にしまして、蒲池、昭代ではほとんど進んでいないようですが、どういう理由が考えられるのか教えてください。

農政課長（林 誠君）

蒲池、昭代地区については、担い手による作付率が、農地中間管理事業が進んでいる地区と比較して、営農組合員の加入率が比較的低いなど、担い手による作付率が低いこと、また、

昭代地区については、担い手の作付農地が全体的に点在していることが考えられると思います。

以上です。

17番（田中雅美君）

わかりましたけど、それぞれ地域の事情があるとは思いますが。それでは、視点を変えてお尋ねをいたします。

この事業は、全国的にどのような進みぐあいなのでしょう。国が想定しているようなペースで進んでいるのかどうか、お尋ねをいたします。

農政課長（林 誠君）

事業の進み方についての御質問だと思います。

国では農地の80%を担い手に集約することを目指していますが、平成28年3月現在、3,000ヘクタール以上の農地が集積されているのは、東北、北陸、北海道以外の県では岐阜県、滋賀県、兵庫県のみとなっています。

福岡県では、農地集積について、平成26年度、27年度の2カ年で3,000ヘクタールを目標にしていますが、2,365ヘクタールとなっているところです。そのうち、本市においては、平成28年3月末現在では約710ヘクタールの農地集積が上がっております。福岡県全体の約30%を占め、県内においては最も農地中間管理事業での農地集積が進んでいるところです。

また、議員お尋ねのポイントというところになりますと、農地中間管理事業による集積については、最も多かった柳川地区を参考にしますと、地域の法人となった集落営農組合と大規模な担い手農家を中心となり、この事業に取り組んでいただき、事業進捗に向け日程を決め一斉に手続等を決めていただく手法は、この事業を効率的に進める一つの方法ではないかと思えます。

また、農地中間管理事業を進めるのに支障になっているのは何かということになると、この事業は、先ほども申しましたが、地域の法人となった集落営農組合を中心として行わないと、集積がなかなか難しいと考えるところです。

しかし、現在、経営規模が小さい営農組合などは、どうしても法人化への営農転換がおくれていることから、この農地中間管理事業にまだ取り込まれていない地域があります。また、取り込まれている地域においても、地域のリーダーや地権者の理解が得られないことや、所有者が死亡している農地については、相続人全員の同意が必要なことが考えられます。

以上です。

17番（田中雅美君）

それでは、福岡県内でほかの市町村と比べて柳川市の進捗状況はどうなっておりますか。

農政課長（林 誠君）

柳川市全体にすると約4,000ヘクタールでありますので、約17%ぐらいの進捗率となって

います。

以上です。

17番（田中雅美君）

福岡県で全体の30%ぐらい含めとつとやないですか。県内では30%ちいう答えをもらってありましたけど、県内では、そうするとトップレベルということになるのではないのでしょうか。ただ、農地中間管理事業というのは、それ以上に進めていけないといけない事業だと思っております。この事業を進めるポイント、また、逆に支障になっておるのは何だと思われるか、お聞かせください。

農政課長（林 誠君）

ポイントにつきましては、先ほど少しお話ししましたが、本地区で一番この事業が進んでおります柳川地区を参考にいたしますと、地域の法人や集落営農組合等、大規模な担い手を中心となり、この事業に一斉に取り組んでいただき、日程等を決めて事業を効果的に進める方法が一つではないかと思えます。

また、支障になっているという点につきましては、どうしてもこの中間管理事業を進めるに当たっては、地域の集落営農組合等が中心になって行わないと集積率が進みません。

そこで、現在、経営規模が小さい営農組合などは、どうしても法人化が、経営転換がおくれているところですので、この中間管理事業に取り組みがまだされていない地域や、取り組まれていても地域のリーダー、所有者、地権者の理解が得られないとか、所有者が死亡しているとか等で同意が必要なところがなかなかもらえないというところが上がっております。

以上です。

17番（田中雅美君）

いずれにしても、農業の担い手の高齢化はピークに達していると思えます。今後、農業者の不足は避けられないと思えますが、そもそも柳川市の農地を維持するためには具体的に何人の農業者が必要なのか、そのような数字は持ち合わせておられますか。お尋ねします。

農政課長（林 誠君）

本市で農地を維持していくためには、どれだけの農業者が必要と思われるかとの御質問ですが、本市では、議員御承知のとおり、米、麦、大豆を作付している大規模な土地利用型の農家からビニールハウスを活用した園芸農家、また、ブドウやイチジクなどの果樹農家、路地野菜を生産している農家など経営体がいろいろ異なっている方々がいらっしゃいます。そこで、具体的に必要な農家数は難しいと考えます。

しかし、先ほども少し触れましたが、本市ではJAの支所を単位として6地域で5年後、10年後の農地の問題を解決する人・農地プランを作成しております。そのプランは、地域の今後の担い手などの問題について、毎年地域で話し合いをしていただいて作成しております。

そのプランには、平成28年3月末時点では12の地域の集落営農組合と21の法人化した集落

営農組合が上がっており、21の法人化した営農組合の構成の全体では1,967人となっております。また、法人の構成員と一部重複する部分もありますが、168人の方々が個人の担い手として位置づけられております。

また、本市では、法人任意組織の集落営農組合の33組織の全体の耕作面積は約2,400ヘクタールあり、また、個人の担い手による水田面積は554ヘクタールとなっております。

以上です。

17番（田中雅美君）

はい、わかりました。今のところ農業者の数は足りているということでしょう、今の答弁ではですね。問題は、農業が若い人たちにとってこれから魅力のある農業であるのか、あるいは親の後を継いで継承する価値のあるものなのか、農業の今後を考えるならば、そういう議論をしなければいけないと思います。

きょうのところは、5年後、10年後を見据えたプランがあるということなので、しっかり話し合ってもらって、実効性のあるプランにしていきたいと申し上げるにとどめておきたいと思います。

ところで、私が言うまでもなく、農業の振興というのは国の政策で大きく左右されるものであります。中間管理事業も国策である以上、これを無視して農業振興はないと思っております。中間管理事業が進んでいない地域に対して、市としてこれからどのようにされていくのか、その辺をお尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

中間管理事業が進んでいない地域の今後の対応策という御質問だと思います。

今後、担い手の高齢化がさらに進み、後継者の減少が考えられる中、農地中間管理事業を活用した土地利用型農業においては大変重要なもので、しっかり進めていかなければならないと考えております。

そのためには、各地域の中心的農地の受け手となり得る集落営農組合の法人化をさらに進めるとともに、農地所有者や耕作者などへ説明などを行い、理解をしていただいて進めていかなければならないと考えております。

以上です。

17番（田中雅美君）

今の答弁では、集落営農の法人化をさらに進めていくというお答えだったように思います。そしたら、法人化で何が変わるのか、教えてください。

農政課長（林 誠君）

集落営農組合の法人化で何が変わるかという御質問だと思います。

集落営農組織の法人化では、本市では平成26年度までに12の組織が法人化し、また、昨年度9組織が法人化を行っております。それで、平成28年の3月末時点では、法人化している

営農組合は33組織中21組織がございます。法人化をすることによって耕作者のいない農地の受け皿となることが出来ます。また、それにより、農地の集積、作物の品種ごとの作付の団地化を行いやすくなり、利用効率が大幅に向上します。また、地域での雇用の場となったり、新規就農者の受け皿となったり、農家の後継者でなくても構成員や従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが出来ます。また、対外的な信用力が向上すると考えます。

以上です。

17番（田中雅美君）

そしたら、まだ法人化していない組織、幾つありますか。

農政課長（林 誠君）

現在、組織は33営農組合がありまして、昨年度末におきまして21ですので、現在12がまだ法人化しておりません。ことし1つしました。

以上です。

17番（田中雅美君）

それでは、まだ法人化していない組織は幾つあるか今聞きました。今後どのようになっていくのか、その辺をお知らせください。

農政課長（林 誠君）

現在、国が行っている支援策であります。経営所得安定対策のナラシ対策、いわゆる米価などが下落した際に収入を補填する保険制度や、小麦や大豆の生産量と品質に応じて交付する、いわゆるゲタ対策、農作物の直接支払交付金などの対象者を平成27年度から認定農業者や認定新規就農者、また法人化した集落営農組織とされています。

現在は、まだ法人化が見込まれる集落営農組合も現段階では認められていますが、それが法人化が見込まれないということになれば、そういった支援が受けられなくなり、米、麦、大豆の生産のみでは経営が厳しくなると考えます。

以上です。

17番（田中雅美君）

法人化できないことについては、それぞれ原因があろうかと思えます。先ほど合併も視野に入れてということなので、これ以上のお尋ねはいたしません。執行部の適切な指導をお願いしておきたいと思えます。

さて、最後にお尋ねしますが、法人化ができた、そして農地を集積した、だからといってすぐに効率的な経営ができるとは思えません。組織の経営力を強化するには何が必要であるとお考えになるのか、お知らせください。

農政課長（林 誠君）

営農組合が法人化したからといって、即経営が強化するということではないと思えます。まず、営農組合が法人化することで、肥料や資材を共同で購入し、また、大型農機具におい

ても法人で購入し計画的に使用することにより経費がまず抑えられると思います。

また、農地中間管理事業などを活用した農地を集積することにより生産性を向上させること。また、新しい品種などの試験研究を行い、米、麦、大豆のみではなく多品目の生産も行い、効率のよい経営を行うこと。また、意欲ある有能な後継者を確保するなどの新規就農者の育成などが必要になってくると考えます。

以上です。

17番（田中雅美君）

今の答弁は、よくわかるような気もしますが、しかし私は、結局は人材の育成だと考えております。今おっしゃったようなことを誰がやるのか、当然、地域の担い手の方々、また、農業という職業で自立をしていこうという人たちだと思います。食料自給率向上といった国策と農業従事者の減少といった課題を抱えた地域と両方を見据えて、未来を切り開く意欲のある農業者の育成を執行部にはお願いしたいと思います。

以上で中間管理事業に対する私の質問は終わります。

次に、学童保育についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり、近年少子化が進んでおりまして、柳川市においても、合併当初は550人程度あった年間出生数が、今では500人を割り込む状況になっておるそうです。それと同時に、女性の社会進出もますます進んでおりまして、共働き世帯が多くなっているのも事実でございます。今後も共働き世帯の子育てを支援し、女性の社会進出を促す意味からも、放課後、あるいは夏休みなどの長期休暇期間中に子供を安心して預けることのできる学童保育所の充実を図っていくべきだと私は考えます。

そこでまず、一般的なことからお尋ねをいたします。学童保育所には何年生まで入ることができるのでしょうか、お尋ねをいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

田中議員の御質問にお答えいたします。

学童保育を利用できる学年は、従来は小学3年生まででございました。これを平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度におきまして、小学3年生までの枠が取り払われ、6年生までの全学年を対象とすることになっております。

以上です。

17番（田中雅美君）

次に、学童保育所へ入所を希望している児童数は何人でしょうか。学年ごとの人数をお願いいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

平成28年4月時点における当初入所判定時の状況でお答えさせていただきます。

市内全域で1年生285人、2年生247人、3年生154人、4年生37人、5年生12人、6年生

1人、合計で736人の申し込みがございました。

17番（田中雅美君）

それでは、児童数の何パーセントが学童保育所を希望しておられるのか、学年ごとにお問い合わせをいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

学童保育所への入所を希望している割合は、1年生が51%、2年生が43%、3年生27%、4年生7%、5年生2%、6年生0.2%となっており、学年が低いほど入所を希望する割合が高く、全体を平均すると22%の児童が入所を希望している状況ということでございます。

17番（田中雅美君）

そしたら、今の答えでは、入所の希望は満たされていないのではないのでしょうか。入所をお断りしているところもあるのではないかと思います。全体的な状況をお聞かせください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

学童保育所への入所の希望、要望は満たされているのかとの御質問でございますが、これも28年度当初における状況でお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたように、市全体では736人の入所希望がございましたが、学童保育所の定員不足などによりまして、60人の入所をお断りしている状況となっております。

17番（田中雅美君）

いろいろ理由はあると思いますが、お断りした人数が60人と言われました。少し多くありませんか。どうでしょうか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

入所を断っている理由は幾つかありますが、入所定員を上回る申し込みがあっているためというのが主な理由であると考えております。一方で、運営上の都合で入所児童数を抑えるためにお断りしている例もございますし、学童保育所は留守家庭の児童を預かるものでございますけれども、その学童保育所の入所の基準に合致していない申し込みもあるというふうに聞いております。

いずれにしましても、お断りしている人数が60人というのは確かに多く、定員不足がその主な原因でございますので、早急な対応が必要であるというふうに考えております。

17番（田中雅美君）

限られた予算の中で、また、学校と家庭の間であって解決をしなければならない課題もあると言われましたが、学童保育所の充実については、関係当局のこれからの御尽力をお願いしたいと思っております。

ところで、次に東宮永の学童保育所の件でお尋ねをいたします。

現在、体育館の2階に設置されておりますことは承知のことと思いますよ。設置当初から

万一のとき、避難経路の問題が指摘されて現在に至っております。それも何年とたっております。それも御承知と思います。数年前に、それに応じて緊急避難の手段として、緊急避難袋、これを設置してもらったそうです。現実に機能するものなのか、その避難袋を設置するに当たって、時間もかかる、金もかかるということで、父兄の間では不安視されておるようでございます。それは知っておられるでしょう。

そこで、安全対策についてどのように考えておられるのか、その御見解をお願いしたいと思えます。

子育て支援課長（田中勝裕君）

まず、前段の学童保育の充実に関してでございますが、平成27年度に皿垣校区の学童保育所を開設し、当面の目標でありました市内19全ての小学校での学童保育所開設が実現しました。それを踏まえ、今後は次なる課題として、まずは低学年の学童保育所待機児童の解消を目指して施設の拡充を図っていく必要があると認識し、対応をしまいたいと考えているところでございます。

次に、東宮永学童につきましては、現在、救助避難袋を設置しておりますけれども、操作の困難性、それから、怖がる子供がいるといった状況もお聞きをいたしております。

このようなことから、東宮永学童保育所の現場では、不審者対策のために入り口を施錠する対策をとっていただいているところでございます。

市といたしましては、安全対策という視点、それもさることながら、東宮永校区における学童保育所への入所希望の増加にいかに対応するかといった視点も持ちまして、施設の拡充を図ることが重要であるというふうに考えているところでございます。

17番（田中雅美君）

今の答弁では、東宮永学童保育所については、今後、入所希望者の増加に対応するための施設の拡充が必要と言われました。具体的に今後どれだけの入所者があると考えてあるのか、そのことを知っておられればお聞かせください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

お答えします。

東宮永校区におきましては、市営住宅が建設され、また、民間のアパートもふえている状況がございます。小学校児童数の推計では、市全体では減少していく中、東宮永校区におきましては、28年度の154人から34年度は197人と大幅に増加する見込みになっております。

入所希望者の見込みにつきましては、本年5月から6月にかけて小学校の在校生及び市内幼稚園、保育園の保護者を対象に実施しました学童保育所への入所希望に関するアンケートにおきまして、29年度が57人、30年度61人、31年度53人の入所希望があるという結果になっております。

いずれの年度におきましても、現在の東宮永学童保育所の定員37人を上回る見込みになっ

ております。

以上です。

17番（田中雅美君）

わかりました。

それはそうとして、2年前に地元東宮永の関係者が連名で要望書が出されておると思いますが、一刻も早く地元が安心できる改善策を出してほしいとは思っておりますけど、今までずるずるになっておりますけど、今後どのように対処されるのか、御見解をお聞かせください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

地元から出されております安全な学童保育施設の確保という観点、それから、増加する入所希望に応えるためには、施設の移転拡充が不可欠であると考えております。

施設の移転拡充に当たりましては、余裕教室の活用を再優先に考え、教育委員会とともに余裕教室の使用状況を踏まえ検討いたしました。検討の結果、いずれの余裕教室も少人数授業や教育相談、児童会活動などに、多い教室で週5日、少ない教室でも週二、三日使用されている状況に鑑み、学童保育施設に転用可能な教室はないと判断したところでございます。このため、学童保育の専用施設を新たに整備する予定にいたしております。

17番（田中雅美君）

今、整備すると言われましたね。整備するとはどういう意味でしょうか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

整備というのは、新たに学童保育のための施設を建設するという意味でございます。

17番（田中雅美君）

その言葉が欲しかったんですね、私は。地元としては、今の緊急避難ではどうもできません、あの袋ではですね。一刻も早い対応を望まれております。いつ、どこに建設、整備されるのか、具体的な方針をお知らせください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

いつ、どこに整備するのかといったことではございますが、施設の整備に当たりましては、これから用地の選定をしなければなりません。また、国、県の補助金を活用する予定にしております、事前に補助要望をする必要もでございます。これらを踏まえて検討しました結果、29年度に設計、30年度に建設というスケジュールで進みたいと考えております。

なお、建設場所でございますが、児童の安全面や利便性を考えますと、学校敷地内を第一の候補に考えたいと思っておりますが、学校とすり合わせをしながら、さらには学童保育所運営委員会を初めとする地元との十分な協議を行いまして、利用する児童にとってよりよい施設となるよう整備を図ってまいりたいと思っております。

17番（田中雅美君）

ありがとうございます。やはり何よりも優先をしなければいけないのは、児童の安全面だと思います。事件、事故、災害、いつ何どき、何が起こるかわかりません。事が起こってからでは既に遅いということでしょうね。30年度に新しい施設を建設するという事で、今、解決を見ましたが、一刻も早い完成を目指して頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いをしておきます。

しかし、それまでの間、今の現状で、この施設でやっていくのであれば、父兄を初め関係者の皆さんの御理解をいただき、納得をいただいた上で進めていかないと、誰が責任をとるか、その責任問題なども発生すると思います。慎重に事を運ばれるように切にお願いをしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、最後に柳川おもてなし健康マラソンの大会についてお尋ねをいたします。

これまで2回実施をされましたが、毎回どれぐらいの参加者がおられるのでしょうか、まずはお尋ねをいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

柳川おもてなし健康マラソン大会は、合併10周年の記念事業としてスタートしたものでございまして、沖端地区や有明海沿岸をコースといたしまして、市内のみならず市外からも参加者を多数募りまして、柳川を県内外へ広くPRする大会でございます。

第1回大会は、平成27年3月22日に開催しておりまして、募集人員1,500人に対しまして1,401人の参加がっております。

また、第2回大会は、平成28年3月27日に開催しておりまして、募集人員は1回大会と同じく1,500人でしたが、参加者は1,692人と、第1回大会よりも290人ほど多い参加人数でございました。

以上でございます。

17番（田中雅美君）

このマラソン大会は名称がおもてなし健康マラソンということで、おもてなしを前面に打ち出しておられますが、どんなおもてなしをされておられるのか、お知らせください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

大会を実施する上で、運営スタッフといたしまして、交通安全推進委員の皆様や体育協会など関係団体、沖端商店会、そのほかボランティアとしても数多くの地元の皆様に御協力をしていただいております。地域挙げてのおもてなしが実践できているのではないかと考えております。

また、ほかのマラソン大会にはない、柳川ならではのおもてなしということでございまして、参加賞にはうなぎの蒲焼や福岡のり、あまおうなど、市の特産品を振る舞っております。参加者から大変喜ばれておるところでございます。

参加者から競技後に寄せられたアンケート調査には、「地元の方の温かい声援が力になり

ました」という声が多数寄せられておりまして、柳川らしい風景の中を、沿道から市民の応援を受けながら走っていただくことが一番のおもてなしにつながっているのではないかと考えております。

こういった市民挙げてのおもてなしが、参加者の満足度を上げて、高いリピート率に結びついているものと考えております。

以上でございます。

17番（田中雅美君）

今の答弁では、多くの人に喜んでもらっていると、そればかりじゃないと思いますよ。喜んでもらっているのは結構なことですが、これまでこの大会を実施する中で、反省とか問題点は必ずあるはずですよ。その辺をお聞かせください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員が御指摘されますように、問題点も多数ございました。大会を実施する上で一番の問題点というのは、やはり生活道路であります公道がコースとなっておりますため、自動車等の交通規制をひく必要があるということでございます。

特に漁港をコースの一部としておりますので、競技時間中は漁業関係者の漁港への立ち入りも規制せざるを得ないということでございます。このため、関係者の皆様には漁協を通じてお願いしておりますほか、予告看板を設置してお知らせしましたが、大会当日に何件か苦情が寄せられまして、有効な周知のあり方について、さらに検討が必要であると反省しておりますところでございます。

また、沖端かいわいの石畳は濡れると滑りやすいという問題もございます。第1回大会では、2.5キロコースの折り返し地点の近くに給水所を設けました。このため、こぼれた水でランナーが足を滑らせたということも発生いたしました。このため、第2回大会では給水所の位置を変更し改善を図ったということもございます。

以上でございます。

17番（田中雅美君）

今の答弁は、私はうまいと、漁業者関係は本当にもろ手挙げて賛成したんだろうかと思うところがございます。先ほど漁業関係者の漁港への出入りも規制をせざるを得ないと言われましたが、この時期のノリ業者、この忙しさをどれくらい把握してあるのか、私は合点が行きません。なぜならば、漁業者はこの10月から3月ごろまで不眠不休、または身を削るように働いております。なぜなら、潮の干満が激しいものだから、ノリを収穫に行く船の出入りも限られておりますし、また、ノリは鮮度が命です。収穫したならば、一分一秒を争うような事態が発生しております。その摘みとったノリは、一刻も早く陸へ上げて加工、製造しなければなりません。そのスピードが勝負ということですよ。ちょっと言うと、その時期の漁港は戦場でございます。これは間違いのないことございまして、こういう答弁では私は納得

しませんよ。このような場所に、ノリ時期とマラソンのコースが重なることが私は一番の問題だと思っております。決して有効な周知のあり方を検討しておさまる話ではないと思いますよ。そのような問題があるということ、私ははっきりさせておきたいと思えます。

ところで、そのほかの市民の反応とか苦情はありませんか、お聞かせください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

大会では、多くの市民の皆様が沿道に立っていただきまして、応援旗を振りながらランナーに声援を送っていただいておりますことから、大いに大会を盛り上げていただいているというふうを考えております。

ただ、苦情といたしましては、先ほど申し上げましたように、交通規制の問題が一番でございます。時間を区切りまして交通規制をかけましたことから、ランナーが走っていないにもかかわらず通行できなかったということに対する苦情が寄せられております。

第1回大会に引き続き、第2回大会でも、コース上に大会の予告看板を立てましたほか、交通規制のお知らせチラシの全戸配布やコース周辺の全ての家庭を訪問いたしまして周知を図っておりますが、当日、交通指導員への苦情を言われたケースも発生しております。

交通規制につきましては、警察との協議によって決定し、さらに当日の解除につきましても警察からの指示により実施しておりますけれども、今後とも地元の方に御理解と御協力をいただくことが大切であると考えております。

以上でございます。

17番（田中雅美君）

当然のことと思えますよ。地元の方の御理解と御協力と今言われました。それなくしては絶対だめです。特にノリ業者のことは真剣に今後考えていただきたい、これを申し上げておきます。

それに、もっと考えなければいけないことは、参加者の安全に尽きると思えます。そのためには、御答弁にも今出ておりますとおり、しっかりした交通規制が必要ではなからうかと思えます。

そこで提案をいたします。沖端川をまたいで、両開と昭代をつなぐ沖端川大橋が完成します。来年度です。3月だろうと思えます。大和、両開、昭代の広大な干拓地が一本の道路で結ばれることとなります。既に第3回大会の要項も決まっておりますが、マラソン大会のコースとしてこの道を利用してはどうかと思えますが、どうでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員から御提案のように、柳川おもてなし健康マラソン実行委員会の会議の中でも、新たに沖端川にかかります橋を使って大会ができないかという御意見がございました。そこで6月に市の担当部局を通じまして県土整備事務所に確認をしていただいたところ、来年3月中には竣工しますが、マラソン大会を実施いたします3月20日、その日に通行できるかどうか

というのは約束できないということでございました。

大会を実施します上で、選手の募集用のポスターでありますとかチラシを作成する必要があります。その内容には、実施内容が9月中旬にはしっかり固まっておらなければなりませんので、第3回大会についても前回と同じコースで設定することを7月に実施いたしました実行委員会で決定してきたところでございます。

議員御提案の件につきましては、平成30年度開催の第4回大会において、実行委員会の中で、実施の是非を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

17番（田中雅美君）

前向きな御検討をお願いしておきます。このマラソン大会が今後も末永く安全・安心に、そしてますますの盛況となりますよう、執行部の御尽力をお願いしたいと思います。

ところで、今回マラソン大会について質問をさせていただいておりますが、このような質問をしようと思いついた動機は、このたびの沖端川大橋の完成によってでき上がる一本の道を地域の活性化にどうかして生かせないかと思ったからであります。

考えてみれば、昭代、両開、大和が一本の道でつながるといのは、画期的なことではないでしょうか。今までにない新しい人の流れができるわけですから、これを何とかこの地域のにぎわいにつなげたい。ただ通り過ぎるだけの道ではなく、人の足をとどめる何か欲しいと思います。

それについては、これからいろいろと、いろいろな方たちとじっくりお互いに考えていかなければならないと思いますが、柳川沖端川大橋の完成を契機として、大和、両開、昭代の広大な干拓地域の一体的活性化を構想するについて、執行部といえますか、市長の未来像の何か考えがありましたら、お尋ねをしたいと思います。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

主要地方道大牟田川副線バイパス沖端川大橋（仮称）建設促進協議会へ、橋梁の名称について御検討いただきました結果、沖端川最下流の一番大きな橋でございまして、地元協議会名にも使われていることから、沖端川大橋と呼ばれて地域でも根づいていることもあり、沖端川大橋と決定をいたしまして、期成会総会の中でも報告をされております。

また、完成日でございますが、福岡県によりますと平成29年3月を予定しているということでございます。

いろんな形で、今回、完成につきましては長い年月と、そしてまた多くの費用を投じておりますので、完成式典についてはきちんとやりたいと思いますし、今、生涯学習課長が答弁いたしましたような形で、マラソンコースにもいろんな形で実行委員会の中で論議をしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

17番（田中雅美君）

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、田中雅美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時40分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

20番、日本共産党、梅崎です。まず、リオオリンピックにおきまして、200メートルバタフライで銀メダルに輝かれた坂井聖人選手に対して、心よりお喜びを申し上げます。柳川市民の皆さんに大いなる希望と喜びを与えていただき、本当にありがとうございました。

また、台風10号による豪雨災害に遭われた皆さんに対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く生活再建ができるよう希望や展望の見える支援が必要ではないかと、このように思っております。

安倍内閣は、参議院議員選挙が終わったのを受けて、社会保障の改悪を一気にごり押しする構えです。1点目は、75歳以上の医療費負担を1割から2割へ引き上げる。2点目は、かかりつけ医者以外を受診すると、1回100円から数百円を窓口負担とは別に徴収する。3番目が、介護では要介護1、2を介護外にする。また、ベッドなど福祉用具の貸与も自己負担など、まさに保険あって介護なしの状態になるおそれがあります。高齢者の皆さんが安心して暮らせる社会になるようにすべきだと思っております。

それでは、4項目についてお尋ねをいたします。

まず、国保税と所得税申告との関連性についてであります。

市民の方からの相談です。入院しておられる息子さんの今年の国保税の年間納付税額は24,900円でした。ところがことしは、その3倍近くの国保税の通知が来ております。息子さんの国保税は年金暮らしのお母さんが払っておられます。平成27年度の所得の申告をしようとしたが、「本人が入院中であり、収入がなければ申告しなくてもいいですよ」と、このように窓口におられた方から言われたそうでございます。

そこで1点目が、申告をしていない人の対応はどのようになっているか。

2点目としましては、「あなた様は平成27年分の所得の申告をされていないようですので、申告をしていただきますようお願いいたします」、こういう通知が来ております。所得の申告

をされていないという通知を出してありますけれども、これはどういうことでしょうか、お尋ねいたします。

2点目が着衣水泳体験でございます。

私は、このことにつきまして、平成5年の9月の補欠選挙で議員になりまして、2回ほど一般質問を行いました。平成6年の9月議会では、衛生上問題があり、検討したいという答弁があります。翌年の平成7年の6月議会で再質問をしましたところ、全校で実施したいという答弁がありました。

服を着て泳ぐことは大変なことであり、泳ぎの上手な大人の人でも思うようにはいかないものです。近ごろの掘割の護岸工事は石垣が多く、堀に落ちた場合、つかまるところは少ない構造になっております。いわゆる掘割自体が大変危険な場所になっているわけでありまして。溺れた子供を助けに行ったお父さんが犠牲になる、このような悲しい事故もっております。そこで、この着衣水泳体験、これにつきましてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

3点目でございます。図書館前の噴水装置、これは正式に言いますと、あめんぼ公園であります。

夏の暑い日に図書館に行きますと、せっかくある噴水装置が稼働をしていません。近くにおられた人は、「よく図書館に来るが、噴水が出ているのを見たことがない。もったいないですね」と言われました。この噴水を稼働していないのはどういうことなのか、お尋ねいたします。

4点目でございます。学校における用務員さんの仕事についてであります。

用務員さんは、学校にとって重要な仕事をしておられます。この用務員さんの仕事の内容、これについてお尋ねをいたします。

以上、第1回目の質問です。よろしゅう御答弁をお願いします。

税務課長（野田栄作君）

申告の件ですので、税務課からお答えいたします。

毎年2月中旬からの確定申告時には、「収入のない方の場合、所得税の申告は必要ありませんが、国民健康保険税の所得割の算定や軽減の判定などに用いるために市県民税の申告は必要です」との御案内をしているところです。議員御質問の件ですが、「所得税の申告は必要ありませんが、市県民税の申告は必要です」との説明が十分伝わっていなかったものと思われまます。

今回の御指摘を受け、職員に対して、申告受け付け時、あるいは電話等の問い合わせにおいて、申告の必要性を丁寧に説明するよう指導したいと思います。

以上です。

健康づくり課長（大石涼子君）

梅崎議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の税額通知書と申告の御案内についてでございますが、国民健康保険税につきましては、所得が少ない方に対する2割、5割、7割の軽減措置があり、その軽減措置は所得判定により確定されることとなっておりますので、所得がない場合でも申告が必要でございます。そのため、健康づくり課では、国民健康保険税の納税通知書を発送する際に、未申告の状態がある世帯に対し、申告のお願いの通知文を同時に送付することとしております。

また、昨年と比較して、高額な税額通知が届いていることにつきましては、さきに申し上げました所得の判定が未申告により確定しておりませんので、軽減措置がなされていなかったことによるものでございます。

以上です。

学校教育課長（木下 隆君）

梅崎議員の着衣水泳の御質問にお答えします。

着衣水泳体験の目的は、不慮の事故に出会ったときの落ちついた対応の仕方を学ばせるために、プール等での水着を着用した泳ぎとは違う泳ぎの難しさを身をもって体験させることにあります。

議員御指摘のとおり、子供たちの水の事故は、川や海などの自然環境において着衣のまま発生することが多い状況です。

学校においては、体育の時間における水遊び及び水泳指導を通して泳力の向上を図ることがまずは大切です。さらに、児童・生徒に着衣したままでの水泳を体験させ、とっさの場合の対応を体験させることは有意義だと思われまます。

以上です。

図書館長（河野富士美君）

梅崎議員からの図書館の噴水装置についてのお答えを申し上げます。

まず、噴水が稼働していないことについての御質問ですが、その理由としましては、噴水装置にふぐあいが生じたため、修理には多額の費用を要することによるものでございます。

ただ、噴水は使用できない状態ではございますが、噴水池には常時水を張り、アメンボ、ヤゴ、トンボ、オタマジャクシなどの生き物が生育しております。春から秋にかけて子供たちがこの池で水遊びをしたり虫を捕まえたりして楽しい遊び場となっており、親しまれております。

以上でございます。

学校教育課長（木下 隆君）

市で規定している学校用務員の業務の主なものを申し上げます。

校門出入り口の開閉、学校敷地内の整理清掃、学校行事への協力、職員不在時の電話等の

対応、その他校務に対する協力等を行っていただいております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも1回目の御答弁ありがとうございました。

それじゃ、2回目続けて御質問をいたします。

まず、国保税と所得税申告との関連ですけれども、やはり昨年よりも3倍近くの税金を払いなさいち、こういう通知が来れば、市民の方は本当にびっくりされると思います。所得税の申告をしなさいとか、しなくてもいいですよというこの指導、周知徹底がどうも十分じゃなかったんじゃないかなと思います。

私に相談に来られましたおばしゃんは、「こげん上がるなら、金は払い切らん」ちいうて、もう泣き言で相談に来られました。

やはりこういう例がほかにもあったのかどうか、今度だけの問題なのか、お尋ねします。

健康づくり課長（大石涼子君）

具体的な事例ということではございませんけれども、平成27年7月の国民健康保険税の税額通知時におきます国民健康保険の加入世帯のうち、所得不明の世帯数で申し上げますと、6.6%の世帯の方が所得不明世帯で申告をされてございません。

国民健康保険税には所得が少ない方に対する軽減措置、先ほど申し上げておりますけれども、納税通知の発送時に未無申告者に対して、申告のお願い通知を同封して、周知を図っているところでございます。

27年度につきましては、28年の1月末には、所得不明の世帯数については2.3%となっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

これらの周知徹底の仕方、今後はどのような方法でされるのかですね。

いわゆる職員の方の中に、おばしゃんに言わすつと、もう申告せんでよかち言われたけん、申告はしとらんじゃろうかと、私の責任じゃなかるうもんということですね。行ったらもう申告せんでよかばんて言われたけんがしとらんとに、何でこげんなつとかんということだったので、職員同士の、先ほどちょっと御答弁ありましたけれども、どういうふう到此徹底されるのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（大石涼子君）

先ほども税務課長のほうからございましたように、やはり収入のない方でも、所得税の申告は必要ありませんけれども、税のほうの所得割の算定や軽減の判定に用いるためには市民税の申告が必要でございますので、そこはしっかり指導していきたいと思っております。

また、国民健康保険税の市民の方に対する周知徹底につきましても、税の軽減措置等の周

知徹底を図るために、全戸配布によるチラシや広報、またホームページ、納税通知書が送付されるときのお知らせにおいて申告のお願い、また軽減措置についても周知を図っているところでございます。

今後とも、適正に国民健康保険税を賦課するためにも、広報や全戸配布のチラシ、ホームページや窓口の対応時にしっかり申告の必要性の説明、また、軽減措置についての説明の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

やはりこのことを、今後は十分なる職員同士の周知徹底をぜひお願いしたいと思います。

2点目の着衣水泳体験の件ですけれども、私の家のすぐ裏が石垣でできた護岸工事になっておるわけですね。

今、ガードレールにノリ網も張っております。4歳と6歳の孫が3人男の子ですので、ちょろちょろするけん、危なかつたすよね。やはりこれが落ちたら、どげんなっちゃうかち心配であるし、子供のおる父兄の方は、やっぱり今の護岸工事は危なかのうというふうな心配があるわけですよ。

ということで、各学校での取り組みの状況、これはどうなっているのか、ちょっと具体的に御説明をお願いします。

学校教育課長（木下 隆君）

着衣水泳体験の取り組み状況についてお答えをいたします。

小学校全19校で実施しておりまして、中学校は4校で例年実施しております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ちょっと具体的にどういうふうな取り組みなのか、例えば、ペットボトルを使って、それを握って浮かせるとか、ランドセルを使うとか、いろんなことがようニュースであっていますけれども、どのような訓練、練習がしてあるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

教育長（日高 良君）

梅崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず、各小学校についてでございますが、小学校におきましては高学年を中心に、低学年は先ほどお答えいたしましたように、それぞれの泳力を向上させるというほうが先でございますので、泳げるようになった子供たち、高学年に対しまして、ふだん着のまま、あしたは着衣水泳をするよということ言っておいてふだん着で、上はTシャツ、下はズボンというような形になりますが、靴を履いたままプールに入らせて、泳がせて感想を聞きながら、やはり着衣をしたままの水泳というのは難しいというのを身をもって感じさせるということ。

それから、議員お話になりましたペットボトル等を使って、1個のペットボトルでやはりその浮力を使って浮いておくことが可能なのかという体験もあわせて実施をしているところがございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

それじゃ、これの着衣水泳体験のときの保護者の参加、どれくらいの方が参加しておられるのか。

学校教育課長（木下 隆君）

小学校において、1校呼びかけを行った結果、10名の保護者の参加がありました。

教育委員会といたしましては、今後、保護者の参加がふえるように学校に対してPTA等へ啓発を図るよう指導してまいります。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

私、PTAのとき、プールには人命救助の仕方とか看板が前は張ってあったと思うんですよ。この看板も今後、ぜひ検討をしてもらいたいと思います。

ということは、やはりいざとなったら人間、とんちまんちくろて騒動せないかんけんが、やっぱり書いてあつとば見てしたほうがいいんじゃないかなと、それは大分有効じゃないかと思いますので、このような検討もぜひお願いしたいと思います。

じゃ、3点目のあめんぼ公園ですけれども、結局、噴水が稼働していないと。私、よう図書館に行きますけれども、駐車場がいっぱいになっとなつて、道路の向こう側に駐車場がありますけれども、そこにとめにゃいかんということがちょいちょいあります。そのとき、あそこがどうせされんなら駐車場にされんじやろうかというふうに思ったわけですけれども、この駐車場の現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

図書館長（河野富士美君）

先ほど駐車場としての利用はできないのか、及び駐車場の現状はどうなっているのかという御質問でございますが、先に駐車場の現状につきましてお答えいたします。

駐車場は3カ所ございます。各駐車場の収容数は、第1駐車場があめんぼセンター前のところで32台、第2駐車場が道路を隔てたところで23台、第3駐車場が第2駐車場から南へ入ったところで25台でございます。3カ所合わせまして80台収容できるようになっております。

駐車場につきましては、通常の利用時には足りているところがございます。

次に、あめんぼ公園を駐車場として利用できないかという御質問でございますが、公園の噴水池は子供の遊び場として格好の場所であり、親子で遊びを楽しむ空間でもあります。

また、この公園は子供たちにとって自然と触れ合える身近な場所でもありますので、現状

のままで管理していきたいと考えております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

駐車場にする考えはないということでございます。この噴水の修理、幾らぐらいかかるかわかりますか。

図書館長（河野富士美君）

噴水の……（「修理」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

修理代。

図書館長（河野富士美君）

噴水の修理でございます、失礼いたしました。

噴水の修理についての御質問でございますが、噴水装置の修理などには約20,000千円ほどかかるということでございます。（発言する者あり）それにあわせて機器の維持費もかかるということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

20番（梅崎和弘君）

やっぱり今、そげんかかるかんという声が大分出ております。やはり年間を通して、子供の憩い場所に改造するということについてお尋ねしたいと思います。

今はヤゴとかトンボとか、水たまりにおるということですがけれども、もう少し改造をして、子供たちが一年中あそこに行たて遊ばれるというふうな改造の計画はないでしょうか。

図書館長（河野富士美君）

それでは、年間を通して子供の憩いの場所に改造するということについての御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、あめんぼ公園の噴水池にはアメンボ、ヤゴ、トンボ、オタマジャクシなどの生き物が生育しております。春から秋にかけて子供たちがこの噴水池で水遊びをしたり虫を捕まえたりして、楽しい遊び場として親しまれております。

また、年に数回は職員で噴水池の大掃除を実施しております。

さらに、噴水の横にある池のそばの木陰では一般の方が読書をしたり、くつろぎの場としても利用されております。

この公園が子供たちを初め市民の方の憩いの場、触れ合いの場、交流の場として活用していただいております。今後もさらに図書館、水の資料館、公園の複合施設としてその活用と充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

これ、パンフレットをいただきましたけれども、ここの場所はパンフレットによりますと、柳川市総合文化施設、柳川あめんぼセンター、市立図書館、水の資料館となっております。

平成6年4月当時の柳川市長小宮徹氏の挨拶を御紹介いたします。

「本市が目指す21世紀の都市像「快適な暮らしと水郷情緒が楽しめるまち柳川」の実現に向けて、図書館を核とした複合文化施設柳川あめんぼセンターが完成しました。北原白秋の詩歌の母体である水郷柳川の新しい顔となる施設であります。あめんぼセンターは、ふるさと創生資金を活用したふるさとづくりの施設で市立図書館と水の資料館で構成されております。掘割を挟んだ親水公園、あめんぼ公園とともに水を基軸とする本市の地域文化の創造と伝承の場、文化情報の支援拠点として活用され、愛され、親しまれる施設を目指しております。あめんぼ公園は、掘割を挟んだ施設の対岸にある親水公園、水門橋と滝、噴水、池、小川、掘割に面した汲水場など、水の形を見せる市民のための憩いの広場で、緑の樹木や四季折々の草花の彩りが人々の心を和ませてくれます。時折流れる童謡の鐘の音と無邪気に遊ぶ子供たちの笑い声に時間を忘れてしまうほどの安らぎを感じる空間であります」と、このようにパンフレットに書いてありますけれども、このあめんぼ公園をもっと活用すべきだと思いますけれども、よかったら市長の将来に対する考え方をお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思います。

今、梅崎議員のほうから、あめんぼセンターの紹介の資料の中に、先代の小宮市長の挨拶が載っていました。そしてまた、さらに館長のほうから修理費が20,000千円ということで私もびっくりしておりますけれども、実際そんなにかかるのかどうかという問題もあります。また、鐘が鳴るようになっていまして、今現在は鐘もとまっているような状態でございます。その問題について、少しだけお話をさせていただきたいと思います。

あめんぼセンターは、図書館、水の資料館、公園を併設した複合文化施設でございます。図書館、水の資料館は、子供たちを初め市民の方の生涯学習を支える拠点として、多くの皆さんに利用をいただいております。

また、あめんぼ公園は、春から秋にかけての噴水池などで戯れる子供たちの楽しそうな声が弾んでいるところでもございます。池を囲む緑の樹木や四季折々の草花が心を和ませてくれる憩いの場であり、市民の触れ合いの場、交流の場として、御活用をいただいております。

さらに、公園を含めたあめんぼセンター全体で水郷柳川をイメージした複合文化施設としてしてきた経緯も、今、御紹介のようにあります。

また、館長が申しあげましたように、現在の駐車場で通常時には充足しているということをお聞きしました。このため新たに公園を駐車場に転用はせず、市民に親しまれる公園として活用してまいりたいと思います。

ただ、第3駐車場、奥のほう、南側のほうですけれども、また、身障者の駐車場につきま

しては少々わかりづらい点もございます。案内板などを整備して、利用者の皆様が使いやすいようにしてまいりたいというふうに思います。

私も当初、梅崎議員と同じような形で駐車場にしたほうがいいかなというふうに言ったんですけども、それを簡単に駐車場にできるような問題じゃないなというふうに思っていますし、南のほうの駐車場に行ったところですけども、そこも25台近くとめることは可能だし、市民の皆さんは知らないんじゃないかということで案内板の誘導板を設置したらどうだろうかというふうに考えています。

当初は先代市長、小宮市長が書いているような形を水郷柳川としての図書館の玄関口としては、今のままを鐘が鳴るようにできるのかどうか、それとあわせて噴水がもっと少額の金額でできるのかどうかと、そういうことを精査してみたいというふうに思っています。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうもよろしくお願いします。

1つ要望ですけども、パンフレットに「フリントの鐘」とありますけれども、どのような鐘の音が知りませんが、ぜひこのことも御検討いただきたいと思います。

次に、学校における用務員さんの仕事の件ですけども、先ほどのお話でありましたように、用務員さんの仕事がいいろいろあり、大変だなということはわかりました。

仕事内容を見ますと、ある程度の経験が必要じゃないかと思えますけれども、用務員さんの勤務体系がどうなっているのか、お尋ねいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

学校用務員については、公益社団法人柳川市シルバー人材センターに委託をし、1校に2名を派遣してもらっています。この2名は、1週間ごとに交代しながら就業してもらっています。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

2名で1週間交代といったら、引き継ぎがうまいぐあいいくですかねと心配するんですけども、今までがずっと2名体制の1週間交代でしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

今までも2名の1週間交代で勤務をしていただいております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それじゃ、まず各学校を見ますと、大きな木があるところがありますけれども、この樹木の手入れの年間予算といいますか、これはどうなっているのでしょうか。

今、普通のはしごじゃ届かんぐらい大きな木になっているところもあるわけですね。これ

はこのまま放っておいたら、まだまだ木は大きくなるんじゃないかと。早目に切る必要もあるんじゃないかと思えますけれども、ここら辺の樹木の手入れの予算はどげんでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

小・中学校の樹木の手入れは、柳川市シルバー人材センターと委託契約をしております。

今年度の契約金額を申し上げますと、小学校、中学校を合わせ4,394,410円となっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

単純に計算しますと、1校当たり176千円ですね。この剪定は用務員さんがなされるんでしょうか、それともまた別のシルバー人材センターから派遣された方がされるわけですか、お願いいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

この委託をお願いしている分については、別に柳川市シルバー人材センターから来ていただいた方がやっています。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

先ほどちょっと申しましたけれども、今はもう樹木がどんどん大きくなっており、素人での剪定は無理だと思いますけれども、この大きくなった木の剪定といいますが、どのようにお考えでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

大きくなり過ぎた木の処理方法ということでございましょうか。

この分についてもシルバー人材センターのほうで、先ほど申しあげました委託料の中で対応をいただいているというような状況でございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

シルバー人材センターがこの予算の中で太か木ば切ったりなんたりしてくるっでしょうかね、ほかにも金出さんなら切ってくれんでしょう。剪定予算等は別に組んでいないわけでしょう。そこら辺どげん考えますか。もう木はどんどん太うなっていくですよ。

学校教育課長（木下 隆君）

大木のような大きな木というイメージでございますでしょうか。

まず、学校のほうから学校長等を通じてこちらのほうに相談をいただいて、それからまた対応を検討するというふうな流れになっています。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

前は私たちのころ、生徒も一緒になって清掃といいますか、校舎内とか校舎外、外も掃除ばしょったち思うばってんがら、生徒による清掃はどうなっているでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

各小・中学校においては清掃の時間が定められており、全児童・生徒が校舎内を毎日清掃しております。校舎外におきましても必要に応じ行われております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それじゃ、4月の桜の花はとてもきれいですけれども、今は青々と茂ってありました葉っぱも枯れ落ち葉になっております。ほうきで掃わいていても、風が吹くとまた散らかってしまうということですけども、今、便利な機械がありまして、ブロワとバキュームですね。ブロワちゅうとは風でずっと枯れ葉ば吹き寄せてする、バキュームは吸い込みですね、いうふうな機械がありますけれども、この機械の使用による落ち葉清掃がよりよくできるんじゃないかなというふうに思います。

また、落ち葉も道路まで来ておりますけれども、知らん人は、あげん落ち葉でんなんてん散らかっておるが、掃除はどげんしよらすじゃるかというふうに思われると思いますし、ある程度枯れ葉がないような、道路まで行かんちゃよかごたあ掃除の仕方は大事じゃないかなと思いますけれども、このブロワとバキュームのついている機械、これについて購入をして清掃人さんからしてもらおうというふうなことはできないでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

議員御指摘のとおり、ブロワやバキュームなどの清掃機具を使用すると、清掃の省力化が図られると思います。清掃機具の購入については、各学校の状況に応じ、予算の範囲内において学校長の判断で整備してまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

以上、終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時18分 休憩

午後 3 時28分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、8 番白谷義隆議員の発言を許します。

8 番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。本日最後の一般質問になるかと思えます。いましばらく御辛抱をお願いしたいと思います。8番白谷でございます。心配した台風も大したこともなく、私も含め市民の皆さんもほっとされたことだろうと思えます。

ところで、先ほどから坂井選手の話が出ておりますが、先日行われましたリオオリンピック水泳のバタフライ200メートルで、あの怪物と言われるフェルプスにあと100分の4秒というタイムで銀メダルを獲得されました、本市出身の坂井選手にお祝いと感謝を申し上げたいと思えます。そして、レース後のインタビューで、地元柳川で応援していただいた皆さんに感謝したいと語る坂井選手の姿がテレビに何回も映し出されました。全国に柳川市の名が発信されたことは、私も含め皆さん方も本当にうれしかったことだろうと思えます。

それでは、議長のお許しがありましたので、質問に入らせていただきます。

最初に、窓口カウンターの見直しについてお尋ねをいたします。

最近、柳川庁舎1階の窓口カウンターの一部が低いカウンター、いわゆるローカウンターに改修され、お客さんも椅子に座って手続きができるようになっております。非常に好評だと聞いています。ほかの部署もこのカウンターに改修する考えはありますか。市長の考えをお聞きしたいと思います。

あとの質問は自席より行いますので、議長につきましてはよろしくお取り計らいをくださるようお願いをいたします。

総務部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

回答に入ります前に、今回の件の経過について少し述べさせていただきたいと思えます。

昨年9月議会で、白谷議員のほうから柳川庁舎1階の窓口カウンターについて、改修工事が必要で今後の課題ということでお答えをしておったかと思えます。

そこで、一部分だけでも見直せないかという方針で検討をしまして、カウンターの撤去費用、工事期間及びお客様がローカウンターを最も必要とされている窓口がどこなのか、また費用対効果などを勘案しまして、今回は福祉課から子育て支援課の前までを見直すことにいたしました。見直しに際しましては、財政課、福祉課、子育て支援課などの関係課で検討会を開きまして、今回の設置に至ったという状況でございます。

おかげさまでローカウンターの評判もよく、お客様からも喜んでいただいております。

また、固定されたカウンターから可動式のカウンターになると、スペース利用の自由度もふえていくものというふうに考えております。

そこで、御質問の回答になっていくわけですが、柳川庁舎1階の残りの大理石カウンターにつきましても、庁舎統合までに計画的に改修をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

ただ、前回の議会の一般質問でお尋ねした件を言われましたけど、私は1階のカウンターに限定したわけではありません。全てのカウンターを見直していただけないかということでお願いをしたわけですね。

ただ、今、部長の答弁で、1階については庁舎統合までにやりたいということですので、それはそれで評価をしたい。私が予想をしとったよりかはずっと前向きな回答をいただいたわけで、実は考えてきとる分は、恐らく今後の検討だろうというぐらいで考えておりましたけど、そういうことですので、予想よりよかったなど。

ただ、ローカウンターにする意味は、もう私が今さら言うまでもないと思います。何よりも、市民の方に好評だったということが全てを物語っているわけですからね。

ただ、やっぱり2階についても、ちょっとこれは余談になりますけど、実は私、2階に用事で行ったことがあるんですよ、相談というか。その時、何回か行ったんですけど、5分とか10分とかかかるんですね、かかったんですね、実際。もうそれこそ前期高齢者の私にとって、5分とか10分ちいえば、カウンターに立ったままというのはこたえますね。それで、近所におられた職員の方に聞いたんですよ。「お客さんから苦情は出ませんか」ち。そしたらその方は、「私たち囑託ですからわかりません」と言われましたけどね。

いずれにしても、やはりお客さんはいろんな人が、いろんな用事で見えるんですね。ですから、一番多いのは確かに1階でしょうけどね、やっぱりほかの箇所にも見えるんですね。ですから、ほかの市町村でも、特に市はやっぱり全部配置をしてあるんですね。私も久留米市に行ったことがありますけど、久留米市は簡単な証明発行事務のところを除いて、お客さん、要するに市民の方と関係のある部署は全部がローカウンターなんですね、全てが。

佐賀の市役所にも行ったことがあります。4階、5階にですね。廊下がかなり長いんですね。50メートルといわんようにあると感じたんですが、全部ずらっとローカウンターで、その通路側に全部椅子が配置されているんですね。私は佐賀市の管内地図をもらいにいっただけなんですけど、それでもどうぞち座って、そして管内地図だけでもやっぱり座って、いろんな地図がありますと、こういうのもあります、ああいうのもありますと、座って対応していただくなら、やっぱり親切ちいうか、そういうことは感じるんですね。

ですからやはり、ぜひ1階だけじゃなくて、3階でもお客さんと対応する場所がありますから、ですから直接市民とかかわりのあるようなところは、ぜひローカウンターを設置して、通路側に椅子を配置して、そして市民の皆さんと相對しながら話を聞くと、そうすることによって、その市民の皆さんも安心もされるだろうし、市役所に対する信頼もやっぱり出てくるだろうと思うんですね。ですから、繰り返しになりますが、ぜひ早急に、できるところは早急にお願いをしたいと思います。

実はいろいろ、これは考えておったんですが、話が早かったから、もう次に行きたいと思

います。（発言する者あり）どうぞ。どうぞち言うのもおかしいね。

総務部長（高崎祐二君）

先ほど、1階ばかりではなくて、2階、3階についても考えてほしいという御意見だったかと思えます。

確かに、今のこちらの柳川庁舎、2階、3階を見てもみますと、福祉のほうの生活支援係の前、それと水道課の前、それと3階では契約検査係の前に幾分か椅子なりを準備はしているかと思えます。

先ほど白谷議員のほうからも御指摘をいただきまして、確かにローカウンターとか、待てる椅子とか、仮にベンチとかというもので、やっぱり今後ふやしていきまして、お客様の要望に応えたいというふうに思っております。どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それと、言い忘れましたが、やっぱり大和庁舎、三橋庁舎もそういった、庁舎統合までちいうことですから流動的ではありますけどね、もしできるようであれば、そちらのほうもお願ひしたいと思えます。

それでは次に、学校教育のあり方についてお尋ねをいたします。

全国的な少子化の中、本市においても少子化が進み、児童・生徒の減少による小・中学校の小規模化が進行しております。そうした中、市民の皆さんの中から教育環境への影響を懸念する声が聞かれます。

そこでお尋ねをいたしますが、義務教育における学校の役割について教育長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

学校教育課長（木下 隆君）

白谷議員の御質問にお答えします。

義務教育では、教科等の知識や技能を習得することはもちろんですが、子供たちが集団の中で切磋琢磨し、思考力や判断力、表現力、さらには問題解決能力などの向上を図っていくことが重要であると思えます。

加えて、社会性や規範意識及びコミュニケーション能力を身につけることも重要であると考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

先ほど義務教育の役割について簡単に御説明をいただいたわけですが、では、義務教育の役割で、児童・生徒の減少によってそうした弊害が、義務教育の役割についての弊害とかがあったら教えていただきたいと思えますし、もしあれば、具体的な例等を挙げながらお願ひ

したいと思います。

学校教育課長（木下 隆君）

少子化の進展に伴う弊害ということで、本市におきましても児童・生徒数の減少により単学級の学年が増加したり、1クラス当たりの児童・生徒数が減少したりして、教育環境の一部に支障が出てきていると考えております。

具体的には、多くの学校が単学級のためクラスがえがができず、また、少人数のため人間関係が固定化し、友達同士でともに認め合い、励まし合い、切磋琢磨する経験が不足しがちとなっています。

そのほか、音楽科で合奏や合唱を行う場合、また、体育科でチーム対抗でのボール運動を行う場合などで、パートの人数やチームの人数が少なく、望ましい学習ができないというような支障も生じてきていると考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

それでは、そうした弊害について、現在どのような対応をされているのでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

弊害を解消するための取り組みということでございますが、教育委員会といたしまして、現在の状況下で、小中連携の推進、異学年同士での合同授業、他校との合同学習、ICT機器などを活用した他校との交流授業など、さまざまな取り組みを行っておりますが、先ほど申しました課題の解消には至っていないのが現状でございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

いろいろな取り組みがされていると、しかしながら根本的な解決には至っていないという答弁でありました。

この学校教育という観点から、児童・生徒の減少による学校の小規模化によって今言われたような弊害が生じているということですが、では、この児童・生徒の減少による学校の小規模化に今後どのように対応すべきだと考えられているのか、教育長の考えをお聞かせください。

教育長（日高 良君）

白谷議員のお尋ねにお答えをいたします。

少子化によります児童・生徒の減少というこの状況下では、適正規模に満たない学校を適正規模にする方法としましては、学校の統合再編しかないと考えております。

先ほどの答弁のとおり、一部支障を来す状況となりつつあるということも、もちろんございます。

学校の統合再編に関して申し上げますと、これから数年をその準備のための期間と捉えま

して、まず、地域や保護者の統合再編に関します意識の把握に努めたいと思います。その結果を受けまして、地域や保護者の意識が高く、統合再編が可能な学校に絞り込みを行いたいと考えています。

そのほか、統合再編によって新たに発生いたします財政上の問題等もございますので、統合再編を実施した近隣の事例などを参考にしながら判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

確かに、まあ時間をかけてということでしょうけど、先ほど答弁はされませんでした、何年でしたかね、審議会がありましてね、その答申に対して、教育委員会の中で10年後にはまた検討をしたいとか、するという教育委員会の指針が出されておったと聞いております。そのための準備の期間だろうと思いますけど、それはそれでいいんでしょうけど、ただ、今、答弁にあったように、教育に対しての弊害が現実に出ているわけですからね、確かにあと5年ですけど、その中で、今から5年かけてやろうということだろうと思いますけど、子供たちの将来を考えたとき、やはりすべきことはすべきだろうと。ただ、今から5年かけられて、理解のあるところからやっっていこうということですけど、理解だけを待っていたら、私は10年たっても、20年たってもできないと思いますよ。

実は、統廃合を進めた、要するに統廃合を実施している自治体の担当者から話を聞いたことがありますけど、統廃合を進めるに担当者が言う一番大事なことは何だと思われませんか。わかりますか。

教育長（日高 良君）

やはり統廃合は何のためにするかという、その第一義は何かと申しますと、やはり子供たちの成長、教育の効果を上げるということにあるだろうというふうに思います。

したがって、結果として統廃合を行ったことで、子供たちの例えば学力、体力というのが伸びたとか、先ほど課題となっておりました社会性とかコミュニケーション能力が向上したとかいう結果を出すことが大事だろうというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ちょっと質問の趣旨が悪かったかもしれませんが、ただ、学力の低下とか体力の低下とかコミュニケーション不足というのは、今、課長が、それが欠けているということを言われたじゃないですか。別に私、いじわるな質問をしたつもりはありませんけど、担当者が言う一番大事なことはトップの覚悟だと言うんですよ。これはもちろん教育長だけではありません。当然、大きな問題ですから市長も関係あるでしょう。要するに市長、教育長の覚悟だと言うんですね。やっぱりそのところを、トップがちゃんとした目標を持って進んでいかないと、この覚悟を持って進まない、統廃合は進みませんよと言われたんですね。

そして、統廃合を実施していくときにネックになるのが、統合する学校の場所だと言うんですね。ちょっと話はそれますがね、具体的にになっていきますけど、2校、3校あったときに、ならAとBとCがあったときに、Aに併合しましょうと言えば、ほとんどの住民の方が反対されるんですね、と言うんですよ。やはり、例えば2校の場合は、今ほとんどの学校が1クラスですから学校は、柳川市も変わりませんが、基本的には2クラスで学校をつくっていくんですね。ですから、2校の場合はどこかに統合すればできるんですね。ところが言われるには、2校でも真ん中につくってくれとち言われると、よそに併合はできないという、そういった話なんですけどね。

ちょっと参考にと思えますけど、実はこの問題で、私のところにもいろんな意見が寄せられます。今の学校教育について、現状について、やっぱり危機感を持っておられる方もいらっしゃるんですね。そうしたときは、やはりこう熱く言われるんですけど、その中で具体的に、私はこう考えますと言われる方もいらっしゃるんですよ。それこそ今後の参考のためにちょっと聞いていただきたいと思えますけどね、もちろん大和町の方ですからね、ですから、大和町区域は他の区域と違って川で隔てられておりますので、学校区域は問題は起きないだろうという話なんです。そして、大和町では全部の小学校在建築後数十年たっているんですね。最近建てたというところはないんです。そういうことで、大和町では物理的に統合がしやすいのではないかとことを言われるんですね。そして、統合する場合は1校にしたらいいと、将来、大和町の児童数は今より必ず減るんだということなんです。

それで私もちょっと調べてみたんですが、地方創生の総合戦略で実は人口の推計が出されております。10年後の大和町の小学生の総数は610人なんです。1学年平均児童数は100人なんです。結局、学年のクラスは2から3クラスですね。それと、これからは小中一貫も見据えた中学校との連携も欠かせないんだということを言われているんですね。ですから、ぜひ統合をしていただいて、場所は、今ピアスの跡地があるから、ピアスの跡地でぜひつくっていただきたいという意見が、そういう方がおられます。もちろんピアスの活用については、ほかの方の話聞いてもやはり、学校でもいいし、何か公共事業に使っていただきたいという声はあるんですけどね。そして、そういうことですから、そういうことも市民の皆さんの中から、そういう具体的に心配されている声も挙がっているわけですからね。

この問題は、教育長も余り過激な発言をできないだろうと、もちろんそのことは非常に微妙な問題ですからね、わかりますけど、ただ、住民の方の理解を得ることは当たり前のことなんです。ただ、それでもやっぱり理解を深める、理解をしていただくためにどうやって皆さんにその状況とかを説明していくのか。先進地の方が言われましたけど、今、学校ではドッジボールもできませんと言われるんですよ。ところが、恐らく私たちの年代とかは、私も言われて、余り学校の実情をわかっていないんじゃないですかと、私のときは50人ぐらいですから、今、本当に10人ぐらいのところ授業を受けているということは実感としてなか

なかわからないんじゃないですかということで、やはり地域の皆さんたちに学校を見ていただくなり、現状を理解していただく、そういうことがやっぱり必要ですよと、そういうことはぜひ進めるべきだと私は思いますということをおっしゃっていただきましたね。

ちょっと長くなりましたので、そういうことも含めて、先ほど言いましたので、トップの覚悟を持ってやっぱりこの問題には当たっていただきたいと思いますが。

教育長（日高 良君）

お答えいたします。

まず、トップの覚悟ということでございますが、私は重なる部分もありますけれども、国の動向、そして近隣の市町村の動向、そして何よりも本市の子供たち、学校環境の状況を見ますに、この問題は避けては通れないというふうに認識をしているところでございます。

具体的には、やはり23年度がそうでありましたように、検討委員会を立ち上げまして、その中で、今、議員おっしゃるように、現状、これもわかりやすくデータ等を示して、そして統合することによってのメリットというところを、単に統合するということではなくて、今おっしゃったように、小中一貫教育とかコミュニティスクールというのを立ち上げることによって地域との連携を増すような学校づくりに努めますとか、そういったメリットを表に出して、地域の皆様方、保護者の皆様方の理解を図っていくことが大事だろうというふうに思っておりますのでございます。

今後とも頑張ってもらえる覚悟でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

先ほど教育長から、避けては通れない問題だという力強い言葉をいただきました。ぜひ、トップの覚悟を持って進んでいただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、佐賀空港へのオスプレイ等の配備についてお尋ねをいたします。

まず、9月2日、市民会館で行われました佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する住民説明会についてですが、これには市長も出席されたと思いますが、市民の方からいろいろな質問や意見が出たようです。そうしたことも含め、市長の率直な感想をお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

今回の九州防衛局の開催につきましては、市側の協力と申しますか、いろんな広報活動、インターネット、ホームページのところにも記載をいたしまして、なるべく市民の周知については徹底をしたつもりでございます。しかしながら、260名という形で若干少なかったような感じがいたしました。

その中で、いろんな意見も聞かせていただきました。一部九州防衛局の防衛上オスプレイは必要だという説も、その部分理解をされた方もいらっしゃいました。多くの大多数の方は、

騒音問題、安全性の問題について不安視される意見が多かったような感じがいたしました。

その中で私が感じたことは、部長のほうから話があった中で、柳川の上空を一部飛ぶことがあるということは、目的演習場へ行く九州の東南方面に向かっては柳川の上空を飛ぶということについて、ちょっと気になったんですけれども、そのことについては、今後明らかに、私自身も九州防衛局を訪ねてみたいなど。ある程度はパイロットの裁量権の中で、大きな河川、筑後川、そして幹線道路、九州自動車道ということをもって、大分県の演習場や熊本の演習場、また相浦駐屯地、そしてまたいろんなところに飛ぶと思いますけれども、その分についても一定、少しずつではありますけれども防衛省のほうから話が出ておりますので、その分については今後いろんな形で防衛省のほうにも尋ねてみたいというふうに感じたところでございます。

もう一つ、私が一番感じたのは、左藤副大臣がおいでになったときに、悪天候時には自動着陸装置を使って柳川市内の上空を飛びますということについて非常に、左藤副大臣にも言ったんですけれども、悪天候のときに飛ぶんですかと、実際言うてですね。風があるときとか大雨のときにですね。曇りやったらちょっとわかるんですけれども、そういうところで非常に災害時の問題を言われたんですね。災害時の救援とか、そういうことはいたしかたないだろうというふうに思いました。

今後いろんな形では、市民の関心もあったし、いろんな形で憂うような言葉もございましたので、私も出席をして、副市長も藤丸議員の中で答弁いたしましたような形で、十分そのことは市民の意見としてつかんだつもりであります。一部ではありましたけれども、参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

実は私も、悪天候のときを前回全員協議会の中で説明をされました。そのときに、計器飛行で飛ぶのは、目達原の例にとれば1日0.3でしたかね。その理由をお尋ねしたところ、特別何とかと言われましたけれども、自動着陸装置は実は目達原にはないわけですからね、ではどうやってするんですかと聞いたら、よくわからなかったんですね。ただ、それで私も、0.3というのが果たして本当なのかどうか、そこは実は疑問を持っているところです。先ほども藤丸議員の答弁の中で、1日に換算すれば0.3回だという答弁がありましたけど、余り根拠がないんじゃないかなという、前回の全員協議会の防衛局の説明を受けてそう感じておりますけど、これから私たち議会も、また執行部もそのことについてはやはりもう少し詰めていく必要があるのかなという感じを持っております。

次に、柳川市と佐賀県で交わされた佐賀空港の用途変更に係る事前協議の件についてお尋ねをしたいと思います。

新聞報道によれば、佐賀県の山口知事は本年6月の佐賀県議会で、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画については、「精査、確認作業は最終段階に近いところにある。議論のスタート地点に立ちつつある」とし、近く諾否判断に向けた検討作業に入ることを示唆した」という新聞記事があります。それからもう既に3カ月近くがたっていますが、このことについて、佐賀県のほうから何か働きかけ等があったのでしょうか。

副市長（成松 宏君）

6月時点で、おっしゃるように議論のスタート地点に立ったというふうな発言がっております。その後、実は8月に1回話が来ておりまして、そこではちょっとトーンダウンしたような形になって ごめんなさい。8月の定例記者会見の中で、「期限設定をしてどうこうするという思いはない」と、「スケジュール感を持ち合わせていない」という発言が出ております。そういった状況にありまして、御質問の市のほうに何か働きかけがあったかという点につきましては、今のところ働きかけは直接にはございません。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

私、この新聞記事を見たときに、佐賀県では検討作業に入るんだらうかと、新聞にもそういうことが書いてありますけど、ですから余り柳川市にとって時間がないんじゃないかと、いつかの一般質問の回答で市長は、佐賀県が決定するときは、柳川市の意向をその前に事前に聞くというふうに理解をしているというような、一般質問を見れば、前の古川知事ときは明らかに、県だけで判断することはありません、柳川市の意向を十分聞きますよという答弁をいただいておったんですが、山口知事と面談されたときには、ちょっとニュアンスが違っておったんですが、市長は誠意を持って答えられましたという発言だったんですね。

柳川市のほうから事前協議の申し入れをされるつもりがあるのか、いつかの時点でですね。それとも、さっき言ったように、佐賀県側からの事前協議の申し入れを待たれるつもりなのか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

古川前知事と山口知事との違いは、古川前知事はオスプレイについては一定、気持的的には受け入れるような感じやったですね。そして、佐賀県知事選挙があって、古川前知事は衆議院出馬という形になりました。2週間か3週間後やったと思いますけれども、あらっと思ったんですけれども、その後、山口知事とお会いいたしまして、そのときにはやっぱり白紙の状態という形で、今、副市長が答弁していましたように、若干まだ本心の部分は見えませんが、気持的には見えませんが、記者会見とかいろんな形では、まだまだ決まっていないというふうに思っていますし、もうにっちもさっちも行かないところで柳川市に相談をされるという姿勢では、私はこれはないというふうに信頼を山口知事に対しては思っております。

それはなぜかという、向こうの部下とかいろんな方たちは、柳川市に対しては非常に気を使って、情報の共有とか、そういう形では全て連絡をいただいております。そういうことで、私は知事に対しては信頼をしておるし、また、そのことがあれば、うちの市議会に対して、どういうことで柳川市に臨むかということで十分打ち合わせをして、最終的な向こうに対する考え方を示していきたいと、こちらから今のところ仕掛けていくことは考えておりません。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今のところという前置きはありましたけど、あくまで佐賀県の山口知事を信頼していると、ですから佐賀県側が結論を出す前には、事前協議の申し入れがあるだろうということのようです。それはそれでいいですね、市長と県知事との話の中ですから、市長が信頼をしていると言われるから、それはそれなりの理由があつてのことだろうと思います。

ただ、いつかはあつたでしょうね。佐賀県が拒否すれば、変更するときにはちいう前提ですから、拒否するつもりなら事前申し入れはないんでしょうけど、変更しようかなと、そのために柳川の意向を聞こうかなということは起こり得ると思うんですね。

確かに、いつかわかりませんが、ただ、新聞にあつたように検討作業に入ったという報道がされている以上、全く根拠のない報道でもないんでしょうから、ですからそのために、柳川市として、やはり事前協議の申し入れがされたときにどう対応するかも、やっぱり決めておかなければならないだろうと、もちろんここで、その市の結論をいつかとか聞くつもりは毛頭ありません。そんなことを今、市長として期限を切った、佐賀県でさえ期限は切らないと言っているわけですから、まして柳川市で期限が切れるわけもないと思うんですが、ただ、先ほども言いましたが、いつかは結論を出さなきゃいかんですね。そのために、いろんなまだクリアしなければならない問題があると思うんですね。例えば、防衛局に質問事項も出しているでしょう、住民と話し合いをするのかどうかわかりませんが、そうした、結論を出すまでにどういったことを今からやっっていこうと考えられているのか、その結論を導き出すために、やっぱり市として対策をとらなきゃいかんわけですから、そのためにいろんなハードルがあると思うんですけど、そのハードルを、どうしてクリアしていこうか、もし今の時点でそういうことが考えられれば教えてください。

市長（金子健次君）

私自身はやっぱり、佐賀県が受け入れるという形の中で動かないといけないというふうにしてあります。受け入れなかったら、別に心配する必要はないんですけども、そういうことで考えなければならないということと、もう1つは、対策チームも言っていますけれども、いろんな形でアンテナを強く張って、いろんな情報収集をしてもらいたいと、これは市民の考え方なり、どこでもキャッチしておかなきゃならないということと、もう1つは防衛省の

考え方なりということも、またいろんな形ではキャッチしておきたいというふうに思っております。

今、よく記者の方が言われます、市長はどう考えていますかと。絶対言ったことはありません。それ言ったら恐らく翌日の朝刊1面に、柳川市は、市長はどうなんですと、もう出ることは間違いありません。それは国の防衛省、それから官房長官にもすぐ通じると思いますので、そこら辺については慎重に、いろんなことを十分考えて結論を出して、議会と相談したいというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきます。

8番（白谷義隆君）

あんまり期待したような答弁はいただけませんでしたけど、なかなか微妙な問題ですので、それもいたしかたないかなと思います。

もちろん、佐賀県から事前協議の申し出があったからといって、すぐ結論を出せとは言われないでしょうけど、ただ、そのための私は準備というか、その対応するために、柳川市の意向を酌んでということですから、その意向をまとめるためにも、やはりいろんなことをやっていく必要があるだろうと。

ですから、柳川市として判断するために今何が欠けているのか、あるいは何をクリアしていかなければならないのか、やっぱりそういったことを今から考えていただき、そしてその解決に向けて取り組んでいただけますように、余り時間が、この時間じゃなくて空港の判断の時間があるようで、実はある日突然、事前協議の申し出があるかもしれないじゃないですか。ですから、そのための準備はしておくべきだろうと、そのための取り組み等をやはり進めていただきたいと思います。

そのことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時14分 延会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成28年9月6日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	樽	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	野	田	栄	作
健	康	大	石	涼	子
福	祉	白	谷	通	孝
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
子	育	田	中	勝	裕
生	活	武	田	真	治
観	光	松	藤	満	也
商	工	古	賀	和	明

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜 美 香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	7番 熊井三千代	1. B型肝炎ワクチン任意接種費助成事業の実施について 2. 乳房自己検診グローブ配布について
2	4番 浦川和久	1. 行政運営における人的資源の有効活用へ向けた、再任用制度の運用について 2. 地震に対する危機管理と本市の震災応急対策について
3	19番 伊藤法博	1. 地域再生について
4	3番 菊次太丸	1. 市内公共交通の今後のありかた (1) 交通弱者対策は (2) 高齢者運転免許自主返納の対策は (3) 観光客の公共交通利用の現状は 2. 企業誘致報奨金制度について 3. 学童保育事業について
5	12番 高田千壽輝	1. ピアス跡地の活用は 2. 投票時間について、19時から20時の投票率は
6	6番 荒巻英樹	1. スポーツによるまち起こしの考えは 2. 職員のおもてなしの心は 3. 本会議で提案し実施された事業等の経過及び今後について (1) 熊本地震災害支援ボランティア活動 (2) やながわオープン・ファクトリー 4. 「ゆるキャラグランプリ2016」への取り組み状況は

午前10時 開議

議長(浦博宣君)

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(浦博宣君)

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番(熊井三千代君)(登壇)

皆さんおはようございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず、質問に入ります前に、8月に開催されたブラジル、リオデジャネイロオリンピックにおいて熱戦を繰り広げ、多くの感動と希望、そして、2020年に開催される東京オリンピックに多大な期待が持てる戦いを届けていただいた選手、そして、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、日本時間の9月8日に開幕いたしますリオのパラリンピックに臨まれる選手の皆様にも、遠くからではございますが、エールを送り、健闘を期待するものでございます。

では、質問に入らせていただきます。

本日は、2項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、B型肝炎ワクチン任意接種費助成事業の実施についてでございます。

B型肝炎は、ウイルス性肝炎の一つであり、ほかの肝炎ウイルスよりも血液中にウイルス量が多く、感染しやすいと言われております。ウイルスが血液や体液を介し感染、発症すると肝硬変や肝がんなどに進行するおそれのある疾病です。

平成24年日本小児科学会が厚生労働大臣に提出した要望書の中には、我が国でのB型肝炎ウイルスに起因する肝がんの死亡者数は年間5,000人、肝硬変による死亡者数は1,000人、また、年間6,000人以上の新規感染者がいると推計されることが記載されておりました。

肝硬変や肝がんは大人の病気と思っておられる方が多いと思いますが、大人でB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんを苦しんでおられる多くは、子供のとき、それも3歳児までに感染したためだと言われております。

また、この方々のほとんどが、B型肝炎ウイルスを持っている母親から赤ちゃんへの母子垂直感染です。我が国では、1985年よりB型肝炎ウイルスキャリアの母親から生まれた赤ちゃんに対して、予防措置を行うことで新たなキャリアを発生させない取り組みが始まりました。40年後の2025年には、我が国からB型肝炎ウイルスキャリアはいなくなるだろうと考えておりましたので、そのころ子供の正確な感染率が把握されておりました。

しかし、2009年に発表した16歳以上のキャリア率が0.01%に対し、その後の調査で、子供は0.16から0.17%であることがわかり、母子感染防止だけでは子供の感染を防ぐことができなかったことが判明いたしました。

そこで、近年問題視されているのが、父子感染などの家庭内感染や、保育園での子供同士による水平感染です。これは感染経路がわからない場合も多く、より一層の予防接種による予防の重要性が増してきていると言えます。特に、乳幼児は唾液、汗、涙、尿などの体液を介し感染する機会も少なくありません。日本小児科感染症学会の集団保育における感染対策の論文によりますと、小児期の感染、特に3歳未満児には90%がキャリア化しやすく、一生の問題になり得るとあります。

平成14年には佐賀の保育所で、園児19名を含む25名の集団感染の事件も起きました。小児の感染者は、無症状でも体液中のウイルス量が多く、感染源になりやすい可能性もあります。感染後は、先ほども述べましたように、キャリアに移行する確率が1歳未満で90%、1歳から4歳で20から50%、それ以上になると1%未満と激減いたします。

一方、感染予防として乳幼児期にB型肝炎ワクチンを接種しますと、95%以上で抗体が獲得され、感染防止効果は20年以上持続します。また、安全性も高いと言われております。最近では育児環境も変化し、3歳児までに集団生活に入る子供がふえております。子供たちがB型肝炎ウイルスに感染し、キャリアとなり、自覚症状のないまま成長、結果、慢性肝炎に移行し、肝硬変、肝がんへと進行、重篤化する危険性は高く、早い時期からの予防が大切だと言われております。

国は、予防接種を定期化することで、肝硬変や肝がん患者数や死亡者数を約5分の1にするとしております。B型肝炎は、人から人へ感染することにより発症、蔓延を予防するための予防接種を行う必要性があると認められる疾患、A類疾患として、ことし10月からB型肝炎ワクチンを1歳未満の乳児に対し定期接種化することに決まりました。大変喜ばしいことですが、定期接種が開始されるこの時期だからこそ、感染によるキャリア化の確率が高い定期接種対象外の3歳未満児にもワクチンの任意接種費の公費助成を行い、子供たちの健康を守り、健やかな成長をサポートする環境を整えるべきではないかと思っております。

まず、お尋ねいたします。本市においても、今議会において定期接種に向け補正予算5,030千円が計上され、準備が進められているところですが、定期接種の対象者数、実施医療機関、定期接種の対象者への勧奨についてお聞かせください。

1回目の質問はこれで終わり、2回目の質問は自席から行いますので、よろしく願いいたします。

保健福祉部長（原 忠昭君）

私のほうから、答弁をさせていただきます。

熊井議員御質問の本市の定期接種の対象者数、実施医療機関、定期接種対象者への勧奨についてお答えいたします。

まず、B型肝炎ワクチン予防接種の定期接種の対象者については、平成28年4月以降に出生された生後1歳未満の乳児450人と想定をいたしております。また、実施医療機関についてですが、B型肝炎ワクチン予防接種をしていただけるのは市内の小児科など6カ所でございます。

次に、定期接種の対象者への勧奨につきましては、本年4月から12月までの子供さんに対して、4カ月児健診で直接保護者に案内のチラシを配布し、お知らせをしております。

また、9月からは出生届の際にB型肝炎予防接種の予診票をセットにして保護者に事前配布しております。

このほか、赤ちゃん訪問の際や10月の市報、ホームページにて掲載し、二重、三重の周知活動を予定いたしております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

勧奨については細やかに勧奨していただいておりますということで、さっき部長も述べられましたように、28年、ことしの4月1日以降に生まれられて、1歳未満の方が対象になるわけですが、先ほども述べましたように、実施がことしの10月からでございます。例えば、4月に生まれた方は、既にもう6カ月たっているわけですね。この接種は不活化ワクチンですので、3回やってもらって、大体6カ月ぐらいかかる予定になります。予防接種は赤ちゃんの体調に合わせて行うので、例えば、2回はスムーズにいったけど、3回目にちょっと熱があって少し時期を外さんといかんとかということになったとき、10月生まれの方だったらいいかわかりませんが、4月になったらもう1歳になってしまう、2回目で1歳になってしまう、3回目は対象外の1歳何カ月になったときに、3回目を打つようになると思いますけど、対象内だったら無料ということですけど、そういう対象者でありながら最後1回漏れるとか、2回漏れるとか、対象外になったときの負担はどうなるのでしょうか。

保健福祉部長（原 忠昭君）

対象期間外の定期接種の費用負担についてお答えをいたします。

今回の予防接種につきましては、1歳に至るまでに定められた間隔で3回接種が必要です。このため、本年4月生まれの子供さんは非常に短い期間での予防接種スケジュールになると考えられます。これまで、新たな定期接種として、水痘ワクチンの予防接種開始時に対象となる1歳から3歳未満までの子供に加え、国の定めた条件に基づく特例措置として3歳から5歳未満までの子供に定期接種の対象接種年齢を広げられた場合もございました。しかし今回、国が定めた条件では、対象期間内に接種できなかった場合は任意接種として取り扱うこととなり、実費負担していただくこととなります。そのため、希望者が接種に漏れることがないように、十分な周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今回のワクチンは交付税措置になっておりますので、単費となりますので、非常に厳しい接種とはなるかとも思いますけど、現在、関西空港を利用した若い男の人たちがはしかにかかったとか、昨年までぐらいは風疹が成人で蔓延したとか、やはりワクチンが漏れていた人たちがほとんどだろうと思いますので、小児ワクチンは非常に重要ですので、しっかり4月生まれの方たちには勧奨をしていただいて、もう10月、施行が始まったら1回目を打って

ただけるように、しっかり勧奨のほうをお願いしたいと思います。

きょうお尋ねいたしたいのが、今からなんですけど、先ほどより3歳未満児へのワクチン接種の必要性はしっかり話させていただいたと思います。3歳までにB型肝炎に感染すると95%以上がキャリア化すると。その後、4歳までだったら50%ぐらいの確率でキャリア化するというふうに、逆にワクチンを打つと、95%が抗体が獲得できるというふうなお話も先ほどからさせていただきました。一度、B型肝炎に罹患してしまうと治療が困難で、自然にウイルスが排出されるということはありませんので、治療が困難で費用も高額になると思います。そうしたときには、やはり身体的、経済的負担も多くなりますので、乳幼児のワクチン接種により多く予防していくことが大事だと思います。

今回、本当にありがたいことで、10月から1歳未満の定期接種が開始されました。こういいうときだからこそ、対象外のリスクの高い3歳児までの子供たちが未接種であるというのは非常に心苦しいし、ここでやっぱり救いの手を伸べて予防をしておったなら、将来、やはり健全な成長ができるのではないかと思います。定期接種が開始されるこの時期だからこそ、ぜひ時限的に、3歳未満児までの救済措置として、任意接種費の公費助成をしていただきたいと強く求めるところでありますけれども、お考えをお聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

3歳未満児の子供の任意接種の公費助成についてお答えをいたします。

熊井議員御指摘のように、B型肝炎ウイルス感染によるキャリア化は非常に大きな問題だと認識をいたしております。3歳未満児へのワクチン接種は、接種後のB型肝炎に対する抗体もつきやすく、予防するための有効な手段であると考えますが、先ほどお答えをいたしましたように、国の考えは任意接種による取り扱いとされております。

また、接種後に後遺症が発症した場合、定期接種と任意接種とでは保障に大きな差が出てまいります。子宮頸がんワクチンの任意接種においては、本市では幸い被害は出ておりませんが、ほかでは重大な健康被害も発生をしておりますので、十分に留意する必要があります。

また、近隣市におきましても、現段階では国の方針に沿った考え方で、本市も任意接種については現在のところ公費助成は考えておりません。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

部長がお答えいただいたことは非常によくわかるところでございますけれども、やはりこの時期だからこそ、この時限的な、1回、3歳までしていただくと、あとずっと1歳未満の子供たちが定期的に接種してくることになりますので、接種していただきたいなと強く思うところです。

副反応が出たときの保障ということですが、医療費副作用被害救済制度というのを利用して措置をすることになり、定期接種の措置として、額が非常に違い過ぎるという心配を部長はされていると思うんですけれども、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、柳川市は全国市長会保険行政措置災害補償保険というのには加入されておりますでしょうか。

保健福祉部長（原 忠昭君）

加入してございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

であるならば、これを使うというわけにはいかないんですかね。

保健福祉部長（原 忠昭君）

定期接種の場合と任意接種の場合とでは保障が、先ほど議員おっしゃられました加入の保障につきましても差がございますので、現時点では慎重に考えているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

だから、先ほど言ったように全国市長会保険というのに加盟しておられるかということをお尋ねして、加盟しておられるという返答をいただいたので、それで補充はできないかということだったんですけれども、慎重に考えてあるという部長の答弁でございましたので、次に進みますけど、部長が話されるのもよくわかるんですけど、先進地では今回、定期接種になりましたけれども、それ以前に3歳未満児の乳幼児を対象に助成したり、6歳未満児の接種費の一部を助成するという取り組みも現にやっている市町村もっております。財源は市の単費になり、本当に大変でしょうけれども、大体実施してある自治体を見ますと、ふるさと納税基金を活用したりとかしながら、また単発的、時限的措置であるために子供基金の活用がなされているようでございます。

本市におきましても、単年度だけですので、接種費の一部を助成させていただくと、将来の重大な社会的損失を抑えられることから、市の単費でも費用対効果は十分にあると思いますし、先ほどの副反応もなんですけど、接種するときは、接種するお母さんたちは問診票、予診票をしっかり記載していただきますし、ドクターも診察していただきますし、そこに副反応に対しての返事もちゃんとサインをしていただくようになっておりますので、どうか対象外の接種に対しての助成をしていただきたいと思いますけど、再度、返答をお願いします。

保健福祉部長（原 忠昭君）

任意接種費用の一部助成による、将来の費用対効果についてお答えをいたします。

近隣市の状況を確認いたしましたところ、任意接種に対する一部助成を予定している市はございませんでした。予防接種の中でも、定期接種は交付税措置の対象とされておりますが、任意接種はこの中に含まれておりません。

また、ふるさと納税によるふるさと元気応援基金を活用してはとの御提案もございましたけれども、関係課との協議が必要になるかというふうに思います。

肝炎のキャリア化の予防や、将来に発症して治療を行う場合の医療を含めたところで、予防接種費用の一部助成と将来の費用対効果を見る必要もございましたが、予防接種による健康被害等も懸念されることから、慎重な検討が必要になるかと思えます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

昨日も言ってありましたけど、やはりトップの決意だなというふうにも思いますけれども、ちょっとうちの概算をしてみました。2015年1月1日現在の年間出生数480人を基準に、1回当たりの接種費が今6千円かかります。3回必要なので、普通、1人18千円かかることとなります。1歳、2歳以後、もし助成したとして、960人分を助成し、半分の方が接種されることとなりますと、4,320千円の公費負担となります。40%の方が接種を受けられますと3,460千円、1回の接種料を2千円助成することで、3回で6千円となります。その6千円を助成して、半分の方が接種されますと2,880千円の公費助成となります。40%だと2,300千円の公費助成になるシミュレーションが出ました。非常に単費、独自の出費になりますので、大変だということはわかりますけれども、何とか小児科医と意見を交わしながら、近隣の自治体が接種助成をしていないからというのは、絶対にそういうのは理由にならないと思いますので、ぜひ小児科医との意見を交わしながら接種方向にしていっていただきたいと思えますけれども、この取り組み、もう一回、意見をお聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

1歳児と2歳児への任意接種への公費助成事業の実施についてお答えをいたします。

熊井議員のほうから詳細なシミュレーションをいただきまして、ありがとうございます。

任意接種については、健康被害が発生した場合の補償等の問題もありますので、公費助成は、先ほど申し上げましたように難しい点がございます。本市だけではなく、県市長会や全国市長会と連携をしながら、国に要望をして、全体の制度を検討していくことが必要であるというふうに考えております。

1歳児と2歳児の任意接種による費用の助成につきましては、小児科の先生の御意見や、10月からスタートいたします定期接種の接種状況等を見ながら、今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。では、よろしく願いいたしておきます。

では、次に進みます。

乳房自己検診グローブの配布についてお尋ねいたします。

今、柳川市でも検診時期でありますので、あえてこの時期に質問をさせていただきます。

厚生労働省の統計2011年によりますと、女性の乳がんの罹患率は20.4%で、女性のがん罹患率の中でも最も多いと言われていています。また、死亡率は全体では第5位ですけど、30歳から64歳までの女性の死亡率では1位になっています。これによると、比較的若い世代で亡くなっている人が多いというふうにうかがえます。

昨今、日本でも毎年乳がん患者が6万人ほどふえていると言われていています。がん検診受診率は欧米と比べて最低水準、そして、がん死亡率増加は先進国で日本だけだと言われている現在です。これまでも国を挙げて、また本市においてもさまざまな検診率アップに向けて取り組んできておりますけれども、なかなか欧米に近づいていきません。

きょう提案いたしますのは、若い世代の発症がふえ始め、日本人女性の14人に1人が発症すると言われております乳がんですが、唯一自分で発見できる確率の高いがんだと言われております。

また、早期発見により、適切な治療による治癒率は90%であります。乳がんに対する意識づけや早期発見には、定期検診に加え自己検診が重要なポイントとなるということから、啓発事業の一つとして、自己検診用グローブの配布に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、まずお伺いいたしますけど、本市の乳がん検診率、また、検診アップへの取り組み、検診により乳がん発症の発見件数がわかりましたら教えてください。

健康づくり課長（大石涼子君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

まず、乳がん検診率でございますが、本市の27年度乳がん検診対象者1万6,771人に対して、受診者は2,919名で、検診率は17.4%となっております。

次に、乳がん検診の受診率アップへの取り組みといたしましては、今年度40歳になる方に受診勧奨の個人通知を送付いたしております。

また、平成21年度、平成25年度に無料クーポンを交付した人のうち、過去5年間に市が実施する乳がん検診を受診したことがない2,734人に無料クーポン券を再交付いたしております。

また、本市独自に30歳代の人に医師の視触診による乳がん検診を実施しております。検診料はいずれも500円となっております。

乳がん検診は、集団検診と市内医療機関で受診できる施設検診から選ぶことができます。集団検診会場では、子供の託児ができる日を設け、乳幼児健診等でも周知を行っております。施設検診では、夕方の時間延長や日祭日の受診できる日を設定して、受診しやすい環境づくりを進めております。

検診によるがんの発見状況でございますが、要精密検査受診者が128人で、うち、がんが

発見された人は4人、率にして全受診者の0.14%、その他の病気が見つかった方が89人、率にして3.0%となっております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

先ほどもお話しいただきましたように、本当に時間の工夫をしたり託児所を設けたりと、またコール・リコールというか、無料クーポンを配布して、受診されていない方たちの底上げもしていただいているようですけれども、やはりなかなか何が原因なのか、受診率アップが進まないのが確かです。

最近もメディアによく登場されている芸能界の有名な方たちが乳がんになられたという報道があり、多くの皆さんがショックを受けられたことも多かったろうし、また、検診に行かにならんと思われた方も多かったと思うんですけれども、なかなか進まないのはちょっとショックでございます。

女性の罹患率が高いにもかかわらず、検診が進んでいるとはいえないこの現状で、やはり早期発見、早期治療に結びつくようなサービスを提供する企業が少しずつふえてきております。また、自治体も出始めております。

本市においても、20代の検診機会の少ない、またはない、育児や介護等で日々生活で時間がとれにくい、またとれない、そういう方たちに自己検診のために、乳房自己検診グローブ配布を取り入れていただきたいと思います。

このグローブは、手にはめると指先の感覚が物すごく高まって、髪の毛1本分の凹凸までわかると言われております。小さな病変にも気づく可能性が高くなっておりますので、個人の都合に合わせ、手軽に自己検診ができると言われています。がんに対する意識づけや早期発見にもつながると思いますので、このグローブを取り入れていただきたいと提案いたしますけれども、御意見をお聞かせください。

健康づくり課長（大石涼子君）

乳房自己検診グローブの配布についてお答えをいたします。

熊井議員から御提案いただきました乳房検診グローブは、乳房の自己検診の際に、小さな異常に気づきやすいと言われております。乳房自己検診グローブの配布もですが、正しい乳房の自己触診の方法などをお伝えしていく必要がございます。

今後、乳がん検診の機会を捉えて、乳房自己検診の啓発と、乳房自己検診グローブの紹介を進めていきたいと思っております。

したがって、乳房自己検診グローブの配布については、今後検討したいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

まず、触診の仕方也非常に大事なことでありますし、あわせて定期健診を進めていただくことも非常に大事です。ぜひ、全員じゃなくとも市が主催する健康まつりとか、また子供の3歳児検診とかに、こういうグローブを配布することによって、乳がんの早期発見のための自己検診の習慣をつけていただくような、そういう自己検診習慣化啓発、また定期健診の重要性を意識づけるためにも、こういうイベント時にグローブの配布をしていただきたいと、まずはそこから始めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

健康づくり課長（大石涼子君）

市の主催する健康まつりなどのイベントや、子供の3歳児検診時等のグローブの配布についてお答えいたします。

熊井議員が言われるとおり、乳がんは自分自身で発見できるがんと言われております。本市では、乳がんのしこりのかたさや大きさなどを体感し、理解してもらうために、健康まつりで乳がん触診モデルを使い、体験コーナーを設けております。

今回、乳がん触診グローブの御提案をいただきましたので、開催を予定しております健康まつりに取り入れて、素手でさわったときと、触診グローブを使用したときの違いを体感していただこうと思います。

無料配布については、市民の皆様の反応を見ながら検討させていただければと思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

一歩進んでいただきまして、本当にありがたいことだと思います。検診の必要性は理解していてもなかなか受診できない、しない、自分は大丈夫と思い込んでいる人が多い現状で、やはりがんの早期発見につながる対策にはいろいろと知恵を絞り、工夫を凝らさなければいけないと今痛感しているところです。

何といたっても、定期検診の受診率を上げる取り組みを推進することは言うまでもありませんし、このような自己検診の方法があるということを伝えていくことも非常に大切だと思っておりますので、どうか啓発活動を進めていただきたいと思います。

市のイベントに、健康まつりに取り入れていただくということですので、よく反応を見ていただきまして、次に進んでいただきたいと思います。

きょうは2点の質問で、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番浦川和久議員の発言を許します。

4番（浦川和久君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番、自由民主党柳誠クラブ、浦川和久でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、まずもってリオデジャネイロオリンピック、競泳男子200メートルバタフライで本市出身の坂井聖人選手が銀メダルを獲得した偉業に対し、心からお喜び申し上げます。また、坂井選手に続いて、矢留出身で柳川観光大使のレーシングドライバーの井口卓人選手が、日本最高峰の自動車レース、スーパーGTにスバル・ワークス・チームのドライバーとして参戦していましたが、8月28日、第6戦、鈴鹿サーキット1,000キロメートルのレースにおいて、見事優勝を果たしております。ことしは、大関琴奨菊の優勝に始まり、本市にとって喜ばしいことが続いております。

それでは質問に入りたいと思いますが、今回は2項目あります。

まず1項目めが、行政運営における人的資源の有効活用に向けた再任用制度の運用について、2項目めが、地震に対する危機管理と本市の震災応急対策について、大きく2つのテーマについて、通告に従い、一般質問を行います。

それでは、最初の人的資源の有効活用に向けた再任用制度の運用についてですが、市町村における再任用制度については、平成13年度から始まった公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられたことに対応し、60歳定年後の継続勤務のための任用制度として再任用制度が施行され、各自治体においても多くの職員が再任用されているところでございます。また、平成25年度以降は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられます。これに伴い、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図るため、まずは国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとする旨の閣議決定が平成25年3月26日に行われました。これに伴い、地方公務員についても雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、能力、実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請する総務副大臣通知が平成25年3月29日に出されたところであります。本市においても、柳川市職員の再任用に関する条例に基づき、再任用制度の運用が行われているところでございます。

そこで、将来にわたり、この制度の運用継続があるとするなら、市民の理解を得るためにも、これまで市職員として培ってきた能力や経験を定年退職後に再び発揮してもらうための、

より効果的な制度の運用が必要ではないでしょうか。今回は、行政運営における限られた人的資源の有効活用という観点に立って質問を進めてまいります。

なお、質問については自席より行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

4番（浦川和久君）続

それでは、最初の質問として、1点目が現在の再任用職員の数とその役職について、2点目が再任用職員数の推移と今後の見込みについてお尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

浦川議員の質問にお答えします。

まず1点目の現在の再任用職員の数と役職ということですが、人数は現在22名です。役職は、体育館や浄化センター、古文書館、給食センターなど、施設の長や各課の参与、副参与、相談員、工事検査員の職に任用したり、有明生活環境施設組合や柳川市シルバー人材センターに派遣をしているところです。

続けて、推移と今後の見込みということですが、先ほど浦川議員の登壇の中でもありましたとおり、制度そのものは平成13年度からありましたけれども、実際に年金が無支給になる平成25年度の退職者を対象に、26年度から始めております。初年度の26年度は10名、27年度は26年度からの任用した10名と27年度から新たな任用として10名、合わせて20名を任用しました。平成28年度は、27年度からの10名と28年度からの新たな任用12名を合わせて22名というふうに推移をしてきました。

今後5年間の見込みとしましては、平成29年度は28年度からの任用12名と29年度からの7名を合わせて19名。次に、平成30年度以降は、雇用と年金の接続の観点から、再任用期間を年金支給開始年齢の期間に段階的に延ばしていくとしまして、それから定年退職者の8割が希望したというふうなところで見込みますと、平成30年度は17名、平成31年度は30名、それから、32年度に入りますと、新たに消防吏員についても年金の無支給期間が始まりますので、一般職31名と消防吏員2名の計33名と推移していくと見込んでおります。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

まず、役職については、体育館や浄化センター、古文書館、給食センターなどの施設長と。それと、各課の参与、それから副参与、相談員、工事検査員の職に任用しているという答弁をいただきました。それから、26年度から再任用を開始し、26年度が10名、27年度が20名、28年度が22名と、年々増加しております。今後の見込みについても、退職者の8割が希望したとして、31年度から一気にふえて30名、32年度から33名と、現状から10名ぐらいはふえる計算になります。今後も増加の可能性があるので、まずもって、しっかりとした展

望に立った効果的な運用が必要なところではないでしょうか。

それでは、次に再任用職員の給与、手当、福利厚生についてお尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

再任用職員の給料、手当、福利厚生というお尋ねですが、再任用職員の給料は、給料表の3級を適用しておりますので、フルタイムの場合は月額254千円となっておりますが、実際は週4日相当の短時間勤務で任用しておりますので、203,200円です。手当は、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当が支給対象になります。通勤手当は正規職員に準じますが、期末勤勉手当は年間で2.2カ月分であります。福利厚生については、社会保険、厚生年金、それに雇用保険に加入をしているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

給料表の3級を適用しているということですが、給料表には再任用職員の欄があって、1級から7級までありますが、本市が再任用職員に適用している3級について、3級職の標準的な職務についてお尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

3級の標準的な職務は主任であります。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

3級職の標準的な職務は主任ということでわかりました。

それでは、次の質問に移ります。

まず1点目が、再任用職員には参与、副参与という職が付与されていますが、柳川市職員の職の設置に関する規則には、常勤の職員をもって充てる職の設置に関し必要な事項が定められています。例えば、この規則の別表第1には、理事、部長、庁舎長、課長、課長補佐などの職に対し、それぞれにその職務が記載されています。例えば、課長の職ですと、「上司の命を受け課の業務を掌理し、その業務を処理するため所属職員を指揮監督する。」というように職が説明されてあります。それで、参与、副参与についてですが、どう見ても職の設置に関する規則の別表第1に記載がありません。

そこで、再任用職員の参与、副参与の職を付与しているその根拠について、まず1点目お尋ねします。

それから2点目が、参与、副参与の職位といいますか、組織における位置づけ、そして、その職務内容及び業務上の効果についてお尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

まずは参与、副参与の職を付しているが、その根拠はということですが、先ほど言われましたとおり、常勤の職員につきましては、付与した職と、それに対応する級の給料を適用しておりますが、再任用制度を運用するに当たりまして、短時間勤務の再任用について、同じ待遇での任用としたいというようなことから、このような職名を付与しております。

それから、参与と副参与の職務内容、業務上の効果はということですが、参与は課内では課長補佐的な立ち位置で、これまでの経験を生かして課の業務全般について支援をしたり、中には諸課題解決のための特命事項を与えております。副参与は係長の役割を担ってもらっております。

再任用職員は、当然、定年までの長い間に、いろんな部署、役付職員として経験を踏んでおります。再任用として配置された職場での経験が長い職員については、関係機関や外部団体との信頼が厚く、仕事が円滑に進んだり、業務に必要な知識が豊富でありますので、後進の職員から頼りにされているところです。

いずれにしても、本人の経験や希望の職とのマッチングを行い、それぞれの職員の能力が発揮でき、経験が生かせるような配置に努めているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

まず、参与、副参与の根拠についての答弁ですが、最初のほう、常勤の職員については、付与した職と、それに対応する級の給料を支給していると。ここは私も理解できます。問題は次のところで、短時間勤務の再任用については、同じ待遇での任用とするため、このようなこのようなというのは参与、副参与を言っていると思いますが、職名を付与していますと。こここのところ、どうも私には参与の職を付した根拠としての理解ができません。多分、課長に再度質問しても堂々めぐりになるかと思っておりますので、私なりに調べた範囲で意見を述べますが、まず参与、副参与という職名について、柳川市の例規集に載っていないかということで、記載がないかということで、例規集をずっとページをめくって大分調べましたが、参事はありましたが、参与、副参与という文字の記載はありませんでした。したがって、本市の条例、規則、要綱等では、参与という職名を付与した根拠は見出せないということになります。

そこで、ほかの自治体の状況を調べると、再任用職員に参与の職を付与しているところは多々あります。隣のみやま市もそうですが、その中で事務取扱上、きちんと整理している自治体は、再任用職員の参与設置規程とか、そういったことで定めているところもあります。どうもそうした事務取扱の整理というところが本市ではまだなされていないということではないでしょうか。

次に、参与、副参与の組織における位置づけについてですが、参与は課長補佐の立ち位置で、副参与は係長の役割でという答弁でしたが、本市は再任用職員は3級で任用してありま

すが、柳川市職員の給与に関する条例では、職務の級が3級の場合は主任主事の職務となっています。であるなら、職務の級が3級で課長補佐、または係長としての立ち位置、役割ということは、職務の級と職務、職責が一致していないということになります。これは地方公務員法第24条第1項、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ。」と、いわゆる職務給の原則から見て不適切と言わざるを得ませんが、そこでもう1つ確認します。

再任用職員が配置されている図書館施設長、体育館施設長、浄化センター場長、学校給食共同調理場長などの職は、その名称からして、本来、管理職の課長級の印象を受けますが、実際、どの位置づけで任用されているのでしょうか、お尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

名称から管理職の職務ではないのかということですが、三橋図書館の施設長でありましたら、図書館長が上司としております。また、体育館の施設長の上司には生涯学習課の課長がおります。また、浄化センターの場長の上司には下水道課長というように、それぞれ課長級の職員のもとで職務に当たっております。参与と同等に、課長補佐級の立ち位置で従事しているところです。また、学校給食共同調理場長の上司には学校教育課長がおりまして、現在、三橋学校給食共同調理場に配置している常勤の正規職員も課長補佐級の職員を充てているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

まず、図書館施設長と図書館長とどう違うのか、ちょっと尋ねてみたくもなりますが、そのところは置いておきますが、やはりここでも課長補佐級の位置で従事しているとのことで、職務の級と職務が一致しておらず、職務給の原則から見て不適切ではないかと考えるところです。

では、次の質問に移ります。

再任用職員の勤務形態には、常時勤務を要するフルタイム勤務と短時間勤務とがありますが、本市の場合は短時間勤務での任用を行っているようですが、その理由についてお尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

これまでの任用実績は全て短時間勤務でしたが、その理由の一つは、再任用の対象となる職員、定年の年にアンケートをとっているわけですが、その中ではフルタイムを希望する者がいなかったということ。もう1つは、フルタイムの場合は職員定数に含まれまして、フルタイムで再任用する職員分は新規の職員採用を抑えることになります。そうすると、組織としての新陳代謝が全く進まなくなりますので、本人の希望と相まって、短時間勤務で任用し、

人材の活用をしているところであります。

以上です。

4番（浦川和久君）

本市の場合はフルタイムを希望する職員がいなかったということですが、フルタイム勤務職員は、そのまま定数1で算定されますので、その分、新規採用職員の採用を圧迫すると。組織の新陳代謝が図れないというデメリットがあります。

しかし、私もいろいろ調べたところでは、デメリットばかりでなく、メリットも多々ありまして、そのところを埼玉県が作成している市町村における再任用制度の構築・運用に関する検討会報告書というのがありまして、参考までに少しお話ししたいと思います。これによると、フルタイム勤務職員のメリットとして、一般職員と同様の事務配分、職員配置が可能と。それから、責任のある部署、業務多忙部署に即戦力として任用が可能と。それから、業務継続性の確保が可能と。以上のようなメリットがあります。

また、人件費の面でも、「定員管理上の理由でフルタイム勤務職員が新規採用職員の採用に代わって任用されていると考えると、定数の増加がない限り人件費について大きな差異が発生することは考えにくい。」と報告書ではなっています。再任用制度を今後も継続していくことを考えると、再任用制度の有効活用という観点から、短時間勤務職員に固執することなく、新規再任用職員とのバランスを考えながら、長期的な展望に立った運用が必要ではないかと考えます。

それでは、次の質問に移りますが、機構改革で平成28年度から安全安心課は総務課に、収税対策課は税務課にそれぞれ統合されましたが、その理由について、総務委員会の中でも議員から質問が出ていましたが、その中の理由の一つに、職員数の削減の中で、課長等の管理職ではなく、実務者が不足していると。そうした旨の答弁を総務部長の話であったと記憶しておりますが、そこで、第3次行財政改革に基づく今後の定員管理についてお尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

今後の定員管理計画はということですが、ことし4月1日現在の職員数は488人です。中期財政計画では、平成32年4月の職員数を480人という目標にしております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

今後も計画的に削減を実施されるわけですが、職員を削減すれば、当然に業務上のしわ寄せが起きます。しかし、継続実施が必要な業務もありますし、また時代のニーズに応じた新たな業務も加わってくると思います。職員を削減したからといって、行政サービスの低下があってはいけません。それじゃ、どうするのかと。そこで出てくるのが再任用職員の戦力としての活用ではないでしょうか。業務量や業務の優先度などを検討し、不足しているところ

を補う形で、例えば、ワークシェアリングのように一般職員の業務の一部を分割して再任用職員に割り振るなどすることで、第3次行財政改革大綱の小項目にもうたっている事務事業の整理統合や業務量の平準化にもつながってくるのではと考えます。

また、短時間勤務職員の課題としては、時間的な制約があることから、継続性を求められる業務を任せることができづらいというところがあります。そこは、同一の所属内に複数名配置するなど、そういったところで時間的制約についてはある程度解消することも可能ではないかと考えます。

それではここまでいろいろと質問し、また答弁もいただきましたが、この一般質問の総括として、私からの提案を述べて、執行部の考えをお聞きしたいと思います。

まず、本市の再任用制度の運用上、整合性がとれていない、不整合な点についてですが、1点目が再任用職員に参与、副参与の職を付与しているが、本市の条例、規則等において参与、副参与の職の設置がないこと、いわゆる職を付与する根拠がないこと。2点目が、再任用職員の職務の級 3級ですけど と職務、職責が一致しておらず、職務給の原則から不適切であること。例えば、再任用職員は3級職、主任の職務にありながら、参与は課長補佐、また副参与は係長、施設長等は課長補佐級として組織における職位を有してあるところ です。

そこで、今後も再任用制度が継続し、実施していく上で、以下の点について提案します。

1点目が、現状は条例に基づき運用を行っているが、不整合な点も存在するため、再任用職員の選考基準の明確化など、そうしたところも含め、規則、要綱等で事務取扱の整理を行っていただきたいと。

それから2点目が、参与、副参与、施設長は、役職名からして管理職としてのイメージが想起され、市民の理解も得がたいと考えられます。したがって、職務給の原則にのっとり、全て主任の職名を置き、4級職の係長を上司とすべきであると。

3点目が、今後も定員管理計画により人員削減があることから、一般職員への事務事業のしわ寄せが考えられるが、行政サービスの低下を招くことはできません。したがって、課内の事情によっては特命事項を付与することも必要だとは考えられますが、基本的には一般職員の職務を3級の主任業務として再任用職員に分担付与し、事務の改善と効率化を図っていただきたいと。

以上、提案については3点ありますが、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

人事秘書課長（平田敬介君）

今、3点の御指摘をいただいたところです。

再任用を始めて4年目に入ったところですが、今後、年金無支給期間も延びて、そして消防吏員の再任用も加わってきます。それに伴いまして再任用職員もふえていきますので、それに対しては一定程度、新規採用を抑制しなければなりません。そうすると、今のような任

用ではやはり無理が生じてきますので、以上3点の御指摘も含めまして、見直しの時期に来ているというふうに感じております。

先ほど埼玉県の見直し報告書の御紹介もありましたが、私もこれを勉強したこともあります、いろいろとうちと同じような課題を抱えられているなど。それに対して具体的な取り組みの検討の結果もありますので、いろいろと勉強して見直ししたいと思います。特に、庁内に配置している参与、副参与については、御指摘の点も踏まえまして、責任と意欲を持って業務に当たり、また市民にわかりやすい職として任用するよう見直していきたいと考えているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。人事秘書課長から前向きな答弁をいただきました。

それでは、再任用制度は今後も継続実施されていくと思いますので、市民が納得できる制度として、また限られた人的資源の有効活用へ向けての再任用制度のあり方について、しっかりと今後も検討をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、次の本市の震災応急対策計画についての質問を行います。

熊本地方では、8月31日に熊本地震の余震と見られる震度5弱の強い揺れが観測されていますが、震度5弱以上の揺れは2カ月半ぶりだそうです。まだまだ終息が見えない地震活動ですが、熊本地震は余震が非常に多いと言われています。これは震源の深さが10キロメートルと、比較的浅いことが原因だそうです。東日本大震災の震源の深さは24キロメートルでしたが、震源が深くなればなるほど岩盤を押さえる力が大きくなりますが、逆に震源が浅いと岩盤を押さえる力が小さいので、余震が発生しやすくなるそうです。

それでは、質問です。

地震関連の最初の質問になりますが、まずは地震に対する柳川市の地盤について、揺れやすいのかどうか、また、液状化の危険性はあるのかどうか、以上の点について、本市ではどのように把握してあるのか、お尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

浦川議員の御質問にお答えをいたします。

福岡県が平成24年3月に実施をしております地震に関する防災アセスメント調査結果によりますと、福岡県のうきは市から久留米市に至る水縄断層による地震で、本市において最大震度6強が想定をされております。また、同調査によりますと、液状化につきましては、4段階中、一番危険度の高い「極めて高い」と判定された地域が本市内の一部に分布をしているところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。水縄断層ということでした。水縄断層って、水に縄と書いて水縄断層と言いますが、まずは皆様、異常震域という言葉は御存じでしょうか。これは、地震の震源から遠く離れていても強い揺れがやってくることを異常震域と言いますが、2015年5月30日20時23分ごろ、小笠原諸島西方沖を震源とするマグニチュード8.5の地震が発生しましたが、九州は震度1から2がほとんどでしたが、九州で唯一、柳川市だけが震度3の揺れが起きています。遠く離れた東日本大震災のときも、柳川市、大川市は震度1を観測していますが、そこで、一体柳川の地盤は揺れやすいのかどうかという話ですが、自分の住む土地がどれくらい揺れやすいのか、簡単に調べる方法として、朝日新聞デジタルのサイトで「揺れやすい地盤」というのがあります。都道府県名、また市、区、それと町名の3項目を選択して入力したら、揺れやすさの目安や地形の種類などが表示されるシンプルなものです。それで、揺れやすさの目安を表層地盤増幅率というので表示しています。表層地盤増幅率とは、地下を伝わってくる地震波が、深さ30メートルの地盤で何倍に拡大するかを示した数値と。地震の揺れの大きさは、地震の規模、震源からの距離、地盤の強さに左右される。増幅率の数値が高いほど、揺れやすい軟弱な地盤と言えると説明ではなっています。

この表層地盤増幅率の数値は0.5から2.5まであって、地震の力を割り増しする係数で、数値が大きいほど地盤が弱く、揺れは大きくなります。防災科学技術研究所、文科省の所管になりますが、分析では1.6以上で地盤が弱いと示しており、2.0以上の場合は強い揺れへの備えが必要とされています。例えば、私が住んでいます矢留本町では、揺れやすさの数値が2.05と。説明書きでは、特に揺れやすい地域ですということを書いてありますが、地盤については三角州、そして海岸低地ということになっております。河川河口部に形成される低地な土地で、主として砂や粘性土により成る地盤ですと、そういうふう書いてあります。また、液状化についても、液状化しやすい地盤ということになっております。

それで、あといろいろありますけど、市役所があるこの本町が2.05ですね。それと、地盤も同じく三角州、海岸低地と。液状化しやすいと。あと昭代の間で2.11、西蒲池で2.12、三橋の下百町で2.05、大和町の徳益が1.94と。また、海に近いので、揺れやすいような気もしますが、有明町が1.86と。地図データで確認すると、大牟田寄りになるほど揺れにくいというような傾向にあります。おおむね柳川市では2.0以上で、特に揺れやすく、液状化しやすいと。強い揺れへの備えが必要な地域ということになっております。

また、ちなみに熊本県では、市役所が損壊した宇土市から益城町にかけて、柳川市と同じく2.0以上の特に揺れやすい地域ということになっております。

それで、ここで重要なことは、柳川市は地震に対する地盤が弱く、揺れへの備えが必要な地域であると。まずもって、ここをぜひ認識していただきたいと思います。

そこで質問ですが、本市の地域防災計画では、福岡県が実施した地震に関する防災アセスメント調査結果に基づき、柳川市の地震被害想定結果として、警固断層と水縄断層を想定し

ているが、このほかに本市にとって大きな影響があると考えられる断層の把握はしているのか、お尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

御質問にお答えいたします。

福岡県の調査結果に基づく断層以外につきましては、詳細は把握できておりません。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

福岡県が出している地震に関する防災アセスメント調査結果についてですが、福岡県内にある断層に基づき、これらの断層が揺れた場合、県内にどれだけの被害が出るのか、県内の被害想定しか出していません。あくまでも県内の断層についての、それに対する被害想定と。これは隣の佐賀県にも言えることで、佐賀県の消防防災課の所管になりますが、佐賀県地震被害等予測調査検討委員会というところで、佐賀県内で最大の断層帯、佐賀平野北縁断層帯というのがありますが、これが動いた場合の被害想定を詳細に出していますが、佐賀県もあくまでも佐賀県のみ被害想定で、明らかに久留米市、大川市、柳川市にも影響があるとわかっているにもかかわらず、佐賀県内のみ被害想定となっています。福岡、佐賀の両県とも言えることですが、全く管轄主義の弊害と申しますか、そこら辺、話にならないところでございますが、今回の熊本地震でも、柳川がこんなに揺れるとは誰も想像していなかったと思います。県内とか、狭い範囲でなく、九州ブロックとか、広域で被害想定を出して、そういった予測を策定していただきたいと思うところでございます。

それで、佐賀平野北縁断層帯についてですが、北縁というのは、当然、南北の方角の北と、縁は縁側とか縁起物の縁になりますが、佐賀平野北縁断層帯については、佐賀県小城市、佐賀市、神崎市にかけて東西に延びる断層帯で、ここからさらにまた東に延ばしていくと、久留米市にある水縄断層帯につながるような形になっています。地震の規模はマグニチュード7.5、ちなみに、水縄断層帯はマグニチュード7.2です。佐賀平野北縁断層帯が動いた場合の被害予測についてですが、住宅や飲食店などで火気使用が最も大きくなり、被害が大きいと言われている冬の18時を基準にした予測を見ると、なお、一番被害が少ないというのは夏の12時と、そういうふうに使われています。ということで、あくまでも佐賀県下での被害想定になりますが、佐賀平野北縁断層帯が、まず人的被害が死者が4,300人、負傷者が1万6,000人と。福岡県の水縄断層帯の被害想定では、死者が1,482人、負傷者が2万3,000人と。これは水縄断層のほうも、あくまでも福岡県下での数値ということですね。死者の数は佐賀平野北縁断層帯のほうが約3,000人近く多くなっています。それと、建物被害のほうも、佐賀平野北縁断層帯のほうが全壊が5万2,600棟、半壊が5万8,000棟と。福岡県の水縄断層帯のほうは全壊が2万5,570棟、半壊が1万1,500棟。明らかに倍以上、全壊の棟数が佐賀のほうが

多いんですけど、それとあと火災による焼失というところも、佐賀の佐賀平野北縁断層帯のほうで5,400棟と。水縄断層帯のほうで火災による焼失というのが114棟ということになっております。それで、佐賀県、福岡県、それぞれ県下での被害想定の数値ですので、あくまでも県下ですね。そこで、佐賀県の人口が約83万人ですかね。福岡県のほうが人口510万人というぐらいで、人口比で比べても、いかに佐賀平野北縁断層帯の被害想定が大きいかわかると思います。

それから、佐賀平野北縁断層帯が動いた場合の柳川の震度予測についてですが、佐賀県が県内の震度分布しか出していませんので、はっきりしたことは言えません。それで、柳川市に近い佐賀市川副町が大体震度6強から5強の分布になっています。それで、柳川市の地盤から判断しても、大体川副町と同程度の揺れが起きるのではないかなということで予測できると思います。

そこで、福岡県内の断層だけではなく、佐賀平野北縁断層帯みたいに、断層が動いた場合に確実に本市に影響がある断層帯もありますので、県下だけではなく、広域化の視点を持って、本市の震災対応の計画は考えていただきたいと思います。

それからもう1つ、これは文部科学省の所管で、地震調査研究推進本部というところが出している全国地震動予測地図2016年版というのがあります。この地図によると、柳川市の場合、今後30年間に震度5強以上の揺れに見舞われる確率が26%から100%ということとなっております。また、震度6弱以上になると、今後30年間で起きる確率が6%から26%、震度6強以上は0.1%から3%となっています。この地図、実際に見ていただくと、色分けした地図を、色分けしてからずっと分布があるんですけど、九州の中でも柳川市から大川市、川副町と、ここら辺が結構地震が起きる確率が高いということで、濃い色でなっています。それから、これは柳川市の地域防災計画に載っていますが、柳川を震源域とする地震は、1723年（享保8年）、それと1848年（弘化5年）に2件発生しています。

それでは質問に移りますが、熊本地震の前震は夜間、本震は未明に発生しました。風水害と違って、地震の発生予測はできません。夜間とか休日の勤務時間外に震度6以上の地震が発生したときの時間経過による職員の参集状況についての予測はできているのか。また、職員参集時の留意事項についてお尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

4月16日の熊本地震の本震では、午前1時25分に柳川市に震度5強が観測をされた後に、午前1時50分に全課長を通じまして、全体の約半数の職員が集合いたします第2配備体制の連絡を行っております。地震発生後、1時間後の午前2時30分で体制の約40%程度の職員が、2時間経過後の午前3時30分で約80%程度の職員が、そして、第2配備体制である半数の職員が集合完了した時刻が、地震発生後、2時間30分後の午前4時ごろになりました。

職員参集時の留意事項につきましては、自己または家族に危険が迫っているなど、参集が

困難な場合には、担当部署に連絡先を含めた報告を行うこと。また、参集に際しましては、周辺の被害状況の把握に努め、その状況を速やかに総務課へ報告することなどを、災害時の心得として、職員対応マニュアルで周知徹底を図っておるところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。熊本地震の招集状況を参考にお話しされたところですが、時間外に大きな地震が発生した場合は、発生から用意ドンの参集になりますので、事前に役割、担当を決めていても、体制が整うまでのタイムラグというのが出てくると思います。それで、時間経過ごとの参集状況のデータというのは、震災対応計画を立てる上での基礎資料にもなりますので、参集訓練をやって、そうしたところにも把握する必要があると思いますし、また参集から初動対応の訓練とか、そうしたつなげたところでの訓練もできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、参集時の留意事項について、被害状況の把握と報告ということで課長から答弁ありましたけど、ほかには参集時の職員の装備について、服装は活動しやすい服装。携帯品として、手袋、タオル、着がえ、水筒、食料、懐中電灯、携帯電話、また雨具、冬場でしたら防寒着とか、などを参集時の個人装備としている、事前に決めてある自治体もあります、参考までの話ですが。

そこで質問ですが、本市の震災応急対策計画の内容を見ると、地域防災計画の中の第3章の風水害応急対策計画を参照すると。風水害のほうを参照すると記載が多いです。風水害と地震とでは、災害発生の予測の段階から違いがあり、被害の内容も異なります。地震災害の場合、発災当初の72時間は救命救助活動において極めて重要な時間帯であり、発災から1時間、24時間、72時間と、時系列に応じた優先的な災害応急対策の着手時期があると考えます。

そこで、本市の第3配備である震度6の地震が発生したと仮定し、発災からおおむね一、二時間、1時間から2時間ぐらいの間に行うべき初期活動についてお尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

これまで多くの被害を受けてきました風水害に関しましては、地域防災計画とは別に、風水害マニュアルを毎年作成いたしまして、発災3時間以内、24時間以内、3日以内の担当部署ごとの業務目標を具体的に決めておるところでございます。

議員御指摘のとおり、地震に関しましては、そのようなきめ細やかな業務目標をマニュアル化できておりませんが、御質問の震度6以上の地震が発生した場合、災害発生からおおむね一、二時間で行うべき初動活動といたしましては、避難の指示、勧告など、住民の皆様への正確な情報の伝達、また、職員の参集、防災拠点等の安全確認を行った上での避難所の開設、そして、災害対策本部の設置、公共施設、道路、ライフライン、民家など、市全体の被

害状況の把握、また、福岡県、警察、消防等関係機関との連絡調整、そういったことが挙げられるというふうに考えているところでございます。

なお、先週、先ほど議員も触れられましたけれども、熊本地方を震源とする少し強い地震が発生をいたしまして、本市でも水曜日の午後7時46分に震度2、翌日木曜日、午前6時34分に震度3を記録いたしましたところでございます。その際にも、私と総務課の担当職員はすぐに庁舎に登庁いたしまして、状況の確認を行ったところでございます。こういった対応をすぐ行き、初動を行っていきいたいということにしておるところでございます。

以上でございます。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

まず、発災からおおむね一、二時間程度での初期活動ですが、主な活動として、情報収集と被害状況の把握と。それと、避難所開設。あと関係機関との連絡調整とか、そういったところを挙げられましたが、もう1つ重要なことがあると思います。何かといえば、人命優先の活動。被害を把握したら、遅滞なく人命救助、火災が発生していれば消火活動に、初動活動として非常に重要だと。そこら辺に全力を挙げる必要があるのではないかなと。それで、これは事前に課長のほうに通告していましたが、人命救助とか、そういったところを入れていただければ、ほぼ満点だったかなと私なりに思っております。

それで、初動活動の一連の流れは全部つながってしまっていて、情報収集、被害状況の把握、それから人命救助と、火災が発生していれば消火活動と。で、住民の避難。ここの基本的な初動活動の流れを計画化しておく。ここの基本を計画またはマニュアル化しておくことで、移り変わる災害状況にも弾力的に即断できるものと考えます。

本市の震災応急対策計画では、初動とは発災から2日までと定義がなっています。これはちょっと余りにも大ざっぱ過ぎます。初動活動での、先ほど課長の答弁にもありましたように、人命救助活動が課長の答弁の中でちょっと抜けていると私言いましたけど、先進的に震災対応とかやってある自治体では、発災から1時間とか、中には発災から30分とかいうところもありますが、発災から1時間、3時間、24時間と、時間経過ごとの優先度の高い活動を示して計画しているところもあります。

予測がつく風水害と違って、突発で起きる地震は、体制を整える前に一気に災害が起きます。待ったなしでの即断と活動が必要になりますが、そうした状況で、本市では風水害対策を準用した対応になっています。例えば、旅行者、滞在者の安全確保について、これは柳川を訪れる観光客も含まれると思いますが、ここの対策も風水害対策を準用するようになっています。大体が台風が来るとわかっているのに、ほとんど観光客の方は来ないんじゃないかなと思います。突発で起きる震災対策が風水害対策と一緒にいいのかということですが、ちなみに、昨年本市の観光入り込み客数は約136万6,000人と。そのうち、外国人観光客は14

万9,000人。これだけの人が柳川を訪れているのに、風水害対策を準用した大ざっぱな計画になっています。

観光地を抱える自治体によっては、震災に特化した観光客等に対する避難誘導計画を策定しているところもあります。ほかにも、震災に特化した計画の策定が必要なところも多々ありますが、まずは柳川の地盤は地震に対して特に揺れやすいということを認識していただき、本市の震災応急対策計画をもう一度見直していただきたいと思います。形だけの計画ではなく、いざというときにより使える、実効性のある計画の検討を、安全安心課が総務課に統合されましたが、総務課長にはぜひお願いしたいと思います。

今回は、地震、柳川の地盤は揺れやすいよというところをまず皆さんに認識していただくというのが私の一番の目的だったんですけど、この後、また機会を捉えて、実際の中身のほうの計画のほうを、また一般質問という形でさせていただきたいと思います。

今回は、これで私の一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで12時30分まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後 0 時30分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤法博でございます。議長の発言の許可がありましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回の質問事項は、地域再生についてであります。

平成17年に制定された地域再生法は、第1章総則では、目的として「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」となっています。

次に、基本理念として、「地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域

における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。」とされています。

第2章では地域再生基本方針、「政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」、すなわち、地域再生の意義及び目標に関する事項や、地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針などです。

地域再生法の第3章では、地域再生計画の認定等で、「地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。」。

地域再生計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

1、地域再生計画の区域、2、地域再生を図るために行う事業に関する事項、3、計画期間となっています。

前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

1、地域再生計画の目標、2、その他内閣令で定める事項。

地域再生計画を図るために行う事業には、次に掲げる事項を記載することができる。

市町村まち・ひと・しごと・創生法第9条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業、すなわち地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業で、(1)結婚、出産または育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業、(2)移住及び定住の促進に資する事業、(3)地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業、(4)観光の振興、農林水産業の振興、その他の産業の振興に資する事業、(5)以上のほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業。

第4章では、地域再生協議会では、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を組織することができる。

第2項には、協議会は次に掲げる者をもって構成する。

1、前項の地方公共団体、2、地域再生推進法人、3、第5条第2項第2号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれているもの。

第5章では、認定地域再生計画に基づく事業に係る特別措置として、第1節、まち・ひ

と・しごと創生交付金の交付等、第2節、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例、第3節、地域再生支援利子補給金の支給、第4節、特定地域再生事業に係る課税の特例、第5節、地方債の特例、第6節、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成など、第7節、地域再生土地利用計画の作成等、第8節、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例、第9節、生涯活躍のまち形成事業計画の作成等、第10節、遊休工場用地等に導入する産業の特例、第11節、地域農林水産業振興施設整備計画の作成等、第12節、構造改革特別区域計画等の手続の特例、第13節、財産の処分の制限に係る承認の手続の特例。

第6章では地域再生推進法人について、第7章では地域再生本部について、第8章では雑則、第9章では罰則となっているのが地域再生法の骨子であります。

この地域再生法を活用した柳川市の施策は、今までにどのようなものがあったのか、体系的にお示し願いたい。そして、どのような成果がまっているのかをお尋ねいたします。

あとの質問については自席から行いますので、議長のお取り計らいよろしく願います。

総務部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

地域再生法につきましては、先ほど伊藤議員のほうから御説明がありましたが、少子・高齢化が進展し、人口減少が続くとともに産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域の特性を生かし、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域経済の活性化を総合的かつ効果的に推進するため、特に交付金や規制緩和、特例措置などで支援する法律というふうになっております。

本市での取り組みでございますが、地域再生法が施行されました平成17年度の第1回の認定の際に、水郷柳川の水環境再生計画という計画で認定を受けております。概要といたしましては、本市の生活環境の基盤であります水環境の保全を目的に、公共下水道と合併処理浄化槽の整備を効果的、一体的に実施することで、地域経済の活性化を図るというものでございます。計画期間は平成17年から平成21年度までの5カ年となっております。

成果ということでお尋ねでございます。この計画が認定されましたことで、汚水処理施設整備交付金の交付を受けております。計画的、効果的に整備を行いまして、汚水処理人口の普及率につきましては、31.3%から42.7%へ向上をしております。また、水質改善につきましては、柳川駅前のBOD、これが16.0ミリグラムリットルから7.9ミリグラムリットルということで減少をしております。このような効果があったというふうに思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

水郷柳川の水環境再生計画でも1件の認定があったということでございますが、ほかに地域再生法を活用した案件はありませんか。

総務部長（高崎祐二君）

ほかにもメニューはかなり上がっているかと思えます。先ほど伊藤議員のほうから壇上のほうでも御説明がありましたように、例えば、本年の4月20日に施行されまして、今現在うちのほうでも実施をしております地方創生推進交付金の創設とか、例えば、今よく新聞をにぎわわせております企業版のふるさと納税とか、そういう形で、いろんな形でメニューはふえていっているものと思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

インターネットで検索すると、全国では多くの市町村が地域再生法を活用して、複数の事業展開を図っているようですが、近隣の市町村ではどのようになっているか、わかればお尋ねしたいと思います。

総務部長（高崎祐二君）

申しわけございません。近隣の情報までは収集しておりません。申しわけございません。

19番（伊藤法博君）

それでは、後でもまた近隣の状況を確認していただいて、提出をお願いしたいと思います。

次に、地域再生法には多くのメニューがあり、それぞれ財政的支援、規制緩和や特例による支援が図られています。もう少し地域再生法を精査し、柳川市の状況に照らして必要な政策を洗い出して、地域の活性化に資する努力をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（高崎祐二君）

地域再生法の申請受け付けにつきましては、毎年5月、9月、1月に実施をされておるところでございます。その都度、庁内各課に照会をしまして、地域再生法が活用できるかどうか検討を行っているところでございます。

また、本年度は総合計画の策定に向けて協議、検討を重ねておりまして、その中で地域再生法によって対応したほうがよい施策、事業などがあれば、活用を検討したいというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

柳川市にとって有効な施策を提案して、そして、柳川の活性化のために図ってもらいたいと思います。

第4章の地域再生協議会についてお尋ねします。

過去に地域再生協議会なるものが存在したのか、現在、地域再生協議会が存在しているのか、今後どうされるかお尋ねいたします。

総務部長（高崎祐二君）

地域再生協議会は、法に基づいて地域再生計画を作成する場合において、地域再生計画の

策定並びにその実施に関しまして必要な事項を推進するために設置することができる、任意の協議会というふうになっております。

先ほど御説明いたしました平成17年の水郷柳川の水環境再生計画が認定を受けておりますが、その際には、本計画において協議を必要とする民間の団体、関係者などがなくて、庁内の部署間の連携で済ませることができましたことから、設置はいたしておりません。

また、現在は地域再生法に基づく計画を策定しておらず、事業も実施していないことから、地域再生協議会は設置をしていないところでございます。今後、地域再生法を活用した事業の計画を策定することになった場合、関係者や地域との連携、調整が必要なときは、設置を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

柳川市として、企業誘致を図り、雇用の場を確保し、若者をとどめ、人口減少に歯どめをかける努力をもっと前向きに取り組むべきではないかと思えます。企業から要請を受けてからの対応ではなく、あらかじめ対応できる地域を選別し、受け皿として幾つかの提案をできる地域を考えておくことも必要ではないかと思えます。この点について御意見をいただきたいと思えます。

産業経済部長（成清博茂君）

議員の御質問にお答えいたします。

雇用の創出は、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも重要課題と位置づけておりまして、その中でも市外からの企業の誘致、それから、市外への企業移転防止、最も重要な緊急の課題であると考えております。企業誘致を推進するためには、用地の確保が重要な要素であります。市内のまとまった土地といえば、ほとんどが農業振興地でございます。現状のままでは企業誘致のための用地がないという現状を受けまして、平成27年度、昨年度において企業立地用地適地選定調査を実施いたしました。この調査では、農業振興地も含めて、企業誘致の可能性のある土地を13カ所選定するとともに、選定した土地の整備活用に関する問題点、課題を整理したところであります。今後は企業誘致の実現に向けまして、より積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、27年度にそういった企業立地のあれをされたということですがけれども、やはり企業進出や企業の要請、事業を起こす要請があった場合を想定し、あらかじめ提案できる場所を複数箇所選定しておくことは必要だろうと思えます。そういった企業進出や事業を起こす要請があってから、慌てふためいて探し回るのではなく、あらかじめこの地域は一応予定をしておりますよと提案できるだけの準備を前もってしておくべきだと思います。27年度に

やっとそれが動き出したということでございますので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

昭代地区の西浜武にあったタキロンポリマー株式会社は、柳川市での業務拡張を目指しましたが、用地の確保ができず、八女市へ移転が決まり、平成24年から操業を始めています。従業員40名、敷地1万7,853平方メートルとなっています。いすゞ九州が大型車整備工場を建設するための用地を当初柳川市内に求めていましたが、確保できず、仕方なくみやま市に土地を確保し、現在、造成工事が行われています。この案件について、柳川市としてなぜ対応できなかったのか、お尋ねいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

議員御指摘のタキロンポリマー、それといすゞの件についてお答えいたします。

まず、タキロンポリマーにつきましては、平成20年ごろから、現工場では拡張の余地がなく、再開発も困難であるため移転を計画しておりまして、移転先について、日量300トンから500トンの地下水が確保できること、2万平米の土地が確保できること、それから、3交代制の勤務体系であるため騒音問題とならない等を条件に候補地を検討されておりました。柳川市、大川市、みやま市、筑後市、八女市等を検討されていたようで、柳川市におきましてはピアス跡地のほか数カ所の土地が候補として上がっていたようであります。しかしながら、最終的に総合的に判断され、八女市に決定されたという経緯がございます。

次に、いすゞ自動車についてでございますけれども、いすゞ自動車九州株式会社の移転先としては、久留米、大牟田も含めた筑後地域における大型トラックの整備を行うサービス拠点として計画されており、高速道路のインターチェンジまで距離ができるだけ短いこと、それから、道路の幅員が十分にあることが必要条件であったということでございます。

候補地の一つとして、これもピアスの跡地を考えているという相談も寄せられておりましたけれども、双方でピアス跡地の建築確認を行いながら協議を行ってきたところでありまして、ピアス跡地につきましては、大型トラックの出入りを想定すると、国道208号線の幅員が狭く、インターチェンジまでの距離もあるため、今回のいすゞ自動車の条件に合わなかったということで、柳川市への進出は断念されたということと考えております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

八女市やみやま市との違いはどの辺にあったのか、やはり私としては、柳川でもっと努力をすべきではなかったのかなと思います。当初、タキロンポリマーもいすゞの大型整備工場も、第1希望としては柳川市での用地確保を目指していたと思います。第1希望での用地確保ができなかったことは非常に残念なことであります。この点について、やはりトップの意気込み、トップの頑張りの違いではないかと言われても仕方がありませんが、この点、市長はどのように考えておられますか。

市長（金子健次君）

現在、みやま市のインターの近くでいすゞさんのほうが整備工事が着々と進められております。九州いすゞさんのほうとは何回もお会いをいたしまして、ぜひということでピアス跡地を紹介いたしました。しかしながら、208号の狭隘道路という問題点もありまして、最終的にはインター近くという形で回答があり、私のほうもそういうことでお断りの連絡がありまして、こちらの柳川進出を断念したということでございました。以前、市議員のある人のほうからも大分努力をしていただきましたけれども、いすゞ自動車については進出できなかったということでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

次に、ほかの市町村では、新設の墓地としては受け入れられなかった墓地を、住宅地として将来有望な地域に、柳川市民と関係のない住民の墓地を柳川市が1ヘクタール程度の用地を許可したことについて、多くの疑問が上がっています。50年後、100年後にその墓地が適切に管理されている保証はありません。柳川市には多くの古い墓地が管理されなくて、樹木が生い茂ったままで放置され、周辺の環境に悪影響を与えています。このような墓地は柳川市にとって固定資産税も入らず、人口の増加にも寄与しない墓地の提供には問題があるのではないかと思われても仕方ありません。このことについて、どのように受けとめておられるのかお尋ねいたします。

生活環境課長（武田真治君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

伊藤議員お尋ねの件は、西蒲池に建設予定の墓地のことだと思えます。この墓地につきましては、墓地等経営許可申請書が平成28年2月19日に墓地経営主体である宗教法人から本市に提出をされました。このため、墓地、埋葬等に関する法律、柳川市墓地等の経営許可等に関する規則等の法令及び厚生省生活衛生局長通知の墓地経営・管理の指針に基づきまして、ヒアリングや書類審査を行いました。その結果、墓地経営主体である宗教法人が墓地等の経営を行う資格を有していること、安定的な経営管理計画になっていることなどが確認をされたところです。このため、申請を許可するための書類が完備しており、また、2名の地元行政区長及びその土地の隣接土地の所有者の同意書も添付されていたことから、6月8日に墓地等経営許可を出しております。

あと、樹木が生い茂ったままになって放置され、周辺の環境に悪影響を与える墓地につきましては、所有者、管理者に対して適切な管理をお願いしていくということになります。

以上です。

19番（伊藤法博君）

放置されている墓地等について、所有者、管理者に適切な管理をと言われるかもしれませんが、

もう放置されておるから管理者もいない、所有者もどなたかわからないような状況がかなり散見されます。そういったことが50年後、100年後に起こりかねないとも限りません。

こういった点を考えれば、やはり大所高所から政治的な判断をして、トップがその辺の判断を指し示すべきではなかったかと思いますが、この点、市長はどのように考えておられますか。法に合致して、法にかなったから、全てのことが事なく前に進むということではなくて、やはり政治的な判断なりなんなりをいろんな場合において必要なときはすべきだろうと思います。その点についてお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

課長のほうから答弁いたしましたけれども、最終的にはいろんな用地についての地権者、また、地元の区長さんという形の御同意がありましたので、そういうことで、流れとしては許可になったということでございます。

そういうことで、墓地を建設されるということでございますので、議員が心配されるようなことにならないような墓地の形態であるというふうに私も願っておりますし、そのことについては、きちんと管理者に対しては指導していきたいというふうに思っています。

以上です。

19番（伊藤法博君）

では次に、平成27年3月議会で地方創生柳川版総合戦略についてお尋ねいたしました。質問から1年半が過ぎました。5カ年の柳川版総合戦略はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

総務部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

平成27年度を初年度といたしまして、平成31年度までの5カ年を計画年度とします柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、昨年10月に議会への報告をいたしまして、策定を行っているところでございます。

例えば、27年度におきましては、地方創生先行型の交付金を活用いたしまして、その中の地域活性化・地域住民等緊急支援交付金や上乗せ交付金を活用いたしまして、1例ずつでございますが、市内の起業創業を支援するため、柳川商店街にK A T A R O base32を整備いたしました。また、インバウンド対策といたしまして、さげもんガールズを活用した観光プロモーションの映像制作やW i - F i環境整備などを行っているところでございます。また、子育てしやすい環境整備といたしまして、子育てハンドブックの制作なども行いました。

本年度につきましても、いろんな予算の説明の折に御説明もいたしたかと思いますが、むつごろうランドを拠点とします、有明海と干拓地を活用しました滞在力強化事業を行ったり、インバウンド対策としまして、やさしい日本語ツーリズムの推進、中島商店街イノベーション

ン事業などを実施しております。これらの事業の実績と今後の取り組みの事業につきましては、現在、アクションプランという形で取りまとめを行っているところでございます。近々、議会の皆様にも御報告ができるものと思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

私が27年3月に質問をして、そして、もう1年6カ月ほど経過して、いろいろそれぞれの観光とか商店街、そういった面でのアクションプランをしておりますけれども、やはり全体的な計画を早くお示し願いたいと思います。そうしないと、27年からの5カ年のうちの、もう1年半、2年近く過ぎていきますので、やはり早急な提示をお願いしたいと思います。

次に、農業の分野では、農地中間管理機構の設置により、農地の集積が農事組合法人組織や認定農家を中心に進んでいます。また、柳川農協管内では、農事組合法人組織の設立が相次ぎ、認定農家の規模拡大により、柳川市の水田は主に米、麦、大豆の二毛作の作付で100%以上の利用率になっています。そのため、耕作放棄地は特別の理由がない以上は存在していません。しかし、補助金を含めての所得で成り立っている米、麦、大豆では、十分な所得は得られません。補助金に頼らない施設園芸や、蔬菜園芸、果樹栽培など所得の上がる作物の定着が必要と思われれます。新規作物の導入と定着に、柳川市として何らかの支援をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

農政課長（林 誠君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

議員も言われますように、市といたしましても、園芸作物など高付加価値作物の新規作付や規模拡大などにより、農家所得の向上につなげていきたいと考えています。

そこで、本市では、経営所得安定対策による産地交付金については、園芸作物の支援策として、平成27年度は10アール当たり18千円の交付金で、381人に対し19,000千円を交付しました。また、本年度は10アール当たり20千円、全体で20,000千円以上の交付を予定しております。

また、県の事業ではございますが、園芸農業の生産額を増大し、持続的な発展を図るため、園芸作物の品質向上などにより市場評価を高めるために、先進技術の導入や省力機械設備などの整備を進め、収益性が高く活力のある園芸産地を育成するための活力ある高収益園芸産地育成事業などを推進しています。

また、市では平成26年度から園芸作物などの規模拡大された農家に対し、生産振興作物推進交付金交付要綱を定め、市独自の交付金制度の運用を行っているところでございます。

昨年度の交付状況では、イチゴ、ナス、サヤエンドウ、レタスなどの6品目で拡大された方22名が申請され、合計面積が285アールに対し10アール当たり30千円を、全体の金額として855千円を交付いたしております。本年度も1,000千円の予算を計上しております。

また、平成18年度からは、本市の土壌や環境に合う新たな作物の定着を図り、普及していきたいとのことから、ブロッコリーやツボミナやソラマメなどといった作物の調査、研究を委託してまいりました。平成25年度からはカボチャの栽培について委託しておりましたが、以前のイグサやレタスといった本市の代表的な露地作物にはつながっておりません。しかし、既存の施設園芸作物でありますナスやトマトなどの後継者も育っており、イチゴやアスパラガスなどについては、新規の若い就農者がここ数年増加しております。

新規就農者については、平成22年度から3カ年では11人でしたが、平成25年度から昨年までの3カ年では35人とふえております。また、新規就農者などの相談役として、生産技術や経営などに関してアドバイスをしていただくトレーナー制度なども、JAなどとの協力により実施しております。

今後も、農家所得の向上につながる園芸作物などの高付加価値作物の新規作付や規模拡大の支援を関係機関と連携して行っていきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、課長が言われたように、今まで柳川市ではブロッコリーやヒシ、ソラマメ、ツボミナなどを新規奨励作物として支援してきましたが、やはりいま一つ定着したとは言えません。やはり何か腰を据えた支援をする作物の選定が必要ではないかと思いますが、この点、何かあればお答えを願いたいと思います。

農政課長（林 誠君）

先ほども申し上げましたけど、確かに調査委託研究を行っていますけど、以前のレタスやイグサみたいな露地野菜を代表する作物が出てきているわけではありません。今後も引き続き、そういう作物ができるように、また、関係機関と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

やはり行政と関係機関、農家一体となって、そういった新規作物の選定に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、柳川市を訪れる多くの観光客は、多くが九州観光の一環として二、三時間の滞在時間となっています。柳川に宿泊し、柳川を満喫していただく仕掛けを根気強く続けていく必要があると思います。歴史、掘割、文化、農業、有明海を核とした柳川独自の観光地を目指すべきだと思います。民泊を取り入れたグリーンツーリズムの整備、観光農園、市民農園、ドイツではクラインガルテンなどと呼ばれていますが、それとか、くもで漁などを結びつけた柳川独自の観光を立ち上げるべきではないかと思いますが、これについて担当の御意見をお聞きしたいと思います。

産業経済部長（成清博茂君）

柳川市の独自の観光を目指すべきという質問についてお答えさせていただきます。

まず、本市を訪れます国内外のお客様のマーケットは広がり、個人や小グループの旅行の割合が高まっております。一方で、昨年は国内外から約5,420万人が九州に宿泊されています。九州観光の特徴は、1カ所だけでなく、複数地域を周遊するツアーが人気で、本市にも多くのお客様にお越しいただいているところでございます。

議員御承知のとおり、かつては旅行会社が旅行商品をつくってお客様に販売し、送客するやり方が主流でございましたけれども、現在、地域みずからが地域資源を活用した商品をお客様に提供する地域密着型の観光のニーズが高まっております。また、地域間競争も激しくなっており、地域の創意工夫による体験・交流メニューを準備することが、お客様に選んでいただける条件となる時代でございますので、質の高い受け入れ態勢を整えることが重要でございます。

このような中、議員御承知のとおり、本市の歴史、文化、掘割、有明海、干拓地を初め、本市の地域資源の物語はとても奥が深く、魅力的でございますので、多くの皆様に喜んでいただけるものと考えております。

本市につきましては、お客様の滞在時間を延ばし、地域に落ちる消費額をふやす滞在力強化事業に取り組んでいるところでございますので、これらの地域資源を地域の皆様、また関係機関、それと行政とともに、さらに磨き上げ、地域の総力を挙げて取り組んでいく必要があるかと考えておるところでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。柳川の観光は、宿泊に結びつく観光地づくりを目指して頑張ってもらいたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時13分 休憩

午後 1 時24分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、3 番菊次太丸議員の発言を許します。

3 番（菊次太丸君）（登壇）

皆様こんにちは。3 番、公明党、菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただき

ましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

本日は、これからの柳川の新しい公共交通のあり方を皆さんと一緒に考えたいと思い、質問をさせていただきます。

本年、内閣府において、日本の高齢化の現状や今後の予想、それに対応するための各種施策をまとめた高齢社会白書が発表されております。それに基づきまして、本市の現状、今後の予測を踏まえて今後どのようなサービスが必要となるのか、また求められるのか、真剣に議論が進んでいくことを願っております。

毎回同じことを申し上げておりますが、それぞれの所管が抱えている問題、課題を各所管が密に連携、協力していくことで解決できる問題というのは数多くあると確信をしております。市長部局の皆様方の未来に対する責任感と情熱をさらに課題解決のために注いでいただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

今現在、交通弱者、買い物弱者と呼ばれる高齢者は全国に700万人いると言われ、5年前の600万人から100万人の増加をしております。このデータは、60歳以上の高齢者人口に日常の買い物に不便を感じている高齢者の割合17.1%を掛けて算出しております。当然のことながら、本市の高齢化率は全国の平均を上回っておりますので、このデータより数が大きくなると、このように思っております。

今回の白書の中では、買い物弱者が発生する原因やその影響、地域環境の多様性に応えるためのさまざまな施策、それらの事業継続のための地域住民と行政との連携を重要視しております。これまでは、具体的にどのように動き出せば、地域住民、事業者、行政が連携できるのか、国としてはしっかりと整理がなされておりました。そのため、今回新しく買い物弱者対策を始める際に、住民、事業者、行政がどのように現状を把握、整理して、関係者との合意形成を行っていくのか、モデルケースを紹介しております。

本市におきましても、実態を把握して課題を整理して問題の解決に結びつけることが必要と考えます。

冒頭触れましたように、それぞれの所管が高齢社会を見据えて行っているそれぞれの事業が公共交通の充実によってさらなる効果を上げていければよいと考えております。それができれば、今以上の市民サービスの向上につながると思っております。これよりは、皆さんの知恵をおかりしながら議論を深めてまいりたいと思います。

本日は1点目に市内公共交通のあり方を、交通弱者対策、高齢者運転免許証自主返納対策、観光客の公共交通利用の現状、この3つの視点で、2点目に企業誘致報奨金制度、3点目に学童保育事業について質問をいたします。

壇上からは以上でございます。質問は自席にて行いますので、よろしくお願いをいたします。

3番（菊次太丸君）続

交通弱者対策についてお伺いいたします。

現在、高齢化や単身世帯の増加、既存商店街の衰退などから、日常生活に不便さを抱える人がふえておると感じております。日常買い物に不便、医院、病院への通院に不便、交通機関が高齢者には使いにくい、または整備がされていない、このように答える高齢者の割合は年々増加をしており、特に日常の買い物に不便さを感じる方は、先ほども示したように17.1%もの高い数字であらわれております。

交通弱者の中でも買い物弱者と言われる人たちの定義としては、自宅から生鮮食品販売店までの距離が500メートル以上で自動車を持たない人とされているようですが、実際、私の家から一番近いお店まで600メートル離れており、自分では不便ではないところに住んでおるつもりでございましたけれども、これは意外ではございました。最寄りのコンビニまでが約1キロメートル、バスで550メートル、病院、市役所が1.7キロメートル、こういう結果でございました。これから年をとって車を運転できなくなり、家族が支えることができなくなれば、私も迷わず交通弱者の仲間入りということであります。今は健康で不自由なく過ごしておりますが、将来歩く能力が低下すれば、日常の生活に不便さを感じるのは間違いないでしょう。限られた財源の中ではありますが、市民が必要と感じているサービスを今後充実させていかなければなりません。

ここ数年で国が進めている交通弱者対策には、宅配サービス、移動販売、コミュニティバスの運行のような利用者の店への移動手段の提供、顧客の近くに店舗を持つてくる店舗の立地などがございますが、本市はこれまでどのような取り組みをされたのか、現在の状況、改良をしてきた点、現在の課題についてお伺いをいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

菊次議員から買い物弱者としての本市の取り組みの現状、課題について御質問がございました。

商工振興課で取り組んでおります宅配サービスについてお答えをいたします。

市は、平成23年度から柳川市出向く商店街事業という制度を設け、日常の買い物に支障を来している高齢者を支援する商店街に対し、支援を行っているところでございます。

この出向く商店街事業につきましては、中島商店会のほうで平成23年10月から、宅配サービス事業「なかしま朝市便」を実施いたしております。

なかしま朝一便の概要でございますけれども、この制度は会員制を採用いたしております。カタログで注文を受け、それを会員宅に配達する仕組みとなっております。

会員数でございますけれども、事業開始後の登録会員は138人でしたが、現在の会員数は313人と、そういうふうになっております。

次に、なかしま朝一便の課題でございますけれども、会員数が思うように伸びないと、そういうところが課題ではなかるうかと、そういうふうに思っております。当初目標としてお

りました会員450人には、事業開始から6年を経過いたしました現在でも達成できていないと、そういうのが現状でございます。

会員数が伸びない理由としては、コンビニエンスストアを初めとする民間事業者が宅配サービスを開始したことも理由の一つではなかろうかと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

企画課長（椋島謙治君）

菊次議員のコミュニティバスの運行についてお答え申し上げます。

現在、市内6路線を運行いたしてありまして、平成27年度の利用者数は2万3,721人となっております。前年度に比べて1,304人の増加、率にしまして5.8%の増となっております。コミュニティバスの利用者は年々増加傾向にあります。

コミュニティバス利用者の主な目的地を見てみますと、直近のデータである平成28年7月の利用者2,190人のうち、最も多いのが西鉄柳川駅前の柳川ショッピングモールで698人、約30%の方が利用をされております。次いで病院になりますが、682人の利用で、これも約3割となっております。その後、水の郷が580人、26%の利用という順になっております。

改善点ということでございますけれども、市民の皆様の要望を受けまして、市内交通事業者、道路管理者、警察、市民代表等で構成します柳川市地域公共交通会議に諮りまして、病院や柳川ショッピングモール、水の郷までのルート延長、路線変更、バス停の追加設置など、その都度利便性の向上に努めてきております。

現在の課題としまして、今でも区長さん等からルートの延長やバス停の増設といった要望もございまして、現状でも約2時間連続して運転をしてありまして、運行上の安全管理の問題や目的地までの所要時間が非常に長いことから、利用者からは逆に使いにくいという声もいただいております。ルートの延長やバス停の増設が新たな要望等にお応えすることが厳しい状況にあるということでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。コミュニティバスの課題として、ルートの延長、バス停をふやしていくと、こういった課題があると。それと、なかしま朝一便、これは始めた最初は131名、現在313名、その後は目標の人数には達していない、そういう課題があると、その要因としては、コンビニエンスストア、こういった利用がふえて、そういったサービスに負けていると、そのように理解をいたしました。

民間事業者が顧客のニーズを知る力やそれに応える力、これは競争の中で磨かれてきた力だと理解をしております。行政はその力を大いに活用して、市民サービスの充実を図っていくべきと考えております。

現に国は、コンビニエンスストアなどの事業者に、銀行、納税の窓口などの行政サービス

の役割をお願いしておりますし、さらなる市民サービスとして、地域の安全・安心の取り組みなども期待しております。実際、見守り、声かけを独自に行っている事業者もあります。このように、近くて便利から、なくてはならない存在へと変わっております。その一方で、その恩恵を受けることのできない市民もまた大勢おられるのではないのでしょうか。

地方においては、公共交通の利便性は都会と比べて大変低いものがありますから、自分が行きたいところに行きたい時間に出かけるためには、それぞれが、自家用車、自転車、また、徒歩などの移動手段を持っていなければなりません。それを行う能力、体力、健康等が必要でありますし、その役割を果たしていたパートナーなどがお亡くなりになれば、生活は一変してしまいます。

このように、そのバランスが一つでも崩れてしまえば、たちまち交通弱者になってしまうおそれがあるわけであります。もしそうなってしまっても、支えてくれる人がそばにいればその危機を乗り越えることは可能ですが、核家族化が進んでいる現在にあって、現実的にそこに期待をし過ぎるとするのは難しいように感じております。

今後の予想では、これからも日本人の平均寿命は延びていくと、このようにしております。その中でどのようにして健康寿命を延ばし、社会保障費を抑えることができるのかが今後の課題になると思います。実際、交通弱者の陥りやすい問題には、人との交流の極端な減少、その先にある引きこもり、日常の買い物に不便が生じることからの食事の偏りなどが上げられます。そのような生活を続けていけば、心も体も健康を維持していくのは困難で社会保障費の増加に歯どめをかけることはできない、このように思います。

そこで、お伺いをいたします。

先ほど上げました交通弱者が陥りやすい問題に対して、本市の行っている対策はどういったものがあるのでしょうか。

健康づくり課長（大石涼子君）

菊次議員の御質問の健康寿命の延伸、食生活の改善などの健康的な生活を維持する取り組みについてお答えします。

健康づくり課では、各年齢層は問わず受講できます健康づくり講座を実施しております。

10人以上が集まれば申し込みができます。運動、筋力低下を中心とした口コモ予防、認知症予防、歯科講話、健康講話、栄養講話、減塩や高齢者の食事などの調理実習など、8種類の講座のメニューがあり、希望される講座を希望の日時や会場で受講することができるようになっております。

住みなれた地域の公民館で、近所の友人や知り合いと参加することで地域の人との交流が生まれ、食生活や健康づくりに視点を置いた日常生活を見直す機会となっています。そして、いつまでも元気で健康寿命の延伸につながることを大きな目標としております。

以上です。

福祉課長（白谷通孝君）

菊次議員御質問の、健康寿命の延伸、食生活の改善などにつきまして、福祉課の取り組みについて御答弁をいたします。

まず、食生活の改善等の取り組みについてでございますけれども、食事の調理が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの御自宅に栄養バランスのとれた食事をお届けする配食サービスを実施しております。

この事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らし、もしくは高齢者のみの世帯の方及び身体に障害がある方で、いずれも日常生活上の支援を必要とする方が対象となります。

なお、この決定には、在宅介護支援センターによる調査を行います。

利用料は1食当たり350円で、祝日を除く月曜日から土曜日までの1日1回、御自宅にお弁当をお届けいたします。また、昼食、または夕食が選べるようになっております。

次に、健康寿命を延ばし、人との交流の減少や引きこもり等の解消についてでございますが、介護予防事業として、地域デイサービスや元気サークル、元気が出る学校などを実施しており、この活動に参加することで、介護予防とともに閉じこもり防止や社会参加への意欲の動機づけ向上につなげておるところでございます。

また、元気な高齢者が介護施設での話し相手や介護予防教室の運営補助などのボランティア活動を通じて、地域貢献や社会参加活動をすることにより、生きがいを持ち、より元気になることを目指す介護予防ポイント事業にも取り組んでおるところでございます。

さらに、生涯現役社会の実現に向け、市老人クラブ連合会への支援、助成を行い、高齢者の生きがいと健康づくり、地域を豊かにする活動を進めておるところでございます。活動内容は、スポーツ活動や次世代育成支援、社会奉仕活動などさまざまで、活動を通じて地域福祉の向上や会員相互の親睦を図られているところでございます。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。やはり健康寿命を延ばしていく、これが今後、柳川市の財政の面を考えていきますと一番大事なことではないかと、このように思っております。

今、数々上げていただきました施策の効果を今後上げる方法を探っていかなければならないとも感じました。

次の質問に移ります。

高齢者運転免許自主返納制度について質問をいたします。

これは以前も質問がされておりました。近年、高齢者による自動車事故のニュースを耳にすることが大変多くなった、このように感じております。高速道路等の逆走、アクセルとブレーキの踏み間違い、交通マナーの悪さによる事故。事故の原因というのはさまざまあるんでしょうけれども、事故を未然に防いでいくための高齢者運転免許自主返納制度があります。

本市の自主返納に関する対策、これをお伺いいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者自動車免許自主返納のための、自主返納者への本市独自の助成制度等の対策についてですけれども、現在のところ本市では実施をいたしておりません。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

本市では対策、特別何も持っていないと、そういうことでございましたけれども、お隣のみやま市では、現在、自主返納の促進を図るため、タクシーチケット30千円分を返納から3年間、毎年補助する制度を設けております。柳川市においてもそういった制度を設けるお考えはありますでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

高齢者の自動車運転免許自主返納のための対策といたしまして、県内でも幾つかの自治体が、返納者に対し、コミュニティバスの利用助成やタクシーの利用助成制度を設けているケースがございます。

先ほど議員のほうから御紹介もあったように、みやま市が行っている助成制度につきましては、そういった助成をしている他の自治体と比較しても大変手厚い助成制度となっているところでございます。

確かに、こういった制度は自主返納を促進する呼び水になると思います。しかしながら、初めから免許をお持ちでない高齢者の方など、さまざまな理由で交通弱者の方もおられます。自主返納者には助成をしますけれども、そういった最初から持っていないとか、いろんな理由で交通弱者になってあるという方には助成がないという新たな差異を生む場合も生じます。

そういうことから、高齢者運転免許自主返納者への助成制度の創設につきましては、財源問題も含めまして、もう少し研究をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。みやま市さん並みのこれだけの手厚い自主返納の対策をしなければその効果が上がっていかないということであるならば、今現在、ほかの市町村でもやっているその対策というのは、余り効果を出すことはできないんじゃないかなというふうに僕自身は思っております。そのほかにもまだやる対策というのはあるような気がして、今回それを探りたいというふうに思って今回の一般質問をやっております。

次の質問に移ります。

自主返納に至るためには、家族の忠告や説得、警察の取り組み、返納後の家族の協力、ま

た、行政サービスの充実が必要だと考えます。そして、何より返納後の交通手段が確保されなければならない、このように思います。交通手段の確保がなければ直ちに交通弱者となるわけです。その対策は重要と考えます。

高齢者の自動車免許の更新の際には、認知機能について、講習予備検査等で自身の認知機能がどれほどなのか知ることができます。そのことで、自分の能力を知り、安全に配慮した運転ができると思いますが、自転車や歩行する場合においても、自分の認知機能、これがどのくらいなのか、認識して通行をすることが必要であると思われま

す。実際に高齢者の危険な自転車の運転を多く目にします。高齢者の多くが自分の運転能力に自信をしっかりと持っておられます。その要因に、社会生活を営む上では、今までの経験などからそれなりの地位を獲得できている現実があるので、運転に際しても、若い人たちに負けることがなくそれができると錯覚を起こしてしまうようであります。しかも、徐々にそれらの能力が落ちていくことから、能力の低下に気づきにくいこともあるようです。しかしながら、現実には、若い人に比べ、危険をいち早く察知する能力が格段に遅くなり、それが事故につながるケースもふえております。高齢者の事故を減らすためには、自動車はもちろんのこと、自転車、歩行者にも自分の能力を正しく知っていただく取り組みは必要と考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

御質問の高齢者の自転車運転や歩行能力等を正しく知っていただく取り組みの必要性についてでございますけれども、一般的に運動能力は20歳前後をピークに年齢とともに低下をしていきます。自転車運転や歩行能力についての検査となると特殊でございますので、現在のところ、そういった能力を知っていただく取り組みは実施できておりません。

しかしながら、敏捷性や判断力等の測定を行うことは可能でございますので、人が集まる祭りなどの際には、そういった簡単な測定を行うことで、みずからの運動能力等を知っていただく取り組みは必要だというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

まずそういった祭りなど、人が集まるところで実施をしていただいて、今後この効果を上げていっていただきたい、このように思います。

やはり高齢者の交通事故をなくしていくためには、高齢者自身に自分の能力がどのくらいなのかということを知っていただく、これが一番だと思っております。その上で交通事故を未然に防いでいくという考えが本市に必要と考えます。今後とも取り組みをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。観光客の公共交通の現状についてお尋ねいたします。

観光客が柳川を訪れるまでの交通アクセスは新幹線、西鉄電車、観光バスなどありますが、

柳川に着いてからの観光客の交通手段についてお伺いいたします。本市をどのような交通手段を使って回っておられるのか、わかる範囲でお答えください。

観光課長（松藤満也君）

菊次議員の質問にお答えします。

平成27年の観光入込客数は約136万7,000人で過去最高を記録しました。観光協会など官民で取り組んできたプロモーション活動や九州・福岡との連携による効果であると考えています。観光客150万人達成に向け、引き続き邁進してまいりたいと考えております。

交通用具別の入込客数でございますが、観光動態調査の結果から、先ほどの136万7,000人の内訳になるんですけども、そのうち、西鉄電車利用の入込客数が約35万人、乗用車での入り込みが約77万人、大型バスでの入り込みが約25万人となっております。

なお、本市に着いてからの交通手段については、乗用車利用の方は乗用車で移動、貸し切りバス利用の方は貸し切りバスで移動されています。また、西鉄電車を初め、公共の交通機関で柳川にお越しになったお客様については、路線バス、タクシーのほか、川下り会社の送迎バスを利用されている方がほとんどでございます。

答弁は以上でございます。

3番（菊次太丸君）

私は柳川市民に対して使いにくい公共交通というのは観光客にとっても同じことが言えるんだろうという、このように思っております。今以上に公共交通を充実させて、観光のメインになっているところから次の観光ポイントまで観光客を案内できるように整備をして誘客を図っていかねばならないと考えます。観光客が見たい場所からこちらが見せたい場所へと柳川の隅々から魅力を発見して、それを多くの人に発信して公共交通でつないでいただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

現在、季節のイベントとして多くのお客様にお越しいただいております4月の中山大藤まつり、7月のひまわり園、11月のよかもんまつりでは、臨時バスやシャトルバスを運行いたしております。また、有明海花火フェスタにおきましても、実行委員会におかれましてシャトルバスを運行いただき、お客様の対応に御尽力をいただいているところでもございます。

また、通常におきましては筑後船小屋駅からのレンタカー、西鉄柳川駅からは散策のためにまち歩きされる方やレンタサイクルを利用される方、沖端までの移動手段として川下りを利用される方もいらっしゃいます。

柳川を訪れる観光客のニーズは多様化、高度化しており、体験型のメニューやまち歩きが楽しめる環境の整備など受け皿づくりを優先し、議員御指摘の公共交通で観光地をつなぐことにつきましては、経費もかかることなので、今後研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

観光スポットを発見、そして発掘し、それをブラッシュアップしていくためには地域の皆さんの御協力も必要となってきますが、それだけではやはり時間がかかり過ぎます、ありのままの柳川の景色、風土として紹介し、その魅力を感じていただける方向も探っていっていただきたい、また、そういう見せ方もあるのではないかと思います。簡単に言えば、余りお金をかけずにお金を取るということであります。それだけの魅力は十分あると思っておりますので、今後の研究をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

現在、老人福祉センター送迎バスのまほろば号とみどり号が大和、三橋で運行をされておりますが、その目的と運行状況、利用状況をお尋ねいたします。

健康づくり課長（大石涼子君）

菊次議員の御質問にお答えします。

現在、大和、三橋で運行しております総合保健福祉センター送迎バスの目的は、各センターを利用されている方の交通の利便性と安全性の向上を図るために、大和町区域、三橋町区域をそれぞれ巡回して運行しているものでございます。

次に、運行状況と利用状況についてお答えします。

まず、大和総合保健福祉センター送迎バスは、バス及び運転業務を委託しており、大和町区域を5つのルートに分け、1日1ルートずつ運行をしております。運行日は、日曜、月曜、祝日及び8月13日から16日まで並びに12月28日から1月4日までを除く火曜日から土曜日です。朝は午前8時30分にセンターを出発し、区域内を巡回し、午前10時までにセンターに到着します。夕方は、午後4時にセンターを出発し、巡回してまいります。利用状況ですが、平成27年度においては246日運行し、延べ2,384人、1日平均9.7人の方々が利用されております。

次に、三橋総合保健福祉センター送迎バスは市所有で、運転業務のみを委託しており、三橋町区域を4つのルートに分け、1日1ルートずつ運転をしております。運行日は、土曜、日曜、祝日及び8月13日から16日まで並びに12月28日から1月4日までを除く月曜日から金曜日としております。朝は午前9時にセンターを出発し、区域内を巡回し、午前10時までにセンターに到着します。夕方は、午後3時30分にセンターを出発し、巡回します。利用状況ですが、平成27年度におきましては、238日運行し、延べ1,465人、1日平均6.0人の方々が利用されております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。運行状況はわかりました。

福祉センター送迎バスの運行目的、それは私の考えるところですね。生涯学習や健康寿命を延ばし、引きこもりを防止するという面では、その役割はコミュニティバスに大変よく似ておりますので、利便性の向上を今後も図っていくためには、統合をするというようなお考えはありませんでしょうか。

健康づくり課長（大石涼子君）

コミュニティバスとの統合についての御質問でございますが、現在、送迎バスを利用される方は、朝と夕方みの運行ということもあり、それぞれのセンターで午前10時から夕方までの約6時間ぐらいを、入浴や食事、カラオケなどをして1日をゆっくりと楽しく過ごされております。

送迎バスとコミュニティバスとでは、バスの所有を初め、停留場所や停留箇所数が異なっているほか、利用する際には、送迎バスは無料ですが、コミュニティバスは100円の運賃が発生するなど、運行形態が異なっており、統合に当たっての課題が幾つかございます。

したがって、利便性の高いバスの運行のあり方について関係課と連携し、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

課題はたくさんあるかと思いますが、しっかりそれをまとめて利便性を高めていっていただきたいと、このように思っております。

また、既得権の侵害という問題もありますが、それ以上に、合併をして10年以上過ぎました。柳川市民全体としては喜んでいただける取り組みが必要だと感じております。そのためには同じ方向を向いた力を集約していくべきと、このように考えます。そして、集めた力を現在運行しておりますコミュニティバスの利便性を高めるために車両をふやしていただくことに使っていただきたい、このように思っております。

今まで述べてきました各所管の事業の課題の根本解決には、やはり公共交通の充実以外にはない、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

菊次議員の御質問にお答えします。

全国的に高齢化が進む中で、本市においても高齢者がふえ、ますます交通弱者、買い物弱者と言われる方がふえていく可能性がございます。より一層、公共交通の充実が求められていくのではないかとこのように感じておるところでございます。

高齢者が元気で生きがいを持って暮らすための一つの方策としても、コミュニティバスなど公共交通を活用して外出機会をふやし、人との交流や触れ合いの時間を持つことが今後大事だということふうに考えております。

先ほど議員が言われました課題の解決やさらなる利便性の向上のために車両をふやしたら

どうかという御提案でございますが、車両がふえることによりまして運行時間の短縮とかダイヤの増便、あるいはルートの新設などにより利便性が向上する可能性がございます。

しかし一方で、現在、運行経費が12,000千円程度かかっておりまして、運賃を値上げしたとしても、今まで以上に財政負担が増大することになります。また、運行エリア拡大やルートの特長などサービス水準を向上させることは、既存の交通事業者との調整も必要になってきます。

そういったコミュニティバスの課題のほかにも、本市を運行している路線バスも利用者の減少が続いておりまして、市では路線を維持するために毎年2社で20,000千円程度の補助金を支出している状況もありまして、バス路線の維持も重要な課題というふうになっております。

こうしたことから、コミュニティバスや路線バス、タクシーといったそれぞれの公共交通機関の課題、役割を明確にし、市民にとって使いやすい、そして持続可能な公共交通機関のあり方というものを、バス・タクシー等の交通事業者や道路管理者、警察、市民代表等で組織しております柳川市地域公共交通会議の中で今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。今後、柳川の公共交通を利便性のいいものにして、さらに維持をしていくためには、適正な受益者負担と補助金支出のバランスが、これは常に考えていかなければならない、このように思っております。便利になればなった分、相応の負担をお願いしなければなりません。一方で、その負担をより小さくする必要もあります。ですから、同じ方向を向いた事業を集約することで、それが実現することが可能だと、このように申し上げたつもりでございます。

先ほども言われました路線バス、これから急激にお客さんがふえていく、利用者がふえていくということは考えられません。いかにして本市以外の方を、この交通網を利用していただくか、こういったことも考えていかなければならない、このように思います。

例えば、観光バスで来られた団体客の皆さんも、個人の要望というのは大いにあるのではなからうかと思えます。満足度を上げていくための公共交通、それがめぐる新しい観光スポットの発掘とブラッシュアップが今求められていると思えます。その個人の満足がリピーターになるとも思っております。現に、乗用車を利用して本市を訪れる観光客は増加をしております。それらの観光客を市内公共交通が満足させることができれば、そこに活路を見出していくことができると思えます。そのためには、民間事業者は敏感に対応して、その需要に応えていくべきと私は考えます。観光地をつないでいくことも集客の戦略として民間がやるべきことです。行政がお金を払って何かをしてもらうという感覚だけではいけない、この

ように思います。行政も関係事業者も、お互いに柳川の見せ方をさらに研究していく必要があるんじゃないだろうか、このように思いますし、それは永遠の課題であろうと思います。

今回議論を進めていく中で私は、観光の課題の多くは柳川の持っている力を信じ切れていない部分にあったように思っております。私自身もそうであったと気づきましたし、各所管にもそのような姿勢が見てとれました。今後行う議論の柱には、柳川そのものがブランドであるという誇りと愛着をより強く持って、お互い議論を交わすことが最も重要だと感じました。大変失礼な私の主観ではありますが、柳川の底力を信じることで、今までとは違った発想、着眼点で物事を捉えることもできますし、生き残っていく道も広がると思っております。

このように、一つの課題を解決するためには、各所管がふだんから協議をしていくことが必要だと、このように思いました。ワーキングチームをつくって協議を進めて今後いただきたい、このように要望をいたします。

そしたら、次の質問に移ります。企業誘致報奨金制度についてお伺いをいたします。

現在、全国の多くの市町村が企業誘致のための優遇奨励制度を設けて企業の誘致を進めております。使われていない土地の有効活用と新たな雇用、そして、その周辺地域に活発な経済効果が生まれることが期待をされております。この企業誘致報奨金制度とは一体どのようなものでしょうか。

商工振興課長（古賀和明君）

それでは、議員のほうから企業誘致報奨金制度についてお尋ねございました。お答えをいたします。

企業誘致を促進する施策として、本市では市内に工場等を立地した企業に対し、固定資産税の課税免除、雇用奨励金の交付、利子補給金の支給と、そういう奨励措置を設けております。

議員お尋ねの企業誘致報奨金制度でございますけれども、この制度は、企業に関する有効な情報提供及び誘致活動を行う仲介者に対して、企業誘致まで至った場合に奨励金を交付するという、そういう制度でございます。近隣では、大川市が平成20年10月から、みやま市が平成21年4月から実施をいたしております。

大川市、みやま市における仲介者の報奨金の額といたしましては、土地・建物等の設備投資額の0.5%、限度額10,000千円ということでございます。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

先ほど紹介をしていただきました仲介役の誘致推進員になるための条件はどのようになっていますでしょうか。

商工振興課長（古賀和明君）

仲介役の誘致推進員につきましては、この制度を実施しておりますみやま市によれば、企

業に関する有効な情報を把握して、誘致活動ができる者が誘致推進員になれるということでありまして、現在のところ、不動産業者や大手建設業者の方が誘致推進員となっているということでした。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

不動産業者、大手建設業者、そういうことでした。

それでは、企業誘致報奨金制度を取り入れて実績とかを持ってあるところはございますでしょうか。

商工振興課長（古賀和明君）

実績についてでございますけれども、現段階において、この制度による企業誘致に成功した事例というのは、大川市、みやま市とも現在のところはないということでした。

これまでの具体的な取り組みとして両市にお聞きをしましたところ、大川市では誘致推進員が誘致活動を行った事例はなかったということでありました。みやま市では、これまでに誘致推進員が誘致活動を行ったけれども企業誘致という成果にまで至らなかった事例というのは複数あると。そして、現在も1人の誘致推進員が企業誘致活動を行っている、ということでした。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

私個人は、企業誘致報奨金制度というのは本市にとって大変メリットがあると、このように思っておりますが、どのようにお考えになりますか。

商工振興課長（古賀和明君）

この制度のメリットということのお尋ねでございますけれども、柳川市におきましては、企業誘致報奨金制度を実施していない現段階において、この制度のメリットについてお答えすることはできないのではないかと、そういうふうに思います。

ただ、議員御指摘の企業報奨金制度につきましては、今後、調査研究ということを重ねてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

行政の限られた人員の中で、誘致のためのさまざまな折衝事を進めていくのは、もう大変な苦勞だと思います。それを誘致推進員が行って話をまとめていただけるのであれば大変ありがたいことだと私は思います。

それでは、企業誘致のための土地登録制度についてお尋ねをいたします。

どのような制度で、どのような条件をクリアすれば企業誘致のための土地登録ができるのか、お伺いをいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

今現在本市では、企業誘致のための土地登録制度につきましては、未利用の土地や建物を登録して市内で事業を行おうとする企業に情報を提供すると、そういう企業誘致土地等情報制度というものを設けております。今現在、ホームページで2件登録をいたしております。

登録する要件といたしましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定をいたします近隣商業地域、商業地域または準工業地域に存する1,000平方メートル以上の土地であること、また、未利用の工場、倉庫、店舗等でその所有者が土地の所有者と同一であること等、そういうふうになっております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

この制度が効果を上げていくためには、広く市民に活用していただく必要があると考えます。ある程度の縛りは必要でしょうが、農振地であっても登録できるようにすべきと考えます。

今現在、国道443号バイパス延伸計画もありますし、順調にいけば来年度から測量も開始されると聞いております。そうなれば、柔軟な土地利用についても考えるべきと、このように思います。ここだけの問題ではなくて、本市全体を見渡せば、土地の所有者の意向や企業側からの要望に沿う形で誘致を進めなくてはなりません。そのためには必要な措置と考えております。

本市全体のバランスを図りながら土地登録を計画的に進める諮問機関等を設置するなどして考えていただきたい、このように思います。柔軟で対応力のある企業誘致、用地登録制度が今後必要となると思います。どうでしょうか。

商工振興課長（古賀和明君）

今、議員のほうから、農振地も制度の中に登録制度として取り込んだらどうかと、そういうような御指摘だったかと思えますけれども、今、企業誘致を推進していくためには、やはり用地の確保が重要な要素であると、そういうことは十分認識をいたしております。ただ、市内のまとまった土地といえば農振地と、そういうような課題がございます。

平成27年度において、商工振興課のほうで企業立地用地適地選定調査というものを実施いたしました。この調査は、農業振興地も含めて企業誘致の可能性のある土地はないかということで13カ所を各課寄りまして選定をいたしました。選定した土地の整備、活用に関する問題点とか課題というものを整理したところでございます。

今、そういった形で企業誘致を進めております。そして、今後、企業誘致の実現に向けて

農振地の除外の問題も含め、より積極的に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

これから先、10年、20年後の若い世代がこの柳川で暮らし続けていくことができるよう、土地の活用についても計画的に進める必要があると思います。それは企業誘致にしましても、農業経営にしても言えることだと、このように思います。未来の若者たちが希望を持てる取り組みに今後していただきたい、そのように期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

学童保育事業について質問をいたします。

以前の私の一般質問において、学童の質と量を充実させることが大事だと申し上げました。現在、学校の協力、学童建設のための予算、指導員の人員確保のための時給アップなどをしていただきました。そのことは、学童保育を希望される全ての御家庭が利用可能になるための第一歩だと、このように思っております。

しかしながら、国が示しました1教室に対する子供の受け入れ可能人数を大きく下回っている学童も存在をしております。指導員の仕事量に格差が生まれております。指導員の処遇改善がなされているのにもかかわらず、一億総活躍社会が叫ばれている中で、なぜこのようなことが起こるのか、どう対応をするのか、お伺いをいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

菊次議員の学童保育事業に関する質問にお答えいたします。

本年度の学童保育所の入所状況を見ますと、定員を上回る入所申し込みがあった学童保育所があっても、入所申し込みをお断りし、定員を下回って運営している学童保育所が数カ所ございます。

昼間、留守家庭になる児童を預かるという学童保育所の入所基準に合わない申込者をお断りしている事例がほとんどではございますけれども、中には運営上の問題や入所児童がよりよい環境で過ごすことができるようにという目的で入所申し込みを断っている学童保育所もございます。

特に議員が指摘されているように、定員を大きく下回っている学童保育所も実際にございますし、指導員1人当たりが受け持つ児童数に差が生じている状況もございます。

学童保育所の実施主体は市でございますけれども、事業の運営については、校区ごとの運営委員会に委託しており、入所判定についても、児童の家庭状況等を判断材料にして、各運営委員会において基準を設け、判断していただいている状況でございます。

このため、特に入所申し込みが多い学童保育所においては、入所判定に毎年苦勞をされて

いるという状況がございます。

このような状況を総合的に考えまして、市において統一した入所基準の作成を検討したいというふうに思っております。

なお、定員に余裕があるにもかかわらず入所をお断りしている学童保育所につきましては、保護者の就労を支援する意味からも、定員枠いっぱいまで希望児童を受け入れられるよう、引き続き指導を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。各運営委員のほうにはしっかりと指導をしていていただきたい、このように思います。

それと、定員が埋まった状態でないと教室の数をふやすという今後の議論がされないと言われておりますが、議論はするべきと思っておりますし、進めていくべきと思っております。

そもそも学童保育所利用の希望者数は定員を上回っておりますし、次年度以降もそのようになると見込まれております。今現在でも、入所を断られた家庭は大変困っております。本年度の途中入所、来年度の増設、この2つをお願いいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

学童保育所につきましては、全ての校区に開設することを目的に取り組み、27年度にその目的を達成しました。

そこで現在は、次の課題として、入所希望者が定員を上回る状況が引き続き見込まれる学童保育所の施設拡充について取り組みを進めているところでございます。

なお、定員未満で入所を抑えている学童保育所につきましては、まずは、定員枠いっぱいの受け入れをしていただき、その後に施設の整備に進みたいというふうに考えております。

ただし、この場合におきましても、定員いっぱいの受け入れをした後の対応として、どのように施設を拡充するかということにつきましては、議員がおっしゃるように、当然早い段階から検討すべきであると考えております。

次に、年度途中の入所につきましては、入所を断られて困っている保護者もおられますし、転校や保護者の就労状況の変化なども考えられますので、定員に余裕がある学童保育所につきましては、必要に応じ、途中入所も対応をしていただくよう各学童保育所を指導してまいりたいと思っております。

また、定員が不足する学童については、来年度の増設をお願いしたいとのことですが、すけれども、施設を新たに整備する場合には、国、県の補助を受けて行いたいと思っております。そのためには、最短でも29年度に整備し、30年度に供用開始というスケジュールになることは御理解をお願いしたいと思います。なお、既存の施設を利用し、定員をふやす予定にしております矢留校区学童保育所につきましては、来年度からでも対応できるように準備

を進めてまいりたい、そのように思っております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。早急に対応をよろしく願いいたします。

以前から指導員の数は不足ぎみというふうに言われておりましたが、指導員の人員不足は現在どのようになっておりますか。また、今以上に働きたいのにシフトの都合で働けない方もいらっしゃると思います。そのような方のために、今後、指導員が不足しているところに派遣をしていくようなお考えはありますでしょうか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

支援員の確保状況についてのお尋ねでございますが、現時点では、各学童保育所を運営するための必要な人員は各学童保育所において確保されている状況でございます。

ただし、確保の状況には大きなばらつきがあり、最低限の人員しか確保できておらず、勤務シフトを組むのにも苦勞しているところもあれば、人員に余裕があり、希望する勤務時間が確保できないという学童保育所もございます。

そのような状況でございますので、これまでも各学童保育所間で調整し、議員がおっしゃるところの支援員の派遣を実施されております。市としましても、より弾力的にそのような取り扱いができるよう、配慮していきたいと思っております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

よろしく願いをいたします。

今までも地域を主体に指導員の確保が進められてきましたが、責任の所在を明確にする意味からも、一つのまとまった組織形成の上からも、行政がそこに責任を負うべきと考えております。入所判定の基準、人員確保、組織づくりの行政の責任をどう考えられますか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

指導員の確保につきましては、各運営委員会において進められておりますけれども、必要に応じて市の広報紙において指導員の募集の告知を行っているところでございます。

責任の所在を明確にするため、行政が主体となるべきとの御意見でございますが、事業を運営委員会に委託して実施している現在の状況では、運営委員会が雇用する扱いの変更は困難であると考えているところでございます。しかしながら、支援員を確保するための方策につきましては、市としましても取り組む必要があると思っておりますので、今後何ができるのか、検討をしてみたいと考えております。

また、入所判定の基準につきましては、冒頭お答えしましたように、統一した入所基準の作成を検討してみたいと思っております。

議員から御指摘、御質問いただいております学童保育事業につきましては、共働き家庭の

増加などによりまして保護者からの必要とする声が大変多く、市としましては、重点課題として取り組んでいるところでございます。

また、各校区の運営委員会に運営を委託しておりますけれども、あくまで実施主体は市でございます。その責務は重大であることは言うまでもありません。今後も引き続き、実施主体としての責務を果たせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。今後ともよろしく願いをいたします。

入所の基準、判定は、これはあくまでも学童保育を運営されている地域の皆さんの負担軽減のために申し上げました。先ほども申し上げましたが、学童を利用したいと願う全ての御家庭が利用できる、それが一番望ましいと思っております。柔軟な対応をよろしく願いしますし、また今後ともよろしく願いをいたします。

次に移ります。

現在、学童保育所の教室が不足をしており、そのために新設するようになっておりますが、今後、児童数の増加から余裕教室の利用が不可能な場合には、1年生が現在使用している教室を学童の教室として併用利用することも考える必要があるのではないかと考えております。縮小していく予算と学校の統廃合が今後議論をされていくと思います。予算があり余るぐらいにあればこのような議論は必要ありませんが、学校を統合した場合、増築するケースや別の場所に建てるケースなどがあります。廃校にする場合においても、学童保育所をつくった方がいいが、結局無駄が多かったということにならないよう議論をしていくべきだと思います。今回は提案ということで受けとめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

1年生教室を学童保育施設として使用することについての菊次議員の御提案でございますが、現行法の規定では教室の併用は難しいので、法の整備を待つ必要があります。今後、法整備等の条件がクリアされますならば、教育委員会といたしましては、議員のお考えを念頭に置きながら検討してまいりたいと存じます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。法整備ができたならば、積極的な御協力、よろしく願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後 2 時34分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、12番高田千壽輝議員の発言を許します。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。大変おなかも大きくなり、眠気を誘う時間帯に質問をさせていただきます。

議長のお許しが出ましたので、通告に従って質問いたします。

質問の前に、台風10号で被災された東北、北海道の皆様には心からお見舞い申し上げます。

また、本日、台風13号が発生しており、予想では関東地方に上陸の予想図が出ており、そのまま、また東北、北海道に北上するかというようなコースが予想されておりますので、本当に北海道の方たちには台風が来ないことを祈っております。

さきのリオオリンピックでは、本市出身の坂井聖人選手の活躍を初め、日本人の健闘に感動されました。メダルの獲得数は過去最高で、4年後の東京オリンピックに弾みになると思っております。

私が学生のころ、私の周りにはオリンピック選手や国際大会で活躍する人たちが数多くいました。でも、その人たちを見ると、やっぱり見えないところでは血を吐く努力をしております。そういう努力があって今回のオリンピックのメダルを獲得したということを私は申し伝えておきたいと思っております。この努力なくしては、メダル獲得はありません。だから、今後ますますオリンピック選手を目指す子供たちは、本当に血のにじむような努力をしていただきたいと思いますと思っております。

ただ、このオリンピックでは、特に男子400メートルリレー走では、100メートルの決勝に一人も出ず、また、4人が誰も9秒台の記録を持っていない中、アメリカは全員4人が9秒台という力の中に日本のチームワーク、特にバトン渡しの技術において2位という銀メダルを獲得することになっております。世界最速のウサイン・ボルトから賞賛の声が上がり、日本は素晴らしいという称賛の声をいただいております。

また、女子レスリングでは伊調選手が初の4連覇。また、この大会では、日本人選手が初のメダルや約数十年ぶりのメダル獲得という種目によっていろんな活躍をされております。オリンピックのことを語ると私の持ち時間以内60分では終わりそうもないので、この辺でやめて本題に入りたいと思っております。

よく私も高速を使うときは、443バイパスよりみやま柳川インターを利用します。その際、道の駅、今建設のいすゞの跡を見ながら、何で柳川にこれが建たなかったのかと思うのであります。企業誘致ができなければ、せめて現柳川にいる企業を絶対よそに出すということもなくさなければならぬと私は思うのであります。

最初の質問は、ちょうど1年前この壇上で質問しました、9月議会で質問しておりましたピアス跡地の活用についてであります。

当時、市長は、ピアス跡地は市内の第1次産業の団体が利用したいという申し入れがあり、その話が見つからない場合は新たな行動に出られないという答弁をされております。その後、どういう動きになったかをまずお伺いいたします。

あとの質問は自席で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

ピアス跡地の利活用につきまして、ことしの4月、平成28年4月に申し出をされていた1次産業の団体に再度確認をいたしましたところ、活用を断念するというふうな回答がありました。

この回答を受けまして、現在は売却活用するための条件整備を進めているところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

ことしの4月に断念すると、進出を断念するという話があったと言いますが、大体約半年以上ですかね、返事がなかったと思いますけど、その間は全然、市からはどのように、どうなりますかとかという、そういう動きはなかったんですか、この4月まで。再度伺い、さっきの答弁では、ことしの4月に再度伺ったら断念するということではありますが、その半年間の間に一回ぐらいどうなっていますかとかというお伺いはされたんでしょうか。

市長（金子健次君）

第1次産業の関連団体ということでございますけれども、福岡有明漁連でございました、実際。そういうことで、努めてあのピアス跡地を活用していただきたいということを再三にわたって幹部に申し入れをしたところでもございます。しかしながら、有明漁連の中で話し合いをされて、最終的には断念せざるを得ないということでありましたので、その後も、どうしても最終的には最終結論ですかということを担当の課長を通じまして再三にわたって尋ねたところ、最終的にはお断りをしたいということで、柳川市としては先に進んでもらっても構わないというお返事をいただきましたので、今、財政課長が答弁した内容になっているところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

当時市長が、これは私も実際早く更地にしたいほうがいいんじゃないかということで質問しておりました。市長も補正をつけて解体したいという、そのときのお答えですけどね、解体

したいという答えが出ておりましたけど、約1年たってもそういう動きがあっておりませんけど、この解体についてはどのように考えておられますかどうか、お聞きします。

財政課長（島添守男君）

先ほど申し上げた経過によりまして、現在、工場棟の解体を含むピアス跡地の売却に向けた準備作業というところを行っているところで、その手順として、昨年度は測量業務を行いまして、今年度に解体作業を行うための法的な手続ということで進めております。

具体的には土壤汚染対策法に基づく届け出の手続でございます。

詳しく申しますと、平成21年4月に改正され、平成22年4月に施行されました土壤汚染対策法に基づき、建物を基礎部分から解体する際には、これが法律に定めます土地の形質変更にあたるということでございまして、その面積が3,000平米を超える場合は、事前に県知事に届け出をするという義務がございます。

この届け出を行うために、福岡県との協議を行っているところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

では、その協議が終わって、県からの許可が要るんですかね。ちょっとその辺をお伺いします。

財政課長（島添守男君）

まず、届け出が必要な地域であるという認定を県のほうから受ける必要がありまして、それを受けた後に届け出をするということで、その手続が済めば、後は解体なりの作業に入っていくという段階になると思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

その協議が済んで、また届けをして、それが受け入れられて、やっと解体が始まるということをしとったら、かなりのまた日数、時間がかかるとは思いますけど、予定でいいですから、大体順調にいったれぐらにかかるか、お答えできますか。

財政課長（島添守男君）

ちょっと詳しく手続のお話をしてからどれくらいかかるかという予測を立てさせていただきたいというふうに思いますが、先ほども申し上げましたとおり、土壤汚染対策法に基づく届け出に関する福岡県との協議を行っているとお知らせしました。現行の土壤汚染対策法上、工場棟を解体するためには、法に定める調査機関や調査方法による土壤調査を行わなければならないと、これまで柳川市としては市が独自に実施したものよりも、さらに細かい土壤調査が必要との県の指摘を受けております。その土壤調査とは、先ほど申し上げました平成22年に施行された改正土壤汚染対策法に基づくものであります。

これまで柳川市では合計4回土壤調査を行ってききましたが、そのうち3回はこの改正土壤

汚染対策法が施行される前の調査でございます。また、施行後の平成23年に行った調査では、ピアス社による産業廃棄物の投棄による土壌汚染があったかどうかということを目的に行ったものでございます。

したがいまして、現行法に基づく調査機関や調査方法による土壌調査というのは、これまで行ってきていないこととなります。

また、過去4回の調査の結果、自然由来ということではありますけれども、土壌汚染対策法に定める有害物質が確認されました。その物質というのが、この地域特有の有明粘土層に由来するヒ素、フッ素でございます。

この自然由来の有害物質ではありますけれども、土壌汚染対策法上は法律に基づく指定調査機関による土壌調査を経た上で、土地の形質変更時に届け出を要する区域であるということの指定を県より得なければなりません。そのため、新たに土壌調査をする必要性が明らかになったというところでございます。これまで行った4回の調査計画を勘案し、できるだけ必要最小限の調査で済むよう、福岡県との協議を行っているところでございます。

また、このピアス跡地は、今後、売却などにより地域活性化に資するために活用していく市有地であるというふうに考えております。

しかしながら、近年、事業所の土壌汚染リスクに対する関心というものが高まる一方でございます。このため、市はこのピアス跡地を市が保有する企業等の誘致のための土地として確実に提供できるよう、市が責任を持って諸条件を整え、工場棟の解体を行っていく必要があると考えております。

したがいまして、協議が調い次第、調査費などの必要な予算計上をしていきますので、その際は十分に審議いただきますようお願いしたいと考えております。

したがいまして、県の協議は今まだ途中段階でありますけれども、この協議が終わり次第、土壌調査の費用を予算計上したいと思っております。早くできれば12月議会のときにその土壌調査の費用を上げさせていただきたいと思っております。その調査結果に基づいて届け出を行うという段階に入っていった後に解体ということになりますから、解体についてはもう少し時間がかかるかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

12番（高田千壽輝君）

今のお話をお聞きしたら、すんなりいかないようなかなりの時間、日数がかかるようで、多分、今年度中では今の話では無理というような結論みたいな感じですけど、そう理解してよろしいでしょうか。来年度にかかるというような方針でしょうか。と理解していいんですか。

財政課長（島添守男君）

できるだけ早くそのような手続をとりたいと思っておりますが、財政課としてはやはり法律に基

づいて事業を進めていかなければなりませんので、こればかりは思いだけでは進まない分が
ございます。

したがって、解体については来年度になるのではないかとこのように予測をしてお
るところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

これは早急にしてくださいと言いたいんですけどね、そういう法的な手続もあり、そんな
にすんなりいかないということですので、この質問はもうこれで終わりたいと思いますけど、
さっき財政課長は、売却に向けて検討していきたいと、今、ピアス跡地は売却するちいうよ
うな、方針みたいなような答弁されていますけど、実際売ってくれちいう、そういう業者ち
いうか、そういう人たちから申し入れがっているんですか、どうですか。

財政課長（島添守男君）

昨年4月から現在まで、約7社の方からの問い合わせがっております。

その都度、土地の状況や市の考え方などをあわせて売却に向けた準備を進めているとい
うことを御説明申し上げておるところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

7社ちいう申し入れがっている、本当、そんなに多いのかなと思っていますけど、一応
申し入れちいうことですね。やっぱりいろいろな、一応申し入れしたばってん、やっぱりこ
ういうふうな市としての条件もあると、売るためには条件があると思うんですけど、そう
いう商談をされて、何社、全部が、いや、解体ですちいう話にはなっていないと思うん
ですけどね。ばってん、現在、その7社のうちに本当に本気で購入したいちいう人はいらっ
しゃるんですか、どうか、その辺の確認をお願いします。

市長（金子健次君）

ピアスの売却については、思ったようにハードルが高いということが福岡県と協議する
中で新たに出てきて、今、財政課長が申し上げた内容になっております。

いすゞ自動車の売却というよりも、誘致につきましても、あの跡地を見せた段階で工場が
建っていました。いろんな問題等も含めて、あの土地、その当時見せたときには網がかぶ
ってました。何でも利用できるような状態になかった。それは網をとらんといかんちいう
部分もありました。その問題については、ことしの春、網をとることができましたけど。

そういうことで、東京で問題になっているいろんな市場の問題、移転の問題等について
も、十分やっぱりきちんとした形で柳川市としては、公有地を市の土壌調査まで終わった
段階で自信を持って売りに入りたいと、企業誘致に入りたいという考えでございますので、
なるべく早くということを考えておりますけれども、県との協議が終わり次第、土地調査の
予算計

上をさせていただきして、そういう形で解体という形の手続を経て売却という形になるのかと思います。あの土地が更地にしてきちんと造成をしてやってから、そのことを企業に自信を持ってセールスしたいという考えでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

私は、9月前にやっぱり売却にしろ何にしろ早く更地にして、更地にしないと買い手がありませんよということを言っておりましたので、早急に、やっぱり今聞いたら、今年度中は多分協議して、申請して、そういう時間、日程的には無理だと、来年度にかかるんじゃないかというような御答弁であります。

私がなぜこういうことを言うかということ、じゃろじゃろ話が大変多くて、私のところにも電話があって、ピアス跡地にディスカウントストアが建つげなのとか、そういう電話がどんどんかかってきて、私たち議員は知らないですよちいう答えしかできなくて、そういう情報がどっから広がって行って、じゃろじゃろ話がで終わってしまって、市民の皆さんたちからそういう電話があって、議員としても、私もそういう情報は全然入っていませんよということしか答えができなくて、だから、早急にそんならはっきりせないかんとということで、今回また質問ということですね、現在の状況はどうなっているかということでお伺いしようと思っておりますけど、そういう話はあったんですか、実際。

市長（金子健次君）

いろんな話題が、そういう高田議員のほうに耳に入ってきた部分もあるかと思います。あろうかという物件でありますので、きちんと私はして、公正に公平に、そして売却してまいるという考え方でございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

せっかくの市の公共用地ですから、簡単に売買するのではなくて、市民の同意が得られるような、今後民間が活用するにしても、市民から同意がとれるような利用の仕方じゃないと皆さん納得されないとしますから、その辺は十分慎重に検討していただきたいと思っておりますけど。

市長（金子健次君）

そういうふうになった時点で、十分議会と協議をさせていただきます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

これ大体、本来は3月議会に私は質問するつもりでしたけど、ちょっとインフルエンザになって質問できませんでしたけどですね。ほかに市がいっぱい抱えている土地があると思うんですよね。今回、中山団地跡地が4筆分乗して売りに掲げたら2筆売れたと。それも1

筆は市外からということで、ああ、いいことですねとか言って、少しは安くして売ってもいいんじゃないかと言って、私は財政課長と個人的に話したこともありましてですね。これ私もいろいろ調べたら、市が市有地として保有しているところは100坪とか、そういう小さい土地がちょこちょこあるんですけどね。そういうのは本当に市が持っていても公共用地としては使用するのがかなり難しいと思うんですよね。だから、私も、財政課長、こんかところはもうどんどん売らんですかと言って、そしたら、固定資産税も入ってくるけんよかじゃなかですかというような、こういうことは話しておりましたので、いっぱい今後そういう土地は大いに公募にかけていただいて売っていただきたいと、私はここで質問ではなくて要望として言うておきますので、よろしく真剣にそういう土地を早く処分していただきたいと思っております。また、これは通告もしておりませんので、答弁を求めることはできませんので、その辺はよろしく願いいたしておきます。

ピアス跡地に関しては、そういうかなりのハードルがありますので、そういうハードルだけのものをずっとクリアして、皆さんに正しく、本当にいい判断をされたというような判断をしていただきたいと思っております。

次の質問に入りますけど、この質問は、今回、さきの参議院選挙で立会人とかになられた方たちからいろんな意見が私のほうにありまして、それをもとにしてちょっと質問したいと思っておりますけれども、まず、投票時間の設定を柳川市の自治体として独自に決めることができるのか、まずそれができないことには先の質問に行けませんので、その辺をよろしくお答えください。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

高田議員の御質問にお答えをいたします。

公職選挙法第40条第1項の規定では、選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別の事情がある場合や、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、市町村の選挙管理委員会は、投票所を開く時間を2時間以内の範囲で繰り上げたり繰り下げたり、また、閉鎖する時刻を4時間以内の範囲で繰り上げることができるようになっているというふうに明記されておりますので、市町村のほうでできます。

12番（高田千壽輝君）

では、さきの参議院選挙の19時から20時までの投票率、また投票人数を教えてください。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

さきの参議院議員通常選挙当日における19時から20時までの投票率でございますけれども、1.93%で、投票者数は1,111人でございます。期日前投票期間中の6月23日から7月9日までの同時間帯における投票率は1.18%で、投票者数は683人となっております。

合計した参議院議員通常選挙期間の19時から20時までの投票率は3.11%で、投票者数は1,749人でございます。これを投票者数からの割合で見ますと、当日投票を行った人が

1万9,525人でしたので、同時間帯で投票を行った人の割合は5.69%、期日前投票については、期間中に9,963人の投票がありましたので、同時間帯に投票を行った人の割合につきましては6.86%というふうになっております。

以上でございます。

12番（高田千壽輝君）

数字で聞くげっと6.86%、かなり高いですよ。消費税並みの投票率がありますけどね。でも、立会人の人たちから聞くと、本当にばらばらしか来んばいと。1時間もったいなかばいとかという意見が多いんですよ。こういう数字を見たら、そうでもないなと思うんですけどね。また、この関係でお聞きしますけど、選挙当日の人件費はどうなっていますか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

7月10日執行の参議院議員通常選挙当日にかかわる投票事務の人件費につきましては、投票事務従事者報償費と投票管理者等の報酬を合わせて6,662千円というふうになっております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

これはもう当然投票時間が短くなったら経費は削減されると思うんですけどね、時間給で渡してあると思いますけど。1時間短くなったら、どれぐらいの経費が削減できますか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

投票事務従事者1人当たりの報償費につきましては、13時間で26千円でございますので、単純計算すると1時間当たり2千円となります。

したがって、1時間投票時間を短縮すると、2千円に投票事務従事者223人を乗じた446千円を減額することが可能というふうに考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

そうですね、446千円ですね。当日は約6,700千円ぐらいから1時間短ければ440千円削減、率としたら1割いかないぐらいですね。私もう1つ疑問に思うんですけど、なら、これは職員さんたちの分、立会人さん、そういう人たちは13時間ですよ、投票日、今現在では7時から夜の20時までで13時間で、幾ら報償費は払ってありますか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

投票管理者及び投票立会人の方々の報酬ということでございます。投票管理者については日額12,600円、投票立会人につきましては、日額10,700円ということになっております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

私もこの投票管理者の方とちょっと話して、「わあ、管理者になっておるとですか」ち俺

が聞いたら、いや、何もわからんばってん管理者になってくれち言われたち。「もし何かあったとき、あんた責任負わやんですよ」ち言ったら、俺そんか話聞いておらんとかという話がいっぱいあって、あらち。「いや、それは選挙管理者ぎんた、あんた一番ここの最高責任者ですよ」ち言うたら、「俺、そんか話は聞いておらんやった。そんなら受けんがよかった」とかという話も実際されていた方もおられました。13時間労働して1万円ちょっと、この報酬は高いと思われませんか安いと思われませんか、率直な意見でどうですか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

高いか安いかということでございますけれども、この報酬額につきましては、国が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがありまして、それに定めてあります日額でございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

法律で決まっている、それは法律で決まっているからち、私は高いか低いかをどう判断するかち、ちょっとお聞きしたかったんですが、ならもう、ちょっと課長のほうでは答弁できませんけど、市長、13時間働いてこの報酬でどう思われますか。

市長（金子健次君）

気持ちが高田議員と同じじゃないかと思えます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

気持ちはと言わっしゃる、私のいいほうに理解しておきますけど、本当に大変だったと思っております。

私、西日本新聞社の記事で、九州7県で平均58.7%が全部投票時間を縮小しているんですけどね。大変ながら福岡はその縮小をしておりますけど、特に多いところは鹿児島、91.1%ですよ、という縮小時間をしてあります。

また、大分県別府市では、立会人が70代、ほとんど70代の人たちが選挙立会人になると。その負担軽減をしなければいけないということで時間短縮をされてあります。私も思うけど、柳川市も似たような状況じゃないかと思うんですよ。若い人が選挙立会人になっておられますか。ほとんど、私は思うけど、70歳以上の方が立会人になっているという実態だと思いますけど、その辺はどうでしょうかね。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

選挙の当日の立会人さんの年齢ということでございますけれども、現在、立会人さんにつきましては、区長会または婦人会とかのほうに御推薦をいただいて選任をしているというような状況でございます。年齢的には少し高齢になってきているかなというふうに思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

具体的に年齢はもう70歳ぐらいいっていますと言われたほうが私も次の質問に本当に楽だったんですけど、はっきり言ってやっぱり70代の人が多いんじゃないですか。そう感じ わかっていると思いますけど、再度しつこいようですけど、その辺どうでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

区長様方につきましては、60歳代、70歳代の方が多いのかなというふうに思います。以上です。

12番（高田千壽輝君）

課長も何かうまい逃げ方をしまして、60代と言われますけど、もう60代の後半で、ほとんどが70に近い人たちが区長さんになっていると私は理解しておりますけど。

本当に、今はもう大分コミセンで選挙投票をすることになって、大変冷暖房完備で過ごしやすくなっておりますけど、また私のこと、私の地元を言っちゃいけませんけど、小学校でしか投票ができない状況で、体育館の中は、ことしの夏は特に暑く、本当に高齢者、70歳ぐらゐの人たちが13時間あそこの体育館にいることは大変苦痛など、私は行って話をしながら思っております、ぜひ自治体で時間帯ば決められるんなら、もう1時間ぐらい短こうしてくれろち言うてくれんのかという、大変そういう区長さんたちの多い意見がありまして、な、言うてくれんのかということで、これは私、中島校区だけじゃなくて、ちょうど区長会の総会があったとき、ちょっと話があるから出てこいと言われて、話に行ったときに、よその校区の区長さんたちも1時間短こうしてよかばんと、前んごつ6時じゃあんまりやろけん、7時ぐらいに短縮できんかなという話が出ておまして、私も、そうできるならしたほうがいいですねというような話をしておりました。自治体でそういう時間が決められるちいうことだったら、ぜひ1時間の短縮をお願いして、皆さんやっぱり7時までちいうたら、7時までに来るんじゃないかなと思うんですよね。だから、そういうことで、立会人さんの負担軽減になりますから、ぜひしていただきたいと思っております。

また、ちょこちょこ職員と話すと、職員も本音の中では、皆さんこう言っているけん本音の中では言えないけど、1時間短くしたっちゃようなかやいかちいう人たちがかなりいらっしやいますと私は思っておりますけど、その辺に関してはどうでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

投票時間の短縮のお話でございますけれども、現在、投票時間につきましては、平成10年6月の公職選挙法改正で、それまでの午後6時から午後8時というふうに2時間繰り下げられました。そのときの目的が、投票率の向上を図り、一人でも多くの有権者の声を政治に反映できるように、投票の機会を確保するためということでございます。

先ほど述べました、確かに市町村のほうで決められるということでございますけれども、この法の中でも、選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別の事情がある場

合や、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り変更することができるというふうになっております。

柳川市につきましても、福岡県ではほとんどの自治体が選挙の繰り上げについては実施しておりません。離島、または山間部でどうしても繰り上げざるを得ないというような状況でないと福岡県の場合は実施をいたしておりません。今回の参議院選挙でも1,111人の方が投票をされております。どうしてもこの時間帯でないと投票に行くことができないという方もいらっしゃると思いますので、柳川市の場合は投票率も余り高いほうではありませんので、投票率の向上もいきたいと思いますし、また、先ほど来、議員のほうもおっしゃりましたように、投票所につきましても、コミュニティセンターのほうの整備も進みまして、大分環境のほうもよくなったというふうに考えておりますので、今後こういうことについては、貴重な一票を投じられる有権者に不利益とならないように、慎重な対応が必要であるというふうに選挙管理委員会事務局としては考えているところでございます。

以上でございます。

12番（高田千壽輝君）

選挙管理委員会ではなかなか、はい、しますよちは簡単に言えないと私も思っておりますけど、なるだけ、やっぱり立会人さんたちが、素直に、はい、立会人お願いしますと言って、はい、なりますよという素直に手が挙げられるような状況じゃないと選挙も大変だと思うんですよ。だから、その辺は改善の余地がいっぱいあると思いますから、いや、福岡県がしませんからしませんじゃなくて、ひょっとしたら柳川が最初にしたら、よそがするかもしれないじゃないですか、先駆者になってもいいんじゃないかなと私は思っております。そういうことを切り捨てじゃなくて、再度検討の余地を私はお願いしたいと思いますが、検討の余地はありませんでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

議員、一般質問のほうでそういったお話があったということにつきましては、選挙管理委員会がございまして、選挙管理委員会の中でいろんなお話をしながら検討する必要があるかと思っておりますけれども、一票の重みという問題、それと立会人さんの問題、いろんなことを総合的に勘案して、選挙管理委員会では判断をしていただけるものというふうに考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

だから、ぜひ選挙管理委員会に持ち帰っていただきまして、一般質問で私から申したことをしていただいて、前向きに検討していただきたいというお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時12分 休憩

午後 3 時23分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、6 番荒巻英樹議員の発言を許します。

6 番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。6 番荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、質問に入ります。

今回は、1、スポーツによるまちおこしの考えは、2、職員のおもてなしの心は、3、本会議で提案し実施された事業等の経過及び今後について、4、「ゆるキャラグランプリ2016」への取り組み状況はの4項目につきまして質問いたします。

まずもって、先日の台風12号の対応に当たられた職員の皆さんに御礼を申し上げたいと思います。大きな被害もなく、台風が通過したことに安心しているところでございます。

ただし、私が感じたことを一つだけ申し上げますと、昨日、自主避難された方が195世帯、245人だったと市長から報告がありました。避難所は、校区公民館、コミセンの18館と市民会館、三橋公民館、大和公民館の21カ所ですが、市内人口のおおよそ7分の1である昭代地区には就業改善センター、いわゆる昭代公民館の1カ所だけあります。もちろん、21カ所どこに避難してもいいわけで、事実、市民会館に避難された昭代地区の住民は少なくありませんでした。就業改善センターではなくて市民会館に行かれた理由が、自宅からの距離の問題なのか、それとも就業改善センターのスペースの問題なのかわかりませんが、やはり昭代地区の避難所は二、三カ所は必要だと思っておりますので、御検討いただければと思います。

なお、この件につきましては、改めて質問をしたいと思っております。

さて、言うまでもなく、ことしの夏は猛暑でした。とりわけ坂井聖人選手の銀メダル獲得は、我々柳川市民をますます熱くさせてくれました。また、レース後のコメントは、市民にさらなる感動を与えてくれました。私は、坂井選手がふるさと柳川を愛する気持ちが自然と出たのだと思います。金子市長があとどれくらい頑張られるかは知りませんが、将来、彼にはぜひ柳川のリーダーになってもらいたいと思っておりますのでございます。

大学の後輩ということで、5月にお会いして激励する機会がありましたが、この場をおかりしてお祝いと感謝を申し上げたいと思います。

琴奨菊関や坂井選手の活躍もあり、スポーツの持つ力を改めて実感しております。そこで、この勢いがこれからも長く長く続くよう、スポーツにますます力を入れていただきたいと願うところであります。また、スポーツの振興によって、身近な点で申し上げますと、市民の

皆さんが健康で長生き、医療費の抑制等の効果も考えられるわけであります。

そこで、最初の質問ですが、スポーツによるまちおこしの考えについての見解をお伺いいたします。

再質問及びその他の質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

スポーツによるまちおこしに対する見解はという問いでございます。

スポーツによりますまちおこしが成功いたしましたほかの自治体の例を見ますと、プロの利用に耐えられるような施設を整備いたしましてプロのチームを誘致する、そのことで住民がスポーツに接する機会がふえ、関心が高まり、みずからもスポーツを始めようとする動機づけになったり、スポーツは本人はできなくてもボランティアスタッフとしてチームを支えるようになったりすると。そうすることによって、新しいコミュニティが広がったりするといったふうな効果があるようでございます。

議員もおっしゃいますように、これからますます進みます高齢化社会では、いかに健康寿命を延ばし、充実した老後を過ごしていただくかが課題であろうかと思えます。あわせて、希薄化が進んでおります地域のコミュニティをどう維持していくかも重要な課題でありますので、スポーツにかかわるきっかけを市民の皆様を提供することが課題の解決に結びついて、まちおこしにつながる可能性があるものと考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。スポーツにかかわるきっかけを提供することは、まちおこしにつながる可能性があるということですね。

ちょっと期待よりは弱い答弁なんですけど、冒頭、プロの使用が可能な施設とか、あとございましたが、何かそういった一例があるということですが、具体的にその一例というのは、どこの自治体の例でしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今の自治体の例は、鹿嶋市でありますとか鳥栖市、Jリーグで成功した例ということで、一例ということで御紹介させていただきました。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

Jリーグの茨城県鹿嶋市ですね、それと佐賀県鳥栖市ということで、おっしゃるように、プロ野球だと大企業がやはり親会社ということですが、サッカーJリーグだと、もちろんトヨタ自動車、日産自動車が親会社もありますが、そんな大企業でなくて、中小企業であったり市民クラブ等もありますし、ですから、極論じゃないですが、柳川市に将来Jリーグの

チームができてもおかしくはないと私は考えておるところですけれども、それにはいろんな障害もあるかと思いますが、やはりそういった点も視野には入れていいんじゃないか、しかるべきじゃないかなと思っているところでございます。

それで次に、実際、現在柳川市として特に力を入れているスポーツ、競技等があるのかどうかについてお伺いいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市の教育委員会といたしましては、より多くの市民の皆様が生涯にわたり健全な体と心をつくるスポーツ、レクリエーション活動が楽しめるよう、特定の競技に絞らず、広く活動の機会の充実や支援を行っております。このため、特に議員おっしゃいますように、力を入れておる競技というのはございません。

ただ、子供のスポーツの活動には力を注いでおりまして、スポーツをする楽しさを多くの子供たちに広め、競技力の向上を図るために、柳川市少年スポーツクラブ助成金制度を導入いたしまして、今年度は37団体を助成しております。

また、児童・生徒に限らず、全国大会に出場されます選手の皆様には、出場に伴います費用の一部を補助しておりますほか、インターハイや国体の出場者を紹介いたします掲示物を作成いたしまして、市役所の3つの庁舎の玄関ロビーに設置し、市民の皆様にお知らせしておるところでございます。

さらに、大会で優秀な成績をおさめられた選手には、柳川市スポーツ栄誉賞を贈り、その活躍をたたえますとともに、その後の励みとしていただいております。

加えまして、柳川市体育協会に加盟していらっしゃる団体や社会教育団体に登録していらっしゃる団体が市内の体育施設を御利用いただく際は利用料の減免をしております、活動しやすい環境づくりを支援しておるところでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。より多く、特定な競技に絞らずということですね。言ってみれば、広く、浅くというか、裾野を広げることは大切なことだとは思いますが、そうすると、本当に一流のアスリートが出て、今回みたいなオリンピックで市民が応援する、熱中する、そういったのにはなかなか厳しいのかなと思っているところです。

それで、やはり自他ともに認める、このスポーツだったら柳川市、柳川市イコールこのスポーツと呼ばれる競技の育成を図っていく必要があるんじゃないかなと考えるんですが、そうすることによってオリンピックの選手が輩出されて、市の活性化につながるんじゃないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

最初の御質問でお答えしましたように、スポーツを通じたまちおこしというのは、有効に

働けば市の活性化につながるということは、疑いようもないことでございます。

本市には、市内を水路が網の目のようにめぐりまして、有明海にも面しております。このことから、カヌー競技とか、海面を、水面を利用した競技は、市の地理的条件にも合っております。こういったことから、今年度、B & G海洋クラブというのを設立いたしまして、柳川市大和B & G海洋センターの艇庫でカヌー教室を開催したり、マリン教室を開催してきたところでございます。

ただ、議員もおっしゃいますように、世界に通用するアスリートの育成というのは、それにふさわしい施設でありますとか、指導者の確保、そういったサポート体制が必要になってこようかと思えます。

本市といたしましては、広く浅くとおっしゃられましたが、まずは子供たちにスポーツする楽しさを実感していただくために、活動の場となります少年スポーツクラブへの支援を継続してまいりたいと考えております。その中で、子供たちが多様な競技の中から適正を見きわめて技量を高めていただくことで、坂井選手のようなオリンピックや世界大会に出場できるアスリートが育てばいいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私、個人的にはフェンシングとかアーチェリーとか、そしてカヌーなんか、何かイメージしておったんですが、やはり柳川らしさということになると、先ほどおっしゃったように、カヌー。実際、小・中学生で有望な選手がいらっしゃるようには聞き及んでおりますし、地元では三潁高校が全国レベルですし、三潁高校に進学した生徒さんもいらっしゃるというところですので、私はぜひカヌーに力を入れてほしいし、市内のB & Gでのというのは新聞報道等もありましたし、実際、市内の小学生、中学生が三潁高校さんの練習場で一緒に練習もされているということをお聞きしますが、何分ちょっと遠いですよね。ぜひ提案といたしますか、御検討いただきたいのは、三橋庁舎の西側の水路、550メートルぐらいとれるんだと思いますけれども、大体競技というのは、200メートルと500メートルですから、あちらで、もっと身近なところで、ですから、三橋中学校にカヌー部があって、あそこで練習して、福岡一、九州一、日本一になった。私はそういうことをぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

三橋庁舎の西側の水路で練習環境を整えていけばという御意見でございます。

もともと水路が農業用の幹線水路ということで、農業用施設でございますので、管理者の承諾も必要になってこようかと思えます。また、発着場とか、じゃ、カヌーをどこに置くだということで、艇庫も整備をしていく必要もございまして、そういったハードの整備と

というのは、ちょっと予算がかかりますので、なかなか難しいのかなと。今後、計画的に進めていかなくてはいけないのかなと思いますが、まずは先ほど申し上げましたように、B & G 海洋クラブの活動を通じまして、より多くのカヌー愛好者の方を市内に育てていって、そこから盛り上がりが生じれば、そういったふうな議員が御意見でも申されるようなことでの環境整備にも結びついていくのかと思います。

以上でございます。

6 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

いろいろとやはりお金がかかることでもありますが、それを言っていたら先に進みませんし、あとは指導者、市の職員の方でもそういった御指導をなさっている方いらっしゃるかと聞きしますし、実際、やはりオリンピック選手を育てるとなると、カリスマ指導者が大体いらっしゃるですね。市の職員の方にカリスマ指導者になってほしいということじゃないんですが、ぜひカヌーだったら柳川ならではということで、やはりPRにもなると思いますんで、今後、まず裾野を広げて取り組んでいただければと思いますんで、よろしく願いいたします。

この項を終わります。

次ですが、職員のおもてなしの心はということでお伺いしたいと思います。

これにつきましては、御提唱された金子市長を先頭に、目標に向かって取り組みがなされていることと思います。

それで、伺いますが、「おもてなしの心日本一」を実践するに当たって、市長が職員の方、特に幹部職員の方々に求めていることはどのようなことでしょうか、お伺いいたします。

市長（金子健次君）

2 期目に選挙に出馬したときに、「おもてなしの心日本一」を掲げてまいりました。その関係で、市民会議も立ち上げましたけど、職員には、職員が変わらないと柳川市のおもてなしの心は育たないということをずっとうるさく言ってきたところでもございます。

きょういらっしゃいます白谷議員のほうからいつか、接遇の面でお叱りを受けて、私はその月に40カ所ぐらい職場をずっと回りまして、接遇の面が1人の人であったとしても全体の責任だよという話をして、「市長のアクションweek」という形で話をしてきたところでもございます。

そういう面で変わったかどうか別にいたしましても、接遇の面については、市民の目線に立った形で動いてもらいたいということで、最初に、初めて来られたお客さんに対しても、お客さんというのは注意深くなっているから、初めてどこに聞いていいかわからないけん、親切な心を持って対応してもらいたいということと、もう1つは、窓口では公平公正に扱いをしてもらいたいというようなことも上げておりますし、どうしたら市民の求めに応じられ

るかということをお話等もいたしましたし、職員には勇み足でも構わないから、そのことは市民の立場に立って一生懸命やったときに、責任を問われるのは私が責任をとるから、そういうつもりで頑張ってくれという、40力所近く回って、そういうお話をしたところでもございます。

この後に荒巻議員からお叱りの話があると思いますので、そういうこともスタンスで今やっておりますけれども、そして部長等は、率先垂範で指導をやってくれということで、部下の職員に対して、係長についても、本当に柳川がよくなった。よく荒巻議員が言われましたけど、日本一のおもてなしとは何ですかということ。日本一のおもてなしというのは、日本一の尺度はありません。柳川が変わってよくなったと言えるようなまちづくりをこれからやっていきますということをお話して、いろんなのぼりも上げましたし、懸垂幕も上げています。掛け声だけではいけませんし、今言われるように坂井君の活躍とか井口君の活躍とか、そういうことを考えると、そういうまちはすばらしいまちだと言えるようなまちづくりの職員には先頭に立って部長はなってもらいたい、課長はなってもらいたいということを常々いろいろな会議の中で言っているところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。1人の職員の対応が悪かったら全体の責任ということで、市民の方はどこに聞いて、私だってこのことはどこに聞いていいかわからないこと、たまにありますけど、市民の方はなおさらだと思いますので、そういうときの対応こそ本当によろしくお願ひしたいと思います。

それで、これは市民の方から私に対しても厳しくお声があったことで、やはり職員の方の真摯とは思えない対応について、市長のほうにも直接連絡があったと聞き及んでおりますけれども、先ほど市長が努力されていること、御尽力されていることを再度確認はできたんですが、その市長の思いが、職員の方に浸透をし切れていないのではないかと危惧するところでもありますけれども、そのことに関して改めてお伺ひいたします。

市長（金子健次君）

今回の8月の中旬に、自宅に市民の御夫婦がおいでになりまして、怒り心頭というか、かなり立腹してありまして、おいでになりました。どうのことですかと、私は玄関ではまずいと思ったもので、一応自宅に、家のほうに上げてお話を聞きました。それが真実であるとするならば、それは全面的に職員の対応がまずいということで電話を入れました。やっぱり私が思ったとおりの形で、その発言したことについては、非常にそれはトップとしての、執行長としての責任は私にありますと謝っておわびを申し上げたところです。それで1時間ほどお話をして、今後二度とそういうことのないような形の指導をとっていきたいということで、また部長会議等でもその旨をお話をいたしました。そしてまた、それはただ1人の部

長だけではなくて、課長、全職員に対しても忠告という形をとってもらいたいということで、常に市民の立場に立って、市民が何を求めて何を言っているのかということを中心に考えてもらいたいということで、今回の件については、全面的に私が悪かったというふうに思っております。

ただ、お帰りになるときに、学校の先生でしたけれども、市長が自宅に上げてもらったということと、きちんとおわびしてもらったということで、今後の市長の行動に期待をしたいということで、もし何かありましたら、私にまたお電話くださいということ、また市長室においでいただきたいということでしたけれども、そのことは私はそれで解決をしたのではなかろうかというふうに思っております。その担当の部長に対しても、そのことを話をし、きちんと謝罪に行きなさいということで、おわびに行かせたところでございます。一部長だけの問題でなくて、それは私も市長になりまして7年たちましたけど、あんなにお叱りを受けたことはなかったくらいお叱りを受けましたので、そのことを職員に伝えたところでもあります。その部長に対しては、今度そういうことがあったら降格とはっきり私申し上げたところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

市民の方に真摯に対応していただくことに関して感謝申し上げます。

それで、市長がおっしゃっているのは、住んでよし、訪れてよしのまちづくりですから、まず最初に来ているのは住んでよしですから、市民の方に満足いただかなければ、お客様に満足いただくことはできないんですから、とにかくまずは市民の方が住んでよしとだけいただけるように、市長は取り組んでいらっしゃることを理解しておりますけれども、これからは市民の方に柳川に住んでよかったとだけいただけるまちづくりに向けて引き続きよろしくお願ひしたいと思います。とにかく市長の思いと職員の方の思いに温度差があってははいけないと思いますので、そういうことがないように、よろしくお願ひします。

この項を終わります。

次ですが、本会議で提案して、実施していただいた事業等ということで、2つの案件についてお伺ひしたいと思います。

まず、2つの案件それぞれ実施していただくことに関しましては、感謝申し上げたいと思います。1点目が、熊本地震の災害支援ボランティア活動に関しまして、具体的には、実施までの経緯、募集方法、そして参加者がどれくらいだったかということをお尋ねいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

本市におきましても、4年前の九州北部豪雨災害では、義援金、支援物資、ボランティア

を含めました県内外から数多くの支援を受けたところでございます。今回の熊本地震におきましても、そういった御恩に報いるべく、でき得る限りの支援をということで、義援金や支援助物資の提供、避難者の受け入れ、被災市町村への職員の派遣など、さまざまな形で支援を行っております。特に義援金につきましては、市内全小・中学校の児童・生徒の皆さんや各種団体、個人と、多くの皆様からこれまで11,000千円を超える義援金が寄せられております。

8月28日に実施をいたしました益城町へのボランティアバスの派遣につきましては、被災地支援の一環といたしまして、柳川市社会福祉協議会との共同により、市民の方々を募る形で実施をしたところでございます。

募集方法としては、まず、受け入れ市町村のボランティアセンターと柳川市社会福祉協議会を通じて連絡をとり、団体受け付けを行っていることの確認がとれた上で、8月15日号の市報と市のホームページで募集を行いました。その結果、18名の方の参加を得たところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、一般の方等も含めて18名ということで、私もお見送りをさせていただきまして、参加者の方ともお話等もさせていただきましたけれども、それで、実際、広報と、あとホームページでも募集をされたかと思うんですが、お尋ねしたいのが、具体的にそれ以外に取り組み、ホームページと広報以外での呼びかけ、お願いをなされたかどうかをお尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

広報、周知方法につきましては、時間的な制約もありましたことから、広報紙で載せるというのが1つと、ホームページで掲載をする、この2つでございました。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

それで、それはもちろん必ずやらなければいけないことですし、それ以外もっと積極的にやっていたかたかったし、私、折に触れじゃないですけど、この7.14の災害の記録を読み返すことがあるんですが、このときに、やっぱり大変な思いをされた地区、中山地区、六合地区、そして中島地区というのが被害がありましたけれども、こちらのほうの行政区長さんなりの報告書にもあるじゃないですか、そういったところにも私はいかがでしょうかと声をかけてよかったんじゃないかな、声をかけるべきだったんじゃないか。もしかしたら待っていらっしまったんじゃないかなという思いが私はするんですが、そういうことは実際、広報とホームページ以外はなさっていないということなんであれなんです、やはりそういったことも今後必要じゃないかなということを感じておるところでございます。

実際実施されて、わかった課題とございますか、課長御本人も御参加なさっていましたが、

実施してわかった課題、これは現地だけじゃなくて、行くまでも含めて課題等があれば教えてください。

総務課長（松藤敏彦君）

実施をしてわかった課題ということについてでございますけれども、当初、災害支援ボランティアの団体受け入れが行われておりました熊本県阿蘇郡西原村災害ボランティアセンターへ申し込みを行い、内諾をいただいております。広報紙でも西原村への災害支援ボランティアバスということで載せておりましたけれども、災害支援ボランティアへ行く日の1週間ほど前に再度確認を行ったところ、個人としての需要はあるが、団体としての需要はないということでした。そのため、益城町ボランティアセンターへ問い合わせを行いましたけれども、同じような回答でした。ただし、個人での受け付けは行っているということでしたので、個人の受け入れ人数が多いであろう益城町へ赴き、参加者18名が2班に分かれ、個人受け付けの形で災害支援ボランティアの受け入れをしていただいたところでございます。そして午前10時から午後3時まで作業を行いました。

被災地では、まとまったの需要が減少しているようで、団体の受け入れは今後難しいという状況のようでございます。

ボランティア作業に際しては、作業場所への移動手段や作業場所での駐車スペースの問題もございました。さらには、作業する際の資機材や軽トラック等の運搬車両はボランティアセンターで借用はできましたけれども、ボランティアみずからが移動手段や運搬車両を持参していれば、さらに有効というふうに感じたところでございます。

そういうことから、現地でのニーズに沿った災害支援ボランティアの方法を研究する必要があるというふうに思ったところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

おっしゃったように、団体のニーズは少しずつ減ってはきておりますし、週末に集約をされておりますが、現実、まだ団体で受けているボランティアセンターもあるのは事実ですね。

それで、いろいろと検討が必要だということですが、私はこの8月28日は第1回の派遣というふうに私の中では認識しておりますが、今後の予定、要は第2回、第3回というお考えがあるのかをお尋ねいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

次の予定はということでございます。

先ほど課題でも述べましたように、災害支援ボランティアを募集し、大人数の団体での実施は受け入れ先の問題もありますので、非常に難しい状況というところでございます。受け入れ先のニーズに応える形での災害支援ボランティアを実施する必要があるございますので、今

後につきましては、柳川市社会福祉協議会とも協議し、方法等を研究して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ニーズは少なくはなっているが、決してなくなっているとは思っておりませんし、3カ月前に、この取り組みに関してお願いをしたときには、非常に残念な御答弁をいただきましたが、実質そうやって実施していただいておりますけれども、実は残念な答弁をいただいた後に、私どもの河村副議長のほうからちょっとボランティアのことで話が聞きたいと言われました。御自分で行かれるのかなと思ってお話を聞きましたら、我々議員有志で行こうじゃないかというお言葉をいただきました。大変うれしく感じたことでした。その後、浦議長にも、そして多くの議員の皆さんに御理解、御協力をいただきまして、7月には被害が一番大きかった益城町へ8名、続く8月は南阿蘇村へ9名、そして今月の25日には西原村へお伺いする予定にしております。

先ほど言いましたが、縮小はしてきておりますが、必要とされる方々がいらっしゃる限りは、私どもは続けていきたいと思っておりますので、市におきましても、そういったもちろん御希望する市民の方がいらっしゃるならいけないんですが、現実、御存じのように、この前ボランティアに参加された方、もう20回目と、ほかの方法でいろいろと行かれている方もいらっしゃるわけですから、まだまだそういった行きたいと思っております方はいらっしゃるかと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますところがございます。

この項を終わります。

次に、やながわオープンファクトリーに関してお伺いいたします。

これは3月定例会で御提案をさせていただいたことでございますけれども、この実施に対してのお礼とあわせて、受け入れ先企業の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。こちらと同じように、実施までの経緯及び募集方法、そして参加者数ということで、まずお伺いいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えしたいと思います。

荒巻議員のほうからオープンファクトリーの実施までの経緯、募集方法、参加者数についてお尋ねがございました。

まず、このオープンファクトリーにつきましては、先月の8月25日に行ったということをもまず申し上げたいと思います。荒巻議員のほうも参加していただいておりますので、本当にありがとうございます。

実施までの経緯でございますけれども、柳川市内の企業は、エンドユーザー、消費者向け

の商品というよりも企業向けの製品を製造している中小企業が多く、取引先等関係者の間では、その技術力や特徴が高く評価されているにもかかわらず、一般的には業務内容が余り知られていないという企業が多いという現状がございます。そういう中で、実際に企業の活動を見て、聞いて、体験してもらうことで、市民の皆様は地元企業への親しみを感じてもらうとともに、地元企業への就職の促進につながればということを目的に、先月8月25日、初めてのオープンファクトリーを実施したところでございます。

受け入れ企業につきましては、市報「久間がゆく」に掲載をしました企業15社の中から、比較的受け入れ体制が整っていると思われる企業3社を選定して実施をしたところでございます。

次に、応募方法でございますけれども、7月15日の市報、あわせてホームページに掲載をし、8月1日の記者会見でお知らせをして新聞掲載をしていただきました。また、高校生に参加していただくために、地元高校を訪問したところでございます。

これを受けて、市民の参加につきましては、定員20名の応募に対し、大人7名、高校生5名、計12名の参加ということでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、こちらに関しても、実施してわかった課題等があれば、お伺いいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

実施してわかった課題はということでありまして、まず、参加者にアンケート調査を行ってみました。その中で、訪問した企業を知っていたかという問いに対しまして、名前だけは知っていた、あるいは全く知らなかったという人、合わせて全体の7割おりましたけれども、この企業訪問前後で企業イメージは変わりましたかという問いに対しては、参加者全員が印象がよくなったと、そういうふうに答えております。

また、参加者の声として、「地元このような企業があることを初めて知りました。子供たちに見学の機会をふやして、地元に興味・関心を高めていけたらいいと思います」。また、次のような声もあります。「3社とも自社に自信を持ち、もっとよいものをつくろうと、そういう向上心が伝わってきて、私も将来はこういう会社で働きたいと思いました」と、こういう感想がつづられておりました。

この参加者アンケートを見ましても、事業自体には好評価をいただいております。見学した企業のイメージもよくなるなど、市民に親しみを感じてもらうと、そういう点では目的を達成できたのではないかと考えております。

一方、この取り組みが直接地元企業への就職につながるかどうかということについては、具体的な把握は難しく、短期的な効果は出にくいだらうと考えておりますが、地元企業に目

を向ける一つのきっかけとしても継続的に取り組んでいく必要があると感じたところでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

お伺いする限りは、おおむね好評だったというふうに理解しておるところです。ただ、おっしゃったように、就職に関しては、これは1年、2年で結果が出るものじゃありませんので、長い目でごらんいただくというか、していただければと思います。

ちょっと戻りますが、私もことしの3月で、ですから28年度にぜひ実施してほしいということは強く言ったわけですが、ちょっと3社というのは余り焦がられたんじゃないかなという心配あるんですが、実際、本来はもう少し参加企業にも多く取り組んでいただきたかったと思っていますところ。 「久間がゆく」に掲載された企業の中からということでしたけれども、ですから、そこら辺で3社で今回されたというところに関して、ちょっと御説明いただけますか。

商工振興課長（古賀和明君）

お答えしたいと思います。

まず、このオープンファクトリーを始めようというそもそもの経緯につきましては、企業訪問している中で、やはり企業のほうから自社の中身を知りたいと、知ってもらいたいという企業が複数まずあったということでございます。本当はもっと多いところで参加を募ってやってみたかったところではあるんですけども、そういう中で、まず「久間がゆく」15社全部訪問いたしました。安全面とかそういったものについて、どうしても確保できないとか、また日程的な都合とか、基本的には企業側は仕事をされておりますので、そういった面での折り合いがつかなかったということで、今回初めてでございましたので、3社というふうな形でさせていただいたということでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私が心配したのは、「久間がゆく」に掲載された全体の中で、今回の3社以外の方が、うちは聞いていないよと、うちには相談がなかったという、そういうことがあったらちょっと困るなということで確認させていただきましたので。ですから、今回、お取り組みいただけなかった企業のほうが多かったということでしょうけど、やはり今回の結果も踏まえて、また来年以降、ぜひ御参加、御協力いただけるようなアプローチを再度お願いできればと思っています。

単純な比較はできませんが、3月にお話ししました岐阜県関市の工場参観日は、去年2回目です。3,600人だったということをお伝えしたかと思うんですが、ことしは8月24日から27日、

4日間行われておりますが、参加企業が27社、これも刃物のまちですから、刃物の会社が多いんですが、実際には物流関係の会社であったり、牛乳のメーカーさん、それから給食センター、そして行政、関市の水道課とか、かなり幅広くなさっておりますんで、以前は美容室も参加していたような気もしますので、余りこだわらずに、いろんなところにぜひ御相談をしていただければと思いますし、まず、お尋ねとしましては、好評であれば次年度以降もということを経営等で聞いておりますが、現時点では来年度以降、どうなさるかということ、やってほしいわけですが、その辺のことについてお尋ねいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

このオープンファクトリーにつきましては、先ほど申しましたように、地元企業を市民にも知ってもらおうと、そういう趣旨で始めて、最終的には就職につなげたいということで始めた事業でございますので、そういう趣旨のもと、来年度もこのオープンファクトリーについては実施をしていきたいと、そういうふう考えております。

ただ、やはり3社でありますとか、12名ということでございますので、より多くの市民の皆様には参加していただけますように、また、そういう受け入れ体制ができる企業等もふやしていきながら、そういう運営のあり方については十分検討して来年度実施をしたいと、そういうふう考えております。

終わります。以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

それで、今回よかったなと思ったのが、柳川商工会議所と柳川市商工会の方に御参加いただいたのは、本当に私はそれはいいことだなと思っております。関市の場合は、民間等の実行委員会形式でやっておりますので、一つの参考になるんじゃないかなと思っております。

それで、これが課長の判断でできるかどうかあれですけども、燕三条の工場の祭典は来月10月に開催されますので、ぜひ見に行かれることをお勧めしますけれども、いかがですか。これって課長の判断でできるんですか。そういう判断はどこがするんですかね。私は、ぜひ課長に見に行ってもらいたいですけれども。

商工振興課長（古賀和明君）

そういうところを見に行ったらどうかということでございますけれども、そういう気持ちはありますけれども、仮に行けなかったにしても、しっかり関市でありますとか燕三条のこの情報は取り入れながら、来年度の事業実施に向けて頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

これというのは、部長が行っていいよと言ったら行けるんですか、ちょっとその辺。

産業経済部長（成清博茂君）

時間的とか業務の都合等を考えて、また予算的にも考えて、検討させていただきたいと思
います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

課長じゃなくても、補佐でも、係長でも、そういう言い方ですけども、ぜひ商工振興課
の職員、見に行っていたいただければと思います。

じゃ、最後の項に移ります。ゆるキャラグランプリ2016ということでタイトルをしていま
すが、実際は本市の公式マスコットキャラクター「こっぼりー」に関することになりませ
けれども、ゆるキャラというのは、ゆるいマスコットキャラクターということで、もうピーク
ではないかもしれませんが、やはり日本じゅう自治体いろんなマスコットキャラクターあり
ますし、マスコットキャラクターの横綱は、御存じのとおり熊本の「くまモン」ですね。ゆ
るキャラグランプリも去年は浜松市の「出世大家康くん」、おととしが群馬県の「ぐんま
ちゃん」、その前が栃木県佐野市の「さのまる」、その前が愛媛県今治市の「いまばりバ
リィさん」、そしてその前が「くまモン」ということで、グランプリ。そしてその前は滋賀
県彦根市の「ひこにゃん」ということで、「ひこにゃん」が大体元祖みたいな感じだと思
うんですけども、ゆるキャラグランプリ2016ということで行われております。

市の広報でも、8月15日号ですが、大きくゆるキャラグランプリの投票を呼びかけられて
おりますけれども、それとあわせて企画課長も、部課長のブログでも、ゆるキャラグラン
プリのことを触れてあったと思いますけれども、まず「こっぼりー」の役割及び期待してい
ることはどのようなことでしょうか、お尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

「こっぼりー」の役割及び期待はということでございます。

議員も御承知のとおり、本市の公式マスコットキャラクターであります「こっぼりー」に
つきましては、柳川商工会議所青年部、柳川市商工会青年部、柳川青年会議所の3団体と市
との市民協働事業の中で生まれたものであります。現在もこの3団体で「こっぼりー運営委
員会」というのを組織しまして、イベント出演等で活躍をしていただいております。

「こっぼりー」の役割及び期待していることはということですが、市の公式マスコット
キャラクターでもありますので、現在、博多どんたくなど県内外のイベントに出かけていた
だいて、本市のPRを行い、過去客の誘致につなげてほしいというふうを考えております。

また、市内の行事やイベント等にも積極的に参加して、市民に親しみを持ってもらい、柳川への愛着にもつながっていく存在になっていくようなことを期待しております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは次に、このゆるキャラグランプリに対する見解はいかがでしょうか、お伺いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

ゆるキャラグランプリに対する見解はということでございます。

ゆるキャラグランプリにつきましては、今回で6回目となりますけれども、「ゆるキャラで地域を元気に」「ゆるキャラで会社を元気に」「ゆるキャラで日本を元気に」という3つを目標に掲げて実施をされております。

昨年、静岡県浜松市で開催されました5回大会では、3日間で約7万人の来場者があり、表彰式には約60台のカメラが集まって、テレビニュースにも多く取り上げられております。グランプリとなったゆるキャラと、その出身地には広く情報発信の場につながっている大会ではないかというふうに感じております。

そういう意味でも、「こっぼりー」がゆるキャラグランプリへエントリーしまして、投票の呼びかけを行う一連の活動が「こっぼりー」への認知度を高め、本市のPRや愛着度が向上するのではないかというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、いろんな形で、このように取り組んでいます、取り組み、投票をお願いしますということで出ておるんですが、現状は企画課長も把握されていると思いますが、こうやって皆さんにもお伝えしますと、ことは若干少なくて1,418個のエントリーがあるんですが、きょうの朝8時の段階で、岡山県総社市、人口は6万8,000人ほどですが、「チュッピー」というのが295万8,000票。その次に、埼玉県本庄市の「はにぼん」、こちらは7万9,000人ほどの人口ですが、292万6,000票。そして3位が高知県の須崎市ですね。須崎というと、スイ！水！すい！で須崎工業というソーラーボートが、今、高校生でぶっち切りに強いところですが、須崎市が人口は2万3,000人ほどですが、276万4,000票ということで第3位です。

県内でいいますと、久留米市の「くるっぱ」が2万2,938票、県内2位は大川市の「モックカくん」が1万2,610票、大野城市の「大野ジョー」が1万17票、そして我が「こっぼりー」は、けさの8時の段階で1,344票の531位です。いろんなことを取り組んでいただいて

いますが、なかなか結果が出ていない。この1,344票の中に、私自身四、五十票はやっているんですけども、パソコンかスマホでなんですよ。だから、それは日課にはなっているんですが、こういったことで、現在の順位に対する評価は、どのように思われているのか、お伺いします。

企画課長（椋島謙治君）

荒巻議員の言われるように、私のほうは、けさ9時ぐらいにちょっと確認をさせていただきました。そのときの順位が1,425票で、全体でいいますと509位という位置になっておりました。昨年が1,305位でございましたので、昨年よりはかなりよくなっている数字にはなっております。ただし、先ほど紹介がありましたように、1位については300万台ですね、かなり桁が違いますので、組織票なのか、力の入れようがかなり違うなという感じはいたしております。市のほうも精いっぱい応援をしてはおりますので、運営委員会等と一緒に頑張っ、少しでも上位になるように努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

正直、通告した段階で、通告前からちょっと票はチェックしていましたが、通告後、実は結構伸びるかなと期待はしておったんですが、ちょっとそれに関しては期待どおりにはいっていないというのが実情ですけども、これは10月24日までなんですよ。ですから、ここにいらっしゃる皆さんにも御協力いただくように、ぜひ後で企画課長、またお願いしたいと思います。

それで、最終的な目標、10月24日まで、まだ折り返し過ぎたあたりですよ。最終的な目標、これからの取り組みと最終的な目標に関して、これはできれば、最初に投票された副市長にぜひ今後の決意を私お伺いしたいんですが、どうでしょうか。

副市長（成松 宏君）

確かに、このゆるキャラの順位を上げることは大切だと思うんですけども、私はちょっと別の角度で非常に評価しているんですね。これが私どもの市民公募の協働事業で上がってきて、そしてやったのが、たしか言い出しっぺは柳川の商工会の青年部、それとそこがたしか今も中心だと思います。それと、商工会議所の青年部、それから青年会議所、その3者が一体になってやっている事業。しかも、今回、市民に呼びかけて、みんなで上げましょうということで、商工会青年部がまず自分たちでアイデアを出して、それを市民の方に呼びかけて、みんなでやろうという、合併10年たって、みんなで柳川市を一つにしようという心意気がすごく僕は評価しているというか、すごいなと、柳川の青年、いい人材そろっているなという思いです。

正直この数字は、200万とか300万とか、それと争う必要はないかなというふうには思います。いかにみんなでやろうというのを市民の方に伝えていくか。できれば票は上げてほしい

と思いますので、そこはしっかり今からも広報あるいはホームページ、もっとやりやすい、ちょっと私もやっていますけど、なかなか毎回毎回口グインしてと非常に手間がかかったりするところもあるんですけども、若い方であれば多分できるし、ちょっとスマホを持っている大人の方でもできるような、わかりやすいPRの仕方も含めてやっていかないといけないというふうに思います。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

エントリーしたわけですから、順位は余り気にしない、二の次とかいうことは、私はそういった発言は控えるべきだと思います。実際に2012年は61位という実績があるんですよ。ですから、去年よりいいとか、そういう話じゃなくて、61位までいったところが何で500位とかそこら辺で、それで順位とか余り関係ないとか、そういったことは私は違うと思います。

やはり本気で日本一を取りにいつているところがどういったことをやっているかといいますと、まず、実際、先ほど言ったように、人口なんか7万8,000人とか6万8,000人とか2万3,000人とか、柳川市と比べてそんな変わらないというか、小さい市もあるわけですよ。やはり県庁に協力をお願いに行く。ホームページはトップページに。もちろん、今、坂井選手の泳いでいるシーン出ていますが、ホームページのトップページに出している。各種団体との協定、これはそこは市のほうで単独でやっているの、商工会議所、信用金庫、大学、青年会議所、商工会議所の青年部と協定やっているといいますが、柳川市の場合は、そういったところがもう中に入っているわけですよ。営業活動して、いろんな企業さんを訪問して、一緒に記念写真撮って、ホームページで紹介とか、いろいろありますし、着ぐるみの貸し出し等も行っていますし、やはり一番これはすごいなと思ったのは、市長みずからことし日本一じゃなかったら、あなたはもう引退ですと引退勧告もしているところがあるんですよ。それぐらい一生懸命取り組んでおりますので、危機感を持ってやっておりますので、これはことしの結果はまだ出ていないのであれですが、来年以降にもつながることなんで、ぜひことし10月24日までは本当に取り組んでいただきたいと思いますし、新聞記者さんいらっしゃるんですが、西日本さんも「目指せ、ゆるキャラ日本一」と記事が書いてありますので、久留米、大川、柳川のあれが今ないんですよと、毎日相撲の星取表みたいに載せたらいいと思うんですよ。柳川、今これだけだということを済みません、ちょっとお伝えしておきますので、そしたら筑後版に毎日、きのうの夕方何時でこうですよと載せてもらったらいいですよ。そしたら、柳川の人もっと頑張りますよ。

そういったことをお願いして、終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 23 分 延会

平成 2 8 年 9 月 7 日（水曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

平成28年9月7日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	樽	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	野	田	栄	作
健	康	大	石	涼	子
福	祉	白	谷	通	孝
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
生	活	武	田	真	治
観	光	松	藤	満	也
商	工	古	賀	和	明
農	業	高	口	哲	也

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜 美 香

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	15 番 緒 方 寿 光	1 . 宿泊客（年間）を10万人にするための本市の施策は 2 . 「オスプレイ等の配備計画」に対する本市の対応は 3 . 本当に必要とされる「市民文化会館」とは何か
2	14 番 矢ヶ部 広 巳	1 . 投票立会者の有らぬ事で替え玉投票とはそれなに 2 . 税金の口座振替金額の誤りの対処に一考を 3 . さげもん祭り協力者への配慮を 4 . なぜ墓地はマルで宅地はダメか

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

柳川市民の皆様、傍聴いただいている皆様、また、議会及び執行部の皆さん、おはようございます。15番緒方寿光です。

質問に入ります前に、このたびの台風10号の豪雨災害により亡くなりました方々に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに御冥福をお祈りいたします。そして、被害に遭われた多くの皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、本市出身の坂井聖人選手のリオオリンピック、バタフライ200メートル競泳での銀メダルの獲得、まことにおめでとうございます。4年後の東京オリンピックに向けまして、さらなる活躍を心より祈念いたします。

同時に、地元出身の明德義塾高校の野球部キャッチャー、4番、古賀選手の夏の甲子園大会での活躍はすばらしく、目を見張るものがありました。今後ますますの活躍を心より祈念いたします。

それでは、本定例会での一般質問を行います。

貴重な60分の時間をいただきましたので、ぜひ内容のある議論を行いたいと思います。そこで、執行部におかれましては、ぜひ簡潔明瞭な答弁を求めます。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

今回の私の質問は、大きく3点です。

まず、1点目の質問は、柳川市の平成27年の観光客入り込み数は136万人と、前年と比較して10万7,000人が増加しておりまして、過去最高となりました。しかしながら、これまで本市の課題であります年間の宿泊客数、これは4万7,000人と伸び悩んでおります。また、年間の白秋生家の入館数も5万3,000人ということで減少傾向です。

市長は、年間宿泊客目標を10万人とされておりますが、この目標を達成するためにどのような施策を展開されるのか、今後の施策を具体的にお聞きします。

次に、質問項目の順位が前後しますが、本当に必要とされる市民文化会館とは何かについて質問いたします。

今回、施設設計案が提出されておりますが、メインホール800席、そして全体設計、そしてイベント計画内容、また、駐車スペースなどでの疑問点を多くの市民の方々からいただいております。

そこで、本定例会では、この市民からの質問及び意見を中心に質問をさせていただきます。

3点目は、佐賀空港オスプレイ等配備計画についての質問です。

国防の施策として進められている中で、柳川市としての対応及び今後の具体的方針をお聞きします。この定例会では藤丸議員、三小田議員、白谷議員3名から質問がありました。重複する点もあるかと思いますが、改めて質問をいたします。

以上、大きくは3つの質問を行います。

これから先の質問につきましては自席から一問一答方式で行います。60分の限られた時間です。市長及び執行部の簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

15番（緒方寿光君）続

まず初めに、年間の宿泊客数を10万人にするための本市の施策について質問いたします。

先ほど申し上げましたが、年間の入り込み観光客数は年間で136万6,000人、前年度から10万7,000人増加したということで過去最高です。そのうち外国人観光客については14万9,000人で、前年の9万人と比較をしまして、実は正確に65%以上増加していると思います。観光事業に従事された方々、そして柳川ゆるり旅や柳川市のPRに尽力された方々に対しまして、敬意を表する次第であります。本当に御苦労さまでした。

しかし、残念ながら、この柳川市の課題であります観光の宿泊客数の数は4万7,000人ということであります。そして、白秋生家の入館者についても5万3,000人ということであります。これは私自身は福岡県のふるさと旅行券事業等々の成果が出ていると思いますが、ま

だまだ残念ながら通過型観光、これを脱却していないという現実があります。日帰り観光、大半を占めておりまして、宿泊客は大体年間、27年で全体の3.5%にとどまっているということでもあります。

さらに、福岡県内どうかと調べてみましたが、観光の状況はどうなっているのか。平成25年ですが、福岡県観光入込客推移調査によりますと、柳川市の観光入り込み客数は福岡県内で16位と、そして、宿泊率は3.4%、滞在型実現されておらず、県内で実は23位だということでもあります。また、1人当たりの観光消費額と申しましょうか、これが4千円前後ということでもあります。

そこで質問します。市長は、宿泊客数10万人を、つまりは現在の4万7,000人ですか、これを倍にされる目標を掲げてあります。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。

今回、柳川駅東口のちょうど降り口に、ホテルが来年オープンされる予定でございますが、今現在の柳川市の観光客、宿泊客の受け皿、これが1日最大で600人ということでもあります。そして、来年新しいホテルがオープンしますと、1日最大で180室、人数に換算すると約300人ほどになるのではないかとありますが、この分の増加が見込めるところであります。

そこで質問をしますが、市長は今後もこのビジネスホテルなどの誘致を引き続き行っていくのか、行っていないのか、この点について、市長の見解をお示しいただければと思います。

産業経済部長（成清博茂君）

議員の今後もビジネスホテルなどの誘致を行っていくかとの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、現時点での市内の宿泊施設の宿泊客の受け皿は最大で600人と、さらに駅東側の区画整理事業に伴い設置しましたホテル誘致条例により進出が決定したホテルルートインが来年開業いたします。それを勘案しますと、合計で、人数で受け皿が約850人ということになります。十分な宿泊客の受け皿ができることになろうかというふうに思っています。

年間の宿泊客10万人を目指していくに当たりまして、現段階での対応は可能ではないかというふうに思っております。しかしながら、今後の積極的なビジネスホテルの活動は、市内のホテルまたは旅館の経営も念頭に置きながら進めていかなければならないと思っておりますので、今後の情勢を見きわめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

今後の情勢を見きわめていくということなんで、これ以上突っ込んだ質問をしません、

今後、この西鉄柳川駅西口に、これまでどおりにそういう展開を考えているのかどうか、ビジネスホテル誘致の展開を考えるのかどうか、ここはいかがなんでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

当然、お客様方の選択肢の一つとしては、魅力あるホテル、旅館があるのにはこしたことがないというふうに思っております。しかしながら、先ほど言いましたように、ホテル、旅館の経営等も考えながらやっていかないといけないということもありまして、民間の活力を生かすのであれば結構だというふうに思いますけれども、市としての支援はどうかというふうに思っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ちょっとよくわからないんですけどね。いずれにしても、今後もこのビジネスホテルについても、稼働率等々を見られた上でいろんな判断があるのではないかと思います。特に私は、オリンピックまでは訪日外国人の方々も多くなると考えておりますので、ぜひ稼働率等々注視しまして注視というのは、しっかり見ていただいて、柳川市としてもやはり誘致計画を含めて検討していく必要があるのではないかと考えております。

2点目の質問なんですが、柳川の夜と早朝、これについてにぎわいづくり、そして魅力づくり、これに欠けているのではないかなという感じを受けます。具体的には、白秋祭だけではなくて、特に今、夜の川下りもあっておりますが、ここの充実、そしてまた武雄市の御船山楽園みたいな形で竹灯り、納涼竹灯りでしょうか。このクリーク沿いの竹灯りでの演出、そして朝市、観光客のための朝市。ここをやはり充実していかなければ、なかなか受け皿づくりということになったときに魅力づくり、ここをやはり充実させていかなければ、個人観光客がこれだけ伸びている時代でありますので、なかなかふえていかないのではないかと考えておりますが、この点での市の施策を聞かせていただきたいと思えます。

観光課長（松藤満也君）

緒方議員の質問にお答えします。

夜と早朝の魅力づくりと、にぎわいづくりということでございますが、観光まちづくり推進委員会からの提言においても、議員御指摘の滞在力強化事業やナイトメニューの開発が掲げられているところでございます。

具体的な施策につきましては、観光協会や旅館組合などと連携しながら、柳川ならではのこだわったメニューづくりを進めているところで、例えば、国指定名勝「水郷柳河」に指定された掘割をめぐる川下りでは、灯り船や観月船、近畿日本ツーリストと連携した「おもてなしお堀めぐり」など、四季折々の柳川の夜の川下りの商品化や、どんこ舟でのバーベキュー、夜の川下り、灯りのライトアップとか、そういう演出なども研究をいたしております。通年で楽しんでいただける取り組みを進めているところでございます。

また、9月22日から始まります「水郷柳川ゆるり旅」でも、天体観測企画や白秋祭水上パレードの打ち上げ花火での観覧企画とか、早朝メニューでは魚市場見学企画や中島朝市の企画なども開発を進めていくとともに、通年のメニューについても旅館組合などと連携しながら検討を進めておるところでございます、そういう滞在力の強化を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

次の質問に行きますが、ぜひ具体的な内容を聞かせていただきたいと思います。

特に修学旅行の年間の入り込み客数は、大体2万人と聞いております。これは3年間余り数は変わらなかったということなんですが、私は修学旅行の誘致、PRも含めてそうなんだろうけれども、受け皿づくり、これを今柳川はやる必要があると強く考えます。

それはなぜかと申しますとね、修学旅行、この目的いろいろあると思いますが、修学旅行生にやはり来ていただくことによって、北原白秋生家、この入館は多少なりともふえていくと思います、やっぱり目的があるものでしょうからね。そういうことも貢献していただけたらと思いますし、特に農産物や、そういった意味では漁業体験、農産物の収穫体験、これもやはりもう少し推し進めていかなければいけないと考えています。

例えば、今ムツかけとか、くもで網、これは7基設置をされておりますが、当然ここに体験をしていただいて、その後、そこでとれた魚を実はむつごろうランド、その種かいわいを活用しまして食べて、自分たちで料理して自分たちで食べるだとか、そして、キャンプをできるとか、そういう創出をしていくとかですね。このことは、やはり修学旅行生を誘致するに当たって、やはり受け皿づくりとしては、私は今のこの柳川市の現況を考えますとね、ぜひやるべきことではないのかなと思います。そして、リピーターとして大人になってからまた柳川にも来ていただくという効果もあると思いますので、ぜひこの点での柳川市としての修学旅行生の誘致に対してのセールス、そして受け皿づくり、これ具体的に聞かせていただきたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

緒方議員の質問にお答えします。

まず、修学旅行生の入り込みについてでございますが、平成27年で約2万1,000人でございます。これはここ3年間、同水準で推移をいたしております。

熊本地震の影響で、九州への修学旅行の多くが行き先が変更されておまして、現在粘り強く戻ってきていただくように誘致活動を進めておるところでもございます。

観光まちづくり推進委員会から修学旅行誘致を重視すべきという提言をいただき、福岡観光プロモーション協議会や福岡県、九州観光推進機構などと連携して積極的に修学旅行の誘

致活動を行っております。

一方で、誘致活動の地域間競争が激しくなっておりまして、小・中・高といった年代別、九州、関西、関東といったエリアごとに平和学習や農漁業体験、民泊体験、班別研修など求められるメニューが多様化しているのも現実でございます。

このため、柳川ならではの体験メニューとして、例えば、小学生の教科書にあります「低地の暮らし」の学習を加えたメニューや有明海のくもで網体験、ムツかけ体験、干拓地での農業体験などを提案いたしておるところでございます。

今後も児童・生徒と市民が交流できる環境をしっかりと整えていきたいというふうにも考えておりますし、積極的に取り組んでいきたいところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして、さらに先ほどいろいろ申しましたが、柳川市としての受け皿づくりの点で、ちょっといろいろ考えてみましたけれども、やはり市長が以前言われていた農家民泊とか農家民宿でしょうか、そして、農漁業体験、柳川ツーリズムと申しませうかね、ここをやはり積極的に進めていくべきだと考えています。

特に柳川市は、第1次産業盛んですしね、大分の安心院なんか行きますと農家民泊ですか、これは案外人気ございまして、非常に地理的にも気候的にも、案外柳川としては進めていく価値のあるものだと考えております。

ちょっと調べてみましたけれども、農家民泊ということになりますとね、農家の方だけではなくて、当然その農林漁家の方たちも含んで運営する民泊、そして、正式に農家民泊というそうなんです、基本的には、宿泊料に当たる代金は徴収しないというのが基本であります。しかしながら、食事代とか、その体験指導の対価は受け取れるということなので、私は、修学旅行生についても、さまざまな施策をやはり受け皿として展開できる受け皿がこの柳川にはあると考えております。当然、料理についても年輩の方々、大変上手な方々がかなりおられますしね、そういうやはりマンパワーを、もっと元気になっていただく、生かすという意味からも、やはり農家民泊、漁家民泊、これについては、もっと積極的に進めていく必要があると思います。この点について昨年の取り組み、そして今後の方針、具体的に聞かせてください。

農政課長（林 誠君）

農家民泊のこれまでの経過と今後の方針について、議員お尋ねについてお答え申し上げます。

農家民泊の取り組みにつきましては、昨年の12月議会で御説明しておりましたように、平成26年度にグリーンツーリズム推進のための地域おこし協力隊員を採用し、研修などにより知見を深め、農家や関係機関とのつながりを広げてまいりました。

昨年度は、農家民泊に関心を示される農家に、9月と3月に東京の大学生を招き、合計5人のモニターとして農家に宿泊していただきました。また9月16日には、参加者15名により農家民泊セミナーを実施してきたところです。

3月には、農家民泊に関心を示してある農家を対象に、実際に沖縄のほうで農家民泊を体験していただく研修を行ってきました。

本年度は、さらに民泊に意欲を持つ農業者の現地研修の実施や支援を行い、農家相互で民泊の課題を交換し合う場や関係機関からの情報収集などを実施して、さらなる農家民泊の整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひこの点についても、積極的にやはり農家民泊を育てるんだという気概を持っていただいて、進めていただきたいと思います。

次に、外国人観光客、これが急激に増加しておりまして、14万9,000人と年間なっているところです。そして、その半分が台湾、その次、韓国、次がシンガポールでしたでしょうか、どちらでしたでしょうか。大体この台湾から8万人来ていただいているという中で、柳川市としては、わかりやすい日本語をおもてなしとして今後展開していくと、これは非常に素晴らしいことだと思います。私は、それにあわせて英語も含めて、さまざまなハード、そしてソフトの面からも、おもてなしの事業を含めて、もっと大々的にこれだけ外国人観光客ふえていますので、積極的な施策があつていいのではないかと考えておりますが、ハード面、ソフト面で、具体的に今後の施策を聞かせてください。

観光課長（松藤満也君）

外国人観光客に対する受け皿についてでございますが、昨年65%増の15万人のお客様にお越しいただきました。

昨年度は、国の地方創生交付金を活用して「おもてなしフリーWi-Fi」整備を初め、4カ国語のパンフレット「エンジョイYANAGAWA」や「おもてなしハンドブック」の制作、海外向けのプロモーション動画「さげもんガールズ」によるPRを行ってきたところでございます。

今後ふえていくと予想される個人、少人数グループでの旅行需要を見きわめながら、さらに受け入れの質を高めることや、体験・食といった魅力を磨き上げて柳川ファンをふやしていくとともに、まずはやさしい日本語ツーリズムをしっかりと成功させるとともに、今月、韓国の国際観光展や東京のツーリズムEXPOジャパンなどがございます。九州・福岡と連携しながら誘致プロモーション活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

例えばハード面、ちょっとこれは通告しておりませんでしたけれども、観光庁は実は訪日外国人をさらにふやすと、そういう施策で、休憩所やお土産の販売スペースなどを併設した新しいタイプの観光案内所整備、そして、改良に係る費用の最大半額を補助するという方針を決めて、観光案内所の整備を含めた関連費155億円ということでございます。2016年の第2次補正予算案に盛り込むということですが、このような国の施策を大いに利用して、今の柳川の観光案内でもそうなんです、さらに充実をさせるということは考えられないんでしょうか。そこを濟みません、通告しておりませんでした、聞かせていただきたいと思っております。

観光課長（松藤満也君）

観光案内所にそういうお土産品と一緒にできないかというお話でございますが、これまでも検討をされてきておりまして、駅前ちょっとスペース的に厳しいんですが、沖端の観光案内所についてでございますけれども、検討した結果でございますが、スペースの関係、当然スタッフの関係、周りの商店街との差別化とかいう関係で、現在も研究を続けている段階でございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

大いに研究していただいて、ぜひこのやっぱり補助金なんかも再度、やはり前向きな検討をぜひやっていただく時期に来ていないのかなと私自身は強く考えておりますので、一歩踏み込んでぜひ検討をしていただきたいと思います。

次の質問をします。

白秋生家の入館数が大体、平成27年が5万3,000人ということで、前年から1,500人が減少しているところなんです、今後減少を食い止める策、これは今、白秋生家の館長を含めて皆さんも努力されてあることは私はよくわかっているんですけどね、もっとやはり効果的なことも多少いろいろ検討していく必要があるのではないかと思います。

例えば、川下り会社などと提携をしましてね、お客さんが川下り会社の窓口に来られてチケットを買おうというときに、白秋生家のチケットもそこで同時に、何か特典をつけて買っていただくことも今後検討する必要あるのではないかと思います。確かに川下り会社の料金はばらばらですけどね、そことセットに全ての金額を合わせろということではなくて、その窓口で北原白秋生家の入館のチケットを買っていただくということであれば、何らかの特典をつけて、そこで販売をしていくとか、そういうことは必要だと考えます。

それはなぜかと。年間38万8,000人の方が川下りをされているわけですよ。となりますと、やっぱりその窓口に来られているお客様は、この人数はあるということですので、そこでやはりPRも含めて、チケットも特典で販売をしていくと。当然それをやることによって入館者も多少ふえると私は考えますし、沖端のその地区の回遊と申しませうかね、それ

も、回遊客もふえていくと私はそう考えるんですが、この点についての市の施策がありましたら、ぜひ聞かせてください。

観光課長（松藤満也君）

川下りなどと白秋生家が提携したチケットの販売でございますけれども、現状としましては、川下りの多くが終点まで行かなくて御花付近で下船して、周遊がとまっているということで、白秋生家までのお客様の足が向いていないという要因が一つあると認識しております。

本市としまして、白秋生家の入館をふやすために積極的にパンフレットに掲載したり、白秋生家への柳川フリーWi-Fiの設置、西鉄の二モカを利用できるようにするなど改善をいたしておるところでございます。先月の8月には西鉄福岡天神駅の大型のアドスクリーンにも掲出をしたところがございます。

議員御指摘の川下りとの提携につきましては、これまでも検討されてきた経緯はあるんですけれども、船会社の料金が統一できていない状況で、どこが取りまとめ、どのようなやり方ができるのか、今後、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

調査研究していただいて、ぜひ一步踏み込んで、あらゆる検討をしていただきたいと考えます。

この件で最後に、市長に御質問させていただきますが、年間の宿泊客の目標を10万人とされておるんですが、これはいつこの目標を達成されようとするのか、そして今後の市長としての施策、これについてお聞かせをいただければと思います。

市長（金子健次君）

緒方議員から、いろんな形で御提言をいただきましてありがとうございます。観光課長とか農政課長、また部長とも十分打ち合わせしながら、私のかわりに答弁をしたものでございますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

宿泊客10万人を達成する時期と意気込みについて御質問でございます。

宿泊客を倍増させることで、柳川の地域経済への波及効果をさらに高めていきたいと考えているところでございます。

ことは1月に大関琴奨菊が初優勝いたしました。また先月は、きのうからずっとそれぞれの質問の議員のほうからお祝いの言葉を述べられておりましたけれども、リオで坂井聖人選手が競泳で銀メダルを獲得し、世界に柳川を発信してくれました。41のメダリストの中で地元への感謝の言葉で柳川を言ってくれたのは坂井君だけだったというふうに思います。

また先日は、レーサーの井口卓人君が国内最高峰のレース、スーパーGTで初優勝すると、鈴鹿サーキットですね、そういうことも話題となりました。明るいニュースが続いておりますし、大関には連絡があって、9月場所は日曜日から始まりますけれども、調子がいいとい

うことでございますので、ぜひもう一回話題に、相撲の話題に乗るように柳川市としても応援をしてみたいというふうに思いますし、結構柳川が今注目をされておるというふうに思っております。

また、地震の影響につきましても、先ほど観光課長が答弁したとおり、7月から始まりました九州復興割引などで予想を上回る回復傾向があるようでございます。ななつ星等についても、ここ7月また9月等については、こちらの柳川のほうにJR九州が配慮いただきまして、こちらに観光していただいたことを感謝したいというふうに思っています。

このように、本市への旅行需要の増加が見込まれる中、国の地方創生交付金事業に採択された有明海と干拓地を活用した、くもで網漁体験やムツかけ体験、農業体験を初めとした近畿日本ツーリストと連携した「おもてなしお堀めぐり」などナイトメニューを充実、「水郷柳川ゆるり旅」など、受け入れの質を高めたいと思います。先ほど答弁したような内容でございます。

プロモーションにつきましても、やさしい日本語ツーリング事業の台湾トップセールを初め、これも11月には台湾の文部省等にも行ってセールスをしたいと私自身は思っているところでございます。インバウンドの誘致や国内外の商談会において、宿泊施設の情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

先ほどの質問では、ビジネスまた観光ビジネス等についてももう少し誘致をするのかということだったんですけれども、一応3月にルートインさんがオープンいたします。状況を見きわめながら、今後は考えていきたいと私は思っております。

本市の伝統的な旅館の和の文化と、来春にはビジネスホテルがオープンいたします。柳川に泊まる魅力づくり、宿泊に結びつく事業を充実させて稼働率を高めて早期に、ずっと以前は10万人の宿泊がありましたので、それを復活させたいというふうに考えているところでございますので、それを目標に職員挙げて、また観光関係の皆様と一緒に、柳川のほうに出向いていただくようお願いをしたいと思います。

今度10月には九州市長会が、4年前ありましたけれども、今度は大牟田であります。大牟田市のこの中にも柳川のほうを、コースを入れていただいておりますので、さらにそういうことでの発信をしてみたいというふうに考えて、宿泊客、経済効果があるような泊まるお客さんが下地ができつつありますので、10万人目標にこれから一生懸命努力をしてみたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

次の質問に移ります。

まず、2点目は市民文化会館、これについて質問をさせていただきます。

多少厳しい内容のものをたくさん私なりにいただいておりますので質問をさせていただきます。

ますが、特に今の柳川市民会館の平成27年度の利用状況、これを調べてみますと、稼働率で利用可能日数360日、そのうち、利用日数77日、稼働率21.4%ということであります。

次に、大ホールの利用状況、内容はイベント45件、事前準備28件、練習リハーサル8件、合計で81件ということであります。

そして、イベント45件の参加者数の人数別、これをちょっとデータいただいておりますけれども、500人以下が19件、501人から600人4件、601人から700人6件、701人から800人が2件、801人から900人が4件、901人から999人が2件、1,000人が8件ということであります。内訳は音楽が22件、そして演劇5件、落語1件、発表会6件、会議6件、式典・大会5件ということですが、質問をさせていただきますが、今回、メインホールの計画800席ということなんですが、平成27年度の市民会館のイベントの参加数をベースに見た場合には、年間のイベント14件、つまりは801人を超えるイベント、これについて、今回の計画の施設では対応できないことになると考えておりますが、そこについて、市として今回のこのメインホール計画800席とされている根拠をぜひ示していただきたいのと、これまで市民会館で大きなイベントあっているのに入り切れない方々、これから出てくると思いますが、これについて対応はどう考えてあるのか、お聞きします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

平成27年度の現市民会館の大ホールの利用状況を議員より御説明していただきました。つけ加えますと、平成25年度、26年度におきましても、大ホールの800人を超えるイベントの開催状況は12件と、いずれも全体の約3割程度にとどまっております。

大ホールの利用を見ますと、300人から800人程度での利用が最も多い状況でございます。

さらに、市民会館は1,012席の定員となっておりますが、椅子の座面が狭く間隔も狭い、このため、長時間の鑑賞に向いておらず、以前から利用者の方から快適な鑑賞空間を求める声が多く寄せられていました。新しい文化会館を考えますときに、限られたスペースの中で快適な鑑賞空間を確保するという面からも、座席数について検討をした次第でございます。

これらを踏まえまして、利用者にとって、使い勝手がよくて快適に鑑賞できる座席数といまして1階約570席、2階約230席の2層から成ります800席のホールを整備しようとするものでございます。

また、800人以上のイベントはどう対応するのかという御質問でございますが、確かに新たに整備いたします市民文化会館の大ホールは800席の計画としておりますので、座席を固定した状態では800人を超える催しの対応は困難になります。

そのため、800人を超える規模の催しを行う利用者の方々には丁寧に御説明をするなどして、座席数に御理解をいただくように努めたいと思います。

なお、800席以上のイベント開催を希望される方には、今回のメインホールは座席を収納して平らな広い空間をつくることができますので、そちらに折りたたみ椅子を設置していた

だくことで対応することも可能であるということをお知らせしながら、今回のホール規模に対して御理解を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

再度質問します。

仮に35億円、40億円使って、今回建設されて800席、先ほど答弁がありました、これに入り切らない方々は、折りたたみ椅子、パイプ椅子のことですかね、それで対応していくということですか。

そして、800人以上にならないように案内をかけていくと、こういう何か説明をいただいておりますが、ちょっとよく私としては理解できないんですけどね、そこをもう一度聞かせていただけませんか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員は800人にならないようにということでおっしゃいましたが、800人を超える場合については、折りたたみ椅子での対応が可能ですよということを御説明しながら御利用いただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

再度質問をしますね。私は冷静に考えたときに、いろんな文化施設、社会施設ということで収支、これについて余り厳しいことを言うなという意見の方も中にはおられますが、私はそうではなくて、逆に稼ぐ力をどう創出するのか、ここにやはり今後は力を注ぐべきではないかと考えます。

それはなぜか。それは今後、柳川市の財政は今以上に厳しくなるというのはもう目に見えているわけでございまして、建てる時はいろんな交付金、補助金あると思いますが、その後30年、それ以上、ここに維持経費は必ず毎年毎年1億円前後かかっていくことになるでしょうけど、これは柳川の財源を出していくことになるわけであります。

今回800席ということでいろいろ御説明いただきましたが、イベントの内容を含めてどういう計画をしてこの800席の席数を最終的に決定されたのか。どんなイベント、そして可動の椅子で収納できるとかいろいろ言われますけど、茅野市も、私もちょっといろんな話を聞きますとね、可動式の椅子は非常に軽くしてあるんで、なかなかその椅子自体が座りにくいことが物すごくあるんですよ。そして、収納したり出したりするときにアルバイトをやとってやらなくちゃいけないんですよ、そういう声もいただいているんですよ。

そんな中で、この35億円から40億円かけて、ここになぜ焦点を絞られて800席に限定されるのか、ここを再度、部長もしくは市長に御答弁をいただきたいと思います。

市長（金子健次君）

800席については狭いのではないかという御指摘等でありました。

当初、私自身も、現在の席が1,014席ありますので1,000席を確保したいなというふうに思っていました。

しかしながら、いろんな専門家の意見を聞きますと、1,000席というのはかなり中途半端で、興業が打てない、いろんなことをやっても逆に空席が目立つと、そういうことで逆に言うたら1,500ぐらいが必要であるし、逆にまた800、どちらかを選択する必要があるんじゃないかということでした。

県内、最近では八女市がおりなす八女ができましたですね、そこは800席、人口6万6,000人、本市が6万8,000人でございますけれども、同程度の規模ということで思ってもらっていただいてもいいと。

私は今回、市民文化会館をつくるに際しましては、市民の方々が使いやすいような、市民を優先するような、この柳川の文化の薫りがするような、そういう音楽ホールをつくっていききたいということでございます。市民の方から、ピアノを買ってもらいたいと20,000千円寄附をいただきました。ピアノだけではいけません。その音楽ホールは、音響に優れたホールでなければなりません。

そこは、今、八女市の市長にお尋ねしましたところ、N響や九響の指揮者が来て、本当にすばらしいおりなす八女のホールだと、800席が音響にとっては一番適当な数字ではなかろうかということでございます。

確かに私自身も思うし、空席が目立たないような形で、今、柳川市の1,014席は、席は私のような太った者じゃなくても狭いですね。前の席が狭い。縦横は少し広めてつくりたいなと、余裕を持って鑑賞したいなというふうに思っています、そういう計画を今、基本設計の中に、また実施設計の中で組み込んでいきたいというふうに思っております。

そういうことで、もう1つは、2点目は財政規模ですね。

財政規模がないと、将来的な人口の問題を含めまして、私は市民に優先をしたいのは、市民のためのホールをつくってほしいと、今、興業の問題が出ました。稼ぐホールということについては、そういうときのホールについては、私は2回公演をしてもらいたい。1時に開演、2時に開演して、夜の6時からもう一回歌謡ショーをやらせてもらっても構わないと、そういうことについて、1,600人の入場人員が確保できると。そういうことで、歌謡ショーも楽しんでもらいたいというふうに思っているところでございますので、最終的にはいろんな形の御意見を、専門的な御意見を参考にしながら、800人を決めまして議会の全員協議会の中でお諮りをして、今、基本設計に入っているところでもございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私は実際に、この柳川市民文化会館基本計画（案）、これに対する意見もさまざま聞いておりますが、厳しいのが物すごくありましてね、まず意見の概要を言いますけどね、建設事業に関する予算及び収支予測、資料が添付されていないのは基本計画としてどうかと。合併特例債を活用して、市の負担を抑えて建設できる見込みなのだと思うが、それでも建設費の3割は市の負担となる。また、建設費以上に市の財政を圧迫するおそれのある維持管理について、最低でも開館後5年程度の収支予測を立てなければ市民は納得できないと思う。収支計画を立て誘致すべき団体があるなら、その団体との連携をベースにするとか、それから必要な設備を検討し基本計画に反映される、これが筋だということによってあります。結局、管理運営費が市の財政を圧迫するんじゃないかという強い質問であります。

そして2つ目は、稼働率考えると市からの持ち出しによって運営されると思う。単に老朽化だけが理由ではないはずだと。その根本的な課題に対する解決策の検討もないまま、この施設を新設するのは税金の無駄だと指摘されても仕方ないのではないかと。こんな意見も実際ありますよね。

これは市に出されている意見だと思いますが、ここについてどう考えられますか。確かに文化だと、社会資本整備だ、私はそれでいいと思うんですけども、やはり後世の人間は維持管理をしていかなくちゃいけないんです。それを考えますと、私は、これは私の考えですけども逆に、市長が先ほど言われましたけれども、私は最低でも1,200席以上、これをコンパクトにつくるほうがもっと興業収入は見込める、そこは営業の仕方だと思いますけどね。やはり稼ぐことも考えないといけないんじゃないでしょうか。

確かに文化、文化、それは一番大事ですけども、維持管理するのはやはり市民の税金ですよね、維持管理費は。ここを考えると、やはりバランスよくそこは考える必要があるのではないかと強く思います。

そして、ここにパネルをちょっと、（パネルを示す）余りわかりづらいかもしれませんが用意しましたけれども、私自身は、この創造の中庭ということで物すごく広くとってあるところがあるんですが、こういう空間が何に使われるのか、そして楽屋も7室つくってある、そして2階には練習室も3部屋ある、そして、この北側のイベントスペースも広くとってある。そして、前回、全員協議会でもいろんな話が出ていましたけれども、駐車場スペース245台と、このこともいろいろ、いや、これはちょっと大混雑するんじゃないかと、出入りのときに非常に苦慮するんじゃないかという意見も出ていました。

やはり全体像を考えたときに、私自身はもっとコンパクトにできる部分があるのではないかと。そして、メインのホールをもう少し充実をして、無駄とは言いませんけどね、ちょっと目的がよくわからない部屋については再度検討して、やはりメインホールを充実するというぐらいのことをなぜ考えられないのかということ私自身は多少考えておりますけどね、この点について、もう一度この設計の見直し、そして配置の見直しも含めて、ここの部分で

う考えられているのか、それを質問させていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

今、函面で緒方議員のほうから説明がございました。これについては議会のほうにも御説明をいたしたところでもございます。いろんな小さいこと等についてはこれから詰めなければならない分があると思います。駐車場の問題についても、警察との、出入り口の問題がありますので、その分十分詰めて、利便性がいいような、市民が大きな事故が起きないような形等も十分に配慮していきたいというふうに考えております。

今回の設計に当たっては、日本設計という会社でございますので、NHKホールをつくられた会社でございますけれども、実際の設計者は、代表の方はハウステンボスをつくられた方でございます。実際ハウステンボスの運河があると。運河があるということは柳川市にとって、やっぱり興味があって今回設計に参加したということでは言われました。そういうことは日本に誇れる、世界に誇れる、恐らく文化会館ではないかと。

そういうクレークの中において、そして、その船着き場から市民会館、市民文化会館に入っていくということについて、大変非常にやりがいがある仕事ではないかというふうに思っておられるようでございます。そういうことに大変期待をしております。

そういう面についてもいろんな意見がありますし、専門的ないろんな、今入っておる九響の方とか大学の教授とか、いろんな形がありますので、そういうことを、議会の意見も十分参考にしながら、最終的な詰めの段階で加えて基本設計を上げていきたい。そして実施設計に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私は、済みません、しつこくこの件についてはいろいろ話をしていますけど、どうせつくらなければならないものをつくらなくちゃいけないと、稼働率の上がるようなものをつくったほうがいいという提案を、実はこれまでもいろいろ議論させていただきましたが、やはり大事なのは、どういう使い方をするのか、イベント内容、そして収支計画、そして、施設の管理計画、管理運営、維持費、ここが一番やはり市民としては注目をされている部分は物すごくあるんですね。これが全て煮詰まってから全てを出しますという問題では、私はちょっとどうかなと思います。同時にやはり出していくということが望まれると思いますが、この件について教えてもらえませんか。

市長（金子健次君）

全員協議会の中でも、維持費、管理費、運営費等についてはいつも質問をされるわけでもございますけれども、現在の基本設計を詰めて、実施設計を詰めていくわけですが、規模に応じてその分の計算が出てくるわけでございますので、簡単にどここのホールに合わせて、どここの会館に合わせるのとは出ますけれども、それではやっぱり信用性がないとい

うことで、精度を高めたデータでお示しをしたいというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

800席については、そのことで、1,200席とか1,500席とか、そういうことは財政的な規模を考えて将来の人口を考えた場合、柳川市としては、市民のための、市民が使い勝手がいい大ホールをつくっていききたいと。そして柳川に特化した、柳川に一流のアーティストが来るような、柳川の市民文化会館はすばらしい、音響がいいという形でアーティストを呼びたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

次の質問に移ります。オスプレイの配備計画について、市の対応について質問します。

まず、今回9月1日に自衛隊の相浦駐屯地で総合防災訓練がされて、そこに柳川市のほうから視察をされて、そして、オスプレイが活用されたということではありますが、具体的に高度の違い等々いろいろあると思いますけど、音の現況はどうだったのか、示される範囲で結構ですので教えていただけますか。

生活環境課長（武田真治君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

9月1日に長崎県佐世保市での総合防災訓練が陸上自衛隊相浦駐屯地内で行われまして、米軍のオスプレイ2機が参加しておりました。本市からもオスプレイ対策チームのメンバーであります私、生活環境課長、それと水産振興課長、生活環境課ほか2名、計4名が視察を行いました。そのときに、オスプレイが離陸するところを1回、着陸するところを2回見ることができました。オスプレイの離着陸の場所から200メートルほど離れたところで見ることができましたので、イメージとしては、佐賀空港の滑走路内で見学しているようなイメージで離着陸の音を聞いたような状況でした。

その時点での推測高度200メートルくらいから着陸までを、簡易の騒音測定器によって計測をいたしました。1分間計測を行いまして、着陸時が最大で91.7デシベル、最小で75.9デシベル、1分間の平均の数値は83.6デシベルでありました。また、離陸時につきましては1分間計測を行い、最大で98.4デシベル、最小で54.9デシベル、1分間の平均が84.1デシベルでありました。離陸時に50メートルほど上昇した後に、高度を上げて飛び立ったわけですが、その後方では気になるほどの音はありませんでした。

また、今回の防災訓練があった会場には救助用のヘリコプターも飛行しておりましたが、オスプレイの音について、救助用のヘリコプターと比べて、特に大きいという印象はありませんでした。

なお、上空500メートルを飛行した際の音につきましては、海上の上のほうに飛んでいきましたので調査することはできませんでした。

以上です。

15番（緒方寿光君）

9月2日に市民会館で、防衛省主催の説明会が開かれたわけなんですけど、出席をしましたが、特に説明会の中で質問がありました。

3点ほど質問させていただきますが、市民からの質問で「場周経路までの柳川上空の飛行ルートはわからない」、これに対して、回答は「離着陸ルートは風向きによって変わり、パイロット判断になる」ということでした。

（パネルを示す）このパネルで説明しますと、この場周経路ですね、多分このことだと考えますが、外回りがオスプレイ、中がヘリだということなんですけど、ここに入入りするまでのやはり移動の際に、南東、そして北のほうもあると思うんですが、柳川の上空は必ず通ると私は考えておりますが、この点の柳川としての考え方、今後の対応、これについて教えていただけますか。

市民部長（石橋正次君）

私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

佐賀県のほうが提出しておりました4回目の質問書の回答の一部が、九州防衛局のほうから8月26日にあるところがございます。その回答書の中に、佐賀空港から主要な演習場への飛行経路が想定した場合ということで回答がなされておりますので、それに基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

1つ例えますと、日出生台演習場へ向かう場合につきましては、空港離着後に筑後川を上昇し、幹線道路に沿って進路を変え、八女インターチェンジから高速道路沿いに北上いたしまして、久留米インターチェンジから筑後川沿いを東に向かうパターンが1つあります。

それから、大野原演習場へ向かう場合には、空港離陸後に有明海から幹線道路に沿って進路を変え、南関インターチェンジから高速道路沿いに南下いたしまして、御船インターチェンジを経由して目的地に向かうパターン、そういったパターンの4つの演習場へ向かう想定経路が今回示されたところがございます。

それから、演習場から佐賀空港へ帰るケースの場合でございますけれども、これ帰投に際しましては国土交通省が定めている空港周辺の位置通報点、これを通して經由することとなっているところがございます。柳川市周辺に考えますと、その位置通報点といいますのはJR大牟田駅、それから八女インターチェンジ、そして筑後川昇開橋、南関インターチェンジがその位置通報点になりますので、各演習場等から佐賀空港へ帰る場合は、そういった位置通報点を必ず通って帰るとというのが国土交通省のほうで定められているということでございます。

それから、オスプレイ等につきましては、離着陸、これにつきましては場周経路を經由して行うということがございます。これについては、海側の場周経路を基本的に行うというこ

とでございますけれども、安全に離着陸するためには、非常に航空機というのは風向きが大切でございます。それで風向きに応じて、東から進入するのか、もしくは西側から進入するのかをパイロットがそのときに判断をいたしまして、着陸をするということになると思います。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

緒方議員に申し上げます。

あと1分です。

15番（緒方寿光君）

はい、わかりました。

議長（浦 博宣君）

まとめてください。

15番（緒方寿光君）

はい。この質問の中では、オスプレイの計器飛行は行わないと約束してほしいとか、いろいろ話が出ました。でも、計器飛行の場合は民間機と同じルートを通りますよというような回答でした。やはり市民から一番言われたのは、デモフライトをなぜやらないのかと。これは柳川としては、この場周経路を使われる場合、そして、この計器飛行を使われる場合、そして、低空飛行があるのかどうか、まだこれはわかりませんが、ここの3つの場合分けをするぐらいの具体的なデモフライトをやはり要請していくというぐらいのことがなければ、多分、市民の理解は得られないと私は考えておりますが、デモフライトの要請、今後の要請です。

そして、もう1つはILS、これについてもやはりもっと積極的に要望していくべきだと。RNAVがだめだったらこれしかないと思っておりますが、この2点について市長、最後に御答弁をいただけたらと思います。（「もう時間」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

もうこれをお願いいたします、終了いたします。

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時11分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、14番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

14番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

お疲れさまです。14番、矢ヶ部広巳でございます。最後の一般質問者となります。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、私は毎年、両開の4キロ詰めのだうを送らせてもらっております。その柳川のだう、ことしが一番おいしかった、うまかったと、殊のほか喜ばれました。今も私は毎朝食べていますが、本当にことしのだうは特別においしいと感じたところでもあります。言うまでもなく、のだうは天候で左右されます。ある年は雨にたたかれ、日照不足で、おまけに台風でもやられ、注文した半分、つまり4キロ詰めや2キロ詰めのだうでしか送ることができなかった苦い苦い年もありました。ところが、ありがたいことに、ことしは台風の通る道がなぜか九州を避けています。おかげで台風の被害もなく、天候にも恵まれ、甘さが格段に増したようでもあります。でも、残念ながら、のだう農家を継ぐ後継者がなくてという寂しい声も聞きます。農業に限らず、ノリの業者も後継者不足で、柳川市にとってもこれからの大きな課題でもあるようでもあります。

さて、私は今回の一般質問では、4項目を取り上げさせていただきます。

最初に、さきに行われた参議院選挙での期日前投票での投票立会者の信じられないあらぬことによって替え玉投票扱いされたことについてたださせていただきます。

次には、新聞でも報道されました、税金の1年払いの口座振替金額の誤りに対する市がとられた対処に、電話よりもまず文書で謝罪すべきではなかったのか。なぜなら、電話口で「柳川市の ですよ」と言ったって、柳川市の職員ですという証拠は何もありません。

3番目に、柳川市の最大イベントの一つでもありますさげもん祭り協力者へ、なぜ金まで取るのか、それは逆ではないのか。

最後に、新しく道路ができるときに土地を買収されます。全部買い取ってもらえば問題ありませんが、必ず残地ができます。その残地の宅地変更についてということで質問をしたいと思ひます。

あとは一問一答、自席にて行ひます。議長の特段のお取り計らいをよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

14番（矢ヶ部広巳君）続

まず、最初の投票立会者のあらぬことで替え玉投票扱いとは。それは何かということで質問をさせていただきます。

先日の参議院選挙、Aさんは7月7日の仕事を終え、15時過ぎに、午後の3時過ぎに、自分の投票入場券を持って、この入場券を持って、本庁舎で期日前投票を済まされました。そのときは全く疑われることもなく何もありませんでした。また、自分のを持っていつてあるはずですから、あるはずがありません。

ところがです。翌日の7月8日になって、勤務先で仕事をされておりました。そして、立会者をBさんとしますが、BさんがそのAさんに近づいてこられて、「あなっつぁんな、きのう期日前投票はしたやっかんも」ち言われたんですよ。びっくりするばんも。自分な誰からか張られとつとやろうか、張り込みされとつと、何でこの人が私がきのう期日前投票ば柳川市役所の本庁舎でしたことば知っとらすじゃるか、恐ろしくなられた。私は当然だろうと思います。そして、さらにこう言われた。「あなっつぁんな選挙違反しとるばんも」ち、「犯罪ば起こしておるばんも」と、みんながおる市井の場で罵倒されました。この事実を選挙管理者並びに事務局は知ってあるか、お尋ねをいたします。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

この件につきましては、7月7日に柳川庁舎に期日前投票に来られた市民の方から、7月8日に選挙管理委員会事務局に連絡をいただき、山田選挙管理委員会委員長にも報告をしておりますし、電話連絡をしてこられた市民の方や御家族にも面会をしておりますので、承知しております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

そこで、当然Aさんはそのときに反論をされております。「何を言っておられますか。私は選挙違反なんてしていませんよ」と。それは今言ったように、自分のを持って行ってあるわけですから。それに対してBさんは、立て続けにこう言われましたよ。「何ば言いよるかんも。あなっつぁんな選挙違反しとるじゃっかんも」ち。さらにBさんは、「あなたが提出された入場券ば調べたばんも」ち言うわけですよ。「ところが、あなっつぁんの胸に書いてあるネームのプレートと違うとつた」ちいうわけ。「だから選挙違反ばんも」ちいうわけですよ。

そこで質問をいたしますが、投票が終わった後に、期日前投票が8時に終わりですか、その終わった後に立会者の人たちは投票入場券の確認をされているのか、それを伺います。お答えください。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

立会人の役割につきましては、投票が行われる際に、票の持ち帰りがいかなど投票事務の執行が公正に行われるように立ち会いをしていただいております。

そのため、疑問が生じたり、確認が必要と感じられたりしない限りは、投票後に立会人の方々が事務従事者に投票入場券の確認をされるということはありません。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、その日にということじゃろう。翌日になって、そういう問題を言うのか。それな

ら、その日にやっぱりすべきでしょうもん。あなつつあんなち、おかしかっじゃなかつかな。これはよそんとを持ってきて選挙すつとやなかつかんもち。ましてや、参議院選挙ですよ。市会議員か、そういう身近な選挙なら1票、2票で決まるから、リスクを背負って替え玉投票でもするですよ。しかし、一番 するかもしれんですよ。するかもしれん。そうでしょう。同数で、じゃんけんぽんで決まる選挙もあるんだから。しかし、参議院選挙は そう思われませんか。遠い選挙ですたい。それに何でそういう危険なリスクまで背負って期日前投票ばせやんかんも。私はそう思います。

期日前投票をして、期日前やなくても替え玉投票した場合、当然、略式命令で罰金が来ますよ。100千円近くの略式命令で罰金刑が来ます。さらには、3年か5年間の公民権停止も食らいます。そんな危険まで負って期日前投票をするはずがないですよ。それぐらいの私は常識と思うんです。それぐらいの常識が何で投票立会者になかったか。非常に私は嘆かわしい気がしてなりません。

さらに、Bさんはこう言われました。「今回は大目に見るばってんがら、次は許さんばんも」ち言うてある。何も不正なことをしていないのにこんなことを言われたら、誰だつて腹かくばんも。私はそう思いますが、どうでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

議員御指摘のように、誰でも穏やかではいられない発言であろうというふうに思います。以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

そうでしょう。「今回は大目に見てあげます、次は許しませんばんも」と。さて、このBさんはどういう身分の人かちやっぱり言いたいですよ。市の正職員か。こんな発言されたらですね。しかも、次も私はこの仕事をしていますということでしょうが。次は許されませんよと、今度だけは大目に見ていますと。もう次もこの人はそういう立場で雇うということは決まっとつとですかね。どうでしょう。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

議員御指摘の、この立会人の方につきましては、団体に推薦をお願いし、選挙管理委員会で選任をいたしました市民の方でございまして、これまでの選挙におきましても立会人として選任をしてきておりました方でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

きのうも高田議員が質問をされておりましたが、確かに報酬は安いですね。私も実際そういう投票立会者になったこともありますし、開票のときの立会者になったこともあるが、確かに給料は安い。だから、そこまで言うのは何かと思わんでもないですよ。しかし、やっぱりこれは許されるべきことやない。基本的人権の侵害も甚だしいのではなからうか、私は法

律家じゃないけれども、じゃなからうかと私は確信をいたします。

当然、やっぱりそういう目に遭うなら家に帰っておやじに話したり、子供に話したりするはずですよ。だから、当然苦情が私にはあったと思います。そこで、どういう対応をされたのか教えてください。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

7月8日の午後4時過ぎに市民の方から電話がありまして、すぐ選挙管理委員会事務局の職員2名が市民の方の自宅にお伺いをいたしまして、市民の方が期日前投票に行かれたことや、市民の方の職場で立会人から受けた発言内容など、詳しい状況の説明を伺いました。

翌9日に選挙管理委員会の事務局の私を含めた2名と総務部長の3人で立会人の自宅に伺い、話を聞きました。その結果、期日前投票をされた市民の方の住民票が柳川市にはないと立会人の勘違いと思い込みにより、期日前投票をされた市民の方からお聞きしたとおりのことを発言されておりました。

そのため、私どものほうから事実をお話ししたところ、立会人は、自分が間違いで、おわびをする必要があるということでありましたので、一緒におわびに伺うということになりました。

この結果を受け、その日の午後に選挙管理委員会事務局から立会人と一緒におわびに伺いたいとの電話をいたしましたけれども、強い口調で、「立会人とは会いたくない」とのことでした。

そのため、このままではいけないと思ひまして、同日の午後4時30分ごろに総務部長と私と2人で市民の方の自宅へおわびに伺いました。

さらに、7月21日の午後5時ごろ、今度は山田選挙管理委員会委員長と私の2人で期日前投票された市民の方の自宅へお伺いし、おわびを申し上げてまいりました。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

一番口、市役所にやかまし言うて電話したのは、Aさんかんと、それとも違う人かんと。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

電話をいただいたのは期日前投票をされた市民の方でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

最後までAさんが電話されたかんと。途中でかわっていないですか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

最初に期日前投票をされた御本人がお電話をされて、途中で御家族の方とかわりになりました。

14番（矢ヶ部広巳君）

家族というたっちゃね、ぼーっとすっちゃんね。誰ち言わんね。例えば、子供なり、孫な

り、御主人なり、私はそれを言ってもらいたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

途中で配偶者の方におかわりになりました。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、御主人とかわられたということでしょう。それは誰でも、自分なら自分でおさまるけれども、自分の家内がそげんしてやられたら、それは歯がゆかですよ。何ちや、俺のおかつぁんばばかにしてち。犯罪者扱いにして何ちゅうこつか。そうでしょう。何も悪いことしていないでしょうが。自分のこれは持って行ってしとらすとばんも。そんなら、これからはね、これに自分の顔写真ば確認のため張らやんごんなったい。じゃないですか。だから、今、期日前投票とは投票率を上げるためにだんだん緩やかになっとうでしょう。しかも、人んとは持ってっていないですよ。私だって、私の家内がそんなことをされたら黙っちゃおらんですよ。それは当たり前ですよ。それが夫婦のきずなち思うですよ。私はそう思う。夫婦のきずなは、もう今はすぐ若い者は別れるとかなんとか言うけれども、我々の年ごろは奥さんを大事にする、それが当たり前のことですから。腹かかれて私は当然と思います。

そして、今言われたように、Aさん宅に謝りげ2人で行かれたと。そのときに言われたでしょう、「あなつぁんたちは投票立会者のBさんと会うてきたかんもどうかんも」と言われたでしょう、どうですか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

私のほうは、その場におわびには1回目には行っておりませんので、ただ、本人さんとう前に、まずは事実確認をしたということでございます。電話をとった職員が大変御立腹をしてあるという状況でございましたので、非常に予期をしないような内容の電話でございましたので、面談して詳しい事実確認が必要ということで、すぐ選挙管理委員会事務局次長と電話を受けた職員2人でお話をお伺いし、謝罪を行い、対応について持ち帰ってきたという状況でございました、最初にお伺いしたきとは。

14番（矢ヶ部広巳君）

予期をしないというのは常識で考えられんこつがあつたということでしょう。常識で考えられんこつやったから、そうなつたわけですよ。しかも、やっぱりそういう場合は、なぜBさんとも会って、こげんか電話があつているがどうかということ、やっぱり私は行くべき。だから、なおさら腹かいて、「もうおまえどんとは会わん」と言われたんでしょうが。「あなたたちは投票立会者と会うてきたつかん」ち、御主人が言うたっでしょうが。「いや、会うてきとらん」ち。「そんな赤ちゃんのような用事なら来んな」ちいうて門前払いされて追ひ払われたんでしょうが。

対応がね、腹かかした上に、さらに火をつけておるわけよ。私はそう思うんですよ。何で

Bさん本人と会われて、そしてAさんと突合をして、行かんやったのが一番の間違いじゃん。それはどげん思うですか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

今回の件につきましては、選挙管理委員会が管理をしていた場所や時間帯ではない場所で発生しております。それで、先ほど申し上げましたように、まずは詳しい事実確認が必要であるとの判断で、期日前投票をされた市民の方からまずは詳しいお話を伺い、その後に立会人から話を伺うという手順を進めました。その結果、立会人の方が間違いを認め、謝罪をしたいという状況になりましたけれども、市民の方は謝罪の受け入れを拒否されたという状況でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

それは当然ですよ。何でそんな人と会うかち、それは腹かかすとがほんなこっちゃん。もうこれ以上私は言いません。言いたいんですけれども。

Aさんは、それはもう貴重な貴重な一票をされました。投票されましたんですよ。投票日にちょっと用のあるもんやけんが、仕事が終わってから3時過ぎに行かした。清き一票を投票されました。そんな人に、選挙投票立会者が、その場ならいざ知らず、何で翌日になって確かめられたのか。そんなことを今さら言って。しかも、勘違いやっただ、それは私は済む問題やないですよ。なぜ勘違いされたのか聞きたいんですけど、もうそれは聞きません。そんなこんな仕打ちが起きたわけですから、市長としてそれを聞きよってどげん思われますか。所見があればよろしく願いをいたします。

市長（金子健次君）

所見というよりも、今回、事件事案については、松藤選挙管理委員会局長から話を聞いて、私もびっくりをした、本当驚いたということでもございました。あってはならないことでもございましたしですね。今日、柳川市が投票が少ないという中において、貴重な一票を投じていただいたことについては、その方については感謝申し上げたい。恐らく今の心境は、もう二度と投票に行きたくないような心境ではなかるうかというふうに拝察をするところでもございます。

このたびの選挙立会人の言動によりまして、勘違いといっても、言ってはならないことを言っておられるわけでもございまして、もう二度とこういう事案が発生しないような形で対策を講じ、選任についても十分慎重に期日前投票の立会人については選任をしていただきたいなということで、選挙管理委員会の委員長に対しても再発防止策については強く、もう二度とないような形で、再発がないような形を講じていただくよう要請をいたしたところでもございます。この事案について、本当にあってはいけないような事案ですね、心から市長としてもおわび申し上げたいと思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。市長からそれを言われると何ち言われんと思います。よかったなら、そのAさん夫婦に対しても、電話でも私はいいと思いますよ、本当に申しわけなかったと、やっぱり一言言うてもらおうと気持ちがおさまると思いますから、よかったらお願いいたします。

市長（金子健次君）

早速おわびに参りたいというふうに思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。くれぐれもよろしく願いをいたします。

2番目の項に入ります。税金の口座振替金額の誤りの対処に一考をとということで、誤解のないようにしていただきたいのでありますが、私は何も仕事の上でのミスを言っているのではありません。人間である以上はやっぱり完全無欠ではありません。パーフェクトではありません。そういうことを言っておるものであります。

そこで質問をしますが、新聞報道によりますと、納税者が124人で、本来の総額14,240千円という額で間違いありませんか。

税務課長（野田栄作君）

お答えいたします。

新聞報道にもありましたとおり、市県民税の口座振替において、1期目に全額振替を希望されている納税者124名分、約14,240千円を誤って本来の税額の4分の1しか引き落としていなかったものでございます。

私どものミスで納税者の方に御迷惑をおかけしましたことを反省しております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

ところが、パソコンの入力ミスが原因で本来の4分の1、つまり4期分をもらわやんとば6月30日付で1期分しか口座引き落としをしていなかったと、そういう理解をしていいですか。

税務課長（野田栄作君）

4期分の税額を引き落とすべきところを、1期分、約3,780千円だけを6月30日に引き落としていたもので、議員御指摘のとおりでございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

そして新聞報道では、7月5日に、対象者124人の一人から、あら、えらいおろ税金ば引いてあるごたっ、一瞬喜ばれよらしたっじゃなかかんも。4分の1になったけん、柳川市は

銭持っとるけん安うなったばいなち。そして、柳川市はミスを知ったわけですよ。早う知らせてもらってよかったと、この人に感謝せやんと思います。

そこで、どのように市としては対応をされたのか、伺います。

税務課長（野田栄作君）

今回の分につきましては、納税者の方に御迷惑をおかけしたとの認識のもと、状況の把握が第一と考え、対象の方が何人いるのか、それと対象の方の住所、氏名、そして本来収納すべき金額は幾らだったのかなどの情報収集を行いました。その上で、一刻も早く電話でおわびし、その際、2期目に残り分の一括口座振替をお願いすることを課内において確認いたしました。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

日ごろ、複数での確認チェックというのはされていないのでしょうか。あるいは、たまたまそうだったのか。言わずもがなであります。私は何人かでチェックをするというのは基本中の基本と思っておりますが、どうでしょうか。

税務課長（野田栄作君）

今回の件につきましては、今、議員おっしゃったとおり、御指摘のとおりでございます。今回、1人の担当職員で処理を行ったためミスを発見できなかったものでございます。このため、緊急に課内会議を開催し、電算処理を行う際には必ず複数の職員立ち会いのもとで行い、チェックも複数の職員で行うよう指示を行いました。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

124人の対象者の中で、何人の方へおわびの電話をされたのか伺います。

税務課長（野田栄作君）

最終的には、122名の方に電話でおわびをいたしました。どうしても連絡がとれなかった2名の方には、おわびの文書を送付することで、電話でのおわびにかえさせていただきました。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

勤務時間外に電話をされたというのがお客様に対して非常に不安を、あるいは不信を抱かせていますが、勤務時間外は何件電話をされたのか、さらには、一番遅いのは夜何時ごろまでされたのか教えてください。

税務課長（野田栄作君）

今回につきましては、約70名の方が勤務時間外で、夜7時半ごろまで電話をかけたということでございます。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

私の同級生の方から、女の方ですが、私の家に電話がありました。「市役所の税務課の何々さんちおらっしゃってね、矢ヶ部さん」ち言われた。俺は知らんもんじゃいけん、議会事務局からもろうとるメンバー表ば2階さん上がって見げ行た。「おお、おらっしゃるばん、おらっしゃるばん」ち。「ああ、おらっしゃってね」ち。「それがね、何か電話ば受けたばってん、オレオレ詐欺みたいのごたつぱい」ち。「しかも、今あなたに電話するすぐ前よ」ち。「そんなら夜やんね」ちて。市役所の人が、「済みません、私のほうがミスしたたんも」ち。「そっじゃいけん、8月31日に一括振りかえさせてもらってよかかんもちいうて電話さした」と。しかも、その説明がもうはっきりせん。ようっと聞こえん。ぼそぼそやん。しかも後ろから誰かが小声でどうも教えよごたつち言うわけ。まさしくオレオレ詐欺ですよ。「私はこのままで眠れんけん、矢ヶ部さん、あんたのところにちょっと遅かったばってん電話したとよ」ち言うわけ。

いいですか。同級生ですから、75か76ですよ。後期高齢者ですよ。後期高齢者は寝るとも早かばんも。ましてや、女性のひとり暮らしというなら、寝る前にそういう電話がかかってきたら、やっぱりどきっとするですよ。私はそう思います。だから、不信に思われるとが当たり前ですよ。いつも防犯協会からチラシが来るでしょうが、電話でお金は全て詐欺ですよ。すぐに相談110番とか。まず、電話でお金の話が出たら詐欺を疑え、家族や警察に相談しましょうということで俺げさん電話がかかってきたっですたい。いつも特に高齢者は、高齢者の集まりで防犯協会なり、あるいは警察からそういうふうなチラシの指導がいつもありよります。だから、そういうチラシをいつも見ながら暮らしておるわけですよ。どうですか、そのこと。どう思われますか。

税務課長（野田栄作君）

対象の方が判明しましたのが7月6日の午後3時過ぎでございました。それから直ちにおわびの電話をすべきとの判断をしたところでございます。時間外もかけさせていただきました。それと電話の後ろで声がしたとのことですが、これにつきましては、市民税係全員で電話をしておりましたので、その声が聞こえたのだと思います。

勤務時間中には自宅にいらっしゃらない方も多く、夜に電話をいたしましたけれども、議員おっしゃるとおり、高齢者の皆さんともう少し配慮すべきだったと反省しております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

私もこの対象者の一人でしたから、28柳税第417号（平成28年7月21日付）のおわびの文書が郵便で送られてきました。7月5日か6日に市民から指摘を受けたのに、なぜ2週間以上も過ぎてからおわび文を発送されたのか教えてください。

税務課長（野田栄作君）

先ほども申し上げましたように、まずは一刻も早く電話でおわびすべきとの判断で電話連絡を優先させていただきました。対象の方全員に電話連絡がついた段階で、おわびの文書を送付したいと考えておりましたけれども、数名の方に連絡がつかず、結果的に送付がおくれたということでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

壇上でも言いましたけど、電話で柳川市役所の税務課の誰々ですと言うちゃ、やっぱり証明はでけんですよ。私はたまたま知っておるからいいけれども、普通の人にはわからんですよ。私は、だから文書を先にやっぱりやるべきち思うです。そして、さらに念を押すために電話でするならわかるですよ、こうして文書を送ったでしよと、市役所の誰々ですち。

それともう1つ、電話をされるときに統一されたひな型の文書を手にとって電話をしてもらいたい。人それぞれに説明の内容が違ったら、なおさらぼそぼそになりますからですね。特に、何度も言うようですが、オレオレ詐欺が一番社会問題になっておるときです。だから今回のように疑念を持たれたわけでありますから、まずおわび状を出されて、後で電話をされると、そういうのが筋ではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

税務課長（野田栄作君）

ひな型文書ということですが、今回につきまして、私どもも一定ひな型文書をつくりまして電話でおわび申し上げました。納税者の方々に不信感を持たれたことに対しまして反省しているところでございます。

それから、電話でおわびとともに、2期目に残りの分の一括口座振替をお願いしましたが、電話口でもあり、再度確認していただく意味で、おわびの文書の中に次回の口座振替額を記載させていただきました。

まずは、電話で今回の件をおわびし、その上で文書を送付したほうが納税者の方々から理解が得られるのではないかと判断をいたしました。議員におかれましては、このことにつきまして何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

4期に分けやんとばってんが、もう一遍に払うてもろうとるお客さんですから、私はありがたいお客さんだろうと思います。だから、人は差別しちやいかんばってん、それなりの対応をしていただきたい。ましてや、こういう問題が今後ないとも限らんわけですね。やっぱりどげんしたっちゃ人間がインプットするわけですから。そして、ずっと1年払いならよかばってん、中には、俺はこのごろ金が少のうなったけんがら来年な毎月払うと、それはまたやり直さやんけんですね。そういう面で市の税務課の方も大変だろうと思いますが、しかし、やっぱり市民は市役所の者な間違わんじゃろうち思うとるわけですから、そういうことであ

りますから、さらによろしくお願いをいたしたいと思います。

そこで、次に入ります。

3番目の項であります。さげもん祭り協力者への配慮をお願いいたしますということであり
ます。

雛祭りさげもんめぐりが始まりますと、さげもんのところで目印としてピンクののぼりの
旗がはためく姿をあちこちで見かけることになります。厳しい冬の寒さが過ぎて、やっと春
が来たという穏やかな晴れ晴れしい気分になります。ところが、こののぼりが私の勘違いか
なんか知りませんが、なぜか年々減っているような気がしてなりません。この10年の推移は
どうなっておるか、伺います。

観光課長（松藤満也君）

さげもんの見どころについての御質問でございます。

目印の旗につきましては、主催者の柳川雛祭り実行委員会が、ひな壇やさげもんの数の一
定の基準をクリアした見どころの目印としてピンクの旗をお渡しされてあります。

実行委員会のほうに過去10年間の推移をお尋ねしたところ、9年分しか残っていないとい
うことでしたので、年を追って申し上げます。平成20年が34件、平成21年が37件、平成22年
が43件、平成23年が37件、平成24年が31件、平成25年が37件、平成26年が34件、平成27年が
38件、そして、ことし平成28年が30件でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ということは全く減っていないということですね。そう理解していいですかね。

観光課長（松藤満也君）

毎年多少の増減がありますが、また来年ふえるかもしれんし、ちょっと今の段階で減少傾
向とも言えないかなと思っています。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

それは安心しました。大変いいことであります。

そこで、さげもん祭りの協力者の声を耳にします。まず、期間中1カ月余りを常に見とか
やん、大変ですよという声ですね。そして2つ目は、こげん協力しよっとにくさんもち、協
賛金まで取られるばんもという声を聞きます。それと、この議場ではちょっと言われません
が、そういうこともあるばんもと。それから、これは市長には申しわけないですが、これ聞
いた声やけんね、市のほうからちょっとしたお礼の挨拶もなかたんもちいうことを聞くわけ
ですが、実態はどうでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

3点の御質問をいただきました。1点目の期間中の1カ月余りを常時見とかんといかんと

ということにつきまして、実行委員会のほうに確認をしたところ、マップを掲載していただく方に基本的に雛祭り全期間の展示をお願いいたしておりますが、やむを得ない事情で無理な場合は、都合に合わせて期間を設定されてあるということですが、ただし、マップに掲載を出しました期間については、お客様に迷惑がかからんようにということで必ずその期間は展示をお願いしておるということでございます。

次に、協賛金のことです。協賛金を取られるということにつきましては、現在、実行委員会では祭り運営のために、マップの掲載料として営業をされてあるようなお食事どころが1件当たり20千円、単純にさげもんの見どころのところは10千円の負担をいただいたり、それ以外にも協賛金を幅広く集めておられます。

マップの掲載を行われる方の大半が営業をされている方ということで、広告の意味合いで掲載料をいただいているという状況であるということでございます。

次に、終わってからお礼がないということにつきまして、これも実行委員会に確認したところ、駐車場をお借りしたりとか、特別に御協力いただいた方には直接お礼にお伺いしているということですが、協賛金をいただいた方へはお礼の文書は発送しているというところでございます。

なお、マップ掲載の方へのお礼は行ってないということですので、今後、協力いただいた方に対してもできる限り感謝の意を示すとともに、御意見を伺っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、それによって20千円協賛金をもらってある方と半分の10千円もらってある方があるということですね。そうすると、通告していませんが、そのトータルは幾らもらえるということになるのか。28年の場合は30件協賛者がおったと。そのうち20千円もらいよつとと10千円もらいよつとおるばんと。トータルは金額では幾らですか。わからんならわからんでいいです。通告していませんから。

観光課長（松藤満也君）

実際が、うちも補助金を出して、補助金では最初のポスターと告知用のチラシをつくっております。この協賛金という分につきましては、まち歩きマップということで、手で持っていて観光していただくものをこの資金でつくっていただいているということで、実際集まったお金は恐らく四、五十万円ぐらいでこのマップを作成され ちょっと金額は確かでございますが、そのぐらいではないかと考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

今聞きますと、わずか四、五十万円ですよ。それは何とかならんものでしょうかね。どう

でしょうか、財政課長が言うですかね。通告はしておりませんが、これは市長に聞かやんでしょうね。

市長（金子健次君）

協賛をされている、自宅に飾ってあって、見に来てくれんかんもちいうことで旗も上げてあります。そういう方にお金も取ってあるということで、今初めて私は知りましたけれども、そういうことで、四、五十万円のお金やったら、逆に議会にお願いをいたしまして、そういう予算等も今後は、実際は現在のところは30件ほど推移をしておりますので、もっともっとふやしていきたいという考え方でございまして、あの期間に柳川に行けばどこに行ってもそういうことで飾ってあるし、見られるとお客さんに喜んでもらえるようなまちづくりをしていきたいと思います。少しは金が要るかもしれませんが、御理解のほどよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

さげもん祭りが終わりました、来年開催の参考として柳川市の観光課と賛同者との意見交換会というのですか、来年に向けてと。そういう反省会等はされておりますか、どうでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

実行委員会のほうは全体会と、その中に2部の部会が組織されておまして、次年度に向けて合同部会とか意見交換会を開催されておまして、市のほうからも参加いたしております。

先ほどございましたように、協力者の意見交換の場が実際ございません。実行委員会として、アンケートとか意見をいただく方法を検討するよう、実行委員会のほうにも申し上げて調整してまいりたいというふうに考えております。

14番（矢ヶ部広巳君）

答弁はもう要りません。

柳川雛祭りさげもんめぐりは一大イベントであります。協力者からやってよかったと喜ばれるものにしてもらいたいと思うわけであります。それで、この項を終わります。

最後になります。

なぜ墓地はという問題であります、壇上でも少し話しましたが、自分が持っている土地に新しく道路ができます。例えば、この辺でいったら有明海沿岸道路とか、あるいは385号バイパスとか、佐賀線の跡地道路とか。そうしますと、国や県が必要な分だけ買うわけですね。全部買うてもらうならそれがよかばってん。そうすると、当然残地が生じるわけですよ。その残地も広いならよかばってん、もう用なさん、狭くて、へんてこな形の土地である場合が多々あるわけですね。そこで、地主さんは非常に困っております。

そこで伺いますが、残地が希望どおり宅地とか、あるいは駐車場とか、変更できんものかと、そういう苦情を農家の皆さんから非常に聞くわけですが、法律はどうなっておるのか教えてください。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

矢ヶ部議員さん御質問の、道路新設され、残地が希望どおり宅地などに変更できないという苦情を農家からお聞きになられておると。農地法はどうなっているかということについてのお答えをしたいと思います。

農地法では、農地転用を判断する基準といたしまして農地区分を定められております。農地区分といたしましては、10ヘクタール以上の規模の一団の団地で、土地改良事業等の受益地の対象となった農地など、良好な営農条件をそろえている農地が第1種農地でございます。この農地は、転用の許可の方針では原則不許可とされておりますが、農業用施設、集落接続などの許可の例外規定が定められております。

次に、第2種農地でございますが、転用予定地内のおおむね半径500メートル以内に鉄道の駅、県総合庁舎、市役所などがある農地で、宅地化の状況が地域に隣接し、かつ、その地域内にある農地の規模が10ヘクタール未満である農地です。この許可の方針ですが、周辺の他の土地に立地することができない場合、代替地がない場合などは許可となります。

次に、3点目ですけれども、第3種農地というのがございます。この第3種農地は、転用予定地のおおむね300メートル以内に鉄道の駅、自動車専用道路のインターチェンジ、県総合庁舎、市役所がある農地や、また、農用地地域内の農地も含まれます。これらの農地転用の許可の方針は原則として許可となります。

なお、転用する農地が農用地区域内にある場合、事前に農業振興地域整備計画の変更により、農用地区域外から除外されている必要があるということでございます。いわゆる農振除外の許可が必要でございます。

農振除外、また農地転用については、除外要件や転用の基準が定められております。これまでも農振除外、農地転用をお考えの市民の方には、事前に大和庁舎に来ていただきまして、農振法を所管します農政課と農地法を所管します農業委員会事務局が連絡調整を図り、除外、転用の手続等の相談を受けてまいっております。今後も、さらに連携を図り、市民の皆様の相談に添えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

もう答弁は要りません。いずれにしても、ハードルは高いが、そういう相談があれば受けますよということで今答えられたようです。ひとつ市民の皆さんが喜ぶような行政をやっていただきたいと心から念じまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。
以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時10分 散会

平成 2 8 年 9 月 2 0 日 (火 曜 日)

柳川市議会第4回定例会会議録

平成28年9月20日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次													
副市	長	成松宏良													
教	育	長	日高												
総	務	部	長	高崎祐二											
会	計	管	理	者	田尻主範										
市	民	部	長	石橋正次											
保	健	福	祉	部	長	原忠昭									
建	設	部	長	大淵洋祐											
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	樽	見	孝	則		
消	防	長	橋	本	祐	二	郎								
人	事	秘	書	課	長	平	田	敬	介						
総	務	課	長	松	藤	敏	彦								
企	画	課	長	椛	島	謙	治								
財	政	課	長	島	添	守	男								
税	務	課	長	野	田	栄	作								
健	康	づ	く	り	課	長	大	石	涼	子					
福	祉	課	長	白	谷	通	孝								
学	校	教	育	課	長	木	下	隆							
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋						
建	設	課	長	待	鳥	哲									
農	政	課	長	林	誠										
水	路	課	長	松	永	泰	治								

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1 . 総務委員長報告について

議案第63号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第69号 和解及び損害賠償額の決定について

2．建設経済委員長報告について

議案第64号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第65号 平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第70号 町の区域の変更及び小字の廃止について

3．教育民生委員長報告について

議案第60号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第61号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第62号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第67号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

議案第68号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制
定について

請願第5号 養護老人ホーム「柳光園」にかかる施設の老朽化に伴う修繕・
営繕等にかかる経費負担軽減に関する請願書

4．決算審査特別委員長報告について

議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案第72号 和解及び損害賠償額の決定について

日程（4） オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会中間報告について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程 1 . 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第 4 回柳川市議会定例会最終日の日程について、9 月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程 2 が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程 3 が執行部追加提出の議案第72号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間といたしまして暫時休憩をとり、再開いたし、質疑終了後、即決といたしております。

日程 4 がオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会中間報告についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程 2 . 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9 月 1 日の本会議において当委員会に付託を受けた議案 3 件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第63号 認定

本案は、平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第66号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「285億8,630万6千円」に「7億7,256万4千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「293億5,887万円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳入19款4項3目雑入、非常勤職員公務災害補償保険金と歳出2款1項1目一般管理費、人事管理費での災害補償費に係る公務災害とその補償内容、3款1項7目介護保険事業費、包括的支援事業費で新たに雇用する社会福祉士の役割と今後の支援体制、同款2項2目児童措置費、保育所運営等事業費及び認定こども園運営等事業費の保育所等における業務効率化推進事業補助金に係る各施設での整備内容、6款1項3目農業振興費、農地・水保全対策事業費の多面的機能支払交付金の交付先及び今年度見込額、同項6目クリーク管理費での機械借上料及び同項9目農村環境整備事業費での水路整備工事費の内容、7款1項2目商工振興費、イルミネーション事業補助金の内容とその経緯、同項3目観光費、オール柳川元気プロモーション業務委託料の内容、8款1項1目土木総務費の老朽危険家屋等除却促進事業補助金の内容及び今後の見込みについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第69号 原案可決

本案は、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

市嘱託職員運転の公用車による交通事故に伴い、121万7,200円の損害賠償額として相手方と示談をしようとするものであります。

審査の過程で、不測の事態に備えた慎重なる安全運転に心がけることに加え、庁舎駐車場出入口での危険防止として、明確に認識できる出入口表示などの工夫検討についての意見要望がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

9月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第64号 認定

本案は、平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「10億6,402万3,323円」に対し、歳出総額「10億2,281万5,388円」で、歳入歳出差引額は「4,120万7,935円」の黒字となっています。

審査の過程で、一般会計からの繰入金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第65号 認定

本案は、平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受け、審査の過程で水道の広域化や長期的ビジョンについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第70号 原案可決

本案は、町の区域の変更及び小字の廃止についてであります。地方自治法第260条第1項の規定に基づき、柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から本市内の町の区域を変更し、及び小字を廃止するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

8月30日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件及び、9月1日本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりであります。

5 結果

(1)議案第60号 認定

本案は、平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「107億5,714万8,662円」に対し、歳出総額「108億2,426万4,147円」で、歳入歳出差引額「6,711万5,485円」の赤字決算となっており、前年度からの繰越金と基金繰入金を差し引いた、実質単年度収支では「2億2,186万6,242円」の歳入不足となっております。

審査の過程で、国庫支出金の減少の推移、C型肝炎の新薬使用の患者数、肝炎の新薬による医療費増加について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定と決定いたしました。

(2)議案第61号 認定

本案は、平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「9億4,059万2,809円」に対し、歳出総額「9億3,755万9,899円」で歳入歳出差引額は「303万2,910円」の黒字となっております。

審査の過程で、税の公平性を保つ取り組み、保険料収納率、徴収方法等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定と決定いたしました。

(3)議案第62号 認定

本案は、平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この貸付制度は、平成8年度をもって終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところで、平成27年度決算は、歳入総額「282万9,197円」に対して歳出総額「63万6,508円」となっております。

審査の過程で、貸付件数、収納済み額、償還率や償還終了年について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定と決定いたしました。

(4)議案第67号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。平成27年度決算に伴い歳入不足額が確定したため、歳出の前年度繰上充用金を減額補正するとともに、過年度国庫支出金等の返還金を増額補正するもので、歳入では、前年度繰上充用金の財源として確保していた国庫支出金を減額調整しており、歳入歳出それぞれ「1,899万6千円」を減額し、補正後の予算総額を「106億565万4千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第68号 原案可決

本案は、柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成28年10月1日に開設する大和総合保健福祉センター内の「トレーニングルーム」に係る利用対象者及び使用料の設定並びに条文の整備を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)請願第5号 不採択

本件は、養護老人ホーム「柳光園」にかかる施設の老朽化に伴う修繕・営繕等にかかる経費負担軽減に関する請願書であります。

本件については、平成21年11月25日契約締結の柳川市養護老人ホーム柳光園運営移譲に関する協定書等によれば、柳川市側のみが当該協定書等の解除権を有しており、やまと医正会側は当該協定書等の解除権はないこと。また、土地借地料についても、柳川市財務規則第128条に基づき、適正な価格であると思われること。もし、免除や減免となれば、同様に市有地を借りている団体など多方面にも影響があり当該法人のみ免除や減免などはむずかしいとの意見がありました。

反対討論では、請願事項の3番目にある国、県への申請支援は当然のことであるが、その他の事項については運営移譲に関する協定書の内容に照らしても、同意しかねるとの意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、採決の結果、賛成者はなく不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（荒木 憲君）（登壇）

議長の命により、決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

9月1日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了

しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第59号 認定

本案は、平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算収支といたしましては、歳入総額「322億1,675万4,588円」、歳出総額「310億8,514万1,119円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「11億3,161万3,469円」となっております。そのうち、翌年度への繰越財源「1億3,659万4,530円」を差し引いた実質収支額は「9億9,501万8,939円」となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、水路使用料減収の理由、市営住宅家賃及び駐車場料の納付状況、財産収入での土地貸付単価の根拠等について質疑がありました。

歳出審査では、再任用職員や嘱託・臨時職員の任用状況、建設工事及び業務委託の入札契約の執行状況及び落札率と電子入札の状況、定住促進事業費もえもんハウスの利用状況、元気ができる学校と元気クラブの関連性や事業開催の状況、野良犬・猫の状況と空き家対策、はたき海苔処理検討協議会負担金の内容と回収処理事業、頑張る農業応援事業費の新規作物調査委託料の成果、企業立地等促進費の専門職員の活用、二ツ川景観整備事業負担金、災害時の備蓄食料計画、市民文化会館（仮称）整備推進費の用地購入費、外国語指導業務委託料の人材と今後の活用等について質疑がありました。

なお、総括では、総額16億の補助金の洗い出し、同和関係予算の見直し、新規作物奨励金と伝統作物への予算の比重、学校の洋式トイレへの改修状況、未利用市有地の有効活用、多額の不要額と予算に対する事業の精査及び緊急性を考慮した予算執行等についての質疑及び意見がありました。

また、本案に対する反対と賛成の討論がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第66号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第69号 和解及び損害賠償額の決定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第64号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第65号 平成27年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第70号 町の区域の変更及び小字の廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第60号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第61号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第62号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第67号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第68号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第5号 養護老人ホーム「柳光園」にかかる施設の老朽化に伴う修繕・営繕等にかかる経費負担軽減に関する請願書について討論を行います。

初めに、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願に対する教育民生委員長報告は不採択であります。

請願第5号 養護老人ホーム「柳光園」にかかる施設の老朽化に伴う修繕・営繕等にかかる経費負担軽減に関する請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、20番梅崎和弘議員及び15番緒方寿光議員から反対討論の通告がっております。

初めに、梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。20番梅崎です。決算について反対討論を行います。

まず、1点目は同和関係、2点目が農業関係、3点目が漁業関係、そして、4点目が国保関係についてであります。

地方自治の役割は、住民の福祉の増進を図ることです。住民のために必要な支出に対しては大いに賛成であることをまず申し上げておきます。

第1点は、同和関係の決算です。

国、地方を合わせて総額16兆円以上と言われる予算を投入し、33年間にわたって同和立法による特別対策がとられてきました。同法律が2002年3月に終結しており、同和事業の完了、終結を行った自治体も増加しております。今回の同和事業に対する決算額は約70,000千円です。これに対し、各支部の組織人数などの報告ができないことは納得ができません。同和問題の差別解消、早期解決のための対策、行事のあり方など同和教育の見直し、国民的融和でこそ差別の解消につながる、このように思っております。全体的な検討が必要であり、一般会計へ移行すべきではないかと考えております。

第2点は、農業関係です。

日本の食料自給率は39%であり、米以外の作物をつくるという、いわゆる転作政策は40年近くになっており、転作率は48%近くになっています。米、麦、大豆を中心とした農業経営から、柳川独自の新規作物をつくるべきだという提案をしてきました。転作物研究費から生産振興作物調査委託料になっております。新規作物調査研究事業の目的として、本市の伝統作物や新規作物の導入を目指して、転作物調査研究圃場の設置業務を生産者と委託契約することにより、作形の前進化などの検討を推進する、このようにあります。その決算額ですけれども、ことしはカボチャの委託料として41,800円です。これでは目的に対しての本気度が全く見られません。農業は柳川の基幹産業です。TPP交渉が可決されれば、米、麦、大豆の農業経営に大きな影響を与えると、このように考えております。

第3点は、漁業関係です。

ノリ栽培を初め、宝の海有明海がよみがえり、昔のようにアサリガイ、赤貝、タイラギ、魚など多くとれるようになり、採貝業者の皆さん、そして若い漁業者の方たちが希望の持てる生活ができるような取り組みが必要だと思っております。

第4点は、国民健康保険税です。

国保に加入する人は減少してきており、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。実質単年度収支は220,000千円の歳入不足となっております。この歳入不足の主な要因として、国庫支出金約210,000千円、県支出金の約60,000千円が減らされている、このような報告がっております。これまで担当の職員さんたちが収納率向上のために夜中に家庭訪問をしたり、本当に日ごろ頑張っておられることが無駄になっている気がいたします。今後もこのようなことが続いたら、一般会計からの繰り入れ、これをもっと検討するべきだと思っております。

ほかにもありますけれども、以上、4点のみについての討論といたします。

議長（浦 博宣君）

次に、緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。私は議案第59号 平成27年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場での討論を行います。

冒頭ですが、平成27年度一般会計歳入歳出決算額は歳入が322億円、そして歳出が310億円で、差引額およそ11億円です。私はこの決算全てに反対ではございませんが、大きく2点の疑義がありますので、賛成できませんので、反対の討論を述べます。

皆さん御存じのように、柳川市の財政を考えますときに、特に平成27年度からは普通交付税の段階的な削減がスタートしておりまして、さらには本市は毎年毎年およそ700人の人口減少、そして、少子・高齢化などのさらなる進展によりまして今以上に財政状況は厳しくなると考えております。さらには3つの大型の箱物、つまりは市民文化会館、新クリーンセンター、そして火葬場の建設計画があります。それぞれ建設後は当然のことながら維持管理費は多大な額になると想定しております。

そこで、監査委員からの意見書にもありますが、限られた財源を有効に使い、そして、経常経費の削減などによって市民の視点に立った効率的、効果的な財政運営を図るということが強く求められています。

そこでまず、今回決算に賛成できない理由の1点目の疑義を述べます。

平成27年度決算におきましては、具体的には市民文化会館基本計画策定事業で5,200千円の決算の支出、さらには市民文化会館整備推進費でおよそ146,000千円の決算の支出があります。その内訳は、皆さん御存じのように、測量委託料4,120千円、設計業務委託料33,000千円、地質調査業務委託料2,770千円、ホール整備関連事務委託料430千円、そして、文化活動者育成プログラム実施委託料2,000千円、用地購入費97,300千円、補償金5,500千円で、平成27年度に支出済みです。

そして、私自身は一般質問におきましてパネルで説明をさせていただきましたが、今回、

施設の設計案が提出をされました。しかしながら、現時点におきましても、この施設の収支予測や維持管理費の試算、管理運営計画、管理運営費用の試算など、いまだに提出をされておらず、この9月議会においても提出はなされておりません。私は当然のことながら、市民文化会館基本計画及び市民文化会館整備推進費で合計150,000千円以上の支出がなされているということであれば、管理運営計画や管理運営費、そして収支予測などを同時に示されることが当然だと考えております。特に市の財政を圧迫するおそれのある維持管理費については、最低でも開館後5年程度の収支予測を立てなければ納得できないという市民の厳しい声もあります。また、収支計画を立て、誘致すべき団体があるなら、その団体と連携をベースにするなどして、そこから必要な設備を検討し、基本設計などに反映させるというのが筋ではないか、そういう市民の意見もあります。さらには市長は昨年平成27年9月議会において、私が質問させていただきましたが、答弁で基本設計とあわせて施設の管理運営費や収支予測を踏まえて管理運営方針を報告できるように準備するという発言をさせていただいております。しかしながら、あれから1年たったわけですが、現時点においても提出はありません。

私は今後、柳川市の財政が今以上に厳しくなる中で、監査委員の指摘にもありますが、効果的な財政運営を図ることが強く求められているということは当然のことであると思います。今回、収支予測、そして管理運営計画、管理運営費、維持管理費等々、いまだに示されていないということであれば、私自身は箱物を建設することだけが優先されているのではないかと考えております。特に重要な施設のソフト面で、つまりはイベント計画や管理運営計画、収支予測、そして維持管理費などを議論すると同時に、建物のハード面を練り上げていく、このことが重要ではないかと強く考えます。この点において、私は平成27年度決算には賛成はできません。

2点目の疑義です。

柳川市から16億円の補助金の支出については、支出金額の根拠が不明なものがあるようです。特に毎年毎年、同額で支出されている補助金があります。支出金額の根拠となる積算内容が明らかではないものも多々存在するようです。特に団体の組織や会員数も把握されておらず、さらにはここ数年間の会員数の推移さえつかめていないような団体へ毎年毎年、同額での柳川市からの補助金支出もあります。補助金査定の根拠は私は全くわかりません。

私は昨年の決算審査特別委員会において、今後、市の財政が厳しくなる中で、負担金、補助金などについては公平公正の観点で早急に調査して洗い直しをする必要があるのではないかと強く要望しました。しかしながら、今回の平成27年度決算の資料を検証する中では、補助金の調査及び洗い直しがどこでどのように反映されているのかは不明でありました。

以上、大きくは2点の疑義を感ずる理由から、私はこの議案への賛成はできません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありますか。

10番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木でございます。早速始めたいと思います。

この平成27年度一般会計決算については、毎年、私は疑義を持っておったわけでございます。と申しますのも、市の職員が退職後、再任用される。再任用制度の待遇、これについてしつこくしつこく毎年指摘をしてまいりました。しかしながら、今回の審査において前向きに検討するという前向きな答弁をいただきましたので、私は賛成ということで賛成討論をし、採決も賛成したわけでございます。

しかし、もう1点、市民文化会館の用地購入、昨年度の補正予算の審査の過程において、不動産鑑定評価額の1.5倍での購入は前例のないことで、今後、悪い前例となって市政運営に悪い影響を与えるということを指摘しました。今回の決算審査特別委員会においても同様の指摘をしたわけでございます。そして、この件がことしになって、市が計画をしている、ある事業の用地買収交渉の中で、その地権者から、市は市民文化会館では不動産鑑定評価額の1.5倍で購入しているのではないか、この土地も1.5倍じゃないと売れない、そういう悪い前例が影響を与えていることを指摘いたしました。市長は市民文化会館の用地は絶対に必要だから鑑定評価額以上で購入した、そして、さらに今後も絶対に必要なときには鑑定評価額を上回る購入もあると強い口調で審査終了後も申されました。この言葉は看過できません。行政が行う行為に絶対に必要、普通に必要、どんな違いがあるのでしょうか。

市民の生活と福祉の向上を目的として、市民から負託を受け、公平性と信頼性、安定性を持って市政運営を行うべき行政が絶対に必要、普通に必要などと色分けをするということは言語道断であります。何を基準に色分けをするのでありましょうか。絶対に必要だから不動産鑑定評価額を超えた価格で購入しても構わない、普通に必要なことだから鑑定価格どおりで購入する、こんなことがまかり通っていいはずはありません。厳しく指摘をしておきたいと思えます。

次に、緒方議員からも再三指摘をされましたが、平成32年4月開館を目指して建設される、この市民文化会館の大ホールの収容人数は800人とのことです。そのほかにも練習室、リハーサル室など、多くの諸室を有するものとなるようです。新たに建設される柳川市の象徴である市民ホールの収容人員が800人でいいものなのでしょうか。現在、柳川市には市民会館大ホール1,012人、それ以外に水の郷大ホール400人、大和町公民館大ホール500人、三橋公民館400人、あめんぼセンターなどなど、中小ホールが数多くあります。催しの規模と種類によって使い分けられています。数百人規模のものをもう1つふやす必要があるのでしょうか。

どうしても現在の市民会館を建てかえというのならば、1,000人を超える規模のホールは不可欠であります。数百人規模のホールばかりを持ち、将来、柳川市が1,000人を超えざるを得ない催しを行うとき、1,100人を超える大川市文化センター、1,500人を収容する筑後市のサザンクス筑後か大牟田文化会館を借りて実施するなどという情けないことにならないようにしなければなりません。それでも、どうしても音響のいい1800人規模のホールがよいと、そういうことであるならば、40億円もかけずとも10億円程度で現在の市民会館を改修すれば済む話であります。

今後の予算編成について以上のことを念頭にされるよう強く求め、終わります。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案第72号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第72号 和解及び損害賠償額の決定についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公德君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

先ほどの議案審議で執行部が提案いたしました議案を全て御承認いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、日程3．議案第72号 和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

概要を申し上げますと、平成27年2月23日午後2時45分ごろ、柳川市三橋町柳河69番地先国道208号線高架下交差点において、三橋学校給食共同調理場の配送車が矢ヶ部小学校から食器類の回収を行い、ハリウッド美容専門学校前の市道を東進している際、西鉄矢加部駅下の側道から南進してきた高校生が運転する自転車と衝突し、負傷させたものであります。こ

の事故に係る損害賠償額を3,383,724円と決定し、相手側と示談を行おうとするものであります。

なお、決定した損害賠償額は一般財団法人全国自治協会の保険金で支払われます。

どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会中間報告について

議長（浦 博宣君）

日程4 オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会中間報告について。

委員長の中間報告を求めます。

オスプレイ等の配備に関する調査特別委員長（伊藤法博君）（登壇）

議長の発言許可がありましたので、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会中間報告について報告いたします。

オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会が3月22日に設置されて6カ月が経過したので、委員会として議長に中間報告をさせていただきます。

防衛省から佐賀空港の自衛隊使用等についての要請があつてから2年以上経過しています

が、佐賀県内の関係自治体や関係諸団体と佐賀県との佐賀空港建設に関する公害防止協定等の取り決め、地域住民の反対等があり、今日まで佐賀県としてはっきりとした態度表明がなされていません。このため、佐賀県と柳川市との間には有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書がありますが、柳川市としても合意書について検討する段階ではありません。

今後も佐賀県の動向を注視しながら情報収集を行っていきたいと思います。

委員会の設置、活動の経過については記載のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（浦 博宣君）

以上で委員長の間接報告が終了いたしましたので、本報告に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われましたオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会中間報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これをもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成28年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 菊 次 太 丸

柳川市議会議員 梅 崎 和 弘